

平成26年～令和4年分 提案募集方式データベース

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)	
H30	1	11_その他	一般市	その他	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第158条第1項	地方自治法施行令第158条第1項に新たに「実費弁償金」を追加	公の施設に設置されている、市民が利用するための印刷機器について、指定管理者が料金を徴収することを可能とする提案。		—	
H30	2	11_その他	施行時特例市	春日井市	総務省	B 地方に対する規制緩和	国勢調査市町村事務要領	国勢調査調査員選考において税務関係者を避ける要件の廃止	国勢調査における調査員の選考要件の中の「税務に直接関係のない者であること」の記述を削除する。	<p>【支障事例】</p> <p>国勢調査では他の調査に比べて桁違いの調査員が必要で、確保対策を講じているが有効な手立てがないまま苦慮している。</p> <p>当市においては、平成27年調査でも一般公募での不足を職員で充てねばならず、事務職はもちろん消防職、保育職まで従事した。それでも足りず、1人当たりの担当調査区数を増やすことで充当した。税務関係課職員は約100人いたが、市町村事務要領で税務関係者は避けるように記載されているため従事しなかった。予備人員が確保できない今の状況が変わらなければ期日どおりに調査できなかつたり、調査できない調査区が出たりする可能性がある。</p> <p>【税務関係者が統計調査業務に従事することについて、住民が疑念を持つという懸念に対する説明】</p> <p>調査に従事した職員の中には多くの元税務関係課職員がいるが、税務の調査に利用されるとの誤解や苦情を受けたことはなく、県内の市町村にアンケートをした結果、他市町村でも同様であった。実際、調査票の中に税務調査に密接に関係し、通常の税務調査では知り得ない項目はない。元々、統計法で守秘義務が定められており、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律もある。個人情報に関する法律上での環境が整っており、統計調査の回答が他の用途に使用されないことは明らかである。</p> <p>また、市ではさまざまな分野で市民と利害関係にあるが、実際に国勢調査に従事した市職員が職員であることで調査対象から疑義を受けたり、トラブルになったりしたこともない。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>	
H30	3	03_医療・福祉	中核市	川口市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法施行規則第27条の14の2第1項第3号	国民健康保険の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化	限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27条の14の2第1項第3号の条文中の「保険料」について、条文の改正又は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。	国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、施行規則第27条の14の2第1項及び第2項に基づき認定し、同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っている。このうち、認定要件たる施行規則第27条の14の2第1項第3号について、条文中に示される「保険料」に、運用上、滞納に係る延滞金を含むとする市町村と含まないと解する市町村がある。本市においては、「保険料」には延滞金は含まないものとして取り扱っているが、そのような取扱いに対しては、保険料は滞納していないものの延滞金を滞納している者に対して限度額適用認定証を交付することになるため、滞納整理の見地から「保険料」には延滞金を含むと解すべきであるとの意見もある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>	
H30	4	07_産業振興	中核市	川口市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業信用保険法第2条	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度に係る市町村長等による特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	セーフティネット保証制度では、中小企業信用保険法第2条第5項又は第6項の規定により、市町村長等が特定中小企業者又は特例中小企業者の認定を行うこととされている。本提案では、市町村長等による当該認定事務を廃止し、保証審査を行う信用保証協会がワンストップで中小企業者からの申請を受け付けるようにすることを求める。	<p>【制度改正の必要性】</p> <p>経営の安定に支障を生じている特定中小企業者等が迅速な融資を受けられるようにすること。また中小企業者等が複数の窓口へ申請事務を行う負担を軽減すること。加えて、認定事務を行う市町村等の事務負担を軽減すること。</p> <p>【具体的な支障事例】</p> <p>融資に至るまでの時間的(経済的)・事務的負担が原因となり、本来セーフティネット保証制度の対象となり得る中小企業者が他の制度融資を利用している。認定に当たり、決算報告書等の多量の申請書類が必要となっている。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>
H30	5	03_医療・福祉	中核市	川口市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	健康保険法施行規則第53条 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条	医療機関受診の際の、身分証の提示を求める権限の付与	被保険者証の使い回し等への対策として、患者から被保険者証の提示を受けた際、その内容に疑義があると各医療機関が判断した場合、医療機関が患者に本人確認ができる身分証(マイナンバーカード・運転免許証等)の提示を求めることができる規定を設けるよう求める。	<p>【根拠法令】 健康保険法施行規則第53条 及び 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条</p> <p>【支障事例】 現行法規上は被保険者証の提示のみで保険診療が受けられることとなっているが、これでは被保険者証の使い回しの事例を想定した場合、写真による本人確認ができないなど、十分なものと言えず、現在、例えば被保険者証の記載事項と患者の見た目に明らかな差異があるといったような場合には任意で身分証等の提示をお願いしているところである。加えて、在留外国人の本人確認が容易ではないことも想定できるところであり、他人の被保険者証の提示を受けて診療をした場合、血液型やアレルギー等の情報を取り違え、重大な医療事故につながる可能性もないとはいえず、これらを防止する観点からも、本提案を行うものである。なお、本提案においては、閣議決定に従って、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが浸透すれば、ある程度支障事例は解決するものと思料する。</p>	—	
H30	6	10_運輸・交通	中核市	川口市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	航空法第132条、第132条の2、第132条の3 航空法施行規則第236条、第236条の2、第236条の3、第236条の6 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領	地方公共団体が実施する災害時使用を想定した無人航空機の飛行訓練時の区域規制や条件の緩和	地方公共団体が災害時等に飛行させることを目的に行う無人航空機の飛行訓練については、人口集中地区でもフェンス等で囲まれた場所で、安全を確保し、かつ無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況等を常に監視できる補助者の立ち合いがあった場合に限り、許可を不要とすること。 また、災害時の飛行を目的とする無人航空機の飛行訓練に係る許可・承認については、必要な飛行時間の実績を短くすること。	<p>【支障事例】</p> <p>当市消防局では、無人航空機の操縦者の確保のため、人事異動により毎年操縦士の育成が必要となるが、市の約9割が人口集中地区である川口市では、許可等を受けていない操縦者の屋外での訓練場所の確保に困難を極めている。(※許可・承認の要件に10時間の飛行経験が必要となる。)</p> <p>また、無人航空機(ドローン・ラジコン等)の飛行に関するQ&amp;Aにて、「無人航空機が飛行範囲を逸脱することがないように四方及び上部がネット等で囲われている場合は、屋内とみなすことができるため、航空法の規制の対象外」となる旨定められているものの、現在人口集中地区内で確保している練習場4か所はいずれも上部にネットを敷設することが困難であり、条件を満たすことができない。</p> <p>過去2年間許可等申請を行ってきたが、10時間の飛行経験を積むために、人口集中地区外の郊外まで移動しなければならず、通常業務や訓練と平行しての実施となるため、平成28年度は6か月、平成29年度は10か月の期間を要した。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>	

※空白セルの案件については、措置結果(水色タイトル帯)の部分について未対応です。

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。	令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。	【総務省】国勢調査市町村事務要領(抜粋)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_2">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_2</a>	総務省統計局統計調査部国勢統計課
6【厚生労働省】 (19)国民健康保険法(昭33法192) 高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」(施行規則27条の14の2第1項3号)に延滞金は含まれないことを、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」に延滞金は含まれないことを周知した。	【厚生労働省】全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議(平成31年3月12日付け保険局国民健康保険課説明資料)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_3">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_3</a>	厚生労働省保険局国民健康保険課
6【経済産業省】 (3)中小企業信用保険法(昭25法264) セーフティネット保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定(2条5項及び6項)については、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村に2018年度中に周知する。	—	セーフティネット保証の認定事務に係るQ&Aに、市区町村が認定を行う理由を追加し、周知した。	—	—	中小企業庁事業環境部金融課
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (14)航空法(昭27法231) 国土交通大臣の許可(132条)又は承認(132条の2)を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経歴が10時間に満たない場合であっても、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018年中に公表するとともに地方公共団体に通知する。	—	—	【国土交通省】飛行経歴が10時間に満たなくても認められた無人航空機の飛行の許可・承認の例(平成30年12月27日付け)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_6">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30futsuchi.html#h30_6</a>	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	7	03_医療・福祉	一般市	萩市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第7条第3項、「薬事法の施行について」(昭和36年2月8日厚生省薬務局長)	へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件を緩和していただきたい。	本市の中山間地域では、民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となったが、市内医療機関の協力により、国保診療所を開設し、週2日診療を行っている。また、本市出身の経営者が地域の医療事情を憂い、診療所の近隣に薬局を設置し、診療所の診療日にあわせて週2日開局しているが、採算性の問題から薬局の継続が困難な状況にある。そこで、当該薬局の管理薬剤師が開局日以外に他の薬局でも勤務できるよう、県に管理薬剤師の兼業許可を相談し、県から厚生労働省へ照会したが、昭和36年通知に基づき、「公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるものであり、兼務の許可はできない」との回答だった。なお、医師が自ら調剤することが法律上認められているが、医薬品の種類や効能は多様化、複雑化しており、専門家たる薬剤師が薬局において調剤することが望ましいと考えている。へき地においては薬剤師の確保が困難であるため、地域の暮らしに必要な薬局を維持することができなくなっており、薬局存続のため、住民による署名活動も行われている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	8	03_医療・福祉	指定都市	広島市、広島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の26 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条 生活保護法第29条	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できるものとされていない。こうした中、本市では平成29年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事案が2件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	9	11_その他	指定都市	広島市	総務省	B 地方に対する規制緩和	行政不服審査法第31条等(参考) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条第1項 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第42条第1項	行政不服審査法に基づく審理手続の簡素化	地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会が諮問を受けて実質的な審理を行う審査請求については、審査庁による審理手続に係る事務を廃止するよう求める。	国の情報公開・個人情報保護事務においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「行政機関情報公開法」という。)及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法の規定により、行政不服審査法に基づく口頭意見陳述等の審理手続を経ずに直ちに情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされており、迅速な審理が可能となっている。 一方、本市における情報公開・個人情報保護事務においては、広島市情報公開条例及び広島市個人情報保護条例に基づく開示決定等について、行政不服審査法に基づく審査請求がなされた場合、審査庁による口頭意見陳述等の審理手続を経て情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要があることから、国と比べて迅速な審理ができない状況にある。 実際、平成28年度及び平成29年度に、広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した審査請求のうち、11件の審査請求について審査庁が口頭意見陳述を実施した。 については、地方公共団体の情報公開審査会等が諮問を受けて実質的な審査を行う審査請求については、審査庁による審理手続を経ることなく、審査会に諮問できるよう、審理手続の廃止を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	10	11_その他	指定都市	広島市、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	・平成27年国勢調査 市町村の事務の処理基準 ・平成27年国勢調査 市町村事務要領(その1)	国勢調査の調査員の選考基準の要件緩和	国勢調査の調査員として税務関係職員も従事できるよう調査員の選考基準の要件緩和を求める。	総務省が実施する国勢調査では、調査に従事する調査員を、原則として民間人(登録調査員や地元町内会から推薦された住民)の中から市町村が選考している。 しかしながら、オートロックマンションやワンルームマンションを中心に、調査のための面接さえ困難な世帯が増加し、調査員のなり手が不足することから、本市では市職員を調査員として従事させ、調査を実施しているところである。 この調査員の選考に関し、国の事務要領では、「国勢調査の調査票が徴税や犯罪捜査の資料として利用されるのではない」という誤解を招くことのないようにするため」という理由により、調査員の選考要件を「税務・警察に直接関係のない者であること」としている。このため、本市の税務関係職員を調査員として従事させることができない状況にある。 これについては、税務事務での活用が調査目的とならないことは国のホームページ等で明確化されており、また、そもそも調査員には統計法上の守秘義務があつて他行政での転用が認められない制度上の担保がある。 今後の国勢調査の実施に当たっては、上記のように調査が困難な世帯がますます増加することや、登録調査員の高齢化が進むことを考慮すると、調査員のなり手がさらに不足し、これまで以上に市職員を調査員として活用することが必要になってくるものと見られる。 については、税務関係職員も国勢調査の調査員として市町村が選考できるよう要件の緩和を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (20)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (20)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭35法145) へき地における薬局の管理者(7条)については、当該地域における薬局の管理者の確保が困難であると認められる場合等であって、一定の条件を満たす場合において、都道府県知事等の許可を受けて、他の薬局において薬事に関する実務に従事することが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年3月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)]	へき地における薬局の管理者については、当該地域における確保が困難である場合等に、他の薬局で薬事に関する実務に従事することが可能であることを明確化した。	【厚生労働省】医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項に規定する薬局の管理者の兼務許可の考え方について(平成31年3月20日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_7">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_7</a>	厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iv)保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査(29条)のうち、労働者災害補償保険法(昭22法50)7条1項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に2018年度中に通知するとともに、全国会議を通じて周知する。	—	生活保護業務において、休業補償給付等の支給に関する情報を円滑に取得できるよう、照会先を周知するとともに、様式を統一した。	【厚生労働省】生活保護法第29条に基づく労災給付に係る調査について(平成31年3月29日付け社援保発0329第6号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_8">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_8</a>	厚生労働省社会・援護局保護課
6【総務省】 (16)行政不服審査法(平26法68) 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、附則6条に基づき、同法施行後5年を経過した場合の検討のための運用実態の把握に併せて、地方公共団体における運用実態、支障等を踏まえた上で、簡易迅速な審理との観点から有識者の意見も踏まえた検討を行い、2021年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 地方公共団体における行政不服審査の申立手続において、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方については、「行政不服審査法の改善に向けた検討会」における最終報告を踏まえ、引き続き検討するとともに、簡易迅速な権利利益の救済の観点から運用上の工夫について、ガイドラインの配布により周知する。	令和3年5月28日から、行政法学者で構成される「行政不服審査法の改善に向けた検討会」において、本提案の内容を論点として取り上げ、令和4年1月に最終報告が取りまとめられたところ。  検討会における最終報告において、 ・現状の審査庁による審理手続の実施は、行政不服審査法上の審査請求人に対する手続保障として設けられているものと考えられ、当該手続を行わないこととするのであれば、当該手続に替わる手続保障を担保する必要があると考えられること  ・情報公開条例に基づく処分等の審理手続の在り方については、情報公開制度特有の問題と捉えるか、条例で審査庁に代わる特別な審査機関を設けることが行政不服審査法上可能かどうかの問題と捉えるかなど、いくつかの考え方があり得るところ、この点について、現時点においては十分な集積が得られておらず、また、個人情報保護法の令和3年改正の施行後の状況も踏まえる必要があることから、今後、改めて実態を見極めつつ、検討を深めることが適当であると考えられること  等が示されたことを踏まえ、地方公共団体に情報公開審査会又は個人情報保護審査会が設置されている場合の審理手続の在り方について引き続き検討を行うとともに、最終報告を踏まえ、当面の措置として、簡易迅速な権利利益の救済の観点から、運用上の工夫(審査庁における審理手続を情報公開審査会等における調査審議の中で実施するよう促す等の対応)を令和4年6月28日に整備・配布した事務取扱ガイドライン等において示した。	—	—	総務省行政管理局調査法制課
6【総務省】 (12)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、地方公共団体及び調査実施者の意見を踏まえつつ、税務関係職員も対象とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (14)統計法(平19法53) (ii)国勢調査(5条2項)調査員の選考については、令和2年の次回調査から、税務関係職員も可能となるよう要件を緩和し、令和2年5月までに市町村事務処理要領を改正する。	令和2年国勢調査の「事務要領」には、税務関係職員を調査員とする際の留意事項を盛り込み、令和2年5月に地方公共団体へ提示した。	【総務省】国勢調査市町村事務要領(抜粋)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_10">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_10</a>	総務省統計局統計調査部国勢統計課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	11	11_その他	指定都市	広島市、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第37条第2項 公職選挙法施行令第24条第1項	選挙における投票管理者及び同職務代理者の要件緩和	選挙における投票管理者及び同職務代理者は、選挙の種類を問わず、選任要件を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法では、選挙当日の投票管理者及びその職務代理者(以下「投票管理者等」という。)は、「当該選挙の選挙権を有する者」でなければならないと規定されている。特に市の選挙(市長選・市議選)においては、市外に居住する市職員を選任できないことから、投票管理者等の選任に苦慮しているという実態がある。そこで、投票管理者等を「当該選挙の選挙権を有する者」ではなく、「選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	12	11_その他	指定都市	広島市、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第38条	選挙における投票立会人の要件緩和	選挙における投票立会人において、選任要件を「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	公職選挙法では、選挙当日の投票立会人は、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」でなければならないと規定されているが、有権者数の少ない投票区においては、高齢化や就業環境の変化などにより投票立会人を選任することが困難な実態がある。そこで、投票立会人を、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」ではなく、「当該選挙の選挙権を有する者」の中から選任できるよう要件緩和を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	13	11_その他	指定都市	広島市、広島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2、地方税法	電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化	電子マネーを利用した公金の納付が可能であることについて、法令で明確化することを求める。	地方公共団体の公金の納付方法については、現金による方法以外では、紙証、口座振替、クレジットカード等によることとされている。しかし、近年、民間企業における決済手段として電子マネーが急速に普及しているが、この電子マネーを利用した公金の納付方法については、法令において明確な規定がされていない。電子マネーによる納付が公金の支払方法の一つとして明確となれば、コンビニエンスストアなど公金の収納と電子マネーの扱いを同時に行っている場所での公金の納付がより一層進み、市民の利便性の向上が図られるとともに、収納率の向上も期待できると考えられる。そこで、電子マネーを利用した公金の納付が可能であることを明確化するよう求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	14	06_環境・衛生	中核市	富山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・墓地、埋葬等に関する法律 ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて(昭和43年4月5日環衛第8058号)	火葬場の経営主体について、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)の通知の明確化もしくは見直し	火葬場の設置・運営について、現行の通知では火葬場の経営主体は地方公共団体や宗教法人、公益法人等に限定され、民間事業者が経営主体となることを事実上制限している。一方近年はPFI手法等により民間事業者が火葬場の経営に参加する事例が見られる。この通知自体が古いものであり、かつ民間事業者の参入を閉ざしているような通知となっていることから、火葬場の経営許可にかかる民間事業者の参入について、時勢に合わせた通知の明確化、もしくは見直しを求める。	火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓理法の趣旨(永続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。近い将来高い確率で予想されている大規模地震が発生すると、多くの犠牲者が発生し、火葬場も被災すれば稼働不能に陥ることになる。その時には広域的な火葬で対応することとなるが、受け入れる側にも限度があり、上回る分については何らかの対応が必要になる。その対応としては、能力に余裕を持たせて火葬場を整備することも考えられるが、国の支援(補助)制度もないことから自治体の思うところとはならず、更に、多様に運営することができる民間事業者に、火葬の協力を求めるにも通知が支障となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	15	06_環境・衛生	中核市	富山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・墓地、埋葬等に関する法律	火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓地、埋葬等に関する法律(墓理法)に、都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度の位置付け	総務省は、公営企業の経営健全性の維持と住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を推進している。火葬場の設置・運営の広域化についても、下水道事業の広域化と同様、例えば都道府県を核として火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓理法に都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を位置付けることができるようにする。そこでは国、民間事業者等の協議会への参画を可能とする。国には火葬場の設置・運営の広域化の取組に係る技術的な助言その他支援を積極的に行うことを求める。	火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓理法の趣旨(永続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。自治体は限られた財源で火葬場を整備・運営し、使用料も安価にせざるを得ず、おのずと維持管理や利用者へのサービスは必要なものだけになる。高齢化と人口減少から財政事情が悪化する自治体にとっては、火葬場を維持することすら負担となり、更新は重い課題となる。このような課題の解決方法として、広域化を提案するもの。なお、下水道事業では平成27年の下水道法改正で、広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を法に位置付け、協議会には国、下水道公社等が参画できる他、国も広域化の取組を積極的に支援している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	16	10_運輸・交通	指定都市	浜松市、熱海市、御殿場市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第31条第1項 鉄道に関する技術上の基準を定める省令第39条	地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設の際の運用の見直し	地方都市において、地方公共団体が道路管理者として道路整備を行うにあたり、道路法第31条に基づき、道路と鉄道が交差する場合は、工事の施行方法及び費用負担について、鉄道事業者とあらかじめ協議・成立させることとなっている。一方で平面交差が認められ、踏切を新設するに至った場合、既存の踏切を撤却するよう全国一律の対応が求められるため、調整に多大な時間を要する。迅速な道路整備が可能となるよう、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、地方公共団体と鉄道事業者の協議状況を考慮するなど、柔軟に対応されたい。	【支障事例】 道路と鉄道の交差は原則立体交差ではあるが、多額の事業費、事業期間を要する。道路の交通量又は鉄道の運転回数が少ない場合、道路と鉄道の平面交差は認められているが、運輸局側からは、鉄道の運行本数に関わらず、踏切の存在そのものに事故危険性等の不安を感じていること及び、「踏切道の拡幅に係る指針」において踏切道の統廃合を推進していることから、法に明記されているものではないが、踏切を新設する際には、別の箇所の踏切除却を求められている。道路整備に伴い新規に踏切を設置する場合、鉄道事業者との協議のほか、踏切の除却箇所の選定・地元住民との調整(合意書)が必要となり、事業実施までに相当期間を要する(浜松市においては、計画策定から踏切除却の合意に至るまで約10年要した)。 【懸念の解消策】 当市を初めとした地方都市では、都市部と異なり、鉄道の運行回数が非常に少ない鉄道(1本/1H)もあるため、踏切の新設時の条件としては、全国一律ではなく、鉄道の運行回数や自動車の通行量等地域の実態、自治体と鉄道事業者との協議状況を考慮したうえで、都市部と地方部と異なる運用とする等、個別に判断されたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (i)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。 [措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号))]	選挙期日における投票管理者及び同職務代理人の選任要件については、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。	【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号) 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律新旧対照表 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について(令和元年5月31日付け総行選第19号総務大臣通知) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令_新旧対照表	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_11">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_11</a>	総務省自治行政局選挙部選挙課
6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (ii)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票立会人(38条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。 [措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号))]	選挙期日における投立会人の選任要件については、各投票所における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和した。	【総務省】新旧対照表抜粋_国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律について 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_12">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_12</a>	総務省自治行政局選挙部選挙課
6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	地方公共団体による使用料等の徴収については、電子マネーの取扱いが可能である旨を地方公共団体に通知した。	【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行第102号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_13">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_13</a>	総務省自治行政局行政課
6【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (i)火葬場の経営許可(10条1項)については、民間事業者に許可する場合に留意すべき事項を地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	火葬場の経営については、民間事業者が事業主体となり得ることを通知した。	【厚生労働省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について(平成31年1月11日付け薬生衛発0111第1号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_14">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_14</a>	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6【厚生労働省】 (10)墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48) (ii)火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の推進については、火葬場を経営する市町村から都道府県に広域化等の相談があった場合、都道府県はその対応に特段の配慮を払うよう、地方公共団体に2018年度中に通知する。 また、火葬場の健全かつ安定的な経営の永続性を確保するため、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に2019年度中に情報提供するとともに、定期的な調査等により、引き続き火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の実態把握に努める。	—	火葬場の広域化・官民連携については、市町村から相談があった場合には適切に応じるよう、都道府県に通知した。 また、火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例等を地方公共団体に情報提供した。	【厚生労働省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた火葬場の経営主体に関する取扱い等について(平成31年1月11日付け薬生衛発0111第1号) 【厚生労働省】火葬場の設置・運営に係る広域化・官民連携の取組事例について(令和2年3月27日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_15">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_15</a>	厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
6【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としないことを地方運輸局、鉄軌道事業者及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通知)]	踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】踏切道の新設に係る取り扱いについて(令和元年12月10日付け国鉄施第214号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_16">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_16</a>	国土交通省鉄道局施設課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	17	06_環境・衛生	一般市	袋井市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第8条、第11条、第15条の2の5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16	産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物の拡大	現在、廃棄物処理法の規定により、一般廃棄物を産業廃棄物事業者に処理させることができないが、有害物を含む廃棄物については、産業廃棄物処理業者であれば安価に処理が可能であることから、行政代執行による一般廃棄物の処分に関り、廃棄物処理法施行規則第12条の7の16に鉛を含むブラウン管ガラス等の溶融処理を可能とする規定を追加いただきたい。	【現状】 本市では、無許可で収集され破砕されたブラウン管ガラス(約860t)について、一般廃棄物として行政代執行により処分を計画している。この破砕ガラスには特別管理産業廃棄物の基準値である0.3mg/lを超える鉛が含まれており、これを安全に処理するため、廃棄物処理法施行令第6条第1項第3号に定める「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準に基づき管理型処分場への埋立処分ができない廃棄物」の基準を準用した処理を予定している。 【支障事例】 基準を超える鉛を含む一般廃棄物を処理できる事業者は全国でも数社しかなく、処理方法はコンクリート固化が中心で、運搬費も含め、処理コストが最低でも10万円/tと高額となる。その一方、産業廃棄物処理施設であれば、溶融処理において約5万円/tで処理が可能であるが、処理可能な産業廃棄物処理業者に上記処理を打診した結果、一般廃棄物処理施設の設置許可を理由として対応できないと3つの業者(東京都、宮城県、茨城県)が回答した。また、有害物を含む廃棄物であることから、生活環境を保全するために現地から撤去する必要があり、やむを得ず行政代執行による処理を行う場合、無許可で収集された廃棄物の処理については行政代執行の費用の回収が困難なケースが多く、大量の廃棄物の処理は自治体への財政負担が大きくなることが課題となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	18	03_医療・福祉	一般市	松戸市	総務省、財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第3項 地方税法第20条の11	地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善	国民健康保険料の滞納処分が必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第20条の11に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。	国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」(平成9年3月21日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第20条の11の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	19	03_医療・福祉	一般市	伊佐市、阿久根市、霧島市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和	福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことができるようにされたい。	福祉型児童発達支援センターとして多様な医療状況下にある子どもを可能な限り受け入れ、安全安心なセンターを保障するには、子ども個々の支援や医療ケアに習熟した看護師の常駐が不可欠である。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けていなければ求められる従業員数に看護師を含めることができず、センター運営の実情に合致していない。求められる従業員数に看護師を含めることができない場合には、新たに保育士等を確保する必要が生じることは、センターの安定的な運営を損ない、利用者にも不安を与えている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	20	11_その他	中核市	豊田市	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	B 地方に対する規制緩和	番号法第15条及び第19条 住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)	個人番号記載の住民票の取扱い	住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の別を問わず、請求者本人の住所あてに郵便等で送付することとなっている。一概にすべての代理人に対して郵便等で送付するのではなく、法定代理人にあたる場合は後見人登記簿や戸籍等で関係性を確認し、法定代理人に直接交付できるようにする。	代理人が取得する事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない等の理由が多くみられる。請求者本人が窓口に来ることができず、郵便等を受け取ることができない場合においても現行制度によると、請求者本人宛てに郵便等で送付している。 民法に規定のある制限行為能力者についても同様に取り扱うのでは、手続きの利便性に欠け、郵便等で送付することは個人情報保護の観点からも個人番号の性格に反する結果がおこりうると懸念される。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)14条第2項により代理人に交付する必要がない場合もあるが、住民票の請求に対して拒否する権限はないため、送付せざるを得ない状況である。 マイナンバーカードやマイナンバー通知カードを所持していない場合でも、番号法第14条第2項が周知されているならば、個人番号入り住民票は不要になる場合がほとんどであると考えられる。 しかし、税務署や年金事務所では個人番号の記載を求めており、制度の周知がされていないと見受けられる。 法定代理人に直接交付することを許容する法整備とともに個人番号入りの住民票の請求を減らすという面からのアプローチも必要であると思われる。 直接本人に手渡すという方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で対応するには現実的ではない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	21	03_医療・福祉	中核市	豊田市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条	放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。	本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開業時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。 【積算根拠】 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算 3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間) 525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	22	11_その他	中核市	尼崎市	内閣官房、総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方税法第22条(秘密漏えいに関する罪) 地方公務員法34条(秘密を守る義務)	正確な根拠に基づいた家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行うための、EBPMに対する課税情報目的外利用要件の緩和	本市では、EBPM(証拠に基づき政策立案)を推進しようとしており、家庭の経済状況と子どもの学力や健康の相関関係に着目した調査・分析を行いたいのが、所得情報のエビデンスとなる住民税課税情報を利用しようとする、地方税法第22条、地方公務員法第34条により情報の目的外利用が禁止され、これが取組の支障となっている。 他方で、空家等対策の推進に関する特別措置法のように、これを緩和する個別法もあることから、これを参考に、「EBPMのための調査研究」にかかる課税情報の目的外利用を可能としていただきたい。(249字)	【支障事例】 子どもの貧困問題をはじめ、学力や健康と所得との関係性は以前から指摘されており、今般、分析・研究を行うとともに、その結果を、エビデンスに基づく政策展開に反映し、その効果を市民に浸透させるべく、全力で取り組んでいる。しかしながら、こうした分析に際しては、個人の所得を悉皆で把握する必要があるが、その手段として、住民税の課税データを活用することは、現状、地方税法第22条との関係において、不適切であると考えられる。このことが、市民に質の高い政策を提供する際の大きな支障となっている。 【制度改正の必要性】 代替手段として、アンケートを用いて所得の情報を把握することが考えられるが、過去の経験から、回収率やその正確性に課題があり、アンケートによって実効性のあるデータを取得することは困難であると考えている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【総務省(2)】【財務省(1)】【厚生労働省(2)】 地方自治法(昭22法67)、地方税法(昭25法226)及び国民健康保険法(昭33法192) 国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等については、その徴収事務の円滑化を図る観点から、各市町村及び特別区内において連携が図られるよう、保険者である市町村及び特別区に2018年中に通知する。	—	—	【厚生労働省】国民健康保険料の滞納処分に必要となる滞納者の財産情報等に係る連携について(平成30年12月25日付け保国発1225第3号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_18">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_18</a>	—
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (8)住民基本台帳法(昭42法81) 本人等の請求による住民票の写し等の交付については、個人番号を記載した住民票の写し等を成年後見人に対して窓口において交付することが可能であることを明確化するため、2018年中に住民基本台帳事務処理要領(昭42自治省)を改正する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局長通知)]	—	成年後見人等の法定代理人については、窓口において、個人番号を記載した住民票の写し等を直接交付したとしても、適正な事務を担保することができると考えられ、このことを明確化するため、住民基本台帳事務処理要領の一部を改正し、周知した。	【総務省】住民基本台帳事務処理要領の一部改正について(平成30年11月27日付け総行住第196号通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_20">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_20</a>	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_21">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_21</a>	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	23	03_医療・福祉	都道府県	島根県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成26年厚生労働省令第121号)第12条第2項第1号、第31条	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。	・現在331疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に関わらず、毎年更新申請をされている。 ・更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要となっているが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、内容を確認する行政の負担はかなり大きい。 ・更新申請の際も新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	24	11_その他	一般市	由布市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法施行令第31条第1項	投票所入場券の交付時期の繰り上げ	選挙管理委員会の判断により投票所入場券の交付開始時期を繰り上げることができるよう公職選挙法施行令を改正すること。	選挙の投票所入場券は、公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、選挙の期日の公示又は告示以降できるだけ速やかに交付するものとされている。この規定に基づき投票所入場券を発送すると、郵送には数日を要するため、期日前投票が始まった後に選挙人のもとに到着することになる。選挙人の中には、投票所入場券がなければ投票できないといった認識の方もおり、公示(告示)日に入場券を発送したにもかかわらず、「投票所入場券がまだ届かないから期日前投票ができない。」といった苦情が必ず寄せられている。また、当該選挙人が投票所入場券を持たずに投票に来た場合、本人確認に時間を要するため、事務局の負担の増加につながる。なお、郵便局に配達日を公示(告示)日に指定して依頼をしたとしても、一日に配布できる軒数が限られているため、当日に届かない選挙人が必ず発生し、解決にはつながらない。以上のことから、自治体の規模や郵送環境等を考慮し、選挙管理委員会の判断で、公示(告示)の2～3日程度前から順次交付が可能となるよう規制緩和を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	25	02_農業・農地	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、高知県	法務省、厚生労働省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	出入国管理及び難民認定法	林業の技能実習2号認定に係る全国的な業界会内の合意形成要件の緩和	技能実習法第2条第1項に規定する技能実習の移行対象職種・作業へ林業を追加するに当たり、追加手続きにおける業界内の合意形成要件を緩和し、都道府県単位で業界内の合意形成が整った地域から「手挙げ方式」で行えるようにすること。		—
H30	26	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)	地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出	都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用に当たっての留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること	○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。 ○これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者としては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。  【参考】 ○当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール 平成28年7月～8月 事業者から29年度事業の要望書受付、ヒアリング 平成28年8月～9月 圏域ごとに地域医療構想調整会議で議論 平成28年9月～10月 全県規模の団体からの要望を受け付け、圏域ごとの地域医療構想調整会議の議論の結果を合わせ、地域医療構想戦略推進会において検討の上、29年度県計画(案)として承認 平成28年10月～1月 29年度県予算編成 平成29年3月～4月 国による県計画(案)ヒアリング 平成29年8月1日 交付額内示、要綱等発出 平成29年9月29日 29年度県計画書提出締切 平成29年10月～ 平成29年度事業開始	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	27	03_医療・福祉	都道府県	愛媛県、徳島県、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県	厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第32条第2項	児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターの決定による母子生活支援施設への入所制度の導入	現在、児童福祉法第32条第2項の規定により、福祉事務所の権限となっている母子生活支援施設への入所決定の権限を、児童相談所、婦人相談所及び配偶者暴力相談支援センターにも付与する。	・婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談や、児童相談所における児童虐待相談は、近年、高水準で推移している。 ・母子生活支援施設の入所世帯について、DV被害者が全体の半数以上を占めていることや、相談件数の状況からも母子生活支援施設に対する潜在的なニーズは高いと考えられるが、近年、入所世帯数は減少傾向にある。 ・これは、DV被害者等の要保護母子の初期の相談対応を行う機関は、必ずしも入所決定権を有する福祉事務所に限らないため、相談から施設入所による保護・支援に結び付いていないケースが多く存在すると考えられる。	—
H30	28	01_土地利用(農地除く)	一般市	魚沼市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	社会資本整備総合交付金交付要綱附属編第2編	都市再構築戦略事業における中心拠点区域の区域要件の見直し	社会資本整備総合交付金交付要綱において規定されている都市再構築戦略事業の中心拠点区域の要件について、人口集中地区内に限らず、立地適正化計画策定時の指標とした国勢調査において人口集中地区となっていた区域も認めるなど、対象区域の要件の取扱いを柔軟化すること。	本市には、中心的な図書館がないことが以前からの懸案でしたが、図書館建設を対象とした補助事業も無く、自主財源が乏しいことから事業は先送りされてきました。しかし、平成24年補正予算で図書館も対象施設となる「地方都市リノベーション事業」が創設されたことから、小出市街地に市民交流・賑わい創出のための地域交流センター及び図書館(教育文化施設)の複合施設の整備に向けて検討を始めました。その後、平成26年に事業名称が「都市再構築戦略事業」に改称され、立地適正化計画の作成が採択要件に加わったため、平成30年度の事業採択を目指し、魚沼市適正化計画を平成29年3月に策定しましたが、策定直後に平成27年国勢調査の結果が公表され、本市内の人口集中地区が消滅したことが明らかとなり、同事業を活用しての図書館(複合施設)の整備構想は断念せざるを得なくなりました。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (35) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii) 指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					
6【総務省】 (3) 公職選挙法(昭25法100) (i) 投票所入場券の交付(施行令31条1項)については、選挙の期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に交付できるよう、市町村の取組事例を調査し、次回の参議院議員通常選挙の前を目途に通知する。	—	投票所入場券の交付については、選挙期日の公示又は告示の日以後に、速やかに選挙人に公布できるよう通知した。	【総務省】投票所入場券の活用について(令和元年5月24日付け総行管第36号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fususchi.html#h30_24">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fususchi.html#h30_24</a>	総務省自治行政局選挙部選挙課
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (26) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64) 医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。 また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。 [措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]	—	医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱の毎年度の発出を廃止し、当該要綱と併せて発出している通知を可能な限り早期に発出するように措置した。	【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金の交付について(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知) 【厚生労働省】医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について(平成31年4月26日付け厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知) 【厚生労働省】地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成31年度の取扱いに関する留意事項について(平成31年4月26日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局高齢者支援課長、振興課長、保険局医療介護連携政策課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fususchi.html#h30_26">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fususchi.html#h30_26</a>	厚生労働省保険局医療介護連携政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	29	11_その他	一般市	佐伯市	法務省	B 地方に対する規制緩和	登記情報提供サービス電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第4条	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止	登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。	現行制度では、登記事項証明書等の公用請求が手数料の納付を要しない(登記手数料令第19条)のに対して、登記情報提供サービスの利用の場合には地方公共団体の職員による職務上の利用であっても指定法人を介した登記手数料の支払及び指定法人への協会手数料の支払義務が生じる。地方公共団体の職員による公用の請求又は利用が、いずれも公益性を帯びるものであり、(登記情報提供サービスの場合には指定法人を介すとはいえず)官公庁が相互に協力関係にあることを踏まえると、本質的には両者に手数料負担の考え方について差はないものと思われるため、登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。 【制度改正の必要性】 地方公共団体が、登記情報提供サービスの利用をより積極的に選択することが出来ることで、住民サービスの向上等を図ること。 【具体的な支障事例】 登記手数料及び協会手数料の支払義務が生じることは、地方公共団体による登記情報提供サービスの利用の積極的な選択を抑制する原因となっており、結果として登記情報を簡易かつ迅速に利用する選択が出来なくなっている。(緊急の対応を要する場面も多々ある一方、法務局の支局統合や市町村合併等により公的機関同士が遠距離になることもあり、対応に苦慮している。)固定資産税に係る特定の納税者からの問い合わせ対応等に伴い登記情報の確認が必要となき、地方公共団体が登記情報提供サービスを利用する場合には、手数料負担が当該地方公共団体の住民等の負担に帰せられることとなる。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	30	03_医療・福祉	指定都市	千葉市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○生活保護法第63条、第78条 ○「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)	生活保護問答集について、「法63条に係る資力について収入申告しなかった場合の取扱い」の見直し	「生活保護問答集について」の間13-21の事務取扱いにおいて、交通事故による保険金を大事に消費している者と、保険金を申告せず全て消費し生活保護を不正受給した者と比較すると、結果的に不正受給をしている者が得をしている支障が生じている。 本取扱いについて、生活保護法78条(徴収金)の適用期間を保険金受領発覚時までではなく、以後支給する生活保護費も適用対象とし、生活保護法63条(返還金)の適用分を除く全ての保険金に係る生活保護費についても徴収金適用できるよう、取扱いの見直しを求める。	生活保護問答集について(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)間13-21では、被保護者が保険金を受領し、保険金収入を申告せず全額消費した場合、「保険金受領から発覚時までの保護費については法第78条を適用し、次に資力の発生時から保険金受領時までの保護費については法第63条を適用し、なお残余があれば収入認定を行う。」とある。 当取扱いでは、被保護者が得た収入を申告せずに短期間に全額消費し、受領から発覚時までの期間が短い場合は支弁済み保護費が少額で、法第78条による徴収対象金額も少額となる。また、その後の対応として、法第63条を適用した後の残余額により概ね6か月以上保護を要しない状態が継続すると判断した場合、実施要領に基づき、生活保護を廃止する。しかし、被保護者が実際に受領した保険金を全額消費していた場合、再受給申請があった際に要保護性有とされれば、廃止後間もなく再受給となる。一方、受領した保険金を適正に消費し、適正期間生活保護を受給せず生活している者と、不正受給した者として、後者が得をしている状況が結果的に容認される。 当取扱いについて、平成26年に厚生労働省保護課へ見解を確認し「収入認定できない場合、保護を継続したまま、以降の支給保護費に対し、後に法第78条による費用徴収を決定しても問題ない」との回答を得た。しかし、当見解は間13-21による保険金受領発覚時までの期間のみ法第78条を適用するとの内容に矛盾する旨の再質問に対し回答が得られていない。 厚生労働省の見解のとおりであれば、法第78条の適用期間を間13-21の「発覚時」までとする取扱いの変更を要するため見直しを求める。	—
H30	31	11_その他	都道府県	千葉県、神奈川県	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法、社会保障・税番号制度における情報連携	マイナンバー制度における住民票情報の取得方法の適正化	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン(平成25年8月総務省作成)(以下「ガイドライン」という。)」において示す事務フローの正当性について、法制上整理したうえで、関係法令の改正等所要の措置を取る。 あるいは、適切に情報連携を行うため、新たな仕組み・フローを構築すること。(システム面の改修を含む。)	【ガイドラインに示される事務フロー】 多くの事務手続に使用される住民票謄本に相当する情報は、申請者のマイナンバー(個人番号)をキーとした情報連携によって得られる情報の対象外となっており、このことを補うために、ガイドラインで、 ①住基ネット端末によって「申請者との同一住所検索」を実施 ②①で得た個人番号を使って、情報提供ネットワークシステムへ「住民票関係情報」を照会 ③回答結果の世帯コードで、同一世帯を特定 することが「できる」とされている。 この方法は、申請者世帯がアパートや施設等の住所を正確に届け出ている場合や申請者が寮やシェアハウスに居住しているなど同一住所に複数世帯が存在する場合において、申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用してしまう可能性があるほか、照会結果はマイナンバーに履歴として残るため、申請者がどのような行政手続を行ったか、隣人が推測し得る状況となってしまう可能性がある。 【支障事例】 上記については、以下の問題があるため、現状、マイナンバーを用いて申請する各種手続において、住民票の添付を省略できていない。 ・申請者と関係のない隣人の個人情報を検索し、利用することは、県個人情報保護条例上制限されている、個人情報の過剰利用となるおそれがある。 ・申請者の行政手続の状況を第三者が推測し得る状況となることは、行政機関個人情報保護法違反となる可能性がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	32	10_運輸・交通	都道府県	千葉県	国土交通省	A 権限移譲	鉄道事業等報告規則第2条・第4条 旅客自動車運送事業等報告規則第2条・第4条 交通政策基本法第9条	鉄道事業・一般乗合旅客自動車運送事業の輸送実績報告等受理事務の国から都道府県への移譲(経由先の変更)	鉄道事業者は鉄道事業等報告規則に基づき、事業報告書及び鉄道事業実績報告書の国への提出が義務付けられており、一般乗合旅客自動車運送事業者についても旅客自動車運送事業等報告規則に基づき、事業報告書及び輸送実績報告書の国への提出が義務付けられているが、地域の公共交通の維持・確保の取組のため、都道府県が希望する場合には、輸送実績報告等の報告に関し、都道府県を経由して国土交通大臣に提出する方法を都道府県が選択できるよう変更を求める。	【現状】 鉄道事業等報告規則第2条により、鉄道事業者は事業報告書及び鉄道事業実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。同様に、旅客自動車運送事業等報告規則第2条により、一般乗合旅客自動車運送事業者は事業報告書及び輸送実績報告書を、国土交通大臣及びその主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長、運輸監理部長若しくは運輸支局長にそれぞれ一通提出しなければならないとされている。 【支障事例】 地域公共交通施策において、地方公共団体が担う役割・責務が交通政策基本法第9条で示されている一方、地方公共団体は鉄道事業者やバス事業者が国へ報告している路線ごとの実績等の情報を知り得ず、どの区間がどの程度赤字なのか、どの程度輸送人員があるかなど、地域交通の実態が把握できないため、需要喚起策を講じる・補助金等の財政補てんを検討するといったような、路線の維持等に必要な施策を進めることができない。 また、法的根拠等がなければ、事業者も情報提供の協力に応じないのが現状であり、直接の経由が困難ならば、路線の維持に必要な施策実施を目的として地方公共団体側が求めた場合に情報提供を受けることができるような枠組みを構築されたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>6【法務省】</b> (1)不動産登記法(平16法123) 電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。</p>	—	<p>電気通信回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、令和2年1月から運用を開始した。</p>	—	—	<p>法務省民事局総務課 法務省民事局民事第二課</p>
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【内閣府(8)】【総務省(9)】</b> 住民基本台帳法(昭42法81)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 申請書等に記載された世帯構成の確認方法については、申請者等への口頭での確認等により世帯構成を把握可能な場合があるなど、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け内閣官房番号制度推進室、総務省自治行政局住民制度課事務連絡)]</p>	—	<p>申請書等に記載された世帯構成の確認方法について、住民基本台帳ネットワークシステムによる同一住所検索で抽出された全員に対し、情報提供ネットワークシステムによる情報連携を必ず行うものではないことを明確化した。</p>	<p>【内閣府】【総務省】情報連携による世帯構成の確認方法について(平成30年11月27日付け事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_31">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_31</a></p>	
<p><b>6【国土交通省】</b> (10)道路運送法(昭26法183)、鉄道事業法(昭61法92)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)及び交通政策基本法(平25法92) (i)道路運送法94条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書(旅客自動車運送事業等報告規則(昭39運輸省令21)2条)に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法55条1項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書(鉄道事業等報告規則(昭62運輸省令9)2条)に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に2018年度中に通知する。 (ii)地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律4条4項及び交通政策基本法10条、12条、27条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に2018年度中に通知する。 また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	—	<p>鉄道事業者・バス事業者の事業報告書等に含まれる情報については、地方公共団体の求めに応じ、国土交通省から提供する仕組みを構築した。また、公共交通事業者に対し、地方公共団体の情報提供依頼に可能な限り協力する旨を通知した。併せて、地方公共団体と公共交通事業者が情報の共有・活用に取り組んでいる事例を周知した。</p>	<p>【国土交通省】一般乗合旅客自動車運送事業者・鉄道事業者に関する情報を地方公共団体に提供する仕組みの構築等について(平成31年3月28日付け国総計第154号、国鉄総第422号、国鉄事第383号、国自旅第298号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_32">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_32</a></p>	<p>国土交通省総合政策局交通政策課 国土交通省鉄道局鉄道サービス政策室 国土交通省鉄道局鉄道事業課 国土交通省自動車局旅客課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	33	03_医療・福祉	町	九重町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	保育教諭の経過措置等に関する見直し	幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならぬとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。 なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。	幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには10年に1度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。 免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。 経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのにに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。 以上より主に次の2点の支障を懸念している。 ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	34	03_医療・福祉	中核市	東大阪市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・児童福祉法第四条、第六条の二の二、第二十一条の五の十三 ・学校教育法第一条、第二百二十四条	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大	現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。	専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定を受けていなかったため、その事業所は諦めざるを得なかった。その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の相談があったが、本人の誕生日が5月であり、既に18歳に到達していたため、結局は利用には至らなかった。 このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校に進学した児童は、他の事業所に変更する必要があり、日中活動の場のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまうことは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かねばならず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いることとなる。さらに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者にも負担を強めている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	35	05_教育・文化	一般市	名張市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項 社会教育法第5条、第28条 図書館法第13条 博物館法第19条	公立社会教育施設の所管に係る決定の弾力化	公立社会教育施設の所管について、現行の関係法令では、教育委員会の所管と規定されていますが、条例により自治体ごとに各社会教育施設の所管を決定できるように制度改正を求めます。	平成29年3月「学びを通じた地域づくりに関する調査研究協力者会議」及び平成30年3月中央教育審議会諮問によれば、地域課題解決こそが社会教育において求められていることであり、そのための中核的な施設として社会教育施設がある、とされています。  当市では、平成28年度に、「名張市公民館条例」を廃止し、「名張市市民センター条例」を施行しました。これは、市民センターで学んだ知識や技術を地域社会へ還元し、地域の課題解決を推進しようとするものです。また、コミュニティビジネスなどを可能にすることで、地域活動やサークル活動の実践の場が広がり、更なる事業展開を図ろうとするものです。現行の社会教育法では、営利目的の事業が禁止され、活動の幅を狭めていたことから、市民センターへ移行することで、地域課題解決への環境が整うと判断したためです。  現在、地方自治法に基づく事務委任・補助執行により、首長部局の職員等に社会教育施設の運営を委ねることも可能ですが、最終的な責任の所在が不明確となることも懸念されます。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	36	11_その他	町	富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	総務省	B 地方に対する規制緩和	○改正地方公務員法第3条第3項3号及び22条の2 ○会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルP11からP12まで及びP46 問2-4	改正地方公務員法における「区長」の任用方法について	区長(町世話人)は、改正地方公務員法第3条第3項第3号に該当し、引き続き、特別職の地方公務員として任用することができるようマニュアルに明記する。	本町では各行政区の長(以下「区長」という。)は、地方公務員法第3条第3項第3号の規定に基づき、特別職の公務員として任用している。これは、行政実例(昭26年5月1日付 地自公発第179号福岡市長あて公務員課長回答)において、町世話人は同条同号に規定する特別職の地方公務員と考えるとされているところによる。しかし、平成32年4月施行予定の改正地方公務員法に関する総務省作成マニュアルでは同条同号の職が限定列挙され、区長は除かれることとなっている。これにより、区長を会計年度任用職員として任用する場合、新たに一般職の服務規定である「職務に専念する義務」、「政治的行為の制限」等が課されることは、区長となる者の私生活を著しく制限するものと思われる。本町では、区長の仕事は地域の必要な事項を町へ要望する等、基本的には町と地域住民の連絡調整が主となってっており、前述のような服務を課することは、区長業務に対する萎縮・敬遠につながり、ただでさえなり手が少ない現状を悪化させるものと思料する。加えて、人事評価制度が義務付けられるとのことであるが、町の職員が区長の業務を常時監督することは困難であり、評価の意義や項目・方法(特に、業績評価による目標設定及び評価結果の活用等)に対して疑問が残る。以上のことから、区長については従来通り特別職非常勤として任用できるよう改正を求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	37	03_医療・福祉	一般市	長岡市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化	法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直し等による書類の簡素化により、手続き時の負担軽減を図るもの	【現状・支障事例】 請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。 請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。  【参考】 第十回特別弔慰金の請求受付件数:3, 199件	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例については、5年間(令和6年度末まで)延長した。	【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_33">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_33</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xii)放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【厚生労働省】 (1)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後等デイサービスの利用対象児童の拡大については、専修学校・各種学校に通学中の障害児に関しても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を特に必要とするものとして市区町村長が認める場合は、その給付決定を行うことを可能とする。 [措置済み(児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号))]	放課後等デイサービスの利用対象となる障害児に、専修学校等に就学している障害児のうち、その福祉の増進を図るため、授業の終了後又は休業日における支援の必要があると市区町村長(特別区の区長を含む。)が認めるものを加える法律改正を行った。	【厚生労働省】「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について(通知)(令和4年6月15日付け厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_34">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_34</a>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
6【文部科学省】 (6)社会教育法(昭24法207)、図書館法(昭25法118)、博物館法(昭26法285)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭31法162) 公立社会教育施設については、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、地方公共団体の判断で条例により地方公共団体の長が所管することを可能とする。	—	公立社会教育施設(博物館、図書館、公民館等)については、地方公共団体の判断により、教育委員会から首長部局へ移管することを可能とした。	【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育関係法律等の改正について(令和元年6月7日付け文部科学省総合教育政策局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_35">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_35</a>	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (i)地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平29法29)で新たに導入される会計年度任用職員(改正後の地方公務員法22条の2)に整理されるいわゆる「区長」が担う業務の取扱いについては、委託による対応も含め、会計年度任用職員制度の導入に向けた事務処理マニュアルにおいて明確化し、地方公共団体に2018年中に周知を行う。 [措置済み(平成30年10月18日総務省自治行政局公務員部長通知)]	—		【総務省】会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの改訂について(通知)(平成30年10月18日付け総行公第135号、総行給第49号、総行女第17号、総行福第211号、総行安第48号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_36">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_36</a>	
6【厚生労働省】 (22)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018年度中に検討の方向性を示した上で、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (24)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭40法100) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、省令を改正し、簡素化する。 [措置済み(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第71号))]	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、省令を改正し、簡素化した。また、特別弔慰金に係る事務処理マニュアルを都道府県に配布した。	【厚生労働省】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第71号) 【厚生労働省】戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令の施行について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局長通知) 【厚生労働省】第十一回特別弔慰金マニュアル(厚生労働省社会・援護局援護・業務課)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_37">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_37</a>	厚生労働省社会・援護局援護・業務課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	38	03_医療・福祉	指定都市	京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3の2の4(1)	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。	企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に関与することが困難な制度設計となっていることから、「市町村・子ども子育て支援事業計画」において、保育の量の見込みがなく、定員割れの園が多数生じている区域においても地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じるなど、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	39	09_土木・建築	都道府県	石川県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 ・水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準(国土交通省水管理・国土保全局長通知)2(1)	水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準における包括承認事項の拡充	水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認) 当該包括承認ができる事項として、「災害対応等緊急性が認められる場合」を追加する。	【現行制度】 水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産について目的外使用を行う場合、地方整備局長等に対して財産処分承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。 一方、補助事業者等のうち地方公共団体が一定の条件下で行う財産処分については、地方整備局長あて財産処分報告書の提出をもって承認があったものとみなされる。(包括承認) 【支障事例】 平成30年1月11日から14日にかけての大雪(金沢市では7年ぶりに60cm超の積雪を記録)により、市内の雪捨場沿道の除雪が追いつかず、圧雪が残ったままであったため、運搬排雪車両の円滑な通行に支障を来した。 これを受け翌15日、主要幹線道路に隣接し、広大な緩衝緑地帯を持つ犀川左岸(さいがわさがん)浄化センターを新たな雪捨場とすることが適当と判断し、財産処分承認申請書を北陸地方整備局長に提出し、同局担当者へ一報のうえ承認を待たずに同日夜より雪捨場としての使用を開始した。その後、同月25日付で承認がなされた。 (1)雪捨場の開設準備、排雪運搬業者への連絡等の対応を行う中で、申請書類作成などの財産処分承認申請に係る事務が発生したことから、迅速な道路除雪の実施に支障を来した。 (2)申請から承認までの10日間は当該財産処分に法的根拠がない状態であり、法順守や事故時等の責任関係の観点から、地方公共団体として不安定な立場に置かれた。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>6【国土交通省】  (20) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務  国土交通省水管理・国土保全局所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請を可能とし、その旨を関係団体等に2018年度中に周知する。</p>	—	<p>国土交通省水管理・国土保全局所管補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請が可能であることを地方整備局及び地方公共団体に周知した。</p>	<p>【国土交通省】水管理・国土保全局所管補助事業等に係る財産処分承認基準の取扱いについて(周知)(平成31年1月7日付け国土交通省水管理・国土保全局総務課課長補佐事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_39">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_39</a></p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局総務課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	40	06_環境・衛生	都道府県	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県	厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	狂犬病予防法第4条 動物の愛護及び管理に関する法律第7条 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について(平成18年1月20日環境省告示第23号)第4(2)イ	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。 ((参考)犬の登録手数料3,000円、狂犬病予防注射3,000円、マイクロチップのデータ登録料1,000円(チップ装着代等は別)) マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。 また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組むことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	41	07_産業振興	都道府県	徳島県、京都府、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、愛媛県、高知県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	一般高圧ガス保安規則関係例示基準	水素ステーション耐圧部品等材料の対象範囲拡大	水素ステーションの整備促進の支障となっている水素ステーション耐圧部品等材料の対象範囲を拡大し、地球温暖化対策の推進と燃料電池自動車ユーザーの利便性向上を図る。		—
H30	42	07_産業振興	都道府県	徳島県、京都府、京都市、兵庫県、神戸市、和歌山県、愛媛県、高知県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	高圧ガス保安法第35条	水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検査方法の緩和	水素ステーションに係る都道府県知事等による保安検査方法を緩和し、水素ステーションの維持管理コスト軽減を図ることを求める。	【制度改正の内容】 水素ステーションの保安検査内容について、維持管理コストの軽減を図るため、既に学会その他の民間団体による設備の実態等に即した保安検査方法が指定されている、天然ガススタンドと同程度のものとして取り扱うこと。 【具体的な支障事例】 水素ステーションは年1回の保安検査で30日程度の休業が必要であり、FCVユーザーはその間、自動車を利用できないという極めて不便な状況に陥っている。また、検査費用もかさみ、水素ステーションの維持管理コストを押し上げている。	—
H30	43	01_土地利用(農地除く)	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、京都市、兵庫県、愛媛県、高知県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	保安林に関する事務の権限移譲	林野庁が所管しない国有保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	国有林と民有林が混在する区域(河川の氾濫防止を目的とした水害防備保安林等)において、公共事業(築堤等)の完了に伴い法第26条の2第1項により保安林を解除しようとする場合、権限が農林水産大臣と都道府県知事に重複することになり、事務が複雑となる。 国道の新設や改良で保安林の解除が必要な場合(公益上の理由)で、かつ県知事権限で解除可能なケースであっても、用地買収並びに分筆登記して国(国土交通省)の所有物となった後は、林野庁が管理する国有林で無いにもかかわらず、当該保安林の解除が農林水産大臣(林野庁)権限とされている。 本来権限委譲等がなされている保安林そのものには何ら変わりが無いことから、是正を強く求めたい。 公共事業の道路工事において、国土交通省が所有する保安林を解除しようとする場合、保安林の種類や重要流域にかかわらず農林水産大臣の承認を必要とするため、権限移譲により保安林解除事務の効率化及び迅速化が図られる。	—
H30	44	01_土地利用(農地除く)	都道府県	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、高知県	農林水産省	A 権限移譲	森林法第26条、第26条の2	保安林に関する事務の権限移譲	公益上の理由により必要が生じたときに保安林を解除する権限について都道府県への移譲を行う。	道路の開設・改良をはじめとする公共事業は各種法令等に則して行われ、保安林機能の維持・強化に資することも多いにも関わらず、重要流域であるか否かによって解除の権限が農林水産大臣と都道府県知事に区別されており、行政の一体性が損なわれている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【厚生労働省(23)】【環境省(6)】 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) 狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【厚生労働省(42)】【環境省(6)】 動物の愛護及び管理に関する法律(昭48法105) マイクロチップによる犬の情報登録(令元法39による改正後の39条の5及び39条の6)が令和4年6月に施行されること、当該規定による犬の登録及び狂犬病予防法(昭25法247)に基づき市区町村が行う犬の登録(同法4条)に係る窓口事務については、狂犬病予防法の特例(改正後の39条の7)に基づき、令和3年度中に省令を定め、令和4年6月から所有者情報の登録を行う情報登録システムを活用して一元化することとする。</p>	<p>令和元年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律39号)が成立・公布され、犬猫等販売業者については、犬猫へのマイクロチップの装着及び情報登録の義務が課された。狂犬病予防法に基づく犬の登録については、特例として、市町村長(特別区にあつては区長。)の求めがあるときには、環境大臣が指定する指定登録機関から市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し、環境省令で定める内容(所有者情報等)を通知することとされており、これにより、当該通知を狂犬病予防法に基づく犬の登録の申請とみなし、装着されているマイクロチップを従来市町村から交付されている鑑札とみなすこととされている。 令和3年6月には、指定登録機関として公益社団法人日本獣医師会を指定し、環境大臣の代わりに登録関係事務を行わせることとした。 令和3年9月には、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第276号)が公布され、犬及び猫の登録等に係る手数料を定めた。 令和4年4月には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年4月5日付け環境省令第16号)が公布され、マイクロチップの装着等の義務化に関する規定を定めた。 令和4年6月には、個人情報保護や情報セキュリティ等の課題を解消し、所有者情報の登録を行う情報登録システムの運用を開始した。</p>	<p>【環境省】「動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関の指定に係る決定について(通知)」(令和3年6月15日付け環境大臣通知) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令(令和4年4月5日付け環境省令第16号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.htm#h30_40">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.htm#h30_40</a></p>	<p>厚生労働省健康局結核感染症課 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	45	10_運輸・交通	知事会	九州地方知事会、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第48条	自家用有償旅客運送の実施主体の追加	市町村やNPO等による自主運行も困難な地域において、地域の公共交通会議で認められた場合には、地域住民の移動手段のために社会貢献的な活動として輸送サービスを行う商工事業者や、観光客の円滑な移動のために輸送サービスを行う旅館事業者等の民間事業者を自家用有償旅客運送の実施主体に加える。	【支障事例】 昨今、路線バスのドライバー不足は深刻であり、路線バス事業者による労働環境改善に向けたダイヤの見直し・運行本数の減便等が実施されているところ。また、路線バス事業者から利用者の減少による路線廃止の申し出があった地域において、地元自治体が赤字補填による路線維持を求めたところ、ドライバー不足のため、断られた事例もある。このように、人材不足が顕在化する中で、地元自治体は、限られた人的・物的資源の有効活用を図るため、交通事業者以外の主体による輸送サービスの活用を検討する必要がある。その有効な手段として、「自家用有償旅客制度」が考えられるが、事業主体が施行規則48条に限定列挙されており、全く活用できない制度となっている。  【懸念の解消策】 国交省は、「自家用有償旅客制度は運送業が成り立たない地域において例外的に認められるものであることから、非営利団体に限っている」としているが、自家用有償運送の制度において、その対価は実費の範囲内とされており、営利を追求できるものではないため、主体を非営利団体に限る必要はないと考える。また、法人格の違い(営利、非営利)によって、輸送の質が変わることにはならないと考える。そこで、輸送サービスそのものによる利益を目的とせず、社会貢献活動としての位置づけで輸送サービスを行う民間企業については、自家用有償運送の申請主体とすることを求めるもの。なお、自家用有償旅客制度の実施主体の登録にあたっては、各関係者が構成員となる公共交通会議等における合意が必要となるため、一定の正当性も担保できると考える。	—
H30	46	05_教育・文化	都道府県	徳島県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、美波町、愛媛県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則	地方と都市の学校を自由に行き来できる「デュアルスクール」制度の創設	地方への一時的な移住や二地域居住する家庭の児童が他の小学校で受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなす。	テレワークを活用し、都市部と地方を行き来する新しい働き方や「二地域居住」を行う家庭が増えているが、子供の教育が制約となることがある。新たな働き方やライフスタイルに対応した「新しい学校のかたち」の創設を徳島発政策提言において要望する中、昨年文部科学省から「地方移住等に伴う区域外就学制度の活用について」(通知)が出され、区域外就学制度を活用した短期間の学校間移動は承認を得られやすくなったが、転出入の度に除籍と指導要録の作成を繰り返すなど、またなお、転校事務手続を行う教員の負担や二校間の事務の非効率が生じている。	—
H30	47	03_医療・福祉	一般市	うるま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大	放課後児童支援員の資格要件に、沖縄県(各都道府県)の基準を満たす旨の証明を有している認可外保育施設で2年以上従事している場合であれば、実務経験を必要とする資格要件の対象者として認められるよう明確化して頂きたい。	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である「放課後児童支援員」の資格が設けられ、1単位ごとに2名の支援員を配置する必要があるが、支援員の資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園や小中学校の教諭資格などの有資格者、高等学校卒業者等であって児童福祉事業に2年以上従事した者、高等学校卒業者等であって放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの、が定められている。この、「児童福祉事業」又は、「放課後健全育成事業に類似する事業」の定義が不明確なため、県の基準を満たしている認可外保育所で従事している者が対象となるか判断できないため、新たに人材を確保している状況である。沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事業を民間である認可外保育施設等で実施してきた経緯があり、施設を新增設する民間事業所が増えてきていることから、学童クラブのニーズの高まりに対応するには、沖縄県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	48	02_農業・農地	都道府県	青森県	農林水産省	A 権限移譲	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項及び第4項、第19条第2項	農地中間管理事業における農用地利用配分計画認可の県から市町村への権限移譲及び縦覧期間の短縮又は廃止	農地中間管理事業の推進に関する法律(以下、「機構法」)第18条第1項の規定による農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の知事の認可について、農地の所在と賃借権の設定等を受ける者の住所が同一市町村の場合は、当該市町村長が認可できるようにすること。また、配分計画の2週間の縦覧期間を短縮または廃止するよう制度を見直すこと。	【支障事例】 農地法又は農業経営基盤強化促進法(以下、「基盤法」)による貸借の場合、農業委員会の許可、又は市町村長の公告までに要する期間は約4週間で、比較的短期間で手続が完了する。一方、農地中間管理事業による貸借の場合は、基盤法による農地中間管理機構(以下、「機構」)への貸付手続(市町村段階の4週間程度)に加え、機構と農地の受け手が賃借権等を設定する場合に必要となる配分計画は、知事が認可をすることから、審査、公告、2週間の縦覧期間(法定)などの県段階の手続きに約5週間かかり、事業の実施までに約10週間程度の期間を要している。このため、農地中間管理事業による貸付の手続きは農地法等に比べて長くなることから、農業者から敬遠される傾向にある。なお、平成26年度から配分計画を縦覧してきたが、これまで利害関係人からの意見書の提出は一度もない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	49	03_医療・福祉	施行時特例市	所沢市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第24条の2第2項	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくても社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している研修受講により調査業務を実施可能としていた。しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法第24条の2第2項によると、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に確認したところ、これに該当する省令が無いため介護支援専門員でないと調査はできない状況である。介護支援専門員は介護保険法第7条第5項に、要介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるように市町村やサービス事業者との連絡調整を行う者であって専門的知識及び技術を有する者と記載がある。このことから、介護支援専門員はケアプラン作成のために資格を取得するため、指定市町村事務受託法人が調査業務で募集をかけても応募が少なく人材確保が困難となっている。実際、本来であれば、平成30年4月から新規申請の調査も合わせて月540件の調査を委託するはずだったが、事務受託法人が介護支援専門員資格のある調査員を確保できないことにより、140件は市の調査員が行わなくてはならず負担がかかっている。このため、介護認定の申請から調査実施までに時間が掛かり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならないところ、40日以上かかることもあり、認定業務全体に遅れが生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【厚生労働省】</b>  (3)児童福祉法(昭22法164)  (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。  なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	<p>【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号)  【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_47">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_47</a>	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
<p><b>6【農林水産省】</b>  (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)  (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。  (iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt;  <b>5【農林水産省】</b>  (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101)  (i)農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。  [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]  (iii)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。  [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止した。 また、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、市町村の農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とした。	—	—	農林水産省経営局農地政策課
<p><b>6【厚生労働省】</b>  (27)介護保険法(平9法123)  (vi)要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt;  <b>5【厚生労働省】</b>  (30)介護保険法(平9法123)  (i)要介護認定に係る調査(27条2項)については、省令を改正し、指定市町村事務受託法人(24条の2)が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせることを可能とする。  [措置済み(老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号))]</p>	指定市町村事務受託法人による要介護認定等の認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加し、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることができること等を内容とする改正省令等を公布した。	<p>【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号)  【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_49">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_49</a>	厚生労働省老健局老人保健課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	50	03_医療・福祉	施行時特例市	所沢市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付金の返還金処理の円滑な事務の執行	子ども・子育て支援交付金の返還金処理の円滑な事務の執行	市町村は、子ども・子育て支援交付金について、交付を受けた年度の翌年度4月までに事業報告書を提出することが交付要綱により定められているところであるが、その後の国からの交付額の確定通知が遅く、交付金の返還金処理を翌年度の後半になって行っている。また同交付金に係る手続きについて、県からの確定通知は国よりも早期に発出されており、国と県の進捗に大きな差があることから、職員の事務負担となっており、国と県の返還金手続きを同時期に実施できるよう運用の改善を図りたい。	実績報告に基づき交付額が確定し、超過交付が生じた場合は返還金の事務処理を行っているが、例年、返還に係る国からの交付確定の通知が過年度となり(おおよそ翌年度末)、そのため返還金を補正予算に計上している。補正を行うと議決後でなければ返還の手続きに進めないため、事務手続きの負担となっている。国と県で返還金手続の時期が異なることから、類似の手続を繰り返し実施することになり、事務負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	51	11_その他	指定都市	さいたま市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条 地方自治法第158条	地方自治法施行令第158条(歳入の徴収又は収納の委託)における歳入科目の追加	公の施設に設置されている、市民が利用するための印刷機器について、指定管理者が料金を徴収することを可能とする提案。		—
H30	52	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2	重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和	常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。	○全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ペットボトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時～16時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。 ○重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12時～13時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間(9時～12時、13時～16時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。 ○就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中にサービスを利用できなくなることは、公平とはいえない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	53	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成29年12月21日付け子保発1221第1号・厚生労働省子ども家庭局保育課長通知により通知された『子育て安心プラン実施計画』作成要領	「子育て安心プラン実施計画」策定における算定基準の見直し	「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けることで、保育所等整備交付金の国庫補助率が嵩上げされるが、その嵩上げ要件を見直すこと。		—
H30	54	03_医療・福祉	指定都市	さいたま市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。	以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。 ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中であって、代替保育を提供するための職員確保が困難。 ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。 ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育ニーズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多く、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が当該施設を利用することに不安や負担を感じている。 ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	55	03_医療・福祉	一般市	南房総市、水戸市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。	南房総市においては、4、5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていく。現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。さらに、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【内閣府】 (11)子ども・子育て支援法(平24法65) (i)子ども・子育て支援交付金については、交付金の返還に係る地方公共団体の円滑な事務の執行が可能となるよう、毎年度可能な限り早期に交付金額を確定する。	—	前年度より早期に子ども・子育て支援交付金の額の確定を行い、地方公共団体へ通知した。	【内閣府】H30子ども・子育て支援交付金確定通知依頼書(令和2年1月24日)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_50">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_50</a>	内閣府子ども・子育て本部
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (vi)重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (22)障害者の雇用の促進等に関する法律(昭35法123)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 重度障害者等に対する就労支援については、職場等における介助等の支援を実施するため、重度訪問介護サービス利用者等に対する障害者雇用納付金制度(障害者の雇用の促進等に関する法律49条)に基づく助成金を拡充するとともに、地域生活支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律77条)の中に、企業が当該助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合に支援を行う「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を創設する。 [措置済み(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第205号)、令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)]	重度障害者等に対する就労支援について、職場等における介助等の支援を実施するため、重度訪問介護サービス利用者等に対する障害者雇用納付金制度(障害者の雇用の促進等に関する法律49条)に基づく助成金を拡充するとともに、地域生活支援事業の中に、企業が当該助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障害者等が自営業者等として働く場合に支援を行う「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を創設した。	【厚生労働省】障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部を改正する告示(令和2年厚生労働省告示第205号) 【厚生労働省】「地域生活支援事業等の実施について」の一部改正について(令和2年3月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_52">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_52</a>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することし、所要の措置を講ずる。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿(同令6条1項3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できることとする。 [措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))]	連携施設を確保しないことのできる経過措置期間を5年間延長するとともに、連携項目のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育事業所や市町村が独自で認証している保育所等から確保することが可能となった。	【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_54">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_54</a>	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (v)幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習(9条の3第3項)の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者に関して調査・検討を行い、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令4> 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (5)幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者のうち幼稚園教諭普通免許状が未更新により失効している者については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令4法40)により教員免許更新制が発展的に解消されることに伴い、過去に免許状を授与した事実に基づき免許状を再授与することが可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)]	教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正により、教育免許更新制を発展的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休眠状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなった。また、失効中の免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなった。	【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知) 【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_55">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_55</a>	文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	56	11_その他	都道府県	京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	・地方自治法施行令第143条第1項第4号 ・昭和38年12月19日付け自治庁発第93号行政課長通	会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」の属する年度と整理する場合の「履行があった日」の見直し	歳出の会計年度所属区分について、「当該行為の履行があった日」とは、「履行確認(検査)の日に限ることなく、期間帰属の観点から、翌年度に行為の完了を確認することにより、旧年度中に当該行為の履行があったと認められる日も含まれる」という解釈を示されたい。	昭和38年12月19日付け自治庁発第93号行政課長通知において、地方自治法施行令第143条第1項第4号の「当該行為の履行があった日」とは「履行確認の日」を指すとされている。しかし、警備等の庁舎管理業務は終日継続して業務が行われることから、年度末の給付行為の完了は職員が最終日の深夜0時に行う必要があり、過重な事務負担や実態に即していない完了検査となっている。また、3月31日24時までの業務の完了報告書を3月31日付けで提出させることについて、受注企業からもコンプライアンス違反になると難色を示され、対応に苦慮することがある。 当該事項は、平成27年12月に総務省の「地方公共団体の財務制度に関する研究会」から出された「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」でも、より実態に即した制度に見直すよう指摘されているところである。さらに、昨今の行政文書の取扱い厳重化という情勢変化も踏まえ、現行取扱いの根拠となっている昭和38年12月19日付け自治庁発第93号行政課長通知について、見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	57	11_その他	都道府県	京都府、滋賀県、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、八幡市、京田辺市、京丹後市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則、地方自治法	財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告の一元化	地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」という。)に基づく健全化判断比率の算定・報告について、全国の地方公共団体に共通の法定事務であり、今後も総務省において継続調査することが想定される事務であることから、自動転記等の機能を備えた普通交付税算定、決算統計と一元化された電子調査表システムを構築することにより、効率的に事務を進め、財政健全化法第3条に規定する「速やかな公表」が可能となることを求める。	例年、総務省が実施する普通交付税算定については、交付税算定業務支援システム(LasIs)により、地方財政状況調査、地方公営企業決算状況調査(以下、「決算統計」という。))については、地方財政決算情報管理システムによる提出とされている一方、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告については、エクセル様式によるメール提出とされている。 健全化判断比率の算定に当たっては、普通交付税算定における地方債同意等額や決算統計の数値を転記する項目が多いことに加え、エクセルファイルの管理等、人を介する作業が多いため、ケアレスミスが発生する可能性を有し、例年、財政健全化法に基づく健全化判断比率の算定・報告等の調査業務については、各地方公共団体において6～8月にかけて多大な時間を要する事務となっている。 また、都道府県市町村担当課においては、各市町村のデータを手動による貼り付けにより、総務省に報告することとしているため、こちらについても事務ミスが発生する可能性を有する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	58	07_産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、和歌山県、鳥取県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	中小企業高度化資金債権管理事務処理の手引き(平成29年5月(独法)中小企業基盤整備機構高度化事業部)	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けの廃止	高度化資金貸付金の違約金支払手続きに係る請求書発行依頼の義務付けに係る請求書の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	高度化資金貸付金に係る都道府県から(独法)中小企業基盤整備機構(以下、「機構」という。)への違約金支払手続きにおいては、都道府県から機構に対する請求書発行依頼を行うことが義務付けられており、機構は都道府県からの請求書発行依頼を元に請求書を発行されている。本提案では、都道府県から機構に対する請求書発行依頼の義務付けを廃止することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【制度改正の必要性】 違約金は、機構が元金の償還状況等を踏まえて都道府県に対して請求すればよく、請求書発行依頼は不要な事務手続きと考えられる。 【具体的な支障事例】 不要な事務手続きが義務付けられていることにより、事務処理期間の短縮が図られないとともに、都道府県に事務負担が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	59	07_産業振興	都道府県	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正	中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。	【支障】 近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成27年)。 しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「『世界一安全な日本』創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。については、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	60	02_農業・農地	都道府県	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第2項 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(告示)(平成12年3月30日農林水産省告示第453号)(改正 平成25年8月27日農林水産省告示2397号)	災害復旧事業の重要変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要変更の基準の緩和	【現状】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費の額(設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。)」が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額(その額が200万円を超える場合は、200万円。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るものうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにあつては、その額が2千万円を超える場合は、2千万円)を越えるものである場合、あらかじめ農林水産省(近畿農政局)に協議し同意を得る必要がある。 【支障】 災害復旧事業は、その性格から残土を取り扱うことが多いが、近年、現場の近隣で残土処分地の確保が困難となっている。災害査定時に処分先が決定していない場合、必要最低限の処分費用の計上しかできないが、その後実施にあたって、遠方に残土処分地が決定した場合に、処分費用や運搬距離の変更等の内容で重要変更となるケースが増えている。 重要変更となる基準が厳しいため、近年災害が多発する状況下では、このような簡易な内容であっても重要変更となり協議に時間を要している。 そのため、現行の基準を「3割以上かつ農地500万円以上、施設1000万円以上増減又は農地1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※)」とする等の緩和を行うよう求める。 ※H26年災 重要変更協議件数 84件 本案の実現により軽微変更となる件数 30件 効果約35%件数減	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>6【総務省】 (13) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率・資金不足比率の算定及び報告(3条1項、22条1項)については、詳細なシステム改修の内容や費用負担について地方公共団体と協議の上、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率・資金不足比率の算定に必要なデータを活用し、所定の様式に自動転記して提供する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【総務省】 (15) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平19法94) 地方公共団体の健全化判断比率の算定及び報告(3条1項)については、総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを所定の様式に自動転記して提供する仕組みを構築し、令和2年度から運用を開始する。</p>	<p>総務省の保有するシステムから活用可能なデータのうち、健全化判断比率の算定に活用可能なデータを自動転記する所定の様式及び自動転記マニュアルを作成し、令和元年度決算に基づく算定様式の提出から運用を開始した。</p>	<p>【総務省】健全化判断比率及び資金不足比率の提出等について(照会)(令和2年5月15日付け総務省自治財政局財務調査課長・公営企業課長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futsuchi.html#h30_57">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futsuchi.html#h30_57</a></p>	<p>総務省自治財政局財務調査課・公営企業課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>6【警察庁(1)】【金融庁(1)】【財務省(2)】【厚生労働省(14)】【農林水産省(1)】【経済産業省(1)】【国土交通省(3)】【環境省(1)】 中小企業等協同組合法(昭24法181) 中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	—	—	—	—	<p>中小企業庁経営支援課</p>
<p>6【農林水産省】 (4) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (ii) 災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【農林水産省】 (3) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) 災害復旧事業の変更(施行規則2条3号)については、変更協議を要しない工事費の増減額の上限を200万円から1000万円に引き上げる。 [措置済み(農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件(令和元年農林水産省告示第488号))]</p>	<p>災害復旧事業の変更については、変更協議を要しない工事費の増減額の上限を200万円から1,000万円に引き上げた。</p>	<p>【農林水産省】農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第二条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第三号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第四号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第五号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件の一部を改正する件(農林水産省告示第488号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futsuchi.html#h30_60">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futsuchi.html#h30_60</a></p>	<p>農林水産省農村振興局整備部防災課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	61	11_その他	都道府県	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	漁業法92条、93条	海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際における、補欠選挙実施基準の緩和	海区漁業調整委員会の公選委員の補欠選挙について、公職選挙法上の他の選挙同様、例えば、その当選人の不足数と足して2人以上に達したときとする等、補欠選挙実施基準の緩和を求める。	海区漁業調整委員会は15人(公選委員:9人、知事選任委員6人)の海区委員で構成されており、農林水産大臣が指定する海区にあっては10人(公選委員:6人、知事選任委員4人)の海区委員で構成されている。なお、京都府海区漁業調整委員会の場合は、農林水産大臣が指定する海区にあたるので、計10人の海区委員で構成されている。公選委員については、漁業法92条及び93条の規定により、1人でも欠員が生じたとき、直ちに選挙会を開き当選人を定めなければならないこととなっており、当選人を定めることができない場合、補欠選挙を行わなければならないこととなっている。海区漁業調整委員会の高い公益性に鑑みて同規定が設けられていることは推察できるが、例えば、公職選挙法113条に規定されている各種議会議員選挙の補欠選挙に係る要件と比較しても、最も厳格なものだと理解している。また、当該補欠選挙に係る事務については、準備期間は約1か月半にも渡り、説明会の開催や投票のための資材(投票用紙や不在者投票関係書類など、通常の議会議員の選挙同様の資材約50種類)の準備など、多くの事務を限られた人員で行わなければならない、事務的負担が大きい。特に、説明会等の各種事務で沿海市町村に出向く際は、京都市内の府選挙管理委員会事務局から沿海市町村まで距離が離れているため、移動が大きな負担の一つとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	62	10_運輸・交通	都道府県	京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第4条 貨物自動車運送事業法第3条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号)	旅客運送と貨物運送の掛け持ちに係る対象地域の拡大	道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについて、人口3万人未満の過疎地域である場合に限り、タクシー事業者による貨物運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされた基準の適用を、合併前の旧市町村単位とすること。	【現状】 道路運送法に基づく旅客運送と貨物運送の掛け持ちについては、国土交通大臣の許可基準が平成29年8月31日に公示され、平成29年9月1日以降は、許可の対象地域が、①過疎自立対策特別措置法で定められた過疎地域又はみなし過疎地域であって、②人口3万人未満の地域である場合に限り、タクシー事業者による貨物運送やトラック運送事業者による旅客運送などが可能とされたところである。京都府内では合併前は過疎地域であり、かつ人口3万人未満であった旧丹後町、旧久美浜町(現京丹後市)、旧日吉町、旧美山町(現南丹市)は、合併後市域全域が過疎地域・みなし過疎地域となったが、人口3万人を超えているため、貨客混載が可能な区域として示されている現在の要件を満たさず、対象地域外となっている。 【懸念の解消策】 当該地域は、零細なタクシー事業者しか存在しない、又はタクシー事業者がいない地域であり、タクシー事業者による貨物運送、トラック運送事業者による旅客運送が可能になることで移動手段の確保の観点や人材の有効活用の面からも地域の活性化につながるものと考えられる。 (本府の状況) ※①②の要件を満たす京都府内の地域は、京都市旧京北町、福知山市旧三和町・旧夜久野町・旧大江町(福知山市は、旧町単位のみなし過疎の指定がされている。)、宮津市、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町	—
H30	63	11_その他	都道府県	京都府、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	内閣府設置法(平成11年法律第89号)	死亡叙位叙勲事務に係る手続きの改善(提出書類の見直し)	栄典事務に係る手続きの改善(功績調書及び履歴書の簡素化、戸籍抄本等の提出の電子化)を求めるもの。	—	
H30	64	06_環境・衛生	都道府県	京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、関西広域連合	内閣府、環境省	B 地方に対する規制緩和	放射線監視等交付金交付規則 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金交付規則	原子力関係交付金の事務の簡素化	①「放射線監視等交付金」(原子力規制庁)及び②「原子力発電施設等緊急時安全対策交付金」(内閣府)(ただし、環境放射線モニタリングに係る部分に限る。)の経費算出に係る様式の統一など事務手続きの簡素化	①は平常時から原子力施設に対する環境放射線監視業務に係るもの。②は事故発生時の対応のためのモニタリング体制に係るもの。 両者の関係施設が同一地点にある場合、以下の様な非効率な事態が生じている。 ・土地の賃貸借料、電気代等の経費については各交付金毎に按分算出するよう求められており、膨大な事務量を要する懸念がある。(具体的には、目的外使用を避けるための用途制限や、契約等の分割、分割ができない場合は両交付金への費用按分(年度末の繁忙期に毎年必要)といった事務が想定される。) ・府県は両省のヒアリングを受ける必要があり、国も方針決定に当たり両省調整を要しており非効率である。 また、緊急時用途と平常時用途で必要とされる機能が異なる部分はあるが、基本的に同様の機能を有した空間放射線量率測定や放射能濃度測定等の機器を設置しており、使用目的が異なるというだけで、両設備に係る経費についてまで按分算出させる理由は乏しいと考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	65	11_その他	都道府県	京都府	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方自治体の補助金等の交付事務は、事業者からの実績報告書を審査し、補助金額を確定した上で、金融機関を通じた支払い手続きをするため、相当の日数を要することから、民間等事業者の地方創生の取組みを支援する間接補助事業等について、年度末までに補助金等の交付を完了させようとする、民間等事業者の事業期間を3月31日まで確保することができない。 例えば、中小企業の生産性向上のための設備導入等への補助事業において、企業が受注済の商品等の製造・納品後に設備の入れ替えに着手し、導入完了が年度末ぎりぎりになるケースが多いため、補助事業の活用を断念せざるを得なくなるなど、地方創生の推進に大きな支障となる。 なお、内閣府からは、間接補助事業者への補助金交付完了を3月31日までにこななければ当該年度の補助事業として完了したとはいえないとの指摘を受けているところ。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【農林水産省】 (3)漁業法(昭24法267) 海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。					
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【内閣府(15)】【環境省(10)】 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金 放射線監視等交付金及び原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付に係る事務手続については、ヒアリング時期を含め、地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、両交付金における事業の実施計画の変更や、資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても引き続き対応していく。	-	地方公共団体の事務負担軽減や円滑化等に可能な限り配慮するとともに、事業の実施計画の変更や資機材の取得及び整備等に関する各種相談についても対応した。	-	-	内閣府政策統括官(原子力防災担当) 原子力規制庁監視情報課放射線環境対策室
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	66	03.医療・福祉	町	砥部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条 児童館設置運営要綱	小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用	児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。 また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。 児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2名のうち1名が補助員の代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)第10条)となったことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制でも運営を可能としていただきたい。	現在、本町において、子ども・子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加したところ。 その結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員の応募を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	67	03.医療・福祉	町	砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し	介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに一括(広域的)で申請を受理及び指定できるように求めるもの	介護保険制度の改正により、本町においても平成29年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町から指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村すべてから指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。 現在、約50事業所の町内外の事務所が申請をしてくれているが、この申請は、今後も増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	68	08.消防・防災・安全	施行時特例市	茅ヶ崎市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本法第86条の8	災害対策基本法第86条の8第3項の改正。	市町村の地域内で災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護し、又は居住の場所を確保することが困難な場合、災害対策基本法第86条の8に基づき、他市町村に対し他市町村への避難(広域一時滞在)を協議することができるが、避難先とされているのは同条第3項で「避難所」のみとなっているが、これに「避難場所」も追加する。	○東日本大震災以降、洪水等も含めた様々な災害の被害想定が見直される中で、一市町村区域内での避難では、住民の安全が十分に確保できない場合も想定した防災対策を実施する必要がある。 ○また、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に関係なく、最も安全と思われる避難行動をとることができる体制を構築すべきと考える。 ○現状、災害対策基本法第86条の8では、同法第49条の7で想定される避難生活を送るための「避難所」について、第86条の8第3項で明記されているが、同法第49条の4で想定される災害の危険から緊急に避難するための「避難場所」については記述がないため、避難場所の提供を他市町村に求める際の協議を行う法的根拠が十分でない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	69	06.環境・衛生	一般市	笠間市	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条	一般廃棄物の収集・運搬手続きの緩和	公共施設から排出される一般廃棄物を、家庭から排出される一般廃棄物と合わせて収集運搬すること	本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条という自らの責任による適正処理を行う事業者として、同法第4条及び同法第6条の2という市町村の責務と明確に分離する必要があると考えられることから、公有施設から排出される一般廃棄物の収集運搬と家庭から排出される一般廃棄物を分離して収集運搬を行っている。 これにより、事務所管部署、予算措置、収集運搬委託契約行為から、実際の収集運搬作業に至るまで、両者をまったく分離することとなるため、家庭ごみ・公共ごみ共に同種作業(収集運搬処理業務委託)ではあるが、市財政支出が2つに分かれてしまうことになり、財政手続等で負担が生じている。 しかしながら、市町村の場合、事業者の事業活動と言っても、住民サービスを果たす活動であり、財源は、家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬と同じく自主一般財源により賄われるので、責務を明確に分離せずとも、両者それぞれの責務は果たされ、かえって、混在した形で果たすことにより、経費財源の縮減とともに、効率的な行政活動の確保に繋がるのではないかと考えられる。 また、一般家庭・公共施設双方で一番多く排出されるごみが同様の性質のものが多く、分けて収集運搬する意義も乏しいものと考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	70	03.医療・福祉	一般市	守口市	文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要領、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について	認定こども園施設整備交付金等の運用の改善	認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。	・現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。 ・平成29年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。 ・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7〜8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	71	02.農業・農地	都道府県	新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法施行規則第30条第4号、第57条の2第2項第1号	農地転用許可申請に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」の弾力的運用	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び信用があることを証する書面」について、許可権者の裁量で必要な添付書類を定められるようにする。	【支障事例】 農地転用許可申請については、農地法施行規則により「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」の添付が必須であるため、現在は国の指導により申請者に金融機関の証明書類(融資証明や残高証明書等)や通帳の写しの添付を求めている。 しかし、金融機関の証明書類等は、事業費が少額で事業実施に必要な資力に疑いのない場合であっても一律に添付する必要があり、申請者の負担(手数料負担等)となっている。 なお、許可申請に当たっては申請者から事前相談がある場合も多く、事前相談を通じて申請者の状況を把握していることや、申請について疑義がある場合は必要に応じて関係者への確認を行うことから、一律に金融機関の証明書類等を求めるのではなく、許可権者の裁量で「必要な資力及び信用があることを証する書面」を定めても適切な転用許可は可能と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	72	08.消防・防災・安全	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対する規制緩和	・電波法第102条の2から第102条の7 ・電波法関係審査基準第40条及び第41条	防災行政用無線の「伝搬障害防止区域」の指定に係る電波法関係審査基準の見直し	防災行政用無線については、全ての電波伝搬路が「伝搬障害防止区域」の指定を受けることができるよう、区域指定基準の一つである「電波伝搬路の中心線のすべて又は一部が地上高45m以上であること。」を見直す。	【支障事例】 愛知県と県内市町村等結び、各種防災情報システムの通信基盤となっている防災行政用無線回線が、名古屋市内に建設された高層建築物(地上高99m)による電波遮蔽のため、平成28年8月頃から一部通信できない状況となった。そのため、平成29年6月補正予算に195,434千円を計上し、迂回ルートを構築するための改修工事を余儀なくされた。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ix)児童館(40条)における児童の遊びを指導する者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)38条2項)の員数については、児童の遊びを指導する者1名とそれ以外の者1名とすることが可能であることを2018年度中に明確化する。					
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (v)介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定(115条の45の5)に係る事務については、地方自治法(昭22法67)に基づく協議会(同法252条の2の2)、事務の委託(同法252条の14)、事務の代替執行(同法252条の16の2)、一部事務組合(同法286条)、広域連合(同法291条の2)等の仕組みを活用し一括で行うことが可能であること及び活用事例について、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	総合事業の事業者の指定については、地方自治法の仕組みが活用できることや活用事例を周知した。	【厚生労働省】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料(平成31年3月19日厚生労働省老健局)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu1suchi.html#h30_67">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu1suchi.html#h30_67</a>	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
6【内閣府(6)】【総務省(7)】 災害対策基本法(昭36法223) (ii)指定緊急避難場所の指定(49条の4第1項)については、近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所を指定することが可能であることを明確化するため、改めて地方公共団体に2019年度中に通知する。	—	近隣市町村との協議により、当該市町村内に避難場所(指定緊急避難場所)を指定することが可能であることを周知した。	【内閣府】【総務省】指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の促進等について(平成31年1月24日付け府政防第60号、消防災第21号、国地応処第70号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu1suchi.html#h30_68">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu1suchi.html#h30_68</a>	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(総括担当) 総務省消防庁国民保護・防災部防災課
—	—	—	—	—	—
6【文部科学省(3)】【厚生労働省(8)】 児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金 (i)認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、引き続き、地方公共団体が円滑に手続を行えるようにするため、申請を行う際の事前協議の年間スケジュールの明示化等を行うとともに、その遵守に努める。					
6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) 資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領の制定について」(平21農林水産省経営局、農村振興局)で例示されているものに限らず、資金計画を客観的に裏付けるものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟な運用が可能であることを明確化するため、2018年度中に同要領を改正する。	—	資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、通知を改正し、柔軟な運用が可能であることを明確化した。	【農林水産省】「農地法関係事務処理要領の制定について」の一部改正について(平成31年3月29日付け30経営第3129号、30農振第4001号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu1suchi.html#h30_71">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosv/2018/h30fu1suchi.html#h30_71</a>	農林水産省農村振興局農村政策部 農村計画課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	73	01_土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・国土利用計画法23条第1項 ・国土利用計画法施行規則第20条第1項及び第2項	国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る副本提出の義務付け廃止	国土利用計画法の土地売買等の事後届出(第23条第1項)に係る事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法第252条の17の2)により、権限移譲を受けている市町村に係る土地売買等届出書については、副本の提出の義務付けを廃止する。	【支障事例】 国土利用計画法では、一定の面積要件等を満たす土地売買等の契約を締結した場合は、対象となる土地が所在する市町村を経由して都道府県に事後届出をすることが義務付けられ、同法施行規則により、正本(都道府県分)、副本(市町村分)及びそれぞれに添付する書類を提出することとなっている。当該届出に係る事務に関しては、条例による事務処理特例制度により権限移譲を受けている市町村※があり、そうした市町村においては正本の提出があれば足りるものの、国土利用計画法施行規則ではこうした場合の副本の提出についての取扱規定がないため、届出者は活用されることのない副本及びその添付書類を作成しなければならず、また、市町村は正副の届出書等2部を保管しなければならない。(市町村は、権限移譲を受ける前は、副本等1部を保管。)  ※愛知県内では、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、津島市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、岩倉市、愛西市、豊山町、東栄町及び飛島村(平成30年4月現在)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	74	03_医療・福祉	都道府県	愛知県	消費者庁	B 地方に対する規制緩和	健康増進法第26条第2項	食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務の廃止	健康増進法における特別用途表示の許可申請について、営業所(本社、研究所等)の所在地の都道府県經由事務を廃止し、申請者から直接、内閣総理大臣(消費者庁)へ申請することとする。	【支障事例】 現行制度では、食品の特別用途表示の許可申請は、営業所の所在地の都道府県(窓口は保健所)を経由して消費者庁に提出することとされている。また、許可書についても、消費者庁から都道府県(本庁、保健所)を経由し、申請者に送付される。実質的な審査等は消費者庁が行っており、都道府県が行っている事務は必要部数や書類項目の確認といった形式的なものであり、都道府県を経由することによって、却って実質的な審査開始までに時間がかかっている。なお、申請書は郵送による提出が可能のため、保健所が窓口となる必要はないものと考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	75	10_運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第7条第1項	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る生活交通確保維持改善計画の記載事項の簡素化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)の申請に係る、生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)において記載することとされている「地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額」(以下「維持事業に要する額」という。)の、2・3年目分については、前年度から運行形態(運行距離、運行回数等)に変更がないと予定される場合は記載を不要とする。	【支障事例】 補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。この計画による補助の対象期間は1年のみであるが、計画には、向こう3ヵ年の維持事業に要する額を記載しなければならない。しかしながら、国庫補助算定額の基準とするのは、1年目の維持事業に要する額のみと思量される。また、年度ごとで運行形態に変更がない場合、1年目と2、3年目の維持事業に要する額に生じる差は、曜日配列の違いによるもののみであり、金額としても補助対象路線1本につき1万円程度のわずかな差である。このように、2年目、3年目の維持事業に要する額を算出する必要性に乏しい場合でも、当初申請にかかる計画の策定時に、本県では、補助対象路線61本(平成29年6月現在)の2年目、3年目分の維持事業に要する額を算出する必要があり、相当の事務負担を要している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	76	10_運輸・交通	都道府県	愛知県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第9条第1項、同第25条	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金のうち車両購入費に係る金融費用について変動金利を適用した場合の対応の柔軟化	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(以下「補助金」という。)のうち、車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助に関し、変動金利を適用している場合には、「生活交通確保維持改善計画(以下「計画」という。)に記載する補助対象経費について、過去一定期間の金利変動幅や金利の平均といった根拠をもとに、安全率を見込んだ数字(上限見込み額)を記載できるようにする」、「変更に係る申請は、借入先から利率変更の通知があつてから、速やかに行うこととし、変更後の金利が適用される前に計画の認定が間に合わなかった場合でも、新しい金利を遡及適用する」といった柔軟な対応を可能とする。	【支障事例】 補助金の申請をするためには、それに先立って、行政、交通事業者等で構成する協議会が計画を策定・提出し、国土交通大臣の認定を受ける必要がある。補助金には複数の補助対象事業が用意されているが、このうち車両購入費に係る金融費用(借入金の利息)の補助を受ける場合、計画策定時点の金利によって算出した補助対象経費を記載する必要がある。計画認定後、金利の上昇により、補助対象経費が増額となる場合は、あらかじめ国土交通大臣から計画の変更について認定を受ける必要があり、当該認定申請は、上昇した金利が適用される1か月前までに提出するよう求められている。(認定申請が間に合わなければ、金利上昇による経費増分は補助対象外となる。)しかし、本県においては、借入先から事業者に対する利率変更の通知は必ずしも金利適用の1か月前となつておらず(借入先の決まり等に基づく)、申請に係る手続(協議会の開催など)を考えると、申請期限までに変更申請が間に合わない場合には、補助対象事業者が金利上昇分の補助を受けられない事態が生じる。また、金利の変動の度に、協議会において関係市町村長や関係バス事業者代表者等を交えた議論を経て申請を行うことは、大きな事務負担となる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	77	11_その他	村	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 電太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン	太陽光発電施設の撤去に関する方針の明確化	太陽光発電施設を撤去する前に事業者が倒産した場合の施設撤去に向けた方針を明確化する。		—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (17)国土利用計画法(昭49法92) 土地売買等の事後届出(23条1項)の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により、当該事務を処理する権限を移譲されている市町村(特別区を含む。)においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	事務処理特例制度に基づき土地売買等の事後届出の受理事務を行っている市町村においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、届出の副本の提出を不要とし、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に通知した。	【国土交通省】条例により事後届出に係る権限の移譲がなされている場合の国土利用計画法施行規則第20条第1項の運用について(平成31年3月8日付け国土企第81号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_73">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_73</a>	国土交通省土地・建設産業局企画課
6【消費者庁】 (1)健康増進法(平14法103) 申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務(26条2項)については、廃止する。	—	申請者が内閣総理大臣に対して行う食品の特別用途表示の許可申請に係る都道府県經由事務については、廃止した。	【消費者庁】新旧対照表抜粋_第9次地方分権一括法 【消費者庁】「特定保健用食品の表示許可等について」の一部改正について(令和元年6月7日付け消食表第61号) 【消費者庁】「特別用途食品の表示許可等について」の一部改正について(令和元年6月7日付け消食表第68号) 【消費者庁】特定保健用食品に関する質疑応答集の一部改正について(令和元年6月7日付け消食表第93号) 【消費者庁】特別用途食品に関する質疑応答集の一部改正について(令和元年6月7日付け消食表第90号) 【消費者庁】[概要]特別用途表示の許可に係る都道府県經由事務の廃止について	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_74">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_74</a>	消費者庁食品表示企画課
6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (21)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (ii)地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」(平23国土交通省)で定められた、当該計画に記載する補助対象年度以降の費用等の記載様式を改正し、補助対象年度の計画と比較して、変動が軽微な場合には、その旨を記載することで足りるものとする。 [措置済み(平成31年4月24日付け国土交通省総合政策局長・自動車局長通知)]	補助の申請時に策定する計画については、様式を改正し、軽微な変動の記載省略を可能にした。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡) 【国土交通省】地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_75">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_75</a>	国土交通省自動車局旅客課
6【国土交通省】 (19)地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i)生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。	—	補助申請に係る計画に変更事由が生じた場合の申請時期を周知した。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_76">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_76</a>	国土交通省自動車局旅客課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	78	08_消防・防災・安全	村	鳴沢村、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	警察庁、総務省、防衛省	B 地方に対する規制緩和	道路交通法 道路交通法施行令 まち・ひと・しごと創生総合戦略 消防学校の教育訓練の基準 自衛隊法第100条の2 自衛隊法施行令第126条の2	消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設	消防学校での消防車両の運転に関する教習の受講制度や自衛隊が実施する自動車の運転に関する教習を消防団員等が受講可能とするような制度等の創設	平成29年3月12日に改正道路交通法が施行され、改正後の普通免許で運転できる自動車の車両総重量は3.5トン未満となっている。 地域に住む若い人材や地元に戻ってくる若い人材が消防団員等として消防団に加入しても、改正後の普通免許の所持者については、車両総重量3.5トン以上の消防車両を運転することができず、消防団員等の消防活動や災害時の初期活動において支障を来すことになる。 そこで、消防団員等が実施する活動の特殊性及び地域防災の担い手としての重要性を考慮し、新制度普通免許を取得する消防団員等が、消防団所有のポンプ車の運転に必要な免許を取得しやすくなるような特例制度の創設が求められる。 【求める措置】 (1)各都道府県において設置する消防学校又は消防学校が委託する自動車教習所において、一定の適正が認められる消防団員等が消防車両の運転に係る技能教習を受講することを可能とすること。 (2)教育訓練の実施に関する地方公共団体の委託に基づき、自衛隊の任務遂行に支障が生じない限りにおいて、自衛隊が実施する自動車の運転に関する技能教習を、一定の適正が認められる消防団員等も受講可能とすること。 (1)、(2)の技能教習を受けた消防団員等が、消防車両の運転に必要な運転免許受験資格を得られるようにすることで、消防団員等の確保に資すると考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	79	11_その他	都道府県	神奈川県、さいたま市、鎌倉市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、開成町、湯河原町、山梨県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第17条、第18条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同様の制度整備)	地方公共団体と民間企業との間の人事交流について、国と同様の人事交流の仕組みを構築	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方公務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	現在、民間人材の活用方法としては、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づく任期付職員としての採用によって対応しているところであるが、平成26年度以降に実施している任期付職員採用選考において、7件の選考で、応募者、適任者がいない等の理由により、最終的な採用にまで至っていない。 このような場合に、民間企業における雇用関係を維持した上で、官民交流を行うことが可能であれば、専門的な知識経験が必要とされる行政課題への対応に有用な民間人材の活用が図れたものと考えられる。 なお、同法に基づく採用は、同法第3条及び第4条に規定される一定の条件に該当する場合に限定して行っているものであるとともに、その身分保障は不安定とならざるを得ない。 また、本県では、同法に基づく採用の他に、民間企業との間で、研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲に留まらざるを得ず、十分な人事交流が図れていない。 こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同様の制度の制定を求めるものである。	—
H30	80	11_その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	総務省通知(平成27年8月28日付総経経第29号「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」) 直近の照会(平成29年4月28日付総経経第16号、総行情第29号「地方行政サービス改革に関する取り組み状況等の調査について(照会)」)	地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査について、地方公共団体の負担の少ない方法に見直しを求める。	総務省から毎年度照会がある「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」について、すでに100%に達成している調査項目も回答を求められている。また、回答した調査票の内容について総務省でヒアリングが行われるが、電話やメールで回答できる内容である。 この必要のない調査項目とヒアリングを廃止し、地方公共団体の負担の少ない形で目的を達成できる調査方法へ見直しを求めるもの。	【調査項目について】 調査の目的は業務改革を推進することであるが、既に民間委託や指定管理制度の導入が100%となっている業務や施設についても毎年調査しており、不要な作業となっている。(例えば民間委託の実施状況は、全ての都道府県で100%を達成している項目がほとんど(13項目中9項目)であるが、毎年変わらず調査が行われている。) 【総務省でのヒアリングについて】 全国の都道府県、政令指定都市については、本調査回答後に総務省でヒアリングを行うが、その内容は電話やメールで回答できる程度であり、移動時間や日程決めの調整等の負担を考えると費用対効果は低いものとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>6【警察庁】</b> (4) 消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許(以下この事項において「準中型免許」という。)の取得等については、普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。</p> <p><b>6【総務省】</b> (19) 消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許(以下この事項において「準中型免許」という。)の取得等については、以下のとおりとする。 ・消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に2018年度中に周知する。 ・普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 ・上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt; <b>5【総務省】</b> (21) 消防団員の準中型自動車免許取得の促進に関する事務 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許の取得については、自動車の運転に関する技能の教習を受けやすくするための地方公共団体等の取組を促すため、消防団員が教習を優先的に予約することを可能とするなどのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度中に通知する。</p>	<p>準中型自動車免許の取得費用に対する助成事業を実施する市町村の先行事例等を周知した。<b>【総務省】</b> また、普通自動車免許を有していなくても準中型免許の取得が可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを周知した。<b>【警察庁】</b>、<b>【総務省】</b> 消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策として、教習所の予約枠を消防団員向けに優先的に確保すること等が有効と考えられることから、これらの方策をより詳細に分析し実証するためのモデル事業を実施し、その効果等を地方公共団体等に令和3年度に周知した。<b>【総務省】</b></p>	<p><b>【警察庁】01</b> 準中型自動車免許の取得に係る事項の周知徹底に関する協力について(依頼)(令和元年10月23日付け警察庁丁運発第136号) <b>【警察庁】02</b> 別紙資料 <b>【総務省】</b> 消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度に係る先行事例等について(周知)(平成31年3月27日付け消防庁国民保護・防災部地域防災室長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.htm#h30_78">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.htm#h30_78</a></p>	<p>警察庁交通局運転免許課 総務省消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室</p>
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【総務省】</b> (18) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングは単なる調査票の確認ではなく意見交換を重視したものとするとともに、負担軽減のためWEB会議方式の導入等を行う方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; <b>5【総務省】</b> (21) 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査 地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、地方公共団体の負担軽減のため、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図る。 [措置済み(令和元年6月12日付け総務省自治行政局市町村課行政経営支援室長通知)]</p>	<p>地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査については、調査様式及び項目の整理を行い、ヒアリングにおいてWEB会議方式を導入するなど、運用の改善を図る。</p>	—	—	<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	81	06_環境・衛生	都道府県	神奈川県	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、電気事業法	PCB廃棄物等の処分に係る規定の明確化	県が事業者に対し、効果的・効率的に指導を行いPCB廃棄物の期限内処理の徹底をさせるため、指導の基準、規定の明確化を求める。	PCB廃棄物等の処分については、期限が定められており、自治体はその処理に向けて事業者に対する指導を行う権限が付与されている。しかしながら、PCB含有・非含有の濃度基準が示されていない場合や、廃棄・処分に関する規定がないため、PCB廃棄物や使用製品の適正な処理に向けての指導が困難な状況である。具体的な支障として、下記の2点が挙げられる。 電気機器については、PCB汚染物に係るPCB含有・非含有の濃度基準として0.5mg/kgという数値が示されている一方、これ以外のPCB汚染物については具体的な数値は示されず、「検出されない」という表現にとどまっている。このため、分析業者や分析方法において設定される定量下限値によって、検出される場合とされない場合がありえることとなり、適切な指導ができない。 高濃度PCB使用製品の廃棄、処分については、電気事業法及びPCB特措法に具体的な規定がある一方、使用中の低濃度PCB使用製品については、廃棄・処分に係る規定がない。そのため、明確な根拠に基づき、使用中の低濃度PCB使用製品について、廃棄・処分に向けた行政指導等を行うことが困難である。 上記基準や処分に関する規定がないことにより、PCB廃棄物の不適正処理や期限内処理の未完了といった問題が生じ、これらに対する行政指導や改善命令、代執行の案件が増加することが懸念される。なお、PCB廃棄物等の処分については、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にすべきものではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	82	01_土地利用(農地除く)	都道府県	神奈川県、千葉県、大阪府	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	林業・木材産業改善資金制度の運営について(平成15年6月11日林政企第15号 林野庁長官通知)	林業・木材産業改善資金制度上義務付けられている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」の見直し	資金の償還が完了していない全ての事業者が対象となっている「貸付事業の確認調査及び林野庁長官への結果の報告」について、必要性の高い事業者(新規貸付事案や不良債権化している事案等)に限定すること。	「林業・木材産業改善資金制度の運用について(平成15年6月11日付け林野庁長官通知)」の規定により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全事業者の状況(毎年8月末現在)を集計し、農林水産大臣が定める日(10月末)まで林野庁長官に報告することとなっているが、2か月間で全事業者への調査(現地調査含む)を実施し取りまとめ完了することは、事業者の繁忙期と重なっていることもあり、日程的に負担が大きい。 本県としては、これまで当該貸付金に係る適正な管理を行っており、全事業者に対して現地調査を行う等の取り組みにより、償還における延滞が発生した事例は見られない。以上の実績を踏まえると、林野庁長官への報告を要する事業者を新規貸付事案や不良債権化している事案等限定しても、これまで通り調査等の取り組みを本県として責任を持って着実に実行することで、当該貸付資金を適正に管理することは十分可能と考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	83	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法	老人福祉に係る「基準省令」の早期公布	老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。 また、新たな基準省令を制定する場合は、周知期間や施行準備等を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参酌すべき基準)を設けている。 このうち、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、県は、十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその時間はなく、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブコメも実施できない)。このことは、地方分権の趣旨からも看過できない事態である。 【県民・事業者の不利益】 新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があった。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。 また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>6【経済産業省】</b>  (6)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)  低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><b>6【環境省】</b>  (8)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)  (iii)低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県市及び有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt;  <b>5【経済産業省(7)】【環境省(14)】</b>  ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)  低濃度PCB廃棄物等については、処理推進の課題と対応方針について取りまとめ、処理促進に向けた手引きを作成し、地方公共団体に周知する。</p> <p>・「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長 環境規発第1903283号・環境施発第1903281号)  環境省から本通知を发出し、低濃度PCB汚染物の該当性判断基準や、当該汚染物の測定方法について提示した。  ・「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(令和元年10月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長 環境規発第1910112号・環境施発第1910111号)  前通知では、一部検出下限値の設定等について検討事項としていたところ、技術的検討の結果「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法(第4版)」を取りまとめるに至ったため、前通知を廃止し、環境省から本通知を发出した。  ・その他の低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題と対応方針について、PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行後5年以内の見直しの結果として、令和3年11月に対応方針を取りまとめた。この対応方針に基づき、令和4年3月に開催された第31回PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会及び低濃度PCB廃棄物の適正処理推進に関する検討会において、低濃度PCB廃棄物の処理促進に向けた取組についての検討を行い、「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」を作成した。</p>	<p>【環境省】「低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(平成31年3月28日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)  【環境省】「ポリ塩化ビフェニル汚染物の該当性判断基準について(通知)」(令和元年10月11日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長・ポリ塩化ビフェニル処理推進室長通知)  【環境省】【経済産業省】「低濃度PCBに汚染された電気機器等の早期発見のための調査方法及び適正処理に関する手引き」(令和4年3月31日)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_81">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_81</a></p>	<p>経済産業省産業保安グループ電力安全課  環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課</p>	
<p><b>6【農林水産省】</b>  (6)林業・木材産業改善資金助成法(昭51法42)  林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報告時期を見直すこととし、都道府県に2018年度中に通知する。</p>	—	<p>林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、通知を改正し、調査の実施時期及び調査結果報告の時期を見直した。</p>	<p>【農林水産省】「林業・木材産業改善資金制度の運営について」の一部改正について(平成31年3月20日付け30林政企第120号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_82">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_82</a></p>	<p>林野庁林政部企画課</p>
<p><b>6【厚生労働省】</b>  (27)介護保険法(平9法123)  (iv)介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。</p>	—	<p>基準省令(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号))について、省令案を複数回(令和2年12月、令和3年1月6日、14日)情報提供し、令和3年1月25日に公布した。</p>	<p>【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和2年12月10日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)  【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案に係るパブリックコメントの開始について(令和2年12月10日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)  【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案等の案文案(現時点版)の送付について(令和2年12月23日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)  【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月6日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)  【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(仮称)案の案文案(現時点版)の送付について(令和3年1月14日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)  【厚生労働省】指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第9号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_83">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_83</a></p>	<p>厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	84	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、障害者総合支援法	障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布	障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める	【地方分権の趣旨を反映できない】 障害福祉サービス事業等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準)を設けている。「基準省令」は、例年1～2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かされていない。 【県民・事業者の不利益】 制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。 しかし、掘りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。 【働き方改革への対応】 基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	85	03_医療・福祉	都道府県	神奈川県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、川崎市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、中井町、山北町、湯河原町、愛川町、山梨県、大阪府	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第35条第1項第1号、第41条第1項第1号、第45条第1項第1号、第47条第1項第1号、第48条第1項第1号、附則第8条第1項第1号	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証における性別項目の削除	自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証から性別の項目を削除する。	法令により自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証へ性別を記載することとされている。精神通院医療においては、性同一性障害も対象となる中、性別の項目の必要性が明確でないにもかかわらず、記載が求められており、申請者(受給者)から性同一性障害を有する方への配慮に欠けるのではないかと苦情を受けることがある。なお、精神障害者保健福祉手帳についても、性同一性障害の方への配慮の観点から平成24年度より性別の記載が廃止されている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	86	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県、千葉県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式の見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式のうち、公共職業訓練等の施設の長の職氏名の記載を求めているものについて、氏名の記載を省略することにより、事務処理期間の短縮及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)について、公共職業訓練等の施設の長の氏名の記載が求められていることにより、特に施設の長に異動等が想定される場合には迅速な事務処理に支障を来しているほか、都道府県が必要以上の事務負担を強いられることとなっている。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	87	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県、千葉県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法施行規則様式第12号・第15号	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の権限及び基準の明確化	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、雇用保険関係様式に係る証明事務の権限及び基準を明確化し、事務処理の適正化を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 雇用保険関係様式に係る証明事務を、職業能力開発校の長が行うべき根拠が法令等で明示されていないため、受給資格者に対して個人情報を含む関係書類の提出を求めたり、様式の記載内容に関する修正指示等を行うことが躊躇されるとともに、受給資格者から手続きの根拠について問い合わせがあった場合にも、適当な回答を行うことができない。 また、個人情報を含む関係書類の取扱いに係る根拠や基準が不明確であることにより、個人情報保護や適正文書管理の点で懸念がある。 【制度改正による懸念点】 特段想定されない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	88	04_雇用・労働	都道府県	神奈川県、千葉県、山梨県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法施行規則様式第12号	公共職業訓練に係る雇用保険関係証明事務の証明すべき事項の義務付けの見直し	公共職業訓練に係る雇用保険関係事務のうち、都道府県が設置する職業能力開発校の長が行っている証明事務について、証明すべき事項の義務付けを見直し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。	都道府県が設置する職業能力開発校の長は、求職者(雇用保険受給者)が公共職業安定所長等の指示により公共職業訓練を受講する場合に、雇用保険関係様式において、訓練等に関する事項等の証明を行う必要がある。本提案では、都道府県が設置する職業能力開発校の長による証明事項から通所に関する事項を除外し、事務処理の適正化及び都道府県の事務負担軽減を図られることを求める。 【具体的な支障事例】 公共職業訓練等通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)に係る証明事務は、例えば公共職業安定所長でも十分に行い得る「裁量の余地のない確認的行為」である。加えて、証明事務が自治事務であり、かつ証明方法等について根拠等が明示されていないにも関わらず、実態として公共職業安定所長から証明内容について修正指示等を受けることがあり、それに伴う受給資格者への修正指示等は職業能力開発校の長が行っており、相応の事務負担が生じている。以上を踏まえると、通所に関する事項の証明事務については、職業能力開発校の長が行うべきではなく、雇用保険受給資格者が公共職業安定所長へ直接提出し、公共職業安定所長が確認するべきである。 【制度改正による懸念点】 単に通所に関する事項を職業能力開発校の長の証明すべき事項から外すのみで、手続きの流れは現行制度のままとした場合は、職業訓練受講者(雇用保険受給者)の負担が軽減されない可能性があるため、手続きの流れや方法も含めた見直しを図りたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。	—	令和2年12月15日に地方公共団体に対して省令案の情報提供を実施。その後、前回よりも回数を増やして省令案の情報提供をさらに3回(令和3年1月7日、同月14日及び同月20日)実施し、令和3年1月25日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(令和3年厚生労働省令第10号)の公布を行った。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年1月25日厚生労働省令第10号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_84">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_84</a>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (v)自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (i)自立支援医療(5条24項)に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等については、令和元年度中に省令及び「自立支援医療費の支給認定について」(平18厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)を改正し、性別の記載を削除する。	自立支援医療に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等について、省令等を改正し、性別の記載を削除した。	【厚生労働省】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年3月19日付け厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】「自立支援医療費の支給認定について」の一部改正について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】自立支援医療費の支給認定について(令和2年3月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_85">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_85</a>	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、氏名の記載を不要とする。	—	公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、省令を改正し、氏名の記載を不要とした。	【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_86">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_86</a>	厚生労働省職業安定局雇用保険課
6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。	—	公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、省令を改正し、位置付けを明確化した。	【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_87">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_87</a>	厚生労働省職業安定局雇用保険課
6【厚生労働省】 (24)雇用保険法(昭49法116) 公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。 ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。	—	公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項の証明については、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化した。	【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月18日付け厚生労働省令第16号) 【厚生労働省】雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(平成31年3月8日付け厚生労働省令第19号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_88">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_88</a>	厚生労働省職業安定局雇用保険課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	89	11_その他	都道府県	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法(告示)	小規模施設特定有線一般放送の届出書類の電子化	小規模施設特定有線一般放送の届出書の申請者の住所及び氏名など表以外の部分についても電磁的方法による提出が可能となるよう「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」(平成23年6月29日・総務省告示第274号)第3項の第30号～34号の改正を求める。	小規模施設特定有線一般放送の届出書は「放送法施行規則第二百七条第一項の規定による電磁的方法により作成し、及び提出することができる書類並びにその作成及び提出の方法」第3項第30号～第34号において、電磁的方法による提出が認められているのは各様式の「表の部分」のみとなっており、その他の項目(自書又は押印等)や添付書類については認められていない。このため、事業者は申請手続きを書面により来庁又は郵送にて行わざるを得なくなっており、負担となっている。 自治体においては、届出書の表部分を電磁的に提出された場合、そのデータと書面で提出された書類を連動させて保管する必要があり、整理及び保管が煩雑になっている。また、施設が廃止されるまで個人データを含む届出書及び添付書類を保管する必要があるため、大量の書類を整理及び保管するための経費(人員や保管場所)が発生している。(提案団体合計概数(過去3年) 平成28年度130件 平成29年度350件 平成30年度810件 (H30.4月末現在))	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	90	06_環境・衛生	都道府県	埼玉県、秩父市、所沢市、小川町	厚生労働省、環境省	B 地方に対する規制緩和	化製場等に関する法律第9条、化製場等に関する法律施行令第1条、動物の愛護及び管理に関する法律第10条	「犬」に対する二重規制の緩和	一部の動物取扱業者が二重規制を強いられている状況を解消するため、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除すること。	【現行制度】 化製場等に関する法律は、獣畜の肉、皮等を原料として肥料、皮革等を製造するために設けられた施設等に対し、公衆衛生の保全を目的とした規制を課している。 化製場等に関する法律第9条に基づく知事指定地区内の「動物の飼養又は収容の許可等」については、「犬」を扱うペットショップ等「動物取扱業者」も許可が必要となる場合がある。これは、化製場等に関する法律施行令により定められている許可が必要な動物に「犬」が含まれるからである。なお、他に許可が必要な動物は牛や馬などの家畜であり、一般的にペットショップ等で販売されている「猫」や「うさぎ」などは含まれない。 動物取扱業については、動物の愛護及び管理に関する法律により都道府県に登録等を行わなければならない。化製場等に関する法律と同趣旨で規制が行われている。 【制度改正の必要性】 一部の動物取扱業者のみ二重規制を強いられている状況であることから、化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除することを求めるものである。 【懸念の解消策】 動物の愛護及び管理に関する法律には衛生面や生活環境の保全義務があり、化製場等に関する法律が目的とする公衆衛生の保全についても担保可能である。	—
H30	91	03_医療・福祉	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、幸手市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	高齢者の医療の確保に関する法律第16条、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第6条及び第7条、レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)の運用改善	都道府県が効果的に保健医療施策を展開するためには、医療ビッグデータであるレセプト情報・特定健診等情報データベース(以下、NDBとする)を活用することが大変重要である。都道府県がNDBデータをより利用しやすくするため、添付書類の簡素化やセキュリティ制限の緩和など、運用の改善を図ること。また、既存のNDBオープンデータについては、二次医療圏ごとの区分でデータを公表するなどの見直しを行うこと。	【現行制度】 NDBデータの利用を希望する場合は、個別に国に申請を行う必要がある。申請時には具体的な集計イメージなど多岐にわたる書類添付が必要で、委託業者のサポートが不可欠であるなど、申請手続きが非常に煩雑である。 また、申請後に原則として有識者会議の審査が必要だが、データ提供までに半年程度必要となることもあり、申請から提供までに1年程度の期間を要する場合もあると見込まれる。 提供データの取扱いは、施錠可能な入室状況を管理している部屋でインターネットに接続しない端末に限られるなど、要件が厳しく、専門の研究機関以外では遂行困難である。 なお、平成28年度から、典型的かつ一般的な観点からNDBデータを集計した「NDBオープンデータ」が、厚生労働省のホームページ上で公表されている。しかし、公表項目に限られており、二次医療圏別のデータはなく、都道府県単位の集計しかない。この旨、厚生労働省の意見募集窓口へ要望している。 【制度改正の必要性】 本県では、各二次医療圏で疾患ごとの患者の数や動きを把握するため、活用を検討したが、利用のハードルが高く、迅速かつ効果的に県の政策に活用できないことから断念した。 ハードルの高さは平成23年度から6年間で都道府県の承諾件数が7件のみであることから明らかである。 異次元の高齢化に向き合う地方にとってNDBデータの分析は不可欠であり、より簡便な形で利用可能となるよう運用を見直す必要がある。	—
H30	92	11_その他	都道府県	埼玉県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公営企業法施行令第8条の5、地方公営企業繰出金について(通知)	下水道事業事務の所管部局の一元化に向け、地方公営企業が担うことができる事業の明確化のための法的整備	流域下水道事業の主体となる地方公営企業(本県では下水道局)が、知事が行う公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般を一元的に実施するためには、下水道管理者による知事の事務の補助執行とその事務に係る経費等の根拠規定を明確にする必要がある。そのため地方公営企業法施行令第8条の5の規定に、次の号(第4号)を加えることを求める。 第8条の5(略) 一～三(略) 四(地方公営企業)法第2条第3項の定めにより、この法律の規定の全部又は一部を適用する企業が行政として行われる事務に要する経費	【現行制度】 地方公営企業は地方公営企業法第2条で定める「事業」を行うこととされているため、下水道局では料金収入の対価として流域下水道サービスを提供する流域下水道事業を経営している。他方、公共下水道の指導・監督など下水道に係る行政事務全般については知事が行っている。 結果的に、下水道に係る事業事務を下水道局と知事部局で二元的に行っている。 【支障】 (県) 流域下水道を管理し現場のノウハウを十分蓄積している下水道局が公共下水道の指導・監督を行うことは、知事部局で行っている現状に比べ、より合理的、効率的である。そのためには、下水道局が知事の事務を補助執行する一元化が必要である。 下水道局が知事の事務を補助執行する場合、経営に伴う収入をもって行政事務を行うことは地方公営企業法の趣旨から妥当ではないため、その事務に係る経費等について一般会計から繰り出すための規定の整備が必要である。 (市町村) 流域下水道に接続した公共下水道を有する市町村の場合、下水道局と知事部局双方と協議しなければならないため、事務の負担が大きい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【総務省】 (4) 放送法(昭25法132) 小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度中に通知する。</p>	-	<p>小規模施設特定有線一般放送に係る手続については、書面等によるほか、各都道府県が運用する電子情報処理組織を活用した電子申請による届出が可能であることを、都道府県に2018年度に通知した。</p>	<p>【総務省】小規模施設特定有線一般放送にかかる手続の届出方法について(通知)(平成31年3月27日付け総情域第31号総務省情報流通行政局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fushuchi.htm#h30_89">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fushuchi.htm#h30_89</a></p>	<p>情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	93	02_農業・農地	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、狭山市、坂戸市、美里町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	食料産業・6次産業化交付金実施要綱 食料産業・6次産業化交付金交付要綱	農林水産省所管の交付金「地域での食育の推進事業」の見直し	「地域での食育の推進事業」に関する経費について「申請できない経費」の明確化や運用の見直しを行うこと。また、事業実施計画書策定時に求められる経費の根拠について、内容を簡素化すること。	【現行制度】 「地域での食育の推進事業」における補助対象外経費は、実施要綱の中の「申請できない経費」として明確化されている。また、交付申請時に提出する実施計画書で、特に食材費は品目別の使用量と単価など詳細な根拠の記載が求められる。 【支障】 補助対象経費に関して、例えば食材費は、調味料やパン粉は本事業の調理体験のみに使用したもので、汎用性が高いとして対象外とされる。印刷費について、食育啓発のために作成したもので、不特定多数に配布すると判断され対象外となった。 いずれも、実施計画に記載する事業のみに使用するものであり、「申請できない経費」(本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費)に該当しないと考えるが、基準が明確でない。 また、実施計画書で求められる食材費(農産物)に関して、単価が時価であり、実施計画と実績報告とでは、ほぼ変更が生じることとなるなど、必要性の薄い事務に負担が重くなっている。 以上のように、対象経費の考え方が明確でなく、実施計画の策定も煩雑であり、円滑に事業を実施できない。 また、平成29年の提案事項「地域での魅力再発見食育推進事業(本事業の前身)の見直し」にて「対象経費についてさらに拡大したい」との第1次回答があった。しかし、今年度事業にて必要な品目を協議したが、本事業に要する経費であっても汎用性が高いとの理由で対象外とされる品目の扱いに変更はなく、対象経費の拡大についてどのように対応されたのか不明である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	94	02_農業・農地	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良事業関係補助金交付要綱	土地改良事業関係補助金における交付決定前着工制度の導入	土地改良事業関係補助金において、交付決定前であっても早期に事業に着手すべき事情がある場合は、この旨を予め届け出ることにより事業の着工を可能とすること。	【現行規定】 農地整備事業などの土地改良事業関連補助金については、要綱等において「交付決定前着工届」制度が整備されていない。そのため、着工が可能となるのは国の交付決定日以降となる。 【支障】 ほ場整備事業においては、早期執行の観点等から、通常は年度内で工事を完了している。 工事着手前に策定する換地計画原案については、土地改良事業関係補助金による業務委託により実施している。しかし、土地所有者との調整に時間を要し、年度を跨いで業務委託を実施する事例も生じている。 当該地区において、年度内に工事を完了するには、7月中に換地計画原案を策定して、工事発注を行わなければならない。 そのため、年度当初から換地業務を委託するなど換地計画原案の策定に向けた準備を行う必要があるが、国の交付決定日が例年5月であるため、約1か月業務を実施することができず、工事進捗の遅延につながっている。 年度内に工事が完了しないと、翌年度春からの作付け作業が実施できない等の支障が生じる可能性があるため、農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金や農地耕作条件改善事業と同様に、本事業においても交付決定前着工届制度を導入されたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	95	02_農業・農地	都道府県	埼玉県、さいたま市、秩父市、所沢市、狭山市、富士見市、坂戸市、小川町、美里町	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱	農地耕作条件改善事業の実績報告に係る添付書類の簡素化	農地耕作条件改善事業の実績報告に際し、添付書類として求められている契約書の写しの提出を廃止し、実績報告事務の簡素化を図ること。	本県では、農地集積・集約化のための用地買収について、「農地耕作条件改善事業交付金」により補助を受けて事業を実施している。同交付金は、交付対象事業が完了した後、実績報告を行う必要があるが、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱により、実績報告にあたって契約書の写し等の添付が求められている。地方公共団体が交付事業対象者となる場合は、添付資料が膨大となり、本県における平成29年の実績報告では、用地買収に係る契約書等として約120件(300枚)分を添付したため、大きな作業負担となった。 同様に農地整備を目的とする他の補助事業(農山漁村地域整備交付金等)の場合は、実績報告にあたって添付書類のうち契約書の写しの提出は不要とされているため、本事業においても同様の取扱いとすることにより、報告事務の簡素化をよう求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	96	11_その他	都道府県	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、坂戸市、伊奈町、小鹿野町、美里町、東京都	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2第6項 地方自治法施行令第157条の2	公金収納における電子マネーの取扱いの明確化	地方自治体の施設の入場料等において電子マネーによる公金収納が推進されるよう、法制度上の取扱いを明確化すること。	【制度改正の必要性】 電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要となり迅速な支払が可能な、利用者の利便性が高い決済手段である。 平成20年の電子マネーによる決済は11億件、決済金額は7,581億円であったが、平成28年には52億件で4.7倍、決済金額は51,436億円と6.8倍と飛躍的に増えている。 また、日本の通貨に慣れない外国人旅行者にとっても電子マネーは利便性が高く、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される平成32年(2020年)に、国が目標としている4,000万人の外国人旅行者がストレスなく快適に観光できる環境整備に資するものである。 これらを踏まえ、地方自治体の施設の入場料等においても、電子マネーによる公金収納を推進することが、県民及び外国人旅行者の利便性向上に資するものとなる。 【支障】 地方自治法上、電子マネーの取扱いが収入の方法として定められていないため、導入の妨げとなっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	97	08_消防・防災・安全	都道府県	秋田県、男鹿市、仙北市、上小阿仁村、藤里町、羽後町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条 災害救助事務取扱要領第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項2(5)留意点カ及びキ	東日本大震災等による避難者の応急仮設住宅住み替えに係る災害救助法の柔軟な適用	応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。	災害救助法による応急仮設住宅の供与は、災害により住家が滅失し、現に居住の安定が損なわれている被災者の一時的な居住の安定を図ることを目的としていることから、原則住み替えは認められていない。しかしながら、東日本大震災による長期避難により、避難者の生活実態も変化しているため、住居の状況が生活実態に合わないケースが生じている。家族構成の変化により住居が著しく手狭となったり、高齢化や疾病により住居の構造や居住地の交通事情などの環境に適応できなくなる事例が生じ、日常生活に不安や恒常的な不満が高まっている。 避難者の事情に寄り添った対応を行うため、応急仮設住宅の住み替えについて、災害救助法の適用対象として認めていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-yosan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (13) 食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【農林水産省】 (16) 食料産業・6次産業化交付金 食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、対象となる経費の判断基準や積算の簡素化の事例を地方農政局及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年2月1日付け農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課事務連絡)]</p>	<p>地域での食育の推進事業に係る対象経費の判断基準や積算の簡素化の事例を地方農政局及び地方公共団体に通知した。</p>	<p>【農林水産省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた食料産業・6次産業化交付金(地域での食育の推進)に関する対応について(平成31年2月1日付け食料産業局食文化・市場開拓課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_93">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_93</a></p>	<p>農林水産省費・安全局消費者行政・食育課</p>
<p>6【農林水産省】 (9) 土地改良事業関係補助金 土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【農林水産省】 (9) 土地改良事業関係補助金 土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入する。 [措置済み(令和元年11月1日付け農林水産省農村振興局長通知)]</p>	<p>土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付について、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手を導入した。</p>	<p>【農林水産省】土地改良事業関係補助事業の補助金交付決定前着手の取扱いについて(令和元年11月1日付け元農振第1992号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_94">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_94</a></p>	<p>農林水産省農村振興局整備部設計課</p>
<p>6【農林水産省】 (11) 農地耕作条件改善事業交付金 農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>都道府県又は市町村を通じて農地中間管理機構、土地改良区等の交付対象事業者へ交付する場合は、契約書の写しの添付は要しないこととした。</p>	<p>【農林水産省】農地耕作条件改善事業交付金交付要綱(平成31年3月29日付け30農振第4024号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_95">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_95</a></p>	<p>農林水産省農村振興局農地資源課</p>
<p>6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (イ) 地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	<p>—</p>	<p>地方公共団体による使用料等の徴収について、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体に通知した。</p>	<p>【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行第102号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_96">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_96</a></p>	<p>総務省自治行政局行政課</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	98	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、地域少子化対策重点推進事業実施要領、結婚新生活支援事業実施要領、結婚新生活支援事業費補助金交付要領	「地域少子化対策重点推進交付金」の運用の改善	結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する市町村結婚新生活補助金について、地域の実態に即した補助となるよう、世帯年収要件等を地方の実情に見合った基準に見直すこと。	市町村結婚新生活補助金については、夫婦の年齢が34歳以下、世帯年収340万未満と要件が厳しく、地域における対象者がそもそも少ないため、事業実施しない市町村が多くある。 ※秋田県内の市町村のうち、平成28年度は88%、平成29年度は76%の市町村が事業を実施していない。一部の市町村は結婚祝い金の支給を実施しているが、1世帯に対する支給コストが安価であることから、今後も単独予算で継続したいとの意向がある。 また、地域によっては賃貸アパートがほとんどない場所があり、その場合には新生活のために住宅取得(持ち家の購入)を検討する世帯が多くある。 本補助金は住宅取得の補助も対象としているが、世帯年収340万円以上の世帯であっても住宅取得となると経済的負担が大きいため、住宅購入については結婚に躊躇する部分があり、補助の対象とする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.vosan.html</a>
H30	99	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、男鹿市、湯沢市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援交付金交付要綱、地域子育て支援拠点事業実施要綱	「子ども・子育て支援交付金」の運用の改善	本交付金のうち、地域子育て支援拠点事業について、対象となるための要件(開設時間・日数)が地域のニーズや実態に応じたものとなっておらず、交付金の活用が困難となっているため、事業内容について地域性を考慮するなどして、柔軟な運用を行うこと。	地域子育て支援拠点事業では、開設時間や日数の制限(週3日以上、かつ1日5時間以上開設すること)があるが、子どもの数が少ない地域では、事業そのものを要望している利用者がいるにも関わらず、事業実施を見送る市町村があり、地域の子育て支援機能を充実させるに当たり支障となっている。 ※現状、秋田県では、開設はしているが、補助要件である専任の者を配置することができないなど、国の補助要件を満たせず交付金申請を見送っている拠点が11か所ある。なお、国の交付金の要件に満たない事業に対しては、「週2日以上、かつ1日3時間以上開設すること」を要件に県単独で補助事業を実施しているが、3年間の時限的な補助制度のため、現在の補助要件では、今後の安定した事業運営と新たな拠点開設が困難になる可能性がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.vosan.html</a>
H30	100	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、五城目町、羽後町、東成瀬村	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域子供の未来応援交付金交付要綱及び同実施要領	「地域子供の未来応援交付金」の運用の改善	地方が、創意工夫により、地域の実情を踏まえた実効性の高い子どもの貧困対策を、継続的かつ安定的に推進するため、「地域子供の未来応援交付金」について、地域のニーズに柔軟に対応できるよう複数年度にわたる活用を可能とするなど運用の弾力化を図ること。	現行の交付金は単年度補助であることから、継続的な実施が必要とされる事業(コーディネーターの雇用)については交付金の活用に至らないケースが多く、子どもの貧困対策を進める上で支障になっている。 ※コーディネーターの雇用について、初年度に交付金があっても、翌年度以降の雇用は一般財源で対応せざるを得ず、市町村が負担を懸念して取組が進まない状況となっている。(秋田県においては25市町村のうち1町のみが30年度に交付金を活用して取り組む予定。) ※事業が軌道に乗るまでの数年について支援があれば、継続的な雇用に向けて取組が進むと考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.vosan.html</a>
H30	101	03_医療・福祉	都道府県	秋田県、宮城県	厚生労働省	A 権限移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律123号)第53条第1項及び第56条第1項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び第19条第7号	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る申請者の所得区分の確認事務を市町村の事務として法令に規定	自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査について、申請の受付を行う市町村が行えるよう、県から市町村に権限を移譲する。	これまで自立支援医療の支給認定のうち、申請者等の所得区分の確認事務については、厚生労働省通知に基づいて、申請の受付を行う市町村が確認した上、都道府県に進達している。 今般の番号法施行により、市町村は法令上単に経由事務を行う者であって、法令の規定により事務の全部又は一部を行うもの及び個人番号利用事務実施者に該当しないことから、事務の実態に関わらず、当該事務を実施することができないものとされ、下記のような支障が生ずる。 ①県において「所得区分の確認」を行うためには、新たな人員配置が必要となるほか、市町村で所得の確認事務を行うよりも、より多くの時間を要することとなり、受給者証の発行が遅れるなど住民サービスの低下を招くおそれがある。 ②引き続き、「所得区分の確認」を市町村において実施するためには、事務処理特例条例により権限を都道府県から市町村に移譲することが必要であるが、市町村との協議・同意が必要であり、仮に同意が得られない市町村が発生した場合、一部市町村の確認事務を都道府県が行うことになる。一部市町村のみより多くの時間を要する状況となり、住民サービスに差が生じることが懸念されることから、対応に苦慮しているケースがある。 従前から全国的に、申請を受ける窓口たる市町村で一定の内容確認をした上で、申請書を進達する取扱いをしてきたが、これをマイナンバー制度に対応させるのであれば、市町村の事務であることを法令上規定(権限を法定移譲)すべきであり、同一の事務であるのに都道府県によって手続(と住民サービス)が異なることになるため、特例条例での処理によるべきとの考え方は適当とは思われない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	102	02_農業・農地	都道府県	秋田県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律(機構法) 第18条	農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る縦覧の廃止	農地中間管理事業に関して、早期に農地の賃借権等の設定を行うため、農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の県知事の認可に当たっては、意見聴取のための2週間の縦覧を要しない制度へと変更する。	【支障事例】 農地中間管理事業の推進に当たり、煩雑かつ長期にわたる契約事務手続きが課題となっている。 現在の制度では、農地中間管理事業を活用して担い手が賃借権等を設定するまで、1か月半以上の事務手続期間を要し、特に農繁期における円滑な権利移転に支障を来しているほか、農地中間管理事業の普及促進を妨げる一因となっている。 なお、配分計画の案を作成する市町村段階において機構・農業委員会を交え、利害関係者と十分な調整を行っていることから、事業創設以来過去4年間に、縦覧期間中に利害関係者から意見書が出されたことは一度もない。 また、仮に農地が適正に管理されていない場合は、機構法第20条により契約を解除することができるため、事後的な措置も整備されていると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (iv) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律54条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に2019年中に周知する。	—	精神通院医療の支給認定に係る所得区分審査を事務処理特例制度により市区町村が行う場合の効果・課題等を周知した。	【厚生労働省】事務処理特例条例による効果及び課題(令和元年7月17日付け厚生労働省社会・援護局精神保健福祉部精神・障害保健課事務連絡別添)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-suchi.htm#h30_101">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu-suchi.htm#h30_101</a>	厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課
6【農林水産省】 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii) 農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (8) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i) 農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]	農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。	—	—	農林水産省経営局農地政策課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	103	02_農業・農地	都道府県	秋田県、青森県、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条 土地改良法第87条の3及び附則第4条 土地改良法施行令第50条の2の10 平成29年9月1日付経営局農地政策課農地集積促進室長事務連絡	農地中間管理事業に関する農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画の契約期間延長に係る手続緩和	①農地中間管理事業により設定された利用権の期間延長手続について、契約期間以外の内容(農地・当事者)が既契約と同一である場合、市町村公告及び県知事の認可・公告までの一連の作業を不要とし、関係者(農地中間管理機構・出し手・受け手)の合意等で契約期間を延長できることとする。 ②改正土地改良法施行前に農地中間管理機構が借り入れた農用地等において機構関連事業を実施する場合についても①と同様の手続を経ればよいこととし、現行必要とされている一連の作業(計画の撤回(解約)、再作成、認可、公告)は不要とする。	【制度概要】 ①利用権の契約期間延長に当たっては、農地中間管理権を再取得するため、集積計画の撤回・同計画の再作成・配分計画の知事の認可・公告の手続きが必要となっている。 ②農地中間管理機構(以下「機構」という。)が借り入れている農地について、改正土地改良法で定める要件を全て満たす場合、区画整理や農用地の造成などの土地改良事業を実施できる。(機構関連事業) 当該要件のひとつに、「改正土地改良法の施行後に取得される15年以上の農地中間管理権に係る農用地等であること」が規定されている。 一方、国通知によれば「改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地」については、 1)当該集積計画の当事者の同意を得たうえで集積計画の全部又は一部を撤回し 2)農用地等の所有者(出し手)及び機構の同意を得た上で 3)集積計画の全部又は一部の撤回と、新たな農地中間管理権の設定のための集積計画の作成について、農業委員会の決定を経て 4)集積計画の撤回と新たな集積計画について同時に公告する必要があるとされている。  【支障事例】 ①平成26年～29年までに権利設定を行ってきた件数は膨大であるため、契約期間延長の手続きに加え通常の新規契約もあることから、将来的に、利用者の申請手続や集積計画・配分計画を作成する市町村・機構の事務的負担が大きくなることが予想される。 ②改正土地改良法の施行前に取得した農地中間管理権に係る農用地において土地改良事業を実施する場合、その都度農地借受申請手続や、集積計画・配分計画の作成等を行う必要があり、利用者(受け手)や市町村、機構の事務的負担が極めて大きい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	104	06_環境・衛生	都道府県	秋田県、大館市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、羽後町、東成瀬村	環境省	B 地方に対する規制緩和	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について(平成4年8月13日 衛環第233号)	汚泥の広域処理に係る廃棄物処理法の弾力的運用	汚泥を集約処理する場合、下水汚泥と屎汚泥とはそれぞれ関係する法律の取り扱いが異なるため、広域汚泥処理の事業主体が流域下水道管理者である都道府県となる場合には、下水道法上の取り扱いとする措置を講ずること。	平成30年1月に汚水処理関係4省による連名で都道府県に対し、「広域化・共同化計画」の策定を求めており、汚泥処理施設の広域化等を推進するには関係法の手続きを合理化する必要がある。 下水汚泥は、下水道管理者が自ら処理する場合は廃棄物処理法の適用外(H4年通知)であるが、集約により下水汚泥と屎汚泥等を合わせて処理する場合には、下水道法と廃棄物処理法が共に適用され、下水道法上の事業計画の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可の手続きが必要になる。 当県が先進的に実施している広域汚泥処理事業において、複数の下水道終末処理場及びし尿処理場からの汚泥を集約処理・資源化する施設を整備しており、下水道法上の事業計画変更の届出のほか、一般廃棄物処理施設設置許可も必要となるため、両手続には多大な負担や期間が発生した。 なお、下水道終末処理場では生活若しくは事業に起因し、若しくは付随する廃水等の処理に伴い発生する汚泥(し尿処理場で処理されているし尿以外のし尿も含む)を処理しており、両施設とも処理の経路が異なるだけで、処理している汚泥は同じものと考えられる。 また、広域汚泥処理施設で処理しているほとんどは下水汚泥であり、下水道管理者が広域化の事業主体である場合には、下水道法上の手続きのみで問題はないものと思われる。 全国的に広域化が推進されている中、このように非合理的な手続きが、事業の支障となることが懸念される。なお、当県では新たな集約処理施設の整備も検討されているため、手続きの合理化は喫緊の課題である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	105	09_土木・建築	都道府県	秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、羽後町、東成瀬村	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて(平成20年12月22日国住総第67号国土交通省住宅局長通知)	公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなどの基準の緩和	人口減少や少子・高齢化の進展など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき補助対象財産を処分する場合、財産処分を求めず承認するなどの措置を講ずること。	当県の所管する施設の事例では、社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)において実施した耐震補強工事から10年未経過のため除却する際に国庫納付が発生する見込みとなっている。 また、社会資本整備総合交付金に限らず、公共施設の改修や修繕に交付金を活用した場合も、同事例のように国庫納付が発生することが支障となり、迅速な意思決定ができず、統廃合が進めにくい事例がある。	—
H30	106	07_産業振興	都道府県	山梨県	経済産業省	A 権限移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律第27条	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令を国から都道府県へ権限移譲	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令を国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。	経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者及び経済産業大臣へ通知した通知電気工事業者(みなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者を含む。以下、「経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等」という。)に対する危険等防止命令を、国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすることを求める。 <b>【制度改正の必要性】</b> 電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置が、より迅速かつ確実に行われるようにすること。 <b>【具体的な支障事例】</b> 都道府県は、電気工事による危険等を経済産業大臣よりもいち早く覚知可能だが、実質的に、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対してのみ、当該都道府県知事が直接、危険等防止命令等の措置を行い得ず、波及事故等が懸念される。また、経済産業大臣が届出又は通知の受理を行うみなし登録電気工事業者及びみなし通知電気工事業者に対しては、経済産業大臣による危険等防止命令と重ねて、都道府県知事による建設業法に基づく必要な指示又は営業停止命令が出される場合があり、建設業法と電気工事業法の関連性を鑑みても、非合理的である。 <b>【懸念の解消策】</b> 危険等防止命令を全て国から都道府県へ権限移譲した場合に想定される懸念については、建設業法の例に倣って国と都道府県の双方に権限付与すること、加えて登録電気工事業者等に関する情報を、経済産業大臣を介して関係都道府県知事が共有する仕組みを整備することにより、解消可能と考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i) 農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要があることを明確化するため、2019年中に地方公共団体に周知する。</p>	—	<p>農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要があることを令和元年9月に地方農政局及び地方公共団体に周知した。</p>	—	—	農林水産省経営局農地政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>4【経済産業省】 (3) 電気工事の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等に対する危険等防止命令(27条)については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【経済産業省】 (3) 電気工事の業務の適正化に関する法律(昭45法96) 登録電気事業者等に対する監督については、国・都道府県の連携強化により迅速かつ効果的な実施に資するよう、当該事業者等情報の管理状況調査結果を踏まえ、令和4年度中に双方が保有する当該事業者等に関する情報を共有するための新たな仕組みを構築する。</p>	<p>国と地方との情報共有・連携強化策として、電気事業者情報を共有するための新たな仕組みを構築することとし、国・都道府県との協議会を設置(令和2年9月24日)。情報共有の方法や内容等について議論し、情報共有の新たな仕組みに係る基本事項について国と都道府県で合意した後、詳細な調整を行い令和3年8月から情報共有システムの試験運用を開始。その結果を踏まえ、令和3年11月から当該システムの本格運用を開始した。</p>	—	—	経済産業省商務情報政策局産業保安グループ電力安全課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	107	06_環境・衛生	都道府県	山梨県	環境省	B 地方に対する規制緩和	地域環境保全対策費補助金交付要綱	地域環境保全基金における基金の取崩しの順序に係る運用の見直し	国と自治体の造成額に応じた取り崩しを可能とするなど、地域環境保全基金における基金の取崩しの順序の見直しを求める。	環境省所管の地域環境保全基金において、「地域環境保全基金の適切な管理等について」に基づき、2028年3月31日以内を終期とする事業計画書の提出を求められている。しかし、「自治体が積み増した資金は造成額より先に処分(取崩)される」との規定により、事業計画の選択肢が狭められている。本県では、基金(造成額4億円(国費2億円、県費2億円)、独自積み増し額4億円の計8億円)の運用益を原資として、環境保全活動支援事業等を実施している。当該事業の中には民間が協賛している形態もあり、一定の効果も見込まれることから、県としては今後も継続していきたいと考えている。近年、金利の低下等に伴い基金の運用益が減少している中、今後の事業継続のためには基金の取崩しは必要であると考えており、当初基金の返還期限後においても、県独自で積み増した造成額で基金事業を継続する予定であった。そのため、基金の取崩しについては、まずは当初基金の4億円から国・地方公平に取り崩すものと考えていたが、平成26年度実績報告書の参考欄に記載によれば、最初に県独自に積み増した造成額から基金を取り崩すこととなっている。なお、交付要綱においては、基金の取崩しの順番は明確になっていないこと、また、基金事業は本来県の事業であることから、自治体の独自の積み増し分の処分方法について国が介入すべきではないと考える。説明会や質疑応答集においても、本件と同様の意見が出ているが、国から明確な回答はされておらず、上記取り崩しを行う明確な根拠も無いと思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	108	09_土木・建築	都道府県	富山県	国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第51条 建築基準法施行令第130条の2の3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の見直し	建築基準法第51条ただし書の許可を要さない産業廃棄物処理施設の規模の要件を見直し、工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設の建築に係る手続を簡素化・迅速化すること	産業廃棄物処理施設については都市計画で敷地の位置が決定されていなければ新築・増築ができないこととされているが、建築基準法第51条ただし書の規定による特定行政庁の許可を受ければ新築・増築が可能であり、さらに一定規模以下の施設は同許可を受けることなく、新築・増築が可能となっている。許可を要さない施設の規模について、特に、廃プラスチック類の破碎施設については、規模が1日当たり6トン以下の処理能力とされており、これは1日当たり100トン以下の処理能力とされている木くず又ははがれき類の破碎施設と比べて厳格な規制となっている。中国政府が平成29年12月末から生活由来の廃プラスチックの輸入を禁止したため、これまで資源として中国に輸出されていた廃プラスチックが国内で処理せざるを得なくなることが見込まれており、本県では県内の廃棄物埋量削減のため民間事業者による廃プラスチック類の破碎施設の設置を推進しているが、建築基準法第51条ただし書の許可及びそのための都市計画審議会の議を経る必要があり、速やかな建築に支障を来している。県内の廃プラスチック類の破碎施設に対しては、破碎後の処理物の飛散防止のため屋内保管を徹底しており、屋外保管する木くず又ははがれき類の破碎施設と比較しても、周辺環境への影響が小さくなるよう十分に配慮している。このように周辺の生活環境への配慮措置がなされている廃プラスチック類の破碎施設においては、建築基準法第51条ただし書の許可を要さない規模の要件を、木くず又ははがれき類の破碎施設と同等程度と見直すよう求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	109	11_その他	都道府県	大阪府、堺市、兵庫県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	総務省、外務省	B 地方に対する規制緩和	・地方自治法243条 ・地方自治法施行令第158条 ・旅券法第20条	私人への徴収・収納委託が可能な歳入範囲の拡大(旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金の追加)	地方自治法243条及び同法施行令第158条の規定は、歳入歳出外現金について、地方公共団体から私人への徴収又は収納の事務の委託を認めていないところ、旅券発給等事務に係る歳入歳出外現金について委託を可能とするよう、関連法令(地方自治法、旅券法や関係する施行令等)の改正を求める。	旅券法に基づく旅券発給等の事務について、大阪府では、大阪府のパスポートセンターの他、事務処理特例制度により、市町村へ権限移譲した上で執行している。同事務を市町村にて執行する場合、旅券法第20条第2項に基づき、大阪府手数料を市町村窓口において徴収する必要がある。本府においては、現在は大阪府証紙を用いて徴収しているが、平成30年9月末をもって、同証紙の廃止を予定している。それに伴い、平成30年10月以降は、市町村窓口において、現金による手数料の徴収が必要となり、同徴収事務を旅券発給等の事務と一体的に、事務処理特例制度による市町村への権限移譲事務として執行予定である。また、旅券発給等を取り扱う市民課・住民課の事務については、現在多くの市町村において、窓口の民間委託を実施しているところ。しかしながら、市町村が大阪府手数料の徴収事務を執行する場合、市町村においてその取扱が「歳入歳出外現金」となることから、同徴収事務は、地方自治法243条及び同法施行令第158条によると、私人への委託が不可となっている。(総務省へ確認済) その結果、同徴収事務のみ、民間委託からは除外し、市町村職員が処理、または申請者に市町村指定金融機関において納付いただく等による対応が必要となり、業務の効率化や住民の利便性の面で課題となっている。また、国が定める「経済財政運営と改革の基本方針2017」において、業務改革等の推進として「窓口業務の民間委託の全国展開を進める」としている中で、現在の状況は、窓口委託の促進の妨げとなりかねない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	110	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等	居宅介護支援事業所における管理者の要件を主任ケアマネジャーと定め、当該要件に対する一定の経過措置期間として平成33年3月31日までの間と定めているが、経過措置期間を最低でも6年以上(平成36年3月31日)とすること。	経過措置期間である平成33年3月末までに実務経験年数を満たせない者が最低94名いるため、主任研修を修了できないことを理由に、廃業を余儀なくされることが予想される。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【環境省】 (11)地域環境保全対策費補助金 地域環境保全基金については、都道府県及び指定都市での効果的かつ効率的な事業の実施に資するよう、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に2018年度中に周知する。	—	地域環境保全基金について、都道府県や指定都市が独自に積み立てた残高部分を、条例改正等を行い一般会計や他の条例に基づき運用している基金へ繰り入れること等により、地域環境保全基金と異なる目的に用いるものと整理することで、都道府県及び指定都市の裁量による取扱いが可能であることを、都道府県及び指定都市に周知した。	—	—	環境省大臣官房環境計画課
6【国土交通省(5)】【環境省(3)】 建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限(51条)については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省(6)(ii)】【環境省(2)】 建築基準法(昭25法201) 工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限については、51条ただし書許可に係る手続の円滑化に資するよう、許可に係る取組事例を、地方公共団体に令和元年中に通知する。	工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際しての当該施設の位置に対する制限について、許可に係る取組事例を地方公共団体に通知した。	【国土交通省】廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(技術的助言)(令和元年12月23日付け国住街第125号) 【国土交通省】(別紙1)平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成30年12月25日閣議決定)、令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(令和元年12月23日閣議決定) 【国土交通省】(別紙2,3)廃プラスチック類破碎施設の建築基準法第51条ただし書許可事例 【国土交通省】(別紙4)建築基準法第51条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について(令和元年12月23日付け国都計第92号) 【国土交通省】(別紙5)廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡) 【国土交通省】建築基準法第51条ただし書許可に係る特定行政庁等との連携について(令和元年12月23日付け国都計第92号) 【環境省】廃プラスチック類の破碎施設に係る建築基準法第51条ただし書許可に関する運用について(令和元年12月23日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_108">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_108</a>	国土交通省住宅局市街地建築課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課
6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、2018年度中に普通地方公共団体における旅券に関する事務の実態等を調査する。その結果を踏まえ、デジタル・ガバメント実行計画(平成30年1月16日eガバメント関係会議決定)における旅券発給申請方法等のデジタル技術の活用による多様化等の検討の中で、都道府県が事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2)に基づき市町村に委託した一般旅券の事務に関し、市町村が手数料の徴収又は収納の事務を私人に委託可能とする措置が必要であるかを検討し、2020年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 6【外務省】 (1)地方自治法(昭22法67)及び旅券法(昭26法267) 都道府県が徴収する一般旅券に係る手数料(地方自治法227条及び旅券法20条2項)については、都道府県が条例による事務処理特例制度(地方自治法252条の17の2第1項)に基づき市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)にその徴収又は収納の事務を行わせる場合には、市町村が当該事務を私人に委託できることを、その根拠等を明確にした上で、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年11月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡)]	総務省と外務省との協議により、「都道府県が事務処理特例制度に基づき市町村が一般旅券の事務を処理することとした場合には、その徴収する一般旅券に係る手数料について、原則として、現行法上、市町村は私人にその徴収又は収納を委託することができる」との整理がされたため、その解釈の周知を図るための通知を発出した。	【外務省】一般旅券に係る手数料の徴収又は収納の事務の私人への委託について(令和2年11月26日付け外務省領事局旅券課長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_109">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_109</a>	外務省領事局旅券課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	111	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都市、守口市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型以外の認定子ども園の認定手続きに係る協議の見直しについて	幼保連携型以外の認定子ども園の認定手続きにおいて、市町村立の施設の認定の場合は、当該認定の申請に係る協議が所在する市町村の長への協議を不要とする。	幼保連携型認定子ども園の設置については、市町村以外の者が設置するには、都道府県の認可を受けなければならない、認可に当たっては、事前に施設を設置する市町村長への協議が必要とされている。一方、市町村が設置する場合は、都道府県への事前届出のみである。対して、幼保連携型以外の認定子ども園の認定については、市町村とそれ以外の者で手続きが同じであり、認定に際しては、「当該認定の申請に係る施設が所在する市町村の長に協議しなければならない(認定子ども園法第3条6項)」とされている。この事前協議は、子ども・子育て支援新制度において、保育の必要数等は各市町村が事業計画において定めることとなっており、認定権を持つ都道府県と保育の必要数等を管理する市町村の間で齟齬が起きないよう規定しているものと考えられる。しかし、市町村立の施設を認定する場合、認定の申請者と協議の相手方が同じであるにも関わらず、都道府県知事から市町村長へ協議が必要となる。実態として、大阪府では、平成27～30年の認定事務97件のうち、17件が市町村立の施設であり、認可・認定事務の集中する年度末に形式的な事務が発生しており、都道府県、市町村ともに事務負担が大きい。当該事前協議を廃止したとしても、子ども・子育て支援法第31条により、特定教育・保育施設の利用定員を定める場合や変更する場合は、都道府県知事に届出が必要とされており、保育量等を把握できるため、法の趣旨を損なう恐れはない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	112	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日厚生労働省雇児発第0417001号)	保育所から幼保連携型認定子ども園へ移行する際(運営法人や建物構造に変更がない場合)の財産処分手続きに係る添付書類の簡素化	保育所から幼保連携型認定子ども園へ移行する際の財産処分手続きに係る添付書類を簡素化する	大阪府では子ども子育て新制度移行時(平成27年4月1日時点)で保育所数が1,101園に対し、認定子ども園数が287園(うち幼保連携型259園)であったが、平成29年4月1日現在で、保育所数984園に対し、認定子ども園数が505園(うち幼保連携型434園)と保育所から幼保連携型認定子ども園への移行が進んでいる。その際、当該建物が補助金の交付を受けており、かつ、処分制限期間内であれば財産処分の手続きが必要となる。財産処分手続きにあたっては、多くの添付書類(補助金交付決定書、検査済証、図面等)が必要となるが、建物が古い場合、当時行った交付決定等の書類が散逸しており、この捜索に多大な時間を要するため、認定子ども園への移行を希望する園にとって、移行準備の大事な時期に建設当時の資料を捜索することが負担となっており、認定子ども園への円滑な移行の阻害要因となっている。すでに、保育所から幼保連携型認定子ども園へ移行する際は包括承認事項となっており、一定の簡素化が図られているが、本府においては、認定子ども園への移行が進んでいることや、認定子ども園が保育所的な性質も引き続き有することからも、さらなる簡素化をお願いしたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	113	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	施設型給付費等に係る処遇改善等加算について(平成29年4月27日付府子本第375号、29文科初第215号、雇児発0427第8号)	処遇改善等加算の認定権限の移譲	都道府県知事、指定都市及び中核市において行うこととされている処遇改善等加算の認定に係る権限を、各市町村へと移譲する。	処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下、「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行うこととされている。しかし、年度終了後に行う処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱに係る賃金改善実績報告書の提出先は政令市及び中核市であるか、一般市町村であるかの別なく、市町村長とされている。そのため、一般市町村においては加算の申請に対して認定を行う主体と、実績の報告を受ける主体とが異なり、事業の一元管理ができていない状況である。また、一般市町村においては、管轄する施設・事業所から加算申請書の提出があったものを、取り纏めて、都道府県へ提出し、認定を受けたことを当該施設・事業所へと通知することとなり、都道府県との連携取りもあって、認定されるまでの過程が長期化することとなる。更には、本加算の認定が行われなければ、施設及び事業所への精算ができないため、一般市町村が管轄する施設・事業所においては、結果として精算までの期間が長期化(市町村の提出から審査及び修正後、認定まで最長5箇月程度)している。各施設の運営事業者からは、審査過程で額の変更が生じる場合もあり、歳入が確定せず、運営が不安定ともなりうることから、市町村への申請の提出から認定までをより早期に行ってほしいとの声もある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	114	03_医療・福祉	都道府県	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)	保育士等キャリアアップ研修の実施方法を含めた在り方の見直し	保育士等の処遇改善加算Ⅱの要件となっている保育士等キャリアアップ研修について、代替保育等の確保が困難な状況にある中、研修の受講が困難であることを鑑み、実施方法について通信制やeラーニング、ビデオ学習による方法を認める等の見直しを図りたい。※指定保育士養成施設においては通信制による履修が認められており、類似研修の介護支援専門員資質向上事業実施要綱においては、各研修における講義の一部又は全部を通信学習とすることができると厚生労働省から通知。	大阪府では4万8千人分の研修受講が必要だが、対象となる保育士等全員が(1分野ごとに)15時間にもおよぶ研修を保育現場から離れて研修会場に参加することは困難。平成29年度実施の研修においても、研修定員1480名に対し、修了者は680名である。研修受講が必須化される予定の2022年度までに保育士等が研修を受講できていない場合、それまでの間処遇改善加算Ⅱの認定を受けていた事業所が2022年度以降に加算を受けられなくなる。対象園等から要件を満たすため、研修を受講させたいが、代替人員の確保等が困難であるとの問い合わせが寄せられている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	115	03_医療・福祉	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、伊勢崎市、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定子ども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	認定子ども園整備に係る交付金制度の一元化	認定子ども園整備に係る交付金制度について、内閣府による一元化をする。	認定子ども園の施設整備は、一つの施設として、一体的に契約、工事をするにも関わらず、保育所機能部分は厚生労働省、幼稚園機能部分は文部科学省と財源が別になっており、事務は非常に煩雑である。そのうえ、一方の省が本省繰越をした財源を活用したため、もう一方の省の本来「事故繰越」する必要のない予算まで「事故繰越」として扱った事例があり、繰越手続を煩雑にさせている。制度を推進する立場から内閣府による一元化が必要。これまで同種の提案が他地方自治体から提出され、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月26日閣議決定)」において、申請に関する書類の統一化や、事前協議の年間スケジュールの明示化等の措置がされることとなったが、抜本的に支障の解消が図られていない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府(10)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(29)】 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長(指定都市市長及び中核市市長を除く。)への協議(3条6項)については、当該認定こども園の設置者が市町村(指定都市及び中核市を除く。)である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。					
6【厚生労働省】 (39) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務 保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を2018年度中に改正する。					
5【内閣府(1)】【文部科学省(1)】【厚生労働省(2)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(9)(ii)】【文部科学省(8)(i)】【厚生労働省(34)(ii)】 (ii) 施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務については、都道府県と当該事務の実施を希望する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の間で協議が整った場合に、当該市町村において実施が可能であることを明確化し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)]	都道府県と協議が整った市町村については権限を移譲することができることを明確化した。	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fუსუჩი.html#h30_113">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fूसुჩი.html#h30_113</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(12)】【文部科学省(13)】【厚生労働省(31)】 子ども・子育て支援法(平24法65)及び保育士等キャリアアップ研修 保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、eラーニング等による研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に2019年度中に通知するとともに、eラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。	—	保育士等キャリアアップ研修について、eラーニング等による実施が可能であることを明確にし、実施方法等を取りまとめて、研修実施主体である都道府県に通知した。	【厚生労働省】保育士等キャリアアップ研修のeラーニング等による実施方法について(平成31年4月15日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fूसुჩი.html#h30_114">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fूसुჩი.html#h30_114</a>	厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	116	02_農業・農地	都道府県	群馬県、福島県、栃木県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項	農地中間管理事業における農用地利用配分計画に係る縦覧期間の廃止について	農地中間管理事業において知事が行う農用地利用配分計画に係る縦覧については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、縦覧期間が2週間とされているが、縦覧を廃止する。	農地中間管理事業における担い手への農地の集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく市町村長の農用地利用集積計画の作成・公告から、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく知事の農用地利用配分計画(以下、「配分計画」)の認可公告の手続きが必要であり、農地中間管理機構を中心とした農地の集積から担い手への配分まで、最低約5週を要している。 担い手農家からは、農地法、農業経営基盤強化促進法に比べ、農地中間管理事業の推進に関する法律による一連の手続きは長すぎるとの声がある。 本県としても、農地の出し手と担い手のマッチングが整いし、速やかに担い手に農地を集積できるよう、国が示す手続き期間短縮化の例を参考に事務の迅速化を図ってきたところであり、更なる迅速化のために配分計画の縦覧を廃止したいが、法定で2週間と期間が定められているため見直しができない。 なお、市町村農業委員会が配分計画案を作成する際に、当該地域の担い手を優先するなど配慮をしているため、縦覧期間中に利害関係者から意見が提出されることは実態としてなく、配分計画の縦覧の必要性はないと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	117	02_農業・農地	都道府県	群馬県、福島県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	花きの振興に関する法律地域活性化総合対策事業のうち国産花きイノベーション推進事業公募要領	国産花きイノベーション推進事業における実施要件の見直し	国産花きイノベーション推進事業における「国産花きの需要拡大」事業を行う際の「国産花きの強みを生かす生産・供給体制の強化」事業の実施の要件を見直す。	H30年度の事業公募において、公募直前に事業要件が変更され、「需要拡大メニュー」に取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことが必須とされたため、必要性が低い事業の実施を強いられ、必要拡大メニューに取り組みにくい状況となっている。 県内においては、これまで、国における実証等を踏まえた花きの日持性など強みを活かした一定程度の供給体制を構築しているところであるが、今後の国産花きの振興に当たっては、県内の需要を喚起することが不可欠であり、事業の実施要件が、実情に合っていない。 また、「需要拡大メニュー」と「生産・供給体制の強化メニュー」の補助金額は同額とされたことで、実施する事業の見直しを余儀なくされた。 本件については、群馬県園芸協会、群馬県生花商組合から要望が出されているところ。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	118	01_土地利用(農地除く)	都道府県	群馬県、茨城県、栃木県、新潟県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法第21条第2項 都市計画法施行令第14条第2号 都市計画法施行規則第13条	都市計画に係る国土交通大臣の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	一般国道の交差点における隅切りを廃止する場合など、道路の区域を一部縮減する場合についても軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲の見直しすること。	道路に関する都市計画の変更に係る国土交通大臣の同意協議が不要となる軽易な変更の範囲について、都市計画法施行規則第13条第3号において、道路の拡幅による位置又は区域の変更は含まれていない。本県では、平成24年度に県内の都市計画区域で市決定都市計画道路を廃止したが、これに伴い当該道路に交差する一般国道の隅切り部分も廃止するため国土交通大臣の同意を要することとなり、国との下協議から含めると5ヶ月程度追加処理日数を要した。 道路に関する都市計画の軽易な変更の範囲について、拡幅による位置又は区域の変更だけでなく、上記のように一般国道への影響が少ないような幅員の縮減による位置又は区域の変更についても、軽易な変更として国土交通大臣との同意協議を不要とするよう見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	119	06_環境・衛生	都道府県	群馬県、福島県、栃木県	内閣府、農林水産省、国土交通省、環境省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について(平成20年5月27日府会第393号) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(農林水産省平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知) 環境省所管の補助金等で取得した財産処分承認基準の整備について(環境省平成20年5月15日付け環企発第080515006号)	汚水処理施設の統廃合に係る財産処分の制限の緩和	汚水処理施設に係る都道府県構想に基づく当該施設の統廃合・再編に当たっては、補助対象施設の供用開始後10年未経過であっても、財産処分の際に国庫返納不要で包括承認することとする。	現在、本県では、下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの汚水処理施設を、効率的かつ適正に配置し整備するための配置計画である県汚水処理計画を定め、計画的に施設の統廃合等を進めているところ(現計画では13施設の統廃合を計画)。 本県では、農業集落排水施設やコミュニティプラントの一部を廃止して、下水道処理に切り替えていく方針である。 この際、農業集落排水やコミュニティプラント等の終末処理施設を廃止するとともに、これまで農業集落排水やコミュニティプラントに繋がっていた管渠については、下水道につながる必要がある。元々農業集落排水やコミュニティプラントのために整備した管渠を目的外使用する必要がある。 管渠を含む汚水処理施設は農山漁村地域整備交付金や地方創生汚水処理施設整備交付金、循環型社会形成推進交付金を活用して、新設や改築更新を行っており、その使用開始から10年未経過の間に計画通り統廃合を進めようとする、補助金の返還が発生し、計画の遂行に支障を来す場合がある。 汚水処理施設の統廃合・合理化を進める支障とならないよう、補助財産の処分に当たっては、整備、修繕から10年未経過の施設であっても、補助金の返還なく、財産処分が可能となるようにするよう提案する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	120	09_土木・建築	都道府県	群馬県、茨城県、栃木県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築士法第30条第1項	建築士審査会の委員任期の条例委任	建築士審査会の委員任期について、現在は建築士法により2年と定められているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、条例に委任すること。	建築士審査会委員の任期については、建築士法第30条第1項により全国一律に2年と定められている。しかし、実際には、2年を超えて再任される委員が多く、当県では過去25年で、27人中25人が2年を超えて再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されているなか、短期的に改選手続きが発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた審査会運営が可能となるよう見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	121	05_教育・文化	都道府県	群馬県、福島県、茨城県、栃木県、新潟県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第7条第2項 H29.12.22文科省初等中等教育局財務課長事務連絡「平成30年度公立義務教育諸学校の研修等定数等の計画に係る資料の提出について」(別紙)小学校の英語教育の充実に対応する専門人材の教育定数措置について	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	小学校英語教育の充実に対応する専科指導教員の配置要件の緩和	小学校における英語の教科化に伴い、地域全体の英語指導力の向上が求められているが、そのためには、まずは、学級担任一人ひとりの指導力を向上させる必要がある。 専科指導を行う教員は、教員定数措置上、担当する授業分(1週間あたり2コマ)しか算定されず、近隣の学校を訪問して学級担任をサガートする部分等は措置されない仕組みとなっていて、地域全体の英語指導力の向上が図れない。 すべての小学校に英語専科指導教員が配置されるわけではない(H30は15名分が措置)ことから、多くの学級担任が英語指導を行うことに大きな不安を抱えている。また、市町村教育委員会は、小学校に教科としての英語科を混乱なく導入することができるか懸念している。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]	農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。	—	—	農林水産省経営局農地政策課
6【農林水産省】 (10)国産花きイノベーション推進事業 国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (17)次世代国産花き産業確立推進事業 次世代国産花き産業確立推進事業については、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が、花きの品目の特徴に対応した生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大等の取組内容を自ら選択できるようにする。 [措置済み(平成31年4月1日付け農林水産事務次官依命通知)]	国産花きイノベーション推進事業の次期対策事業である次世代国産花き産業確立推進事業について、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が、花きの品目の特徴に対応した生産供給体制の強化、流通の効率化・高度化、需要の拡大等の取組内容を自ら選択できるようにした。	【農林水産省】持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知) 【農林水産省】持続的生産強化対策事業実施要綱の制定について(平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知)別紙3	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_117">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_117</a>	農林水産省生産局園芸作物課
6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iii)都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項(施行規則13条)については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019年中に省令を改正する。	—	都市計画の軽易な変更とされる事項について、省令を改正し、「他の道路の廃止又は位置若しくは区域の変更に伴う隅切りの縮小又は廃止による位置又は区域の変更」を追加した。	【国土交通省】官報_都市計画法施行規則の一部を改正する省令 【国土交通省】都市計画法施行規則の一部改正について(情報提供) (令和元年8月14日付け国土交通省都市局都市計画課事務連絡) 【国土交通省】平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)(抜粋) 【国土交通省】都市計画法施行規則の一部を改正する省令	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_118">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_118</a>	国土交通省都市局都市計画課
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (7)建築士法(昭25法202) 都道府県建築士審査会の委員の任期(30条1項)については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。	—	都道府県建築士審査会の委員の任期について、都道府県が条例で2年を超え3年以下の任期を設定することを可能とした。	—	—	国土交通省住宅局建築指導課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	122	02_農業・農地	都道府県	岡山県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	土地改良法	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)の受益地に係る変更要件等の明確化	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)について、着手から完了までの間、社会情勢の変化等を踏まえ、受益地設定を含む事業計画の柔軟かつ迅速な変更を可能とすること。 また、受益地の変更可否の判断基準(変更が認められるケースとそうでないケースの事例集の作成等)及び国との事前協議段階から土地改良法・各事業の実施要綱に基づく事業変更手続に至るまでの手順や補助金返還のルール等を明確化し、地方に示す。	農業生産基盤整備(線的整備事業)については、工事が長期に及ぶケースが多い中、周辺の道路環境や農業者の事情に大きな変化があっても、現行制度では柔軟な対応ができないのが実情である。 本県の県南内陸部における複数のIC周辺農地は、当該農地への直接的な工事は行われていない線的整備事業の受益地に含まれているが、後継者不在等のために農業者・地権者が農業以外の活用を望んでいる農地や、農業を継続するよりも地理的優位性を生かして産業用地として活用した方が地域住民の生活をより豊かにすると市町村が判断する農地が存在する。 このような場合、事業途中で、相当規模以上(例えば5ha)の農地を農業以外の用に供する施設の建設を目的として受益地の変更ができるのか否か、どういった手順や補助金返還のルールがあるのか不明瞭であり、検討に苦慮している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	123	02_農業・農地	都道府県	岡山県、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地法附則第2項	市町村主体の産業用地創出事業における4ha超農地転用手続の規制緩和	市町村が主体となり産業用地を創出する場合に、4ヘクタールを超える農地転用に係る国との協議を不要又は報告とする。	地方発展のエンジンとなる企業誘致は、時機を逃さないことが鉄則である中、現状では、4ヘクタールを超える農地転用を伴う産業用地開発を行おうとした場合、自治事務である農振除外の段階から、事実上の国の関与が認められるとともに、国の担当者による見解の違いや人事異動のたびに話が振出しに戻るケースが散見されるなど、国との協議調整に多大な時間と手間を要している。 また、手続に要する時間の見込みが立てられないため、企業からの引き合いに対して適切な対応ができず、地域振興の多くの好機を喪失している。 一方、手続に不測かつ多大な時間を要する現状は、景気変化による売れ残りリスクを増加させる要因ともなっており、高速道路インターチェンジ周辺等に開発適地があっても、農地が存在する場合は手が付けられないのが実情である。 市町村主体の産業用地開発事業の場合、一定の確実性・計画性等が確保されるとともに、農振除外・農地転用にあって、都道府県の関与もあるため、国が懸念する虫食いの・無秩序な開発の懸念は小さい。 農村産業法の活用による新たな土地利用調整のスキームが整備されたものの、時間的制約の克服はなお困難であり、また、予め用地を用意し、積極的な企業誘致を行うケースについては対応ができないなど、地域の実情に応じて、自らの決断でまちづくりを進めようとする市町村にとって、4ヘクタールを超える農地転用の国の規制・関与が、大きな障壁となっている。	—
H30	124	02_農業・農地	都道府県	岡山県、兵庫県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項 ・農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条	「農用地区域内」の農業生産基盤整備事業(線的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る農振除外要件の緩和	農業生産基盤整備事業(線的整備事業)完了後8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする。	土地改良事業完了後8年未経過の水路の受益地となっているため、「農用地区域内農地」からの除外ができず、当該地を転用することが困難な状況にある工業団地の拡張計画がある。 過去の提案募集に対する農水省の回答では、農村産業法及び地域未来投資促進法の活用を求められているが、いずれの法律を活用するにしても、土地利用の調整が必要な農地を区域に含む場合、区域設定に当たって農村産業法では実施計画策定に当たって、地域未来投資促進法では基本計画策定に当たって、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められている。工業団地整備後、公募により立地事業者を決定する計画のため、団地整備着手前には事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。 また、付け替え等により他の受益地に影響がない場合は、8年未経過の受益地について「農用地区域内農地」からの除外を可能としても、全体の事業効果に大きな影響を及ぼさないと考えられる。	—
H30	125	05_教育・文化	都道府県	岡山県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条 ・特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 ・要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等の支弁区分に応じた定額支給化	特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費等は、購入に要した実費を支給対象としているが、これを支弁区分に応じて定額支給することにより、事務処理の簡素化及び保護者の負担軽減を図る。	【現状】 特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費、寄宿舎居住に伴う経費、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、購入に要した実費を支給対象としている。実費の確認方法として、保護者にレシートの提出を求めており、それを職員が確認後、支給金額の決定をしている。 【支障事例】 職員は、レシートごとに金額を確認及び集計する必要があるため、膨大な作業量となっている。 また、保護者は用品購入時のレシートの保存及び提出が大きな負担となっている。	—
H30	126	03_医療・福祉	都道府県	福島県、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	児童福祉法第35条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	認定こども園及び保育所の認可権限を都道府県から市に移譲	都道府県が有する認定こども園及び保育所の認可権限を市に移譲すること。	子ども・子育て支援新制度においては、保育の実施主体を市町村として就学前の教育・保育に関して一体的、包括的な施策を実施している。 この一環として、市町村では、それぞれの施設に対して運営上の確認を行っているところである。現在、認定こども園の認定等の事務・権限が指定都市や中核市への権限委譲が進んでいる一方で、各種施設の認可権限が保育の実施主体である市町村以外となっているものがあり、統一されていない。 ○幼保連携型認定こども園及び保育所…都道府県、指定都市及び中核市 ○幼保連携型以外の認定こども園…都道府県、指定都市 ○地域型保育事業所…市町村 A市で幼保連携型認定こども園の整備を進めているB法人では、設備面や職員配置について、A市から保育の実施に伴う確認を求められるとともに、県から認可を受けることとなっており、二重の対応が求められる結果となっている。地方の市では、大きな面積を有することなどにより、子育てを含めた生活区域は、この市内で完結することも想定されることから、保育の実施主体において、制度の理念と地域の実情に沿って、一体的、包括的な施策展開ができるように、指定都市及び中核市以外の市にも認定等の事務・権限を移譲することが必要である。なお、都道府県による区域を超えた調整のための協議は、これまでと同様に必要である。	—
H30	127	03_医療・福祉	都道府県	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	保育所等の施設整備に関する所管や制度の一元化	保育所等の施設整備に関する厚生労働省と文部科学省の補助制度を内閣府に一元化し、保育の実施主体である市町村への直接補助に統一すること。	保育所等の整備は厚生労働省の保育所等整備交付金、認定こども園の幼稚園部分等の整備は文部科学省の認定こども園施設整備交付金を活用して、市町村が行う民間施設の施設整備を支援しているが、厚生労働省の交付金は県を経由せず国から市町村への直接補助、文部科学省の交付金は県を経由しての間接補助となっていることから、制度の複雑化と財源の不安定さが課題となっている。	—
H30	128	03_医療・福祉	都道府県	福島県、茨城県、群馬県、新潟県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・子ども・子育て支援交付金交付要綱	保育士等の処遇改善等加算の認定事務等の簡素化	保育士等の処遇改善等加算に関する認定事務等を簡素化すること。	保育士等の処遇改善等加算の認定事務については、それぞれの施設の保育士等一人一人の勤続年数や職務上の地位を確認する必要があることや要件となっているキャリアアップ研修の受講記録の管理も求められ、県、市町村において処遇改善等加算の認定事務等が膨大な事務量となっている。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (2) 土地改良法(昭24法195) 土地改良事業実施中の受益地の変更については、要件や手続等の明確化を図るため、以下に掲げる事項について、関係団体等に2018年中に周知する。 ・受益地からの除外手続に関する手順並びに事業計画の変更手続に関する手順及びそれに要する期間の目安 ・国営事業実施中の受益地の変更に当たっては、受益地からの除外を要望する者と市町村、土地改良区等との間で調整を行い、その調整が完了した場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって当該農地を受益地から除外したものと整理すること。 ・補助金返還を要する場合に係る考え方 [措置済み(平成30年10月24日付け農林水産省農村振興局整備部長通知)]</p>	-		<p>【農林水産省】国営かんがい排水事業等の実施地区における受益地の除外に係る手続等について(平成30年10月24日付け30農振第2103号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_122">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_122</a></p>	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	129	10_運輸・交通	都道府県	鳥取県、京都府、京都市、兵庫県、和歌山県、広島県、山口県、徳島県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・道路運送法 ・自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて(国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日)	自家用有償旅客運送による貨客混載の許可基準の緩和	自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送について、地域公共交通会議等で協議が調った場合には、道路運送法第78条第3号に基づく許可なく少量貨物運送を実施することができることとする、自家用有償旅客運送による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可を受ける際に必要な、地域の貨物自動車運送事業者の同意を得たこととする等自家用有償旅客運送による少量貨物有償運送の要件・手続きを緩和する。	一般乗合旅客自動車運送事業による350kg未満の貨客混載は道路運送法第82条により許可不要として認められているが、自家用有償旅客運送を行う場合には、「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取り扱いについて(国自旅第412号国自貨第172号平成28年3月31日)」に基づき、許可することとなっている。本通知によると、許可基準は、既存の貨物自動車事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域に限るものとし、運輸支局長が、国土交通省自動車局との協議の上、当該地域の物流網の状況、住民の貨物輸送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとなっている。 現在、鳥取県日野郡日野町において、バス事業の生産性向上のため日野町営バスを活用した貨客混載の実施を検討しているが、実施に当たっては、鳥取運輸支局から地域の総意が求められていることから、当該地域の貨物自動車運送事業者である日野郡内34社(一般貨物自動車運送事業13社、軽貨物自動車運送事業21社)それぞれから支障がないかについて確認する必要があり、当該事業がなかなか進まない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	130	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、中国地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令63号)第42条第1項	児童養護施設の保育士配置基準の緩和	児童養護施設には保育士を配置することとされているが、幼稚園教諭の資格取得者を配置しても、現行の基準では求められる職員数に含めることができない。幼稚園教諭の役割は、児童の健全な成長のためにその心身の発達を助長することであり、児童養護施設で生活する児童に対しても保育士同様にその役割を十分果たし得る職種である。よって、現在、保育士を配置することと定められている職種の規定を、幼稚園教諭の資格取得者も配置できるよう要望する。	近年、児童養護施設の現場では、保育士の人材確保に苦慮している。平成29年10月末時点での鳥取県における保育士の有効求人倍率は2.64であり、求める人数の半分の希望者もいない状況である。また、福祉人材センターにおける過去5年間の保育士就職人数は0人であり、保育士の確保は大変厳しい状況にある。なお、年度中途に育児休暇等を補充するための保育士確保はさらに厳しい状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	131	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県、中国地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○指定地域密着型サービスの事業人員、設備及び運営に関する基準第65条、第92条、第173条 ○指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第46条 ○「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について	指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の要件(研修修了)の「参酌すべき基準」への見直しを求める。この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第65条(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)に基づき、「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従事者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。」と規定されており、運営法人の代表者の要件が限定されている。該当する研修等の開催回数が少ないこともあり、研修要件を満たしていない者の新規参入を遅らせる一因となっている。 なお、本提案は、平成29年の提案募集において提案したが、対応方針においては、代表者交代時の研修修了に一定の経過措置(6ヶ月間の猶予期間)が設けられることとなったのみであり、当県の求めていた「指定小規模多機能型居宅介護事業者等の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)の緩和」に対する対応としては不十分として、改めて従うべき基準の見直しを求めるもの。	—
H30	132	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第5条	救護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	救護施設等に配置する職員の資格要件の「参酌すべき基準」への見直し	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○施設長に経営能力が長けた者を採用したいが、現行基準から採用できない場合。 ○生活指導員になりたい者で、資格を持っていないがやる気があり、施設側としても職員を確保するために採用したい場合。 ○中山間地域の施設では人員の確保に支障を来す。 この基準については参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	—
H30	133	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第10条第3項第1号及び同条第5項第1号ロ	救護施設の設備の基準の「参酌すべき基準」への見直し	救護施設の設備の基準の緩和	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○救護施設を建てるために確保できた土地が、想定する規模(受け入れ人数)と比べ小さく、確保できた土地に合わせて施設全体を小さくするためには係る基準が規制となる。 この基準について、自治体の実情により条例で最低基準として定めれば足りることから、参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	—
H30	134	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」第11条	救護施設等の職員の配置の基準の「参酌すべき基準」への見直し	救護施設等の職員の配置の基準の緩和	新規施設の設置等を検討するにあたり、次のような支障が生じる可能性がある。 ○救護施設等の配置職員の種別および数が基準により定められているが、生活指導員の募集を行っても、人が集まらず、採用が0人であった場合。 ○特に、中山間地域の施設では人員の確保に支障を来す。 この基準には「生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、通じておおむね入所者の数を五・四で除して得た数以上とする。」とあるが、生活指導員から准看護師まで複数の職種を通じて配置すれば良い規定とし、また参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。なお19条(更生施設)についても職員の配置基準の緩和を求める。	—
H30	135	03_医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第60条第1項第1号	訪問看護に係る人員基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている訪問看護に係る人員基準を「参酌すべき基準」参酌基準とし自治体の判断に委ねるべきである。	訪問看護に係る人員基準について、看護職員は常勤換算で2.5人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【国土交通省】 (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員に含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。</li> <li>・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。</li> <li>・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。</li> </ul>	—	<p>自家用有償旅客運送者による少量貨物に係る許可については、地域公共交通会議等で協議が調えば許可に際し関係者の意見の聴取が不要な旨を通知した。</p> <p>地方公共団体・地方整備局への情報提供を通じて迅速・柔軟な許可の運用に努めることとし、許可の在り方について引き続き検討する。</p>	<p>【国土交通省】「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付け国自旅第304号、国自貨第156号)</p> <p>【国土交通省】自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正に係る取扱いについて(令和2年1月22日付け自動車局貨物課長事務連絡)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_129">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_129</a>	国土交通省自動車局貨物課
<p>6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (ⅳ)児童養護施設等の児童指導員の資格要件については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭23厚生省令63)を2018年度中に改正し、幼稚園教諭の免許状を有する者を加える。</p>	—	<p>児童養護施設等の児童指導員の資格要件について、幼稚園教諭の免許状を有する者を加えた。</p>	<p>【厚生労働省】児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第15号)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_130">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_130</a>	厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	136	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第1項第4号	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体)型)に係る人員基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体)型)に係る人員基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護(訪問看護サービス(一体)型)に係る人員基準について、看護職員(保健師、看護師、准看護師)は常勤換算で2.5人以上の配置が必要と定められているが、中山間地域の事業所をはじめとして、人材的、経営的に所定の人員を確保するのが難しいケースもある。提案の実現により、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	137	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の4第2項	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーター要件の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーター要件を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	地域密着型定期巡回・随時対応型訪問介護・看護に係るオペレーターの要件について、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員であることと定められているが、こうした専門職の人員確保が困難であること、また、事業所において看護職員等と連携がとれる体制が整備されていれば、必ずしもオペレーター自身が看護師等である必要はないと思われる。提案の実現により、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	138	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条第1項第1号	地域密着型通所介護に係る生活相談員の専任要件の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている地域密着型通所介護に係る生活相談員の専任要件を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	地域密着型通所介護に係る生活相談員について、専任であることが要件として定められているが、利用者が少人数の場合等、事業所の職員配置、利用状況等によっては、兼任を認めても支障のない事例もあると思われる。  生活相談員のサービス提供時間帯を通して1名以上配置は、利用定員が少ない小規模な通所介護である地域密着型通所介護では、特に利用者が少ない曜日には人員基準上厳しいものとなっている。サービス提供時間帯を通しての配置を要しないことや、介護職員等の職種との兼務を可とする等の基準の緩和を行ってほしい。	—
H30	139	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第46条第1項	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	認知症対応型通所介護(共用型)に係る利用定員基準について、施設ごとに1日当たり3人以下と定められているが、事業所(居室等)の規模、職員配置、利用状況等によっては、4人以上利用しても支障のない事例もあると思われる。提案の実現により、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	140	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項1号	児童福祉施設に配置する従業員及びその員数基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている児童福祉施設に配置する従業員及びその員数基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	省令では第2種助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターについて、従うべき基準が定められている。 現在、児童養護施設等では保育士等の確保が困難な状況であり、資格要件が支障となっているため、参酌基準とすることにより、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	141	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第2号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第1条第1項第2号	児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他の児童福祉施設の設備に関する基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他の児童福祉施設の設備に関する基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	省令では乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設について従うべき基準が定められている。提案の実現により、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	142	03.医療・福祉	都道府県	鳥取県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第45条第2項第1号、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準昭和23年12月29日厚生省令第63号)第63条	福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の配置基準の「参酌すべき基準」への見直し	「従うべき基準」となっている福祉型児童発達支援センターにおける栄養士の配置基準を「参酌すべき基準」とし自治体の判断に委ねるべきである。	・福祉型児童発達支援センター(児童40人以下を通わせる施設を除く)においては、栄養士を配置することが、調理業務の委託の有無にかかわらず従うべき基準として定められている。 ・調理業務を外部委託するよう場合、業務を総括・指揮するため例外なく当該受託事業者の責任において栄養士を配置しているのが現状である。 提案の実現により、自治体の判断に委ね地方の実情に応じて柔軟に対応できることが期待される。	—
H30	143	09.土木・建築	都道府県	鳥取県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	統計法第16条及び統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国交省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	144	11_その他	都道府県	奈良県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条第1項	損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正	地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができないこと、地方自治法施行令第158条第1項に「損害賠償金」を対象とするよう改正。	県営住宅の使用料について、「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる(奈良県営住宅条例第38条第2項及び第4項)と定めている。本規定は、公営住宅法第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。 「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)していることから、損害賠償金である。当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で回収にあたっている。退去者のうち、滞納家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。 なお、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」の閣議決定に伴い、延滞金及び遅延損害金が追加されたところであるが、地方公共団体が結ぶ契約において、損害賠償金もこれらの違約金に付随して発生する蓋然性が高いものであるから同様に規定されるべきと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【国土交通省(19)】 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 [措置済み(令和3年予備調査において実施)] ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。	国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 なお、法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。			国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	145	03_医療・福祉	都道府県	奈良県	厚生労働省	A 権限移譲	高齢者の医療の確保に関する法律第12条、第13条及び第14条	地域別診療報酬の活用のための条件整備	高齢者の医療の確保に関する法律第14条に規定されている「診療報酬の特例」について、その積極的な活用に向け、都道府県の判断に資する具体的メニューを早期に示していただきたい。 また、法第13条に基づく都道府県の「診療報酬に係る意見の提出」について、国の診療報酬改定のスケジュールにあわせた具体的な手続を示すとともに、医療費適正化計画期間中であっても、都道府県が必要に応じて法第12条に基づく「実績評価」及び法第13条に基づく「診療報酬に係る意見の提出」が行えるよう規定の改正を行っていただきたい。	平成30年度からの国民健康保険都道府県単位化に伴い、都道府県は、受益(医療費)と負担(国保保険料)の両方の責任主体となり、それらを総合的にマネジメントする立場となった。 本県においては、平成30年度から「第3期奈良県医療費適正化計画」において設定した医療費目標を達成するため、医療費適正化の取組を進めており、当該目標と整合的に国保保険料を設定している。当該医療費目標が達成されない場合には、国保保険料の更なる引上げを回避し得る水準まで「診療報酬の特例」いわゆる地域別診療報酬を活用することについても検討を行う必要がある。 しかし、その活用については、具体的メニュー(医療費目標が達成できない場合の単価引下げ、病床削減が進まない場合の点数引下げ等)の提示など、都道府県の判断に資する国の検討が進んでいない。 また現行規定では、医療費適正化計画の期間終了翌年度に県が実績評価を行い、厚生労働大臣に意見を提出し、これに基づいて「診療報酬の特例」についての判断を行うこととされており、医療費適正化計画期間中に医療費が増加した場合の適時・適切な対応ができない。 これらのため、現状では、都道府県が実効ある形で住民負担の増加の抑制を図ることができない。	—
H30	146	11_その他	都道府県	奈良県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域再生法第5条第1項、同条第15項、第7条第1項、第8条第1項及び第13条の2、地域再生基本方針5 3)①イ及び5 5)②ロ、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A Q1-11、Q1-12、Q1-14及びQ2-4、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)2 2-1③(2)	地方創生応援税制適用に係る要件の緩和	内閣総理大臣から認定を受けた「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に法人が寄附を行った場合に適用される地方創生応援税制の適用要件について、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」以外の事業にも拡充することを求めるもの。		—
H30	147	03_医療・福祉	都道府県	奈良県	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、障害者総合支援法第48条第3項及び第85条、児童福祉法第46条及び第59条、認定こども園法第19条、生活保護法第44条、児童福祉法施行令第38条、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」、「老人福祉施設に係る指導監査について(通知)」、「障害者支援施設等に係る指導監査について」、「児童福祉行政指導監査の実施について(通知)」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について(通知)」、「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」	社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査(一般監査)周期の見直し	前年度における施設監査(一般監査)の結果、適正な運営が確保されていると認められた社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、児童福祉施設、生活保護法による保護施設)への一般監査(実地)の周期について、社会福祉法人への法人監査と同時に実施できるようにするため、原則3年に1回に見直すよう求める。なお、運営上、問題のある施設については、翌年度も実地による施設監査を行う。	社会福祉法人が経営する社会福祉施設(老人福祉施設、障害者支援施設等、生活保護法による保護施設)への施設監査(一般監査)の周期については、要綱で原則として毎年1回は実地に行くこととされている。(前年度における一般監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、書面による実施が可能)また、児童福祉施設への一般監査の周期については、児童福祉法施行令により、1年に1回以上と定められている。 施設監査(一般監査)と法人監査についてはともに周期が2年に1回であったことから、社会福祉法人の負担軽減及び効果的かつ効率的な監査実施の観点から、市町村と調整のうえ、同日に行ってきたが、法人監査の周期が原則3年に1回に変更されたことにより、同日に行うことが困難になっている。 施設監査(一般監査)と法人監査では、必要書類のうち、会計等の書類が重複しており、施設監査(一般監査)と法人監査では法人の対応者は同一人物であることが多いことから、同一日に実施することが効率的である。 特別養護老人ホームや幼保連携型認定こども園の増加に伴い、監査対象施設数も増加している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	148	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第3条の2一号	特別非常勤講師の教授可能範囲の拡大	小学校の教科「外国語(英語等)」については、特別非常勤講師の教授可能範囲を「教科の領域のすべて」とする。	・新学習指導要領により、2020年度から小学校において英語が教科化されることとなっている。当該授業は原則として学級担任が行うこととされているが、英語力と指導力を兼ね備えた教員が不足しているだけでなく、英語研究や教材研究等により教員の多忙化がさらに増大することが予想される。 ・また、本県では単級の山間地小規模校が多く、全小学校への英語の専科教員の配置が困難である。 ・そこで、英会話講師や海外在住経験者等、教員免許状は有していないものの専門的な知識やスキルを持った地域人材を特別非常勤講師として活用したいが、教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行うことができない。 ・このため、英語力・指導力不足と多忙化が問題視されている教員の抜本的な負担軽減につながらない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【厚生労働省】</b>  (3) 児童福祉法(昭22法164)  (xi) 児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)  (iii) 障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(16) 生活保護法(昭25法144)  (v) 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(21) 老人福祉法(昭38法133)  (ii) 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><b>6【内閣府(10)】【文部科学省(10)】【厚生労働省(29)】</b>  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)  (ii) 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt;  <b>5【厚生労働省】</b>  (5) 児童福祉法(昭22法164)  (i) 児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知する。  [措置済み(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)]</p> <p>(6) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123)  障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知(平19厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長)を改正し、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる指定障害者支援施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行う。  [措置済み(令和2年7月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)]</p> <p>(15) 生活保護法(昭25法144)  (i) 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、通知(平12厚生省社会・援護局長)を改正し、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行う。  [措置済み(令和2年6月29日付け厚生労働省社会・援護局長通知)]</p> <p><b>5【内閣府(7)(i)】【文部科学省(7)(i)】【厚生労働省(33)(i)】</b>  就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)  幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知する。  [措置済み(令和2年7月6日付け内閣府子ども・子育て本部参事官付事務連絡)]</p> <p>&lt;令3&gt;  <b>5【厚生労働省】</b>  (37) 老人福祉法(昭38法133)  (i) 老人福祉施設に対する一般監査の頻度については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、通知(平12厚生省老人保健福祉局長)を改正し、原則として3年に1回(現行制度上、毎年1回)とするなどの見直しを行う。  [措置済み(令和3年11月15日付け厚生労働省老健局長通知)]</p>	<p>児童福祉施設については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年7月3日付け、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知した。</p> <p>障害者支援施設等については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる指定障害者支援施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行い、令和2年7月17日付けで地方公共団体に通知した。</p> <p>保護施設については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、適正な施設運営がおおむね確保されていると認められる施設の監査頻度を3年に1回とするなどの見直しを行い、令和2年6月29日付けで地方公共団体に通知した。</p> <p>幼保連携型認定こども園については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、令和2年7月6日付けで、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知した。</p> <p>老人福祉施設については、「老人福祉施設指導監査指針」を改正する通知を令和3年11月15日に発出し、老人福祉施設に対する一般監査の頻度を原則として3年に1回とするなどの見直しを行った。</p>	<p>【厚生労働省】「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」について(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)  【厚生労働省】「障害者支援施設等に係る指導監査について」の一部改正について(令和2年7月17日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)  【厚生労働省】「生活保護法による保護施設に対する指導監査について」の一部改正について(令和2年6月29日付け厚生労働省社会・援護局長通知)  【内閣府】認定こども園の指導監査の効率的・効果的な実施について(令和2年7月6日付け内閣府子ども・子育て本部参事官付事務連絡)  【厚生労働省】老人福祉施設に係る指導監査について(令和3年11月15日付け厚生労働省老健局長通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fusuchi.html#h30_147">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fusuchi.html#h30_147</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部  文部科学省初等中等教育局幼児教育課  厚生労働省子ども家庭局保育課  厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室  厚生労働省社会・援護局保護課自立推進・指導監査室  厚生労働省老健局総務課介護保険指導室</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	149	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	教員免許状旧免許状所持者が免許状を追加取得した場合の修了確認期限の自動延長	旧免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、新免許状の有効期間の取扱いと同様、申請しなくとも自動的に更新講習修了確認期限を延長する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。新免許状所持者が別種の教員免許状を追加取得した場合、有効期間は追加取得した免許状も含めて最も長いものに自動的に統一されるが、旧免許状所持者が教員免許状を追加取得しても自動延長されず、所在する都道府県教育委員会に対して更新講習修了確認期限の延期申請が必要となる。この違いが教員の間で混乱を招いており、制度を誤認した教員の免許状失効の事例が後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効。H29.1～6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) また、教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握せざるを得ず、大きな負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	150	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	個人が所持する教員免許状の集約と修了確認期限又は有効期間満了日の明記	個人が所持するすべての教員免許状を1枚に集約し、修了確認期限又は有効期間満了日を明記する。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。旧免許状は免許状に更新講習修了確認期限が明記されていない。また、新免許状を複数所持する場合、1枚の免許状だけでは有効期間の把握が困難である。さらに、旧・新免許状所持者ともに、一度更新講習を受講した後は、更新講習修了確認期限証明書又は有効期間更新証明書がないと、次の更新時期の確認ができない。教育委員会や学校では、現職教員が免許失効しないよう、新旧免許状制度の違いに留意しながら各教員の免許更新時期等を把握しているが、上記の状況のため、確認作業が負担となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	151	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	教員免許失効後の一定期間における救済措置	運転免許証と同様、免許失効後の一定期間を救済措置期間とする。	教員免許更新制の取扱いは、大きくは平成21年4月以降に初めて免許状を取得した者(新免許状)とそれ以外(旧免許状)の者に区分できる。しかし、免許状の有効期間や延期申請の扱いに大きな違いがあるなど、制度が複雑なため混同する者が多く、混乱を招いており、免許失効者が全国的に後を絶たない。(H29.3末全国現職教員の更新状況(文部科学省統計)対象91,987名、うち201名失効。H29.1～6の間、公立学校で7名が失効(各県HP公表)) 免許が失効すると、現職教員は失職する。失職は教員本人の生活の糧を奪うだけでなく、生徒や学校、教育委員会にも多大な影響を与えるが、失職の猶予等の救済措置が設けられていない。	—
H30	152	05_教育・文化	都道府県	長野県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第9条から第9条の4、第10条、附則(平成19年)第1、2、8条	一定の教員実務経験がある60歳以上の者の教員免許更新制の適用除外	一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の適用除外とする。	現職教員が産育休等を取得する際、代替教員の確保が必要となるが、好景気のため、若年層の教員免許状所持者を確保することは極めて困難な状況にある。そのため、定年退職した元教員、近年では70歳以上の者にも代替教員を依頼することがあるが、これらの者の中には、退職時に今後の勤務が見込めないと、免許の更新手続きを行わない者もあり、免許状の修了確認期限が経過している場合がある。この場合、代替候補者を確保しても、その者の免許状が有効でないと、更新講習を受講した上で免許状再授与等申請を行う必要があり、速やかな任用を行う上で支障となっている。	—
H30	153	08_消防・防災・安全	都道府県	長野県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第6条、第7条 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第20	公共土木施設災害復旧事業における設計変更に当たり、主務大臣との協議を要しない「軽微な変更」の範囲拡大	公共土木施設災害復旧事業において、事業費決定の基礎となる設計を変更する場合、主務大臣に協議し、同意を得る必要があるが、一定の要件を満たす場合は「軽微な変更」と見なされ協議が不要になる。当該要件は、「事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下」とされている。このうち、「1,000万円以下」の金額要件を緩和すること。	【制度概要】 道路や砂防設備、河川など公共土木施設に関する災害復旧事業で地方公共団体が施行するものについて、国はその事業費の一部を負担する。国に国庫負担を申請するときは災害復旧事業の設計書を添付して主務大臣に申請しなければならない。また、設計の変更があるときは、「軽微な変更」を除き、あらかじめ主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。 なお「軽微な変更」とは、事業費の変更額が当初査定額の3割以内で、かつ、1,000万円以下のもので、誤測等の訂正に係る変更や、仮設工の変更など工法に変更がないもの等を指す。  【支障事例】 事業費が高額になる工事においては、事業費がわずか1～2%変動しただけで変更額が1,000万円以上となる。そのため、河川護岸(ブロック積工)の復旧延長の延伸という単純な工法であっても、事業費が高額になる場合は、変更協議が必要になる。また、変更協議にあたっては22種類の様式、合計30～40枚程度の資料を添付する必要があり地方自治体に著しい負担が生じるほか、国協議等に約3ヶ月※を要するため着工が遅れる。 ※県(本庁所管課)と申請者(県(建設事務所)、市町村)の事前協議:1か月 国(本省)と県(本庁所管課)の協議:2か月	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	154	11_その他	都道府県	長野県	内閣府、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	地方創生道整備推進交付金要綱、地方創生道整備推進交付金要領	地方創生道整備推進交付金における交付金交付決定前の着手	地方創生道整備推進交付金交付要綱において、「交付金交付決定前の着手」に関する規定を設けること。	地方創生道整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省庁から内示額の通知を受け(4月頃)、交付担当省庁に交付申請書を提出(4月頃)することとなっているが、国からの県への交付決定が毎年6月下旬であるため、市町村における工事着手は7月下旬から8月上旬となっている。本県の山林部においては、冬季は積雪により工事が制限されることもあり、可能な限り早期発注、早期の工事着手が出来れば、繰越工事の縮減につながる。また、上記のとおり、現行のスケジュールだと、夏季に発注が集中し、入札不調となるケースも散見される。なお、農山漁村地域整備交付金では、交付金交付決定前の着手(早期着手)が可能となっており、同様の対応を認めていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (ii)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合に、更新講習修了確認期限を延期することについては、免許管理者(2条2項)への申請が必要であることを教職員に周知徹底するよう、都道府県教育委員会等に2018年中に周知する。 [措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]</p> <p>(iii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>(iv)旧免許状所持現職教員(附則2条2項)が免許状を追加取得した場合における更新講習修了確認期限の自動延期については、都道府県教育委員会等を通じた教職員への周知、教員免許管理システムの改修に係る検討及びその結果に基づく措置並びに今後の失効者の状況等を踏まえつつ、免許失効者の減少のための総合的な方策を検討し、2022年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令4&gt; 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) 幼稚園型の一時預かり事業(児童福祉法(昭22法164)6条の3第7項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条10号に規定する一時預かり事業をいう。)に従事する者のうち幼稚園教諭普通免許状が未更新により失効している者については、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(令4法40)により教員免許更新制が発展的に解消されることに伴い、過去に免許状を授与した事実に基づき免許状を再授与することが可能であることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)]</p>	<p>教育公務員特例法及び教育職員免許法の改正により、教育免許更新制を発展的に解消することとなり、令和4年7月1日時点で有効な免許状(7月1日以降に免許状の修了確認期限又は有効期間の満了の日を迎えるもの、旧免許状で休眠状態のもの)については、免許状更新講習の受講や免許の更新手続きの必要がなくなった。また、失効中の免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請を行うことで、免許状更新講習の受講や更新手続きの必要がなくなった。</p>	<p>【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律等の施行について(通知)(令和4年6月21日付け文部科学省事務次官通知)</p> <p>【文部科学省】教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律(抜粋)(令和4年法律第40号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_149">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_149</a></p>	<p>文部科学省総合教育政策局教育人材政策課</p>
<p>6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (iii)教員免許状の修了確認期限等については、都道府県教育委員会等の意見を踏まえつつ、更新講習修了確認期限等を記載した確認書類の発行等を可能とする教員免許管理システムの改修について検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【文部科学省】 (5)教育職員免許法(昭24法147) (i)教員免許状の修了確認期限等については、免許状所持者が自らの更新講習修了確認期限等を確認できる「教員免許状の有効期間確認ツール」を作成・公開するとともに、免許状所持者に対する周知への協力について、都道府県教育委員会等に通知する。 [措置済み(令和元年9月27日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]</p>	<p>教員免許状所持者が自らの更新講習修了確認期限等を確認できるツールを公開し、その周知への協力について通知した。</p>	<p>【文部科学省】教員免許状の有効期間確認ツールの公開について(令和元年9月27日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_150">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_150</a></p>	<p>文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【国土交通省】 (8)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭26法97) 災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019年中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。</p>	—	<p>設計変更協議について、変更内容に応じて郵送やメールによる協議を可能とする等手続を簡素化し、その旨を周知した。</p>	<p>【国土交通省】災害復旧事業の設計変更協議手続簡素化</p> <p>【国土交通省】全国都市計画主管課長会議</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_153">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_153</a></p>	<p>国土交通省水管理・国土保全局水政課</p>
<p>6【内閣府(16)】【農林水産省(12)】 地方創生道整備推進交付金 林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。</p>	—	<p>林道に係る地方創生道整備推進交付金について、やむを得ない事情により必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、その旨を通知した。</p>	<p>【農林水産省】林道に係る地方創生道整備推進交付金の実施について(平成31年3月28日付け30林整整第1176号林野庁長官通知)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_154">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_154</a></p>	<p>林野庁森林整備部整備課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	155	05_教育・文化	都道府県	長野県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	・学校教育法第124条(他類型の学校から大学への編入学については、第108条第7項、第124条、第132条等) ・平成26年9月1日付け26文科高421号文部科学省高等教育局長通知	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法第124条中、「他の法律に特別の規定があるものを除く」から職業能力開発短期大学校を除外し、修了者の大学への編入学を可能とする。	・大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学校、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業生を対象に認められているが、職業能力開発短期大学校(本県の場合は工科短期大学校)の専門課程修了者については認められていない。 ・平成26年9月1日付けの単位認定実施の制度改正通知により、大学において職業能力開発短期大学校での学修について60単位まで認定が可能となった。 ・しかし、単位認定とは、職業能力開発短期大学校の卒業生が大学に進学する場合、既習得単位として認められるものである。これでは、入学試験の準備、2年の就業期間を経て改めて4年制大学の1年に入学するという修学年限の長さ、学費等、編入学に比べて学生の負担が大きく、利用実績の増加は見込めない。 ・本県の工科短期大学校(2校)では、240人の定員に対して博士13名・修士6名を含む6科合計38人の教授陣による少人数制授業を実施し、実習等で使用する機器類も工学系大学と遜色ない設備を導入している。また、専門学校から大学への編入学基準(2年間1,700時間)を上回る授業時間(2,808時間)を確保しており、大学への編入学に値するカリキュラムを備えている。	—
H30	156	11_その他	中核市	郡山市	内閣府、金融庁、財務省	B 地方に対する規制緩和	住民基本台帳法第12条及び第12条の3。住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-①-ア-①(カ)及び第2-4-(3)-①-ア	住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。 また、死亡保険金の相続処理に関連して、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかしながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	157	03_医療・福祉	中核市	郡山市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	○生活保護法第29条及び第29条第2項、 ○「日本年金機構における活保護法第29条に基づく照会回答事務の集約化について」(平成29年3月3日付け保護課保護係長通知)	生活保護法第29条に基づく、年金事務所に対する調査権限の付与について	現行の生活保護法第29条に基づく年金調査は、日本年金機構中央年金センターへ文書による照会・回答で行う必要があり、その文書やり取りに時間を要し、年金受給に係る不正受給対策が遅れている。 地方公共団体の税務担当職員が税務調査において税務署で関係書類の閲覧をしているように、生活保護調査においても随時最寄りの年金事務所で被保護者の年金に関する全ての事項を閲覧できれば不正受給を未然に防ぐことが可能である。生活保護担当職員にも税務調査と同様の調査権により、年金事務所で調査ができる権限を求めるもの。	本市において生活保護受給者は高齢者や障害者が約7割を占めている。年金受給できるのかどうかも自己判断できず、福祉事務所の調査によって判明することが多いが、生活保護法第29条に規定されている日本年金機構への調査は、実際、厚生労働省保護課からの通知により、日本年金機構中央年金センター(香川県高松市)へ照会回答事務が集約されており、回答が届くまで時間を要し大変不便をきたしている。 また、今般の年金支給期間の短縮で年金該当者が増えており、福祉事務所の再調査の結果、今まで発見できなかった受給者の年金保険料納付期間が見つかるケースが多くあった。それに関連し、生活保護受給者が福祉事務所に入申せず年金を遡及受給し、福祉事務所が日本年金機構から回答を受け取る頃には全額消費してしまうケースがあり、福祉事務所としては不正受給防止の対応に大変苦慮している。 一方、地方公共団体の税務担当職員による税務調査では、地方税法第20条の11に基づき、必要に応じて税務署において資料の閲覧ができる。生活保護担当職員も生活保護法第29条に基づく同様の権限により、事前に被保護者の年金支給決定や支給日等の情報が分かれば、これに係る不正受給を防止することができる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	158	08_消防・防災・安全	一般市	三豊市	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第3項、同条第4項及び自然公園法施行規則第11条第2項	自然公園法施行規則における第二種特別地域での行為の許可基準の緩和	災害発生等の緊急時に市民の安全を確保するために、デジタル防災行政無線設備を整備する場合については、通常の許可基準に特例を認め、必要最低限の設備については許可されるよう基準の緩和を求める。	自然公園法第20条第3項により、国立公園内において一般建築物の新築を行う場合には環境大臣の許可を受けることとなり、同条第4項には環境省令で定める基準に適合しない場合には許可をしてはならないこととなっている。 本市ではデジタル防災行政無線設備の整備事業としてアンテナの設置を検討しているが、本市の地域の特性上地形は南北に長く、半島及び島嶼部もあるために基地局(中継局)を標高の高い場所に設置し、かつ3箇所整備しなければ市内全域を網羅することができず、本市においては第二種特別地域以外に適当な建設予定地がない。 しかし、上記地域に設置しようとする場合、自然公園法第20条第3項により、環境大臣の許可が必要となるが、その許可基準では建築物の地上部分の最高部が13m以下と定められているため、周辺の地形等を考慮し有効なアンテナ設置位置を計画したが、上記基準を遵守することができないために、省令の基準内である13m以内に計画変更した。計画変更により、今回は代替地の標高が当初予定地より高い場所であったために問題はなかったが、低い場合は通信機能に支障が生じる恐れがある。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p>6【内閣府(7)】【金融庁(2)】【財務省(4)】 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (i)生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>6【内閣府(7)】 (ii)申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【内閣府(9)】【金融庁(1)】【財務省(3)】 所得税法(昭40法33)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 生命保険会社が税務署長に提出する支払調書(所得税法225条1項4号)に記載する保険契約者の個人番号については、支払調書に記載が必要になるため、契約時など保険契約者の生存中速やかに、その旨を保険契約者に対し周知するとともに、これを収集し適切に管理する態勢を整えることなど、生前に収集するために必要な対応をすべきことを、生命保険会社に要請する。 [措置済み(令和元年9月20日金融庁と生命保険協会の意見交換会)]</p> <p>&lt;令2&gt; 5【内閣府】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、本人からの個人番号の提供は本人の生存中に行われる必要があることを踏まえ、個人番号利用事務等実施者(12条)が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる具体的な方法について整理し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和2年3月12日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)]</p>	<p>生命保険会社に対し、保険契約者の個人番号を生前に収集するために必要な対応をすべきことを要請した。 また、申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについて、個人番号利用事務等実施者が死亡者本人の個人番号を収集するために考えられる具体的な方法について整理し、都道府県に通知した。</p>	<p>【金融庁】業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点(生命保険協会(令和元年9月20日)) 【内閣府】申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の取扱い等について(令和2年3月12日付け内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_156">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_156</a></p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 金融庁監督局保険課 国税庁課税部税総括課</p>
<p>6【厚生労働省】 (16)生活保護法(昭25法144) (iii)保護の実施機関による日本年金機構に対する年金関連情報の照会(29条1項)については、日本年金機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努める。 また、緊急に回答が必要な場合については、各年金事務所に対して照会が可能である旨を、2018年度中に日本年金機構及び地方公共団体に通知する。</p>	—	<p>・年金機構から自治体への照会について、回答処理期間を概ね10日以内とするよう努めることとした。 ・緊急に回答が必要な場合には、年金機構から各年金事務所への照会が可能である旨を通知した。</p>	<p>【厚生労働省】生活保護法に基づく日本年金機構への照会について(平成31年3月29日付け厚生労働省年金局事業企画課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_157">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_157</a></p>	<p>厚生労働省年金局事業企画課</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	159	09_土木・建築	指定都市	神戸市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路法第92条第1項 道路法施行令第38条	道路法施行令第38条による不用物件の管理期間の運用弾力化	すでに道路としての機能・形態を失っている里道(市道認定有)で、道路を構成する敷地等が供用廃止又は区域変更により不用となった場合の管理期間について、 ・沿道住民等の利害関係者に対して廃道の同意取得が完了している場合 ・売却等の処分方針が明確になっている場合は、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるようにしてほしい。	【現状】 本市では、里道も市道として認定しているが、過去に田畑等へ至る道路(車両通行可能な幅員は無い)として機能していたものの、開発や区画整理、道路整備事業により車両の通行が可能な別の道路ができたため誰も通行しなくなり、道路としての機能・形態がなくなったような里道が存在する。 こうした里道について払下げの要望があった場合、当該里道が不用道路敷と考えられ、他の行政目的でも使用する予定がない場合には、沿道住民等利害関係者の廃道の同意取得を条件に払下げが可能な旨を回答している。その後、廃道の同意取得が確認できた後に市議会で廃道の議決を経て告示を行い、告示から2ヶ月間の管理期間(道路法施行令第38条)経過後に払下げを行っている。 【支障事例】 この管理期間があるために、土地の有効活用にかかる時間が長くなり、事業者の負担が増え、土地活用や経済活動の妨げになっている。 このため、すでに道路としての機能・形態を失っている里道で、沿道住民等利害関係者に対して廃道の同意取得が完了しており、売却等の処分方針が明確になっている場合については、地方公共団体の判断で管理期間を設けないこととできるよう求める。 なお、実務上は沿道住民等を含め廃道に向けての調整が完了してから市議会で廃道の議決、告示を行っていること、すでに道路としての機能・形態を失っており一般通行人の便益を考慮する必要性が乏しいことを鑑みれば、管理期間の必要性は乏しいと考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	160	11_その他	指定都市	神戸市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第7条第1項	指定都市について人事委員会又は公平委員会を置くことが出来るようにするもの。(指定都市に設置されている人事委員会の、採用試験等に関する権限を市長部局をはじめ任命権者の権限とする。)	本市をはじめ大都市では、社会経済情勢の急激な変化の中、様々なニーズに対応するため、適切な人事行政を行っていく必要がある。人事配置については任命権者の権限とし必要に応じて行っているが、採用試験は人事委員会の権限であるため、権限者の違いから主体的・機動的に採用活動を行うことができない。 この支障を解消するため、指定都市については、人事委員会を配置とせず、人事委員会又は公平委員会を置くことができるよう制度変更し、採用権限を任命権者の権限とすることを求める。	○現行は、各任命権者が必要な人材像等を人事委員会に示し、人事委員会において採用試験を実施し、採用試験に合格したものを基本的に各任命権者で採用している(採用待機者を除く)。 ○人事委員会の権限である採用試験に係る計画決定や最終合格者の決定については、常に人事委員会に諮り了承を得ないと行うことができない。各任命権者では、人事委員会に諮る議案等の準備作業などで人事委員会事務局と調整が発生し、人事委員会も常に開催できるものではないため、任命権者だけで採用試験を行えることと比べると、機動的な採用活動を行うことができない。 ○人事委員会規則による委任は可能であるが、本市では一部資格職にとどまっている。 ○採用試験の権限を全部任命権者に委任することについては、総務省の見解は「法の制度上可能であるが、地方公務員法の主旨を踏まえて、人事委員会とよく話し合い、なぜ全部委任を行うのか説明責任を果たしてほしい」というもので可否については明確な回答を得ることは出来なかった。また、あくまで権限の委任であり、人事委員会からの委任が必要であり、任命権者が主体的に行えるものではない。 ○社会経済情勢の急激な変化の中、持続可能な大都市経営を実現する必要があると感じており、そのためには自治体経営そのものに直結する職員の採用を任命権者が主体的・機動的に実施する事が不可欠である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	161	03_医療・福祉	指定都市	神戸市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」(H4.3.2厚生省発老第19号厚生事務次官通知) 「老人クラブ活動等事業の実施について」(H13.10.1老発第390号厚生労働省老健局長通知)	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和	老人クラブに対しては、現在、見守り事業など、地域での取り組みに対して補助を行っているが、補助金がなくなるにより、活動資金が不足し活動が継続出来なくなるクラブが発生する可能性があり、補助金要件を満たせなくなるまで会員が減ったクラブは、会員数減により解散することになり、地域活動の衰退につながる。 一旦活動が止まると再活動するには労力や費用がかかることから解散を食い止める取り組みが重要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
H30	162	06_環境・衛生	指定都市	横浜市	総務省、環境省	B 地方に対する規制緩和	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	PCB廃棄物等の掘り起し調査にあたっての固定資産税情報の内部利用	PCB廃棄物・使用製品の処理を法定期限内に確実かつ適正に行えるよう、未処理事業者の把握に必要な「掘り起し調査」の際に、固定資産税情報の内部利用を可能とすること。	PCB特措法では、PCB廃棄物等の確実かつ適正な処理を推進するため、保管事業者等に対して法定期限内の処分・廃棄を義務付けており、都道府県・指定都市・中核市等では、環境省のマニュアルに基づき、保管・所有している可能性の高い事業者を対象とした「掘り起し調査」を進めている。 調査票送付先として、昭和52年3月以前に建てられた事業用建物とその所有者のリストを作成するにあたり、同マニュアルでは、法務局・地方法務局又は市町村の固定資産税担当課から、「建物の登記情報」または「登記簿と同一の内容が登録されている家屋課税台帳情報」を入手する方法が示されている。しかし、税担当課に家屋課税台帳の情報提供を依頼したところ、所有者の住所情報には、登記簿と同一の情報だけでなく、納税通知書の送付等のために独自に取得した情報が含まれていることから、税法上の守秘義務を理由に提供を受けることができなかった。このため、現在は登記情報を基に作業を進めているが、建物の建築年次の情報が含まれておらず、住居表示や所有者等の登記変更が行われていないケースもあるなど、調査票の送付先の特定を十分に行えず、調査の支障となっている。 指定都市・中核市等は、同じ市内に固定資産税情報を保有している部署があり、事業所の集積地でもあることから、PCB特措法において、固定資産税情報の内部利用が可能とする規定を設けていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	163	08_消防・防災・安全	指定都市	横浜市	警察庁	B 地方に対する規制緩和	『「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」に係る取扱いについて」(通達)(平成30年3月19日付け警察庁丁交発第39号、丁規発第32号)  別添「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準(平成30年3月一部変更)」	搭乗型移動支援ロボット公道実証実験における運転免許要件を国際運転免許証等でも搭乗可能となるよう明確化	搭乗型移動支援ロボット公道実証実験における運転免許要件を国際運転免許証等でも搭乗可能となるよう明確化すること。	セグウェイ等の搭乗型移動支援ロボットについては、現在は、道路運送車両の保安基準の緩和措置や道路交通法に基づく道路使用許可を受けて、公道での実証実験が行われている。 警察庁による、実証実験の際の道路使用許可に関する基準では、「大きさ及び構造並びに原動機の大さに応じた運転免許を受けていることが搭乗者の条件とされており、小型特殊自動車(セグウェイ等が該当)等を運転できる区分の運転免許の所持者であれば、公道実証実験での搭乗が可能となっている。他方、ジュネーブ条約締結国による国際運転免許証等の車両区分には、日本の運転免許における小型特殊自動車に対応する車両区分がなく、警察庁の当該基準を適用できるか不明確であることから、横浜市における公道実証実験では国際運転免許証等所持者による搭乗を認めていない。 道路交通法では、原付免許以外の全ての運転免許(小型特殊自動車よりも大きい自動車等の運転免許)で小型特殊自動車の運転も認められていることなどを踏まえ、警察庁による「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準」における搭乗者の条件について、国際運転免許証等でも搭乗可能となるよう基準を明確化していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (13)道路法(昭27法180) (ii) 不用物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、地方公共団体における道路管理の実態等について把握した上で、その在り方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (13)道路法(昭27法180) 不用物件の管理期間(92条1項及び施行令38条)については、路線廃止後の円滑な土地利用に資するよう、管理期間の運用に係る解釈を明確化し、地方公共団体に令和元年度中に通知する。	道路の路線の廃止に伴う不用物件の管理期間の取扱いについて(令和2年3月31日付け国土交通省道路局路政課企画専門官事務連絡)により、供用されている地方公共団体の管理する都道府県道又は市町村道のうち既に機能・形態を失ったものについて、路線の廃止又は変更を行う場合、一定の条件を満たせば路線の廃止又は変更に先立って道路の供用を廃止し、不用物件の管理期間を経過することとしても差し支えないことを明確化した。	【国土交通省】道路の路線の廃止に伴う不用物件の管理期間の取扱いについて(令和2年3月31日付け国土交通省道路局路政課企画専門官事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_159">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_159</a>	国土交通省道路局路政課
6【総務省】 (6)地方公務員法(昭25法261) (iii) 人事委員会と任命権者間の連携については、必要に応じた権限の委任や運用面での調整等の取組状況について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に情報提供を行う。また、人事委員会及び公平委員会制度の在り方については、今後、同制度又は他の関連した制度を議論する場を設ける際に併せて検討を行う。	—	令和2年3月13日、地方公共団体の取組状況に関する調査で得られた事例等を取りまとめ、各地方公共団体宛に通知した。	【総務省】「平成30年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査」及び「任命権者と人事委員会間の連携等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)」の結果等について(通知)(令和2年3月13日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_160">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_160</a>	総務省自治行政局公務員部公務員課
—	—	—	—	—	—
6【環境省】 (8)ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65) (i) 都道府県市が実施する、管内における未処理のPCB廃棄物等を網羅的に把握するための調査のうち、PCB使用安定器の調査については、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」(平30環境省)に記載の各情報源の特性を参考にしつつ、同調査において使用する各情報源にメリット・デメリットがあり、入手の容易性も都道府県市ごとに異なることを踏まえ、使用する情報を選択する必要があることを、関係者連絡会を通じて都道府県市に2018年中に周知する。 【措置済み(平成30年8月29日付け環境省環境再生・資源循環局ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)】 (ii) 都道府県市において上記情報源の入手又は活用ができない場合があること等を踏まえ、調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に2019年1月までに提供する。	—	(i) 都道府県市が実施するPCB使用安定器の調査について、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)」に記載のある情報源にメリット・デメリットがあるため、使用する情報を選択する必要があることを、都道府県市に周知した。 (ii) 上記PCB使用安定器の調査に用いる事業者のリストを整備し、都道府県市に提供した。	【総務省】【環境省】PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版)等について(通知)(平成30年8月29日付け環境省第1808291号) 【総務省】【環境省】PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル(第5版) 【環境省】PCB使用安定器の掘り起こし調査に活用できる事業者リストの提供について(平成31年1月18日環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡) 【環境省】PCB使用安定器の掘り起こし調査に活用できる事業者リストの提供について(平成31年1月30日環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_162">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_162</a>	総務省自治税務局固定資産税課 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室
6【警察庁】 (3)道路交通法(昭35法105) 搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験については、国際運転免許証又は外国運転免許証(107条の2)で運転することができる場合を明確化し、都道府県警察を通じて同実験の実施主体に2018年度中に周知する。	—	搭乗型移動支援ロボット(セグウェイ等)の公道実証実験について、国際運転免許証等で運転することができる場合を明確化した。	【警察庁】小型特殊自動車又は原動機付自転車を運転することができる国際運転免許証等について(通達)(平成31年2月21日付け警察庁丁運発第34号、丁交企発第32号、丁交指発第18号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_163">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_163</a>	警察庁交通局運転免許課、交通企画課、交通指導課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	164	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	1. 医療法第30条の4 2. 医療法第30条の14、15、16	医療計画の策定等に係る権限の指定都市への移譲	医療計画の策定等に係る権限及び地域医療構想の実現のために必要な措置に関する権限を、指定都市に移譲すること。	横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域と医療需要の動向が異なっている。また、県からの権限移譲により病院の開設許可等を行い、市域の医療動向を把握しているほか、救急医療提供体制の整備など、効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している。 しかしながら、 1. 医療計画は都道府県が定めるとされており、指定都市が基準病床数の算定や厚生労働省との協議等を直接行うことができない。 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置(地域医療構想調整会議の運営や、過剰な病床機能への転換及び不足する病床機能の充足が進まない場合の対応)は、都道府県及び都道府県知事が行うとされ、指定都市の実情を踏まえた会議運営や地域の医療機関への対応が行えない。 このため、介護保険事業計画との整合性を図り、地域特性に応じて、2025年に向けた医療提供体制に取り組めるよう、 1. 医療計画の策定等に係る権限の都道府県から指定都市への移譲 2. 地域医療構想の実現のために必要な措置に関する都道府県及び都道府県知事の権限の指定都市への移譲 を行っていただきたい。	—
H30	165	03.医療・福祉	指定都市	横浜市	厚生労働省	A 権限移譲	医療介護総合確保促進法第4条、第5条	地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みの構築	地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築すること。	団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年に向けて、効率的かつ質の高い医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築に取り組む中、横浜市では、約3,300床の病床、特に回復期・慢性期病床の確保が必要になることが見込まれている。 横浜市は、市域で二次医療圏が完結しているが、2025年以降も引き続き医療需要の増加が見込まれるなど、県内の他の圏域とは医療需要の動向が大きく異なっている。また、既に県からの権限移譲を受けて病院の開設許可や病床整備事前協議の手続きを行い、市域の医療課題や医療提供体制の動向を把握しているほか、高度な医療機能を有する地域中核病院の市内6方面別での整備、救急医療提供体制の整備、在宅医療拠点の全18区設置など、効率的・効果的な医療提供体制の確保に向けた施策を展開している実績もある。 しかしながら、地域医療介護総合確保基金については、県が策定した事業計画に基づき市町村等に交付されており、神奈川県全体の配分額が不十分な上、慢性期病床整備に関する横浜市の事業提案が認められないなど、将来的な課題解決のために横浜市が主体的に活用できていない。 地域特性に応じて主体的に施策を推進できるよう、県からの税源配分を伴う形での指定都市への基金設置、又は、基金への指定都市配分率の設定などにより、地域医療介護総合確保基金を指定都市が主体的に活用できる仕組みを構築していただきたい。	—
H30	166	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、徳島県	環境省	A 権限移譲	自然公園法第10条第3項 国立公園事業取扱要領第10(7)	国立公園の集団施設地区において企業保養所等を公園事業(宿舍)として認める要件の明確化及び認可権限の都道府県知事への移譲	国立公園の集団施設地区内で、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等を、公園事業(宿舍)として位置付ける要件(参酌基準)を示すこと。あわせて、認可権限を都道府県知事に移譲すること。	【現状】 企業保養所等が公園事業(宿舍)として認められる具体的な要件(利用資格、利用料金、予約時期等)が示されていないため、予見性が低く、企業保養所等における利活用に向けた建て替え等の意欲が削がれるなど、民間投資が促進されていない。 【支障事例】 瀬戸内海国立公園六甲地域は、関西屈指の避暑地として知られるが、昨今の企業や健康保険組合の業績不振、財政状況の悪化及び保養所利用率の低迷により、企業保養所等が相次いで閉鎖している。このため、兵庫県は六甲山再生委員会を設置して、民間資本の誘導による六甲山の活性化を検討している。瀬戸内海国立公園六甲地域公園計画の見直しによって、摩耶山地区(15.5ha)と六甲山地区(430ha)が、公園利用施設として認められる施設(宿泊施設、休憩所等)の面的整備が可能となる集団施設地区に設定される見込みである。集団施設地区内では建築面積、高さなどの規制基準が弾力的に運用されるため、公園利用施設として認められる施設の新築や改修等の整備について、民間投資の促進が期待できる。しかし、公園事業(宿舍)として国が認める具体的な要件が示されていないため、施設の一部を一般利用に供する企業保養所等については、事業者が予見性を欠き新築や改修等を躊躇することとなる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	167	06.環境・衛生	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、上郡町、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、兵庫県町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・旅館業法第2条、第3条 ・平成28年3月31日付 厚生労働省生活衛生課長通知	移住希望地域で空き家を活用した生活体験に対する旅館業法の適用除外	移住希望者が当該市町に移住する目的で、移住希望地域での生活を体験する間に、市町の空き家バンクに登録済みの空き家でお試し居住する場合は、特定の空き家を取得又は賃貸する前提で短期居住する場合と同じく旅館業法の適用除外とすること。	【現状】 人口減少社会にある中、地方創生の観点から、国全体で空き家を有効活用した都市部から農村部への移住や二地域居住の促進、危険空き家等の発生抑制に取り組んでいる。 上郡町では、空き家バンク制度や住宅取得助成制度に加えて、特定公共賃貸住宅の目的外使用による生活体験住宅の提供事業を開始し、移住や定住希望者に対する移住体験住宅の提供を検討している。 【支障事例】 移住を希望する者に対する特定の空き家の売買又は賃貸を前提とした当該空き家への短期居住については、旅館業法の適用外となる場合(①対象施設が特定されていること・②真に空き家を購入又は賃貸する意思を有していること・③対象施設が反復継続して不特定多数の者が利用することのないよう担保されていること)が示された。 しかし、移住希望地域に移住する意思を有している場合のみで短期居住する際の考え方は、旅館業法適用除外の通知において明確にされていないことから、短期移住に関する施策を行うことが難しい状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【環境省】 (4)自然公園法(昭32法161) 国立公園事業取扱要領(平23環境省自然環境局)第10の1(7)に定める国立公園事業の執行の協議(10条2項)又は認可(同条3項)の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当該要件を明確化し、都道府県に2019年9月までに通知する。</p>	-	<p>企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舎事業として認められる具体的な要件を明確化し、都道府県に通知した。</p>	<p>【環境省】自然公園法施行規則の一部を改正する省令(令和元年9月30日環境省令第7号) 【環境省】国立公園事業取扱要領(令和元年9月30日付け環自国発第1909302号) 【環境省】宿舎に関する国立公園事業に係る分譲型ホテル等の取扱いについて(令和元年9月30日付け環自国発第1909303号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_166">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_166</a></p>	<p>環境省自然環境局国立公園課</p>
<p>6【厚生労働省】 (11)旅館業法(昭23法138) 移住希望者の空き家物件への短期居住については、地域のニーズに応じた空き家物件を活用した移住希望者への生活体験事業を推進する観点から、旅館業法に基づく営業許可の要否を地方公共団体が的確に判断できるよう、旅館業法の適用外となる場合について通知した。「移住希望者の空き家物件への短期居住等に係る旅館業法の運用について」(平28厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課長)の趣旨を、全国会議を通じて地方公共団体に2019年中に周知する。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	168	10_運輸・交通	都道府県	兵庫県、川西市、三田市、和歌山県、鳥取県、徳島県	国土交通省	A 権限移譲	・道路運送法第78条、第79条 ・平成30年3月30日付 国土交通省自動車局旅客課長通知(道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について)	自家用自動車で行う高齢者移送ボランティア活動で収受可能な経費の範囲の緩和及び自家用有償運送登録要件の設定権限の都道府県知事への移譲	交通不便地または交通空白地において、市の認める高齢者移送ボランティア団体が、地域公共交通会議に報告の上で行う自家用無償運送に限り、自家用有償運送の登録を受けずに収受できる経費の範囲を緩和すること。あわせて、交通不便地または交通空白地における自家用有償運送事業の要件の設定権限を都道府県知事に移譲すること。	【現状】 自家用自動車は原則として有償の運送の用に供してはならず、公共交通空白地有償運送や福祉有償運送などの国の登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行う外出支援活動等において許可を要しないのは、ガソリン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合に限定され、運送による反対給付があるものは、たとえ少額でも自家用有償運送の登録が必要とされている。 【支障事例】 地域ボランティアによる自家用無償運送は、自家用有償運送と同様、公共交通を補完する有効な手段である。しかし、ガソリン代、道路使用料、駐車場代以外の金銭の収受が認められていない現状では、地域ボランティアに個人負担が生じることから担い手確保が困難になったり、利用者が無償でサービスを受けることに抵抗を感じたりしており、導入、継続が厳しい状況となっている。一方、自家用有償運送の登録にかかる手続きや日常の運行管理は、地縁団体等にとって煩雑であり、意欲があっても導入に至らない。 【川西市】小規模な自治会(350世帯)から相談が寄せられているものの、金銭面の課題があり実施には至っていない。 【三田市】無償でボランティアを受けることに抵抗のある高齢者が遠慮なく利用できるように利用料(100円)を収受し、謝礼としてボランティアに給付しようとしたところ、道路運送法上の反対給付にあたるとして、自家用有償運送の登録を求められ実現に至らなかった。	—
H30	169	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、多可町、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、兵庫県町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・介護保険法第13条	介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続	住所地特例の対象外とされている施設のうち、対象施設の同一市町内にある認知症高齢者グループホームを住所地特例の対象とすること。	【現状】 介護保険においては、住民票のある市町が保険者となるのが原則であるが、その原則のみでは介護保険施設の所在する市町に給付費の負担が偏って施設等の整備が進まない恐れがあり、特例として、施設に入所する場合には住民票を移しても移す前の市町が引き続き保険者となる住所地特例が設けられている。 住所地特例対象施設は、介護保険3施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)、特定施設(有料老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者住宅)、養護老人ホームである。地域密着型サービスは、施設が所在する住所地の被保険者のみが利用できるサービスとされているため、地域密着型の施設は住所地特例の適用外となっている。 【支障事例】 他市町から特定施設(軽費老人ホーム)に入居している者の認知症が進行して、同一敷地内にある認知症高齢者グループホームの早急な利用が必要になる場合、認知症高齢者グループホームは地域密着型の施設であるため、住所地特例は適用されない。当該者は認知症高齢者グループホームが所在する市町の被保険者となることから、給付費の増加につながり、保険者間の負担の公平が保たれていない。実際、提案町において、他市町から軽費老人ホーム(ケアハウス)入居後に、認知症高齢者グループホームを利用した者が平成18年度以降9人(内、4人は継続利用中)で、支払った介護給付費は1億6,898万円(平成30年3月分まで)となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	170	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	財務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・国有財産特別措置法第3条 ・社会福祉法第2条 ・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所について、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付対象化	社会福祉法第2条に規定する事業外の施設(介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所)を、定期借地権を利用した未利用国有地の減額貸付の対象とすること。	【現状】 平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。 減額貸付の対象施設は、定期借地権設定のための一時金の支援事業(「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日付厚生労働省医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号)別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」別記1-2の2-(3)に規定する事業をいう。)の対象となる施設のうち、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設(特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症グループホーム)である。介護老人保健施設と看護小規模多機能型事業所は、対象施設と同様に介護保険事業に資する施設であるにもかかわらず、社会福祉法第2条に規定する事業に係る施設ではないため対象外となっており、定期借地権設定のための一時金の支援事業との均衡がとれていない。 【支障事例】 介護施設等の整備について、市町の公募が不調に終わる場合、特に都市部では土地の確保が困難であることが大きな要因となっている。 平成28年に県内市町で、看護小規模多機能型居宅事業所の整備計画があったものの、土地が確保できず断念した事例がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	171	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	財務省	B 地方に対する規制緩和	・平成27年12月21日付 財理第4997号「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」通達	定期借地権を利用した未利用国有地の貸付方法の見直し	定期借地権を利用した未利用国有地の貸付において、貸付け希望受付時に適正な時価に基づく貸付料の参考価格を示すこと。	平成27年に取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を受けて、都市部の未利用国有地で定期借地権を利用して介護施設等を整備する場合に、貸付料が50%減額(10年間)されることとなった。 貸付料は、貸付相手方決定後に国が鑑定評価を行って決まるが、貸付希望時には貸付料の参考価格が示されないため、事業者が収支を見込むことが困難となり、事業参入の支障になっている。	—
H30	172	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、香美町、鳥取県、兵庫県町村会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・高齢者の医療の確保に関する法律第107条、110条 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第110条 介護保険法第134条～140条	後期高齢者医療制度における保険料が還付となった場合等の特別徴収の継続	後期高齢者医療制度において、保険料が還付となった場合等に、特別徴収の要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たす場合、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、翌年度当初から特別徴収が継続できるようにすること。	【現状】 後期高齢者医療制度における年金からの特別徴収では、前年度10月から2月に特別徴収されていた者について、当該年度の5月末までの間に年金が支給されるときは、市町は特別徴収により徴収ができる制度となっている。このため、所得の減少や世帯の変動等に伴い年間保険料が減少する場合、年度途中で過徴収となった保険料を調整するために、10月から2月の間の特別徴収額を0円に設定せざるを得なくなることで、翌年度の徴収方法が特別徴収から普通徴収に切り替わる。 【支障事例】 一度特別徴収となった年金受給者にとっては、自動的に普通徴収に変更されることの理解が得にくく、市町における円滑な保険料徴収事務の支障となっている。 保険料額の還付に伴い特別徴収が中止されてしまう場合において、特別徴収対象者の要件(年額18万円以上の年金を支給及び介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の1/2を超えない)を満たせば、前年度10月から2月の保険料額にかかわらず、前年度保険料の1/6の額を仮徴収額として翌年度当初から特別徴収を継続できるようにすること。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vii)住所地特例(13条)については、住所地特例対象施設を有する市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に2018年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	—	【厚生労働省】平成30年地方分権改革に関する地方からの提案への対応について(介護保険における施設移転に際しての住所地特例の継続について)(周知)(平成30年12月5日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_169">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_169</a>	—
6【財務省(3)】【厚生労働省(18)】 社会福祉法(昭26法45)及び国有財産特別措置法(昭27法219) 介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。 ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。 ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付について、対象施設の追加等を通知した。	【厚生労働省】「介護施設整備に係る国有地の有効活用について」及び「国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡) 【財務省】介護施設整備に係る国有地の有効活用について(平成27年12月21日付け財理第4997号、平成31年3月29日付け財理第1190号改正) 【財務省】国有財産特別措置法の規定により普通財産の減額譲渡又は減額貸付けをする場合の取扱いについて(昭和48年12月26日付け蔵理第5722号、平成31年3月29日付け財理第1190号改正)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_170">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_170</a>	財務省理財局国有財産企画課 厚生労働省老健局老人保健課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	173	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都市、大阪府、堺市、川西市、三田市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援交付金交付要綱 別紙 放課後児童健全育成事業 1(1)エ	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る長時間開所加算の要件を、「1日5時間を超え」に緩和	放課後児童健全育成事業の長時間開所加算(平日分)の「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」という要件のうち、「1日6時間を超え」という要件を「1日5時間を超え」に緩和すること。	【現状】 平成29年3月28日に働き方改革実行計画が閣議決定され、「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの受け皿の確保や、女性の就業の更なる増加に応じた放課後児童クラブの体制確保が求められている。放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、平成27年度に「子ども・子育て支援制度」が施行され、入所対象児童が小学生6年生まで拡大された。厚労省の「平成28年放課後児童健全育成事業の実施状況」によると、平日の終了時刻が19時以降の施設は全体の7.3%である。 【支障事例】 本県内の多くの放課後児童クラブでは、4時間目が12時半近くに終了することから概ね13時から開所し、保護者からのニーズに応え、18時から19時まで5～6時間開所している。特に、川西市や三田市はベッタウンであり神戸や大阪に通勤する者が多いため、放課後児童クラブの開所時間の延長に取り組んできたが、保護者からは更なる開所時間の延長を希望する声が多い。開所時間の延長に当たっては、指導員の確保が必要だが、指導員が不足しているため、長時間開所加算を受け賃金等の指導員の待遇を見直したいという地域があるが、「平日1日6時間を超え」という要件がネックとなっており、加算を受けることができない。今後とも、保護者ニーズに対応できるよう、「1日6時間を超え」という要件を、「1日5時間を超え」に緩和すること。	—
H30	174	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都市、大阪府、堺市、洲本市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・放課後児童健全育成事業の実施について ・放課後児童健全育成事業に係るQ&A等について ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第18条第1項	放課後児童支援員等処遇改善等事業の要件を、3時間を超えて開設する施設に緩和	放課後児童支援員等処遇改善等事業の「平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していること」という要件を、放課後児童クラブの原則開所時間である「3時間を超えて」に緩和すること。	【現状】 放課後児童支援員等の処遇改善に当たっては、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」において、職員の賃金の改善に必要な経費を補助しているが、平日につき18時30分を超えて開所する又は開所していることが要件とされており、長時間開所する場合には限られている。 【支障事例】 放課後児童支援員は保育士、社会福祉士等の資格が必要とされているため、支援員の確保が困難な放課後児童クラブがあり、潜在的な資格者を掘り起こすため処遇改善が急務となっている。洲本市では10施設が平日13時から18時まで開所しており、定員393人に対し放課後児童支援員の総数は37人となっているが、週休日の代替職員の確保や障害を持つ児童への対応の必要性等を勘案すると十分な体制ではない。そのため、放課後児童支援員等処遇改善等事業の申請を検討したが、「平日につき18時30分を超えて」という要件が満たせず、同要件を要件を満たそうとすると、支援員等に長時間労働を強いることとなるため断念した。	—
H30	175	05_教育・文化	都道府県	兵庫県、京都市、大阪府、堺市、洲本市、南あわじ市、淡路市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校・家庭・地域連携協力推進事業補助金交付要綱、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領別紙2「地域学校連携推進事業」6. (2)②カ	学校・家庭・地域の連携協力推進事業(放課後子供教室)に係る協働活動サポーターの交通費の補助対象化	放課後子供教室における協働活動サポーターに係る交通費について、「原則」補助対象とされていないが、やむを得ず小学校の校区外から通勤するサポーターの交通費を補助対象経費として認めること。		—
H30	176	08_消防・防災・安全	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・災害救助法第4条 ・災害救助法施行令第3条	災害救助法における「救助」の範囲への家屋被害認定調査等の追加	家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費は、応援職員も含めて災害救助費の対象外とされているが、災害救助法で「救助」として規定されている応急仮設住宅の供与等を行うための経費として、家屋被害認定調査及び罹災証明書の発行業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。	【現状】 災害救助法では救助範囲(災害救助費の対象)が、避難所・応急仮設住宅の供与、食品の供給、埋葬等と定められており、これらの「救助」に要した費用は、災害救助費として全額支弁される。 【支障事例】 発災後、迅速に行わなければならない応急仮設住宅への入居を行うためには、家屋被害認定調査に基づく罹災証明書が必要不可欠であるが、「家屋被害認定調査」及び「罹災証明書の発行」業務に要する費用は、応援職員も含めて災害救助費の対象外となっている。今後想定されている南海トラフ地震や首都直下型地震等大規模災害では、被災自治体職員だけで迅速な対応が困難であることは明らかであり、国から被災自治体への応援職員の派遣要請があったとしても、負担が大きいため、被災地応援に二の足を踏むこととなり、多数の被災者が避難所での長期生活を強いられることが想定される。これらの応援職員に係る経費は特別交付税で措置されるものの、最大でも措置率0.8となっている。熊本地震の際にも、国等から応援職員の派遣要請がなされ、兵庫県及び県内市町から家屋被害認定調査、罹災証明発行等業務に延べ1,610人・日の職員を派遣しており、応援自治体にとって負担は大きい。	—
H30	177	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、京都市、大阪府、神戸市、上郡町、和歌山県、鳥取県、兵庫県町村会	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・地方税法第17条の4第1項第1号、第3号	国民健康保険料(税)還付加算金の始期の見直し	国民健康保険料(税)の還付加算金の起算日を、所得税の還付申告等がされた日の翌日から一月を経過する日の翌日に見直すこと。	【現状】 国民健康保険料(税)の還付加算金の起算日は、還付原因にかかわらず、全ての場合において、納付日の翌日を起算日として計算される。一方、個人住民税及び個人事業税については、還付申告に基づき減額があった場合は、還付加算金の起算日が「所得税の還付申告書の提出がされた日の翌日から1月を経過する日の翌日」となっている。 【支障事例】 ①所得税の更正、②所得税の申告書の提出、③資格喪失届出提出等、地方公共団体に帰責事由がない理由に基因して、国民健康保険料(税)の還付が発生した場合でも、所得税や個人住民税と異なり、地方税法第17条の4第1項第1号が適用され、納付・納入の日の翌日が還付加算金の始期となる。そのため、市町村において還付加算金起算日の適用誤りが見られる。また、個人からの還付申告等の提出が遅れるほど、還付加算金も多額になり、適正な時期に申告する者との不公平が生じているほか、市町は帰責性がなくともかかわらず、個人住民税と比べて多くの還付加算金の負担を強いられている。 【県内市町の還付加算金実績(国保税(料))】※平成28年度実績(神戸市除く県内40市町) ・所得税の更正、申告に伴う減額：507千円 ・資格喪失届の遅延に伴う減額：1,712千円	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	178	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪市、堺市、八尾市、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第37条第2項、第48条の2第2項、公職選挙法施行令第24条	投票管理者選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	当日投票における投票管理者及びその職務代理者の選任条件を「当該選挙の選挙権を有する者」から「選挙権を有する者」に改めるよう改正されたい。	投票管理者は投票所の最高責任者として投票事務を適正に処理する責務があり、投票事務や選挙制度に関する十分な知識が必要であるが、「当該選挙の選挙権を有する者」に限定されていることで、地方選挙において適格な人材の確保が困難となっている。また、希望者を募る期間が限られていることや事前研修への参加が必須であること、さらに公平公正な選挙等の点から民間の者を選任することは困難であり、実態として自治体職員が務めることが多い。 (各団体の支障事例) [八尾市]投票管理者及び職務代理者は、投票事務や選挙制度に関する十分な知識を有している必要があることから、職員を選任しているが、近年市外に居住する職員が増加しており、特に市の選挙において選任に苦慮している。 [播磨町]投票管理者には選挙事務に精通した町職員を選任しているが、職員数の削減と町内に居住する職員の減少により、町長及び町議会選挙において選任に苦慮している。 また、他の団体ではやむを得ず自治会長等を投票管理者に選任し、自治体職員を職務代理者として充てて投票管理者を補佐する場合があると聞いているが、特に、町長及び町議会議員選挙では、自治会が候補者の後援活動等を行うことも珍しくないため、選任を誤れば選挙の公正性を揺るがす恐れもある。なお、事前に投票事務に関する講習等を行っても、投票所の最終責任者として短期間で育成することは困難である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>
H30	179	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、神戸市、播磨町、和歌山県、兵庫県町村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第38条第1項	投票立会人選任要件を「選挙権を有する者」に緩和	投票立会人の選任要件である「各投票区における選挙人名簿に登録された者」について、投票環境の向上を進めるため、期日前投票所や共通投票所と同様に投票区の要件を外して「選挙権を有する者」に緩和すること。	投票立会人は、公職選挙法第38条第1項に基づき、各選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て選任することとされており、各市町選挙管理委員会においては、広く公募を行ったり、自治会に推薦を依頼するなど工夫を凝らして、円滑に選任できるように努めている。ところが、「各投票区における選挙人名簿に登録された者」と限定されていることから、一部の投票区に応募が集中した場合に、必要な投票立会人の総数に達していたとしても、定数を超過した投票区では選任できない者が発生する一方で、定数に満たない投票区では不足した人員を自治会に推薦依頼する必要があるなど、例えば、平成28年参議院議員通常選挙では、選挙区全体で最低限26名の投票立会人が必要など、公募には25名が応じたが、一部の投票区に応募が集中したために抽選によりこのうち8名を落選させ、一方で9名の推薦を自治会に対して依頼する事態となった。 投票立会人の職務内容は、選挙の現場に立会い、適切に執行されているかどうかを監視することであり、必ずしも「各投票区における選挙人名簿に登録された者」である理由は乏しく、現に期日前投票所や共通投票所では「選挙権を有する者」とされている。特に、衆議院議員総選挙など急を要する場合には、投票立会人の確保が困難となり、投票所設置の支障になっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>
H30	180	03_医療・福祉	都道府県	兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、明石市、鳥取県、徳島県、関西広域連合	厚生労働省	A 権限移譲	療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)	児童相談所設置市(中核市)において療育手帳を交付することができることを明確化する通知の見直し	児童相談所を設置している中核市が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、療育手帳制度に係る厚生事務次官通知を見直すこと。	療育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が療育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、療育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で実施し、交付は都道府県又は指定都市が行うと定められているため、中核市が児童相談所を設置しても、前述の通知に基づく、療育手帳の判定を行うだけで交付ができない。 このため、療育手帳の交付にあたっては、児童相談所(市)が行った判定の結果を県に送付して、県の交付決定後に児童相談所(市)に手帳を送付することになるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。 また、療育手帳の交付に係る行政不服審査法に基づく不服申立てがあれば、判定事務を実施していない県が受けることになる。 兵庫県では、平成31年4月に、明石市(平成30年4月に中核市移行)が児童相談所を設置する計画があるが、児童相談所を設置しても、療育手帳の判定と交付を合わせて行えず、一貫した障害児支援が実施できない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>
H30	181	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農地中間管理事業の推進に関する法律第22条 ・農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第17条	農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事承認の廃止	農地中間管理機構は農地中間管理事業に係る業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないとされているが、(i)農地管理(草刈り、突発的な水路の補修、稲刈り・田植え等)、(ii)普及啓発(チラシ・図面作成、シンポジウム開催等)の「単純な業務」に限り知事承認を不要とする。 なお、農用地等の貸付・借受申込の受付や申請書類の内容確認等、「単純な業務」と認められがたいものや恣意性の排除が必要な業務については従前のとおり知事承認を要することとする。	【制度概要】 農地中間管理機構は、法令に定める下記業務について他の者に委託してはならない。また、これらを除く業務の一部を他の者に委託しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の承認を受ける必要がある。 (法第22条) (委託が禁止される業務) 1 農用地利用配分計画の決定 2 農地中間管理権の取得の決定 3 農用地等について借受を希望する者の募集及びその結果の公表 4 農地中間管理権を有する農用地等の改良、造成又は復旧、農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための業務 5 事業計画、収支予算、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の作成  【支障事例】 (1)突発事案への対応の遅れ 業務委託に係る知事承認手続きには最大2週間程度要することから、風水害等に伴う突発的な水路の補修など、迅速に対応すべき業務への着手が遅れることで被害が拡大する恐れがある。 (2)事務負担の増大 国・県の一体的な農地中間管理事業の推進により、今後、機構の借受農地面積の拡大が見込まれる中で、申請・承認に係る事務(書類作成・審査など)が増加することが予想される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (ii)投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (i)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票管理者(37条2項)及び投票管理者の職務代理人(施行令24条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和する。 [措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号)、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第15号))]</p>	<p>選挙期日における投票管理者及び同職務代理人の選任要件について、当該選挙の選挙権を有する者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号) 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律新旧対照条文 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)(令和元年5月31日総行選第19号) 【総務省】公職選挙法施行令の一部を改正する政令_新旧対照表(抜粋)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_178">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_178</a></p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>6【総務省】 (3)公職選挙法(昭25法100) (iii)投票立会人(38条1項)の選任要件については、市区町村が幅広く選任できるよう法制的な面から具体的な要件緩和の在り方を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【総務省】 (5)公職選挙法(昭25法100) (ii)地方公共団体の議会の議員及び長の選挙において選任される投票立会人(38条1項)については、市区町村の選挙管理委員会が幅広く選任できるよう、選任の要件をこれまでの各投票区における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和する。 [措置済み(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律(令和元年法律第1号))]</p>	<p>選挙期日における投立会人の選任要件について、各投票所における選挙人名簿に登録された者から、選挙権を有する者に緩和した。</p>	<p>【総務省】新旧対照表抜粋_国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律および公職選挙法の一部を改正する法律について 【総務省】国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行について(通知)(令和元年5月15日付け総行選第3号、総行管第1号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_179">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_179</a></p>	<p>総務省自治行政局選挙部選挙課</p>
<p>5【厚生労働省】 (3)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付に係る決定が可能であることを明確化し、その旨を地方公共団体に2018年度中に周知する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【厚生労働省】 (37)療育手帳制度に関する事務 療育手帳制度に関する事務については、児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付等が可能であることを明確化するため、「療育手帳制度について」(昭48厚生事務次官)を改正し、地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働事務次官通知)]</p>	<p>児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付等が可能であることを明確化した。</p>	<p>【厚生労働省】「療育手帳制度要綱」(「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)別紙)一新旧対照表 【厚生労働省】療育手帳制度について(平成31年3月29日付け厚生労働省発障0329第15号) 【厚生労働省】「療育手帳制度について」の一部改正について(通知)(平成31年3月29日付け厚生労働省発障0329第15号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_180">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_180</a></p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課</p>
<p>6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (iii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認(同法22条2項)を不要とする方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認を不要とする。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	<p>農地中間管理機構が行う業務のうち、農用地の管理等の単純な業務について、知事があらかじめ指定する者に対して委託する場合には、知事承認を不要とした。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>農林水産省経営局農地政策課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	182	02_農業・農地	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、和歌山県、鳥取県、徳島県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農地法第5条第2項第3号 ・農地法施行規則第57条第5号	土地開発公社が地方自治体から委託を受け農地を取得する場合の農地法第5条の適用除外	地方自治体から委託を受けた土地開発公社が道路や河川等の用地として農地を取得する場合は、地方自治体と同様に許可を不要とすること。	【現状】 転用目的で農地等を取得する場合、都道府県知事等の許可が必要とされているが、国又は都道府県等が道路や農業振興上必要の高い施設の用に供するため農地を取得する場合は適用除外とされている。また、都道府県等を除く地方自治体が、道路、河川等土地収用法第3条に掲げる事業の敷地に供するため農地等を取得する場合も適用除外とされている。 しかし、土地開発公社が、都道府県等の委託を受けて道路、河川等の用地として農地を取得する場合は許可対象にならず、土地開発公社が都道府県等の委託を受けて農地を取得し、造成する場合にのみ、都道府県知事等の許可の対象となっている。 【支障事例】 土地開発公社は公法に基づき地方自治体が設立した団体であり、同公社の職員の専門性等を生かして機動的かつ柔軟に用地の先行取得が可能のため、本県では、公共事業のための農地取得を同公社に委託したいと考えている。しかし、同公社が都道府県から委託を受けて農地を取得し、造成する場合は、許可を必要とするため農業委員会への申請から都道府県知事等の許可まで相当の期間を要する。また、その際には、単に農地の取得だけでなく造成工事を行わなければ許可が下りないため、委託元の都道府県等が用地の造成や道路、河川等の建設工事を行うよりも、非効率になり工事費も高額となってしまう。そのため、公社への委託ができない状況である。	—
H30	183	11_その他	都道府県	兵庫県、京都府、京都市、大阪府、堺市、稲美町、和歌山県、鳥取県、関西広域連合、兵庫県町村会	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第260条の38、第260条の39	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例に一部名義人が認可地縁団体の場合を追加	認可地縁団体が所有する不動産に係る登記申請の特例について、当該特例制度が導入される以前に、認可地縁団体と「所在が不明である構成員」との共有名義として登記された不動産においても、認可地縁団体が所有する不動産の登記申請の特例が使えるよう、登記名義人が自然人であるという制限を緩和し、市町長が特例の申請を受理し、手続きの上、証明書を交付できるようにすること。	地方自治法第260条の38に規定される認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例は、その適用される不動産として「認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(中略)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの」とされている。当該制度の導入以前に、町内の認可地縁団体が構成員から認可団体へ所有権移転登記をしようとしたところ、一部構成員の所在が不明であったことから、やむを得ず所在が判明している構成員分の持ち分のみを認可団体に移転し、不明者との共有名義で登記した土地があった。制度導入後、当該不動産について改めて団体から特例の申請があり、実態としては当該認可地縁団体が占有している土地ではあったが、「所有権の登記名義人の全てが構成員又はかつて構成員であった者であるもの」という要件を満たせるか不明であったため、総務省に問い合わせたところ、「法人と自然人の共有名義となっている不動産に特例を適用することはできない。」との回答があり、承認ができなかった。しかし、制度導入以前に認可地縁団体となっていたという理由のみで本特例が適用できないことは、認可地縁団体制度の活用を促すという特例制度の趣旨に沿ったものではなく、また、多大な手続を要する所有者不明土地問題の解消にも逆行するものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	184	11_その他	都道府県	岐阜県	法務省	B 地方に対する規制緩和	人権啓発活動地方委託要綱及び運用基準	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けの見直し	人権啓発活動地方委託事業に係る講演等謝金支払基準及び資料作成数の枠付けを見直し、地方自治体が妥当な基準の下に弾力的な事業実施を図ることを可能とすることを求める。	人権啓発活動地方委託事業は、全国的に一定水準の啓発活動を確保しつつも、各地域における実情を反映させ、より国民の共感を得られる効果的な啓発活動を行うための仕組みであるが、現行制度における枠付けが地方自治体による「地域の実情を反映した独自性を活かした啓発活動」の支障となっているため、見直しを求める。 【制度改正の経緯】 法務省は人権啓発活動地方委託事業について、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において「今後も引き続き、(略)地方公共団体の要望を聴取していきたいと考えている」こと等について、見解を示した。これを受けて全国知事会は、平成26年3月14日付けで、「現状では、(略)謝金や資料作成数の基準が示されており、弾力的な運用ができず、支障となっている」ことを再意見しているが、今日まで見直しはなされていない。 【制度改正の必要性】 地方自治体が、弾力的な事業実施を図ることを可能とすること。 例えば講演等謝金については、他府省において受託団体が定めている規定を根拠に支給する場合の手続きを置いている事業例もあるため、これに準じて改正することは可能と思われる。 【具体的な支障事例】 講演等謝金支払基準が一般的な基準額を大幅に下回っており、招へい可能な講師が限定されているほか、講師のタクシー代が認められないなど経費の使途等に細かな制限が設定されている。加えて、講演会等の開催通知資料の作成数に係る基準が極めて低く、十分な周知が出来ない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	185	10_運輸・交通	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の手続きの見直し	生活交通確保維持改善計画の認定の手続きを計画期間開始前に行う等、事務手続きの適正化を図る。	【現状】 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。 国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】 計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (1) 地方自治法(昭22法67) (iii) 認可地縁団体の不動産登記の特例(260条の38)については、認可地縁団体が所有する不動産において、その登記の表題部所有者又は登記名義人の一部に当該認可地縁団体が含まれる場合であっても適用が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年11月27日付け総務省自治行政局住民制度課長通知)]	—	—	【総務省】認可地縁団体が所有する不動産に係る不動産登記法の特例の適用について(通知)(平成30年11月27日付け総住第198号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futi_suchi.html#h30_183">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futi_suchi.html#h30_183</a>	—
6【法務省】 (2) 人権啓発活動地方委託事業 人権啓発活動地方委託事業については、2019年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上限数を超える開催通知資料の作成を認めることとし、その旨を都道府県及び市町村に2018年度中に周知する。	—	人権啓発活動地方委託事業の実施計画に関する法務局によるヒアリング等を通じて、都道府県及び市町村に対し、平成31年度事業から、講演会等の会場規模や企画内容に照らして広い地域からの来場者が見込めるとともに費用の大幅な超過を生じない場合には、講演会等開催通知資料の作成上限を緩和することとした旨を周知した。	—	—	法務省人権擁護局人権啓発課
6【国土交通省】 (19) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (iii) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、早期の計画認定に資するよう、必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (21) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (i) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、記載誤りの防止及び計画作成事務の負担軽減を図る観点から、自動計算が可能な様式を地方公共団体に提供する。 [措置済み(平成31年3月29日付け国土交通省自動車局旅客課通知)]	補助の申請時に策定する計画について、記載等誤り防止のため自動計算可能な様式を提供した。	【国土交通省】地方分権改革に係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(地域公共交通確保維持改善事業費補助金関係)(平成31年3月29日付け自動車局旅客課事務連絡) 【国土交通省】自動計算様式	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futi_suchi.html#h30_185">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30futi_suchi.html#h30_185</a>	国土交通省自動車局旅客課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	186	10_運輸・交通	都道府県	岐阜県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第4条・第5条・第8条・第9条・第10条	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の制度の見直し	生活交通確保維持改善計画の認定手続きを要しない制度へ改正する。	【現状】 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付は、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会において、地域の特性・実情に応じた最適な移動手段の提供などの取組等を内容とする「生活交通確保維持改善計画」策定を必要としている。 国は、計画認定の申請を受け、補助対象期間(10月1日～9月30日)前に計画を認定し、補助対象期間経過後、交通事業者から計画記載額を上限とした補助金交付申請を受け、交付決定を行うものとされている。 【支障事例】 計画の認定は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条1項において、補助対象期間の開始前に認定を行い、都道府県協議会等に通知するものと定められている。しかし、平成28年度分(H27.10.1～H28.9.30)は平成28年3月下旬、平成29年度分(H28.10.1～H29.9.30)は平成29年6月下旬、平成30年度分(H29.10.1～H30.9.30)は5月23日時点で認定前と、補助対象期間前の計画認定がなされていない。 また、県が構成員であり、事務局となっている協議会としては、事業開始後、計画認定の遅延により、認定通知されないうちに計画変更事案が発生することが多く、認定されることを前提とした協議会運営を余儀なくされるとともに、国からは書類の一部を空欄での提出を指示されるなど、適正な手続きができない状況にある。	—
H30	187	11_その他	都道府県	岐阜県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、国の補助金(交付金)を受けて、間接補助を行う場合について年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	間接補助事業については、年度内に精算額の確定だけでなく、支払いを完了する必要があるため、年度末まで実質的な事業期間(間接補助事業を行う期間)を確保できず、事実上、国が創設した補助金(交付金)事業の効果を損なう事態が生じている。 省庁によって間接補助金の交付完了日の取扱いが異なる例がある。 具体的には、農水省の補助金では、精算払の場合、実績報告書の提出期限の4月10日までに間接補助事業の支出を完了すればよいとされている(平成24年12月27日付け農水省大臣官房経理課会計指導第2班事務連絡「間接補助事業等の交付手続について(参考)」)。 一方、地方創生推進交付金においては、精算払では、上記の農水省の取扱い(4月10日までに間接補助金の交付完了)とは異なり、年度末までに交付を完了しなければならないとされている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>
H30	188	10_運輸・交通	一般市	いすみ市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条第3号、第82条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号 自動車局長通知)	過疎地域以外における貨客混載運送の規制緩和	平成29年9月1日より申請受付が開始した過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送について、現行、当該運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であり、かつ人口が3万人に満たないものと限定されていることから、各地域毎の現況を踏まえ、対象区域の拡大を求める。	【支障事例】 少子高齢化や人口減少に伴う輸送需要の減少が深刻な課題となっている過疎地域等では、旅客や貨物の輸送量が限られ、事業の経営が成り立ちにくく、人流・物流サービスを確保することが困難となっている。 昨年の地方分権での議論も踏まえ、平成29年9月1日より過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送が可能となったが、現行、当該運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとされている。 本市のように過疎地域に認定されていないが、なおかつ人口が3万人以上のため、当該運送の対象区域とならない市は全国でも多くある。 3万人以上の市においても住民の移動手段、配送手段のサービスの低下は深刻で、3万人という人口数で線引きするのは好ましくないと考える。 人口が3万人を超えていても、地域公共交通会議において協議し、承認された際には貨客混載が認められるようにされたい。	—
H30	189	10_運輸・交通	都道府県	福井県、大野市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	道路運送法第78条第3号、第82条 旅客自動車運送事業者が旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う場合及び貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車を用いて旅客自動車運送事業を行う場合における許可の取扱い及び運行管理者の選任について(平成29年8月7日 国自安第97号 国自旅第128号 国自貨第64号 自動車局長通知)	人口3万人以上の過疎地域における貨客混載を可能とするための規制緩和	過疎地域における乗用タクシーやトラック等での貨客混載の運送について、平成29年8月7日付で各地方運輸局長あてに発出された通知により、運送が行える区域は過疎地域自立促進特別措置法2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であり、人口が3万人に満たないものと限定されているため、「人口が3万人に満たないもの」という許可条件の撤廃を求める。	本県の大野市は、市営バス和泉線(大野駅-九頭竜湖駅)等の運行を、地域で唯一のタクシー業者であるいずみタクシー合名会社に委託している。 昨年、佐川急便大野営業所から大野市およびいずみタクシーに、「市営バス和泉線(大野駅-九頭竜湖駅)による宅配荷物の運搬」および「九頭竜湖駅を発地とするタクシー車両による和泉地区内の宅配」を委託できないかとの提案があった。 これを受けて、大野市から中部運輸局に上記区間における貨客混載の可否を照会したところ、「市営バス和泉線による荷物運搬」は可能だが、「タクシー車両による宅配」については、3万人未満という人口要件(3万3109人(平成27年国勢調査))を満たさないのでは不可との回答があった。	—
H30	190	01_土地利用(農地除く)	都道府県	福井県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法21条2項括弧書き、都市計画法施行令14条	都市計画に係る都道府県知事の同意・協議が不要となる軽易な変更の範囲の見直し	都市計画で引用している法令が改正されたことによる条項ずれ等による形式上の都市計画の変更について軽易な変更として都道府県知事との同意・協議を不要とすることができるよう軽易な変更の範囲を見直すこと。	地区計画などの市町村が定める都市計画において建築基準法等の法令の条項を引用しているが、法令改正によって条項ずれが生じた際、その都都市町村が都市計画を変更している。実態の変更が伴わないような単に条項がずれたのみの形式的な修正であるにも関わらず、都市計画法施行令第14条第3号に規定される軽易な変更に該当しないため、当該変更にあたって都道府県知事との協議を行わざるを得ず、都道府県と市町村で協議手続の負担が発生している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【国土交通省】 (16) 都市計画法(昭43法100) (ii) 法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に2018年度中に通知する。	-	都市計画の条項ずれに係る形式的な修正について、これを直ちに行わないという理由のみによって、都市計画の効力に影響を及ぼすものでないことを通知した。	【国土交通省】法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正について(技術的助言)(平成31年3月28日付け国土交通省都市局都市計画課長補佐事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_19Q">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_19Q</a>	国土交通省都市局都市計画課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	191	11_その他	中核市	八王子市	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号	独自利用事務における税情報照会の簡略化	独自利用事務の地方税関係情報を情報照会する場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定の個人情報の提供に関する規則」(以下「規則」という。) 第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と「趣旨又は目的が同一かつ事務内容に類似性がある法定事務」(以下「準ずる法定事務」という。) が本人同意不要である場合、独自利用事務についても本人同意を不要とするよう規則の改正を行う。同様に、庁内の情報を照会する場合にも、準ずる法定	【支障事例】 本市の独自利用事務である、子どもの医療費助成に関する事務(以下「助成事務」という。)を例とする。 (前提) 助成事務の準ずる法定事務は「児童手当に関する事務」であり、児童手当に関する事務は地方税関係情報の照会において本人同意は不要である。また、助成事務と児童手当に関する事務については申請手続を同時に行っている。 (具体的内容) 児童手当に関する事務は本人同意が不要であるにも関わらず、助成事務では本人同意が必要となり、同意に係る書類記入の手間が生じる。また、配偶者等の申請者以外の方(以下「配偶者等」という。) の地方税関係情報の照会にあたっては、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を郵送又は再度窓口へ提出することとなり、申請者に負担が生じる。 さらに、電子申請においても、配偶者等の本人同意を得ることができないため、同様に郵送又は窓口へ本人同意書を提出することになる。 【懸念事項】 地方公共団体によって、準ずる法定事務の判断基準が異なる可能性がある。 【懸念事項の解消策】 本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準ずる法定事務の内容を国が確認し、承認したものに限定することとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	192	11_その他	中核市	八王子市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平成28年12月21日付府子本906号通知)	マイナポータルにおけるお知らせ通知の範囲拡大	お知らせ通知については、国において子育てに関する14の事務で実施することを可能としている。 それらの事務以外の事務のうち、お知らせ通知を行うことで市民サービスの向上、行政事務の効率化が図られるものについて、お知らせ通知を行えるようにする。	【支障事例】 「児童手当の支給日に係る通知」、ひとり親支援制度における「家庭教師派遣支援や体験学習・学習支援に係るお知らせ」は、国が示すお知らせ通知を行える事務に含まれていないため、お知らせ通知を行うことができない。 【懸念事項】 社会保障・税・防災に該当しない事務については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を実施できない。 【懸念事項の解消策】 現行のマイナンバー(符号含む。)を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー(符号含む。)を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	193	11_その他	中核市	八王子市	内閣官房、内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則	電子申請における本人確認手段の統一	各府省庁の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「オンライン化法施行規則」という。) の本人確認手段である電子署名に関する文言を統一する。 具体的には、「ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合はこの限りでない。」という文言を追加する。	【支障事例】 本人確認手段が電子署名のみの場合、電子申請を行うにあたってはマイナンバーカード及びカードリーダーを持っていることが必須条件となる。この条件は、電子申請サービスの利用を推進するにあたっての阻害要因となっている。 【懸念事項】 マイナンバーカードを用いた電子署名の推進が図られない。 【懸念事項の解消策】 マイナンバーカードが普及するまでの経過措置として位置付け、マイナンバーカードの普及促進を引き続き積極的に行っていく。	—
H30	194	03_医療・福祉	中核市	豊中市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	幼保連携型認定こども園の保育教諭の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の職員資格として、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有することが求められている(保育教諭)が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭免許状と保育士資格のどちらか一方免許・資格を有していれば保育教諭等になることができる。全国的な保育士不足を鑑み、特例措置の延長を求める。	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、養成機関なども限られるうえ、認定こども園の利用希望者が多く、保育教諭不足の中で、雇用している職員を資格・免許取得の為に現場から離れてしまうことにより、保育現場に支障をきたしてしまうため、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらに取得促進が難しくなる。 ○豊中市では幼保連携型認定こども園が小学校就学前の学校教育・保育を一体的に行う施設であり、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることからその移行を推進しており、平成27年4月にすべての公立の保育所(19園)・幼稚園(7園)が幼保連携型認定こども園に移行、平成30年4月までに私立保育所(3園)私立幼稚園(8園)が幼保連携型認定こども園へ移行した。また、平成31年4月に向けて私立保育所(6園)と調整を行っているところである。とりわけ、私立幼稚園からの認定こども園化は、3歳児2号枠を設定することにより、2歳児までの保育施設からの進級先の確保とともに待機児童解消にも有効に働くことから特に推進をしているところである。今後も残る私立保育所(50園)、私立幼稚園(17園)に働きかけを行う予定としている。 このような状況下で現在保育所又は幼稚園である施設が認定こども園へ移行する場合、猶予期間が2年も無いため、職員の確保が困難になることにより、認定こども園移行を諦めてしまうことや、逆に現在認定こども園である施設が経過措置期間終了時に保育所又は幼稚園に戻ってしまうことが想定される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	195	08_消防・防災・安全	一般市	八戸市、三沢市、おいらせ町、陸上町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第1項 ・東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第14条第5項	災害援護資金貸付金の免除の要件の見直し	災害援護資金貸付金について、借受人が破産等した場合に、市町村が不納欠損処分できる運用に改めるとともに、県への償還について、免除の要件に市町村が不納欠損をした場合を追加する等、地方公共団体の適切な債権管理を前提とした見直しを行っていただきたい。	破産により免責を受けた者に係る災害援護資金貸付金の免除については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第103条第1項の規定により読み替えて適用される災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第14条第5項の規定により、支払期日から10年を経過した後において、なお無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、当該償還金を支払うことができることとなる見込みがない場合に免除できるとされ、その間、市町村においては債権回収に努めるという指導が国からなされている。 一方、破産により免責された債権や時効の援用により消滅した債権は任意に履行が可能な自然債務になるものと解され、仮に本人の任意性を害して回収したとすると破産法や民法に抵触することから、当市では、本人が任意に履行する意思がないなどにより履行の見込みがない場合は不納欠損処分をしなければならないと考えており、対応に苦慮しているところである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【内閣府】 (13)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iii)マイナポータル(個人向け行政ポータルサイト)における「お知らせ機能」については、「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」(平28内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室長)に掲げる事務に限らず、地方公共団体が行う個人番号利用事務(9条1項及び2項)であれば利用可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	マイナポータルにおける「お知らせ機能」について、子育て分野に限らず、個人番号利用事務について利用可能であることを通知した。	【内閣府】マイナポータルにおける「お知らせ機能」の活用分野について(平成31年3月25日付け内閣官房番号制度推進室、内閣府大臣官房番号制度担当室事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_192">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_192</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。	【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_194">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_194</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	196	08_消防・防災・安全	中核市	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町	内閣府	B 地方に対する規制緩和	・災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条	災害援護資金貸付金の保証人に関する規定の見直し	災害援護資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、保証会社による保証を義務付ける災害援護資金の貸付制度の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けと市町村の円滑な債権回収を両立していただきたい。 これに併せ、市町村が災害援護資金を貸し付ける場合において、保証会社による保証が円滑に進むよう、国において全国的な仕組みを整備していただきたい。	災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人(連帯保証人)を立てなければならない(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第8条第1項)こととされているが、現実的には、連帯保証人制度が機能していないことにより、貸付金の償還期間における市町村の債権回収事務に支障を来している。そのため、例えば、民間の債務保証サービスの利用や返済能力に応じた貸付けとするなど、市町村が円滑に債権回収をして適切な債権管理ができるような制度へと見直しを行っていただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	197	06_環境・衛生	一般市	弘前市	環境省	B 地方に対する規制緩和	循環型社会形成推進交付金交付要綱、循環型社会形成推進交付金取扱要領	循環型社会形成推進交付金制度の拡充	循環型社会形成推進交付金の交付対象事業において、「改良・改造に係る事業」に掲げる「廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業」に「最終処分場の浸出液処理施設」を追加していただきたい。		—
H30	198	03_医療・福祉	都道府県	静岡県、神奈川県、浜松市、沼津市、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、牧之原市、長泉町、吉田町	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九年三月三十一日内閣府告示第539号)、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成27年3月31日付府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と技能・経験に応じた処遇の改善のための子ども・子育て支援新制度の施設型給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法に制約が課せられている。 キャリアアップの仕組みを導入しているものの、国の想定する職制階層に合致しない施設においては、加算額を適切に配分できず、処遇改善Ⅱの申請を行わない施設もある。 各保育所等の人員配置の実態に見合った処遇改善が可能となるよう現在の国の制約(加算の対象となる人数や金額の配分等)を見直しした上で、地域の実情に応じて都道府県知事が副主任保育士等の経験を有すると認めた職員も対象とすることができる制度としていただきたい。	概ね7年以上経験年数を有する保育士等について4万円の処遇改善を行うとしているものの、対象者全員に支給されるのではなく、1施設あたり職員全体の3分の1程度に対象人数が限定されている。また対象人数のうち半数に4万円を支給することが条件となっているため、該当のベテラン保育士が多く配置されている施設は、施設内で適切に配分することもできないことから申請を躊躇している。 なお、平成30年4月16日付の通知(『施設型給付費等に係る処遇改善等加算について』の一部改正について)でも一定の見直しが行われているが、上記の支障については、解決が難しいところである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	199	11_その他	中核市	倉敷市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法施行令第一六七条の二 別表第五	随意契約ができる金額の見直し	随意契約によることができる予定価格について、契約の種類が「工事又は製造の請負」である場合の上限金額を引き上げる規制緩和	地方自治法施行令第一六七条の二第一項第一号別表第五において随意契約ができる予定価格が規定されている。特に「工事又は製造の請負」に関しては建設資材の高騰や東京五輪需要等に伴う人員不足により契約価格が上昇傾向にあるものの基準額が見直されていない。 公共施設の老朽化で修繕業務が増加傾向にあることに加え、来年には消費税増税が予定されていることを考慮すると、従前どおりの基準額のままでは、競争入札による修繕工事が確実に増加する。 発注者である地方公共団体にとって、随意契約は1～2日程度の事務で済むところ、競争入札となると設計期間から契約事務まで最短でも約1月を要し、事務量が増加する。また、受注者側にとっても、競争入札による工事が増加すれば、競争入札に係る事務負担が生じ、受注意欲の低下につながる可能性がある。スムーズに手続きができる随意契約は受注者側にもメリットがある。 基準額が定められた理由が「金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから」ということを考えれば、消費税増税等のタイミングに、情勢に合わせた見直しが必要と思われる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	200	11_その他	都道府県	茨城県、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、栃木県、群馬県、新潟県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第231条の2	電子マネーを利用した歳入の収納を可能とする規制緩和	地方公共団体の使用料又は手数料の徴収については、現金による方法のほか、地方自治法第231条の2に基づき、証紙(使用料及び手数料に限る)、口座振替、証券又は指定代理納付者による納付(クレジットカードによる納付)によることとされている。 いわゆる電子マネーを利用した公金の収納については、法令に明文の規定がないことから、当該方法による収納について法令で規定する。若しくは、現行制度上でも電子マネーによる納入が可能であることを明確化する。	電子マネーは、少額の支払において小銭の取扱いが不要であり、利便性が高い決済手段である。 地方公共団体においても、住民の利便性向上の観点から、公金の収納を電子マネーを利用して行いたいことが、地方自治法及び同法施行令に電子マネーを利用した収納について明文の規定がないため、導入ができない。 特に、美術館等の各種施設料金や手数料及の支払い手段として有効であり、実際に住民からも電子マネーの利用の可否について問い合わせもあるところである。 また、地方公共団体の財務制度に関する研究会が平成27年12月に公表した「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」において、収入方法の多様化の一環として、地方公共団体においても電子マネーによる収入方法を可能とすべき旨が述べられており、早急に措置すべきと考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	201	03_医療・福祉	都道府県	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第6条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(臨個票)の簡素化	指定難病の医療費助成については、更新申請の場合には基本的に診断基準は満たしているため、更新申請の様式を「重症度分類」に関する事項を中心とした記載内容に簡素化する。	指定難病に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。 更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要であるが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、確認を行う行政側の負担も大きい。(本県では、年間の申請件数約18,000件のうち、約15,000件が更新の申請となっている。)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府】 (9)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付け(10条)については、以下のとおりとする。 ・被災者が無理なく貸付金を返済できるよう、市町村の判断で被災者の返済能力に応じて貸付額を決定することが可能であることを、地方公共団体へ2019年度中に周知する。 ・災害援護資金の貸付けに係る保証人(施行令8条)については、政令を改正し、保証人を立てることを要しないこととすることを、2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。	—	災害援護資金の貸付けについて、市町村の判断により、被災者の返済能力に応じた貸付額とすることが可能であることを通知した。また、市町村の判断により、保証人を立てることを要しないこととすることを可能にした。	【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政防第81号) 【内閣府】災害援護資金の貸付けに係る平成30年の地方からの提案等に関する対応について(令和2年6月5日付け府政防第1238号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.htm#h30_196">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.htm#h30_196</a>	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(11)】【文部科学省(12)】【厚生労働省(30)】 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法等については、2018年度と同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【内閣府(9)(iii)】【文部科学省(8)(ii)】【厚生労働省(34)(iii)】 (iii)施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ(特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等(平27内閣府告示49)1条35号の5)における加算額の配分方法については、当該加算の適用を受ける施設が増加するよう、月額4万円の処遇改善を受ける職員数の要件を、公定価格上の月額4万円の処遇改善の対象者数の1/2(端数切捨て)以上から、1人以上に緩和する。 [措置済み(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)]	処遇改善等加算Ⅱにおける加算額の配分ルールを緩和した。	【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて(令和2年7月30日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.htm#h30_198">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.htm#h30_198</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (i)地方公共団体による使用料又は手数料の徴収(231条の2)については、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体での導入事例や活用時における留意事項等を整理した上で、地方公共団体に2018年度中に通知する。	—	地方公共団体による使用料等の徴収について、電子マネーの取扱いが可能である旨を、地方公共団体に通知した。	【総務省】電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日付け総行行第102号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.htm#h30_200">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.htm#h30_200</a>	総務省自治行政局行政課
6【厚生労働省】 (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (ii)指定難病の特定医療費支給認定申請(6条1項)に係る臨床調査個人票の記載事項(施行規則14条)については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。					



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	202	08_消防・防災・安全	一般市	臼杵市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	被災者生活再建支援法施行令第1条第4号	被災者生活再建支援法の適用範囲の拡大	被災者生活再建支援法施行令(平成10年政令第361号(以下「政令」という。))第1条において、法の適用対象となる自然災害の要件を定めているが、同条第4号で定める「5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(人口10万未満)」とする要件をさらに細分化し、「人口5万未満にあっては2以上」などの緩和規定を設ける。	平成29年9月17日に本市に接近した台風18号により、市内各地で多大な被害が発生した。当市では全壊相当の住家が2棟であったが、被害を受けた市民の生活再建のため、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号(以下「法」という。))による支援を受けたいと考えていたが、適用対象とはならなかった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka_vosan.html</a>
H30	203	09_土木・建築	一般市	掛川市、島田市、藤枝市、伊豆市、菊川市、牧之原市	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	公営住宅法第34条	公営住宅法第34条に規定されている収入調査手法の拡大	収入申告の真偽を調査・確認できる手だてについて、収入申告等の適切な手続きを怠った退去済み滞納者に対しても課税台帳の閲覧等を可能とする等、調査・確認手法を拡大すること。	本市では、収入申告を行わない入居者に対しては、申告を行うよう丁寧に連絡・催告を行っているところであるが、中には再三連絡・催告を行ったにも関わらず、収入状況申告を怠り、公営住宅法上の規定により近傍同種家賃を以て家賃を決定せざるを得ない者もいる。また、その中には3か月以上家賃を滞納し、明渡請求を経て退去に至る者もおり、そういった者には家賃を滞納した状態で遠方へ転居するケースもある。このようなケースにおいては、転居先が判明していても、第34条の規定による調査が行えないため、現在の収入状況が把握できない。滞納整理を進めるに当たり、遠方への調査等に係る費用(旅費や民事執行に係る手続)と滞納整理による回収額の目途が立たないことから、費用対効果の見通しが立たず、滞納整理業務の効率的な遂行に支障を来している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>
H30	204	09_土木・建築	一般市	掛川市	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	建築基準法第5条	限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件の緩和	建築基準法第97条の2により限定特定行政庁が置くことができる建築主事となる場合に限り、二級建築士試験に合格した者であっても建築基準適合判定資格者検定を受験することを可能とすることで、限定特定行政庁に置くことができる建築主事の資格要件を緩和するよう求める。	本市は、建築基準法第97条の2により建築主事を置き、限定特定行政庁として、長期優良住宅建築等計画と連動した長期優良住宅又は省エネ住宅等の良質な認定住宅の促進、並びに立地適正化計画と連動した居住誘導によるコンパクトシティの推進などの施策展開を実施しているとともに、住民に身近な違反建築物の指導・建築相談を実施しており、都道府県が行う場合と比較して短期間で迅速な対応を行うなど、住民にとって身近な建築行政を実現を図っている。しかし、本市には一級建築士資格を保有し、かつ建築基準適合判定資格者である者が4名しかおらず、いずれも中高年の職員で、かつ2名が外局の建築関係業務に従事しているため、建築主事として任命されているのは2名のみで、今後の存続が危ぶまれる状況にある。地方では一級建築士資格を要する物件も限定的で建築士の絶対数も少ないため安定的な職員採用は困難であり、仮に二級建築士を採用できても一級建築士と建築主事試験合格までの育成には相応の時間を要する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>
H30	205	03_医療・福祉	一般市	別府市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱	自立支援医療(更生医療)の有効期間延長	更生医療申請者のうち、重度かつ継続に該当する治療について、現行の有効期間「最長1年以内」とする規定を改め、有効期間延長を求める。	自立支援医療(更生医療)(以下「更生医療」という)における、重度かつ継続に該当する治療(人工透析療法、じん移植術に伴う免疫療法、抗HIV療法等)が必要な申請者について、それぞれの治療は、生涯続けなければならない治療であるが、厚生労働省が定める自立支援医療費(更生医療)支給認定実施要綱に基づき、最長有効期間は1年間となっている。しかしながら、人工透析療法が必要な申請者は、週3回の血液透析を行わなければならない方がほとんどであり、透析後の体調不良により移動困難となることも多く、更新申請のため市役所へ来庁することや申請書の郵送を行うことが、申請者の支障となっている。また、当市では、重度かつ継続に該当する治療を行う申請者について、有効期間が満了する前に、更新手続きを促す案内を送付し、案内送付後に申請書の提出が無ければ、電話掛けを行い、申請漏れによって申請者が不利益を被らないよう対応することが日常業務の支障となっている。	—
H30	206	11_その他	中核市	松山市、西条市、西予市、久万高原町、砥部町、伊方町、松野町、鬼北町	総務省	A 権限移譲	統計法施行令第4条別表第一 地方自治法施行令別表第一、二(第一条関係)	基幹統計調査員に係る任命権の権限移譲	基幹統計調査員について、特別職の非常勤の地方公務員とされている統計調査員の任命権を都道府県知事から市町村長が行う事務に権限移譲されたい。 なお、本案件は事務処理特例条例が認められているが、事務処理特例ではなく統計法施行令の規定見直しでの権限移譲を求めるものである。	【支障事例】 調査員が辞退された場合や事故などにより急遽効果体が余儀なくなれた場合など、代わりの調査員を確保し任命されるまでに3～5日程度かかる。調査員は70～100件程度の世帯を受け持っているが、配布などには期限が定められている。調査員が調査活動を行う際、その身分を証明するものが任命証であるため、任命されるまでは活動を行うことができません。活動期間が短くなり、支障が生じている。 また、調査員が調査世帯を訪問し、調査票の記入をお願いする際、問合せ先や提出先は市町村が記載されているが、調査員証任命権者は都道府県知事であるため所持している任命証には都道府県が記載される不一致が発生し、調査対象世帯から本当に調査員として任命された調査員かどうか疑われ調査拒否につながるなど、調査活動に支障が生じている。	—
H30	207	03_医療・福祉	一般市	各務原市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 介護保険法施行規則	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。 再交付にかかる処理件数が年間約2000件あり、そのため事務が煩雑となっている。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止としていただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険負担割合証の再交付申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 また、再交付申請件数は年間約2000件あるが、要介護状態にある高齢者が来庁することはほぼないため、介護保険事業者が手続きに訪れる。その際、申請書に個人番号が記載されていることはないため、職員が調査の上記載している。情報連携しないにもかかわらず、個人番号を職員が記入することで、処理時間は年間約2000分増加している。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>
H30	208	03_医療・福祉	一般市	各務原市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 国民健康保険法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高齢受給者証並びに資格証明書の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。 よって、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (11) 公営住宅法(昭26法193) 家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等(34条)の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に2019年中に周知する。	—	公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査の結果をまとめ、地方公共団体へ通知した。	【国土交通省】公営住宅における家賃の滞納が生じている者への対応について(令和元年12月23日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課事務連絡) 【国土交通省】(別添1) 公営住宅における家賃滞納が生じている者に対する取組事例調査とりまとめ結果 【国土交通省】(別添2) 退去済みの家賃滞納者に対する取組事例 【国土交通省】(別添2) 別紙①～⑤	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_203">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_203</a>	国土交通省住宅局住宅総合整備課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(13)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等	—	被保険者証等の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】介護保険最新情報vol.741(令和元年9月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_207">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_207</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省老健局介護保険計画課
6【内閣府(13)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・国民健康保険法施行規則(昭33厚生省令53)に規定する被保険者証(同令7条1項)等 ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平19厚生労働省令129)に規定する被保険者証(同令19条)等	—	被保険者証等の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。	【厚生労働省】国民健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和元年9月30日付け老発0930第1号、保発0930第9号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_208">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.html#h30_208</a>	内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	209	03_医療・福祉	一般市	各務原市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 障害者総合支援法施行規則	障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要性はないことから、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支障事例】 紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、療養介護医療受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市民に対して説明することは難しい。よって、既に発行済みである受給者証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	210	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、京都市、堺市、箕面市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	雇用保険法第61条の4、雇用保険法施行規則第101条の11の2の3第1号、育児休業・介護休業法第5条第3項第2号、育児休業・介護休業法施行規則第6条第1項	育児休業等の期間延長にかかると要件緩和	育児休業の取得及び育児休業給付金の支給期間の延長要件である「保育が実施されない場合」の挙証資料を、入所保留通知書の提出がなくても育児休業等の延長が可能になるように制度を改正して欲しい。	現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまでとされ、法令の要件を満たす場合には最大2歳まで延長できる。延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、(省略)当面その実施が行われない場合」とされ、実務上はこの要件の確認資料として、雇用主やハローワークが保護者に市町村の発行する入所保留通知書の提出を求めているが、当面復職の意思がなく育児休業等の延長を希望する保護者が、保留通知の取得を目的とした入所申込みをする例が多数生じている。 本市のように利用保留児童が生じている自治体の場合、意図的に入所枠に空きのない保育所のみを希望したうえで入所申込みをすれば、保護者は容易に保留通知を入手できるため、厚生労働省令の要件の定めにかかわらず、事実上無条件で育児休業等の延長が認められているのが現状である。 また、保留通知の取得を目的とした入所申込みにより、保護者と自治体に不必要な事務的負担が生じるとともに、特に内定辞退がなされた場合は、本来希望の保育所に入所できたはずの児童が入所できないケースが生じ、公平な利用調整が困難になっている。 さらに、申込児童数や利用保留児童数等が実態より多く計上される等、正確な情報把握が困難になっており、待機児童対策をはじめとした国と自治体の保育施策全体を歪める恐れがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	211	03_医療・福祉	指定都市	大阪市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」の対応方針について ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状実施が認められている土曜日に加え、同様に利用児童の少ないお盆、年末年始(12月29日～1月3日以外の12月28日、1月4日等)等に適用範囲を拡大して欲しい。	現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。 例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設＝6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・離職防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同じく保育ニーズが少ないお盆・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要となり、保育士不足のなか効率的な配置ができていない。また、お盆・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支障となっている。 また、保育所等は基本的には月曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお盆・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当然保育所等は預かる必要があるが、保護者が保育所等に気を遣って休暇を取らざるを得ない例もある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	212	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	災害援護貸付金の月賦償還の採用	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の返済方法について、見直しを提案するもの。	災害援護資金の償還は、年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。もともと所得の少ない世帯への貸付けが多い中、年賦・半年賦償還では、1回あたりの償還額が大きい(1回の償還あたり10万円～60万円が想定)ため、貸付金の滞納のリスクが非常に高い。 なお、現在も分納の誓約・事務処理を経て月賦での償還を行うことは可能だが、債務者からは、分納の誓約を行わずに最初から月賦での支払いを選択したいとの意見が多い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	213	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項	災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害援護資金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多く中で、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。 また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka-yosan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府(13)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平18厚生労働省令19)に規定する障害福祉サービス受給者証(同令23条1項)、地域相談支援受給者証(同令34条の50第1項)及び自立支援医療受給者証(同令48条1項)並びに療養介護医療受給者証 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭25厚生省令31)に規定する精神障害者保健福祉手帳(同令30条) また、身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳(同令7条及び8条)の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【内閣府(6)】【厚生労働省(13)】 身体障害者福祉法(昭24法283)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 身体障害者手帳の破損等に係る再交付申請(身体障害者福祉法施行規則(昭25厚生省令15)8条)については、令和元年度中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 (関係府省:厚生労働省)</p>	<p>精神障害者保健福祉手帳及び身体障害者手帳の再交付申請について、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令」について(通知)(令和元年6月28日付け障障発0628第1号、障精発0628第1号) 【厚生労働省】精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令(令和元年6月28日付け厚生労働省令第21号) 【厚生労働省】身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令の公布について(令和2年3月27日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 【厚生労働省】身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する省令(令和2年3月27日付け厚生労働省令第48号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_209">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_209</a></p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、精神・障害保健課</p>
<p>6【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱うため、所要の調整方法を地方公共団体に2018年度中に通知する。 ・育児休業等の制度の趣旨に則った同制度の活用を促す方法について検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 なお、育児休業等の延長制度の在り方については、提案の趣旨や保育所の整備状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【厚生労働省】 (6)児童福祉法(昭22法164)、雇用保険法(昭49法116)及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平3法76) 育児休業及び育児休業給付金(以下この事項において「育児休業等」という。)の期間延長に係る手続については、保育所等の利用調整における公平性を確保するとともに、育児休業等の制度の適切な運用を図るため、以下のとおりとする。 ・保育所等の利用調整に当たり、保護者からの申込みのうち、保育の必要性の高い者を優先的に取り扱う方法を地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)] ・育児休業等の制度の趣旨に則った活用を促すため、外形的に制度の趣旨とは異なる可能性が高いと考えられる育児休業等の延長の申出があった場合には、やむを得ない場合を除き育児休業等の延長の要件を満たさないことを都道府県労働局に通知するとともに、ホームページ等で周知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課長通知、平成31年3月29日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐事務連絡)]</p>	<p>保育所等の利用調整に当たって「保育の必要性の高い者」を優先的に取り扱うための設問や調整方法の例を示すとともに、「第一次申込みで希望した園に内定した上で辞退した」旨の保留通知書への付記の例や当該付記がある場合の育児休業延長の取り扱いを示した。</p>	<p>【厚生労働省】育児休業・給付の適正な運用・支給及び公平な利用調整の実現等に向けた運用上の工夫等について(平成31年2月7日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 【厚生労働省】育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第6条第1号等に規定する「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合」について(平成31年3月29日付け雇均職発0329第4号) 【厚生労働省】育児休業給付金の期間延長に係る「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」への対応について(平成31年3月29日付け厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐(業務担当)事務連絡) 【厚生労働省】「育児休業」の延長を予定されている労働者・事業主の皆さまへ</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_210">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_210</a></p>	<p>厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課 厚生労働省職業安定局雇用保険課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
<p>6【内閣府(2)】【厚生労働省(6)】 児童福祉法(昭22法164)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で保育を行う共同保育については、お盆や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に実施が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>					
<p>6【内閣府】 (9)災害弔慰金の支給等に関する法律(昭48法82) 災害援護資金の貸付け(10条)については、以下のとおりとする。 ・災害援護資金の償還方法(施行令7条3項)については、政令を改正し、条例により月賦償還を認めることを2019年度中に可能とし、その旨を地方公共団体に周知する。</p>	—	<p>災害援護資金の償還方法について、年賦、半年賦償還に加えて、月賦償還の方法によることを可能とした。</p>	<p>【内閣府】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等の施行について(平成31年1月30日付け府政防第81号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_212">https://www.cao.go.jp/bunkensuishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_212</a></p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	214	06_環境・衛生	指定都市	熊本市	環境省	B 地方に対する規制緩和	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の16)	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。	廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。特に、廃石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。そもそも、石膏ボードの破碎施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	215	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付社施第99号)	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。また、書式の内容も複雑なものが多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助を行いながら、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障を来している。 【例】 ・避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないかと。また、混乱期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助項目(様式6.9.11.18等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。 ・様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額等を全て記載する必要があった。輸送自体は配送業者が行っていたため、データの摺り合わせ等を含めて作成に5か月程度要した。配送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討していただきたい。 加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	216	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法第4条	災害救助法の民間賃貸住宅借上(みなし仮設)の供与における現金給付の適用	被災者が民間賃貸住宅の借上型応急仮設住宅(以下、「みなし仮設」という。)に居住するために支払う家賃の一部を負担する制度を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢を設け、「みなし仮設」での災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 「みなし仮設」は、入居する住宅を自ら選択できる利点はあるものの、発災直後は「災害救助法」による救助が必要としても、時間の経過に伴い、住宅を確保することが可能となってからも「みなし仮設」に入居を継続している可能性がある。 また、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者が入居するみなし仮設は、対象住戸が家賃上限以内のものに限定されるため、上限額を超える空き物件があるにも関わらず、みなし仮設として利用できず、以下のような支障事例が見られた。 【例】 ・足が不自由な被災者が、エレベーターの無いアパートの2階に入居した。 ・公共交通機関のみが移動手段である高齢者が、移動可能範囲に公共交通機関が無い物件に入居した。 ・児童・生徒が転校を余儀なくされた。 被災者の「みなし仮設」の家賃の一部の負担が原則になれば、家賃上限を若干上回る空き物件であれば「みなし仮設」として利用できるようになる。 このため、「みなし仮設」の入居期間が住宅再建に通常必要な期間を逸脱しないよう、被災者の所得や資産等の資力に応じ、被災者が現行の光熱水料に加え、生活再建に支障のない範囲内で「みなし仮設」の家賃の一部を原則負担することとし、時間の経過に応じて負担額が増加する仕組みの導入が必要であると考えられる。 (2)「みなし仮設」の三者契約における契約関係の選択肢の創設 「みなし仮設」の賃貸借契約は貸主・都道府県(仮設住宅の提供業務を受託している市町村を含む)・被災者の三者により締結し、都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みになっており、被災者がみなし仮設の供与期間終了後も退去しない場合、賃貸借契約を実質締結している自治体が訴えられる可能性があり、多くの労力と時間を要すると見込まれる。 このため、現行の都道府県は借り上げた物件を被災者に応急仮設住宅として供与する仕組みに加え、都道府県が「現物給付」の実態を確実に把握することを前提として、貸主が被災者に「みなし仮設」を「現物給付」し、都道府県が貸主に対し「金銭支給」する仕組みを導入し、地域の実情に応じ、選択できるようにする必要がある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	217	08_消防・防災・安全	指定都市	熊本市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	内閣府告示第228号第4条	災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「罹災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。	災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付社施第99号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。実際の救助事務においては、罹災証明書以外に「罹災区分」を証明する手段が無いため、罹災証明書を発行して対応しているのが現状である。 しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難であることから、生活必需品の「支給基準」に「罹災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-yosan.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
<p><b>6【環境省】</b>  (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)  非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。  また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt;  <b>5【環境省】</b>  (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)  (i) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知する。  【措置済み(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡)】  (ii) 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とする。  【措置済み(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号))】</p>	<p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とすることとした。</p>	<p>【環境省】「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」の策定について(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡)  【環境省】条例制定事例集  【環境省】(通知) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年7月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知)  【環境省】(概要) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(令和2年7月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課)  【環境省】(条文) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fusuchi.html#h30_214">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fusuchi.html#h30_214</a></p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>
<p><b>6【内閣府】</b>  (1) 災害救助法(昭22法118)  (ii) 救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。</p>	<p>—</p>	<p>炊き出し供与状況について領収書の添付を可能とする等、救助事務の処理に必要な帳簿書式の記載内容を簡素化した。</p>	<p>【内閣府】「災害救助法による救助の実施について」の一部改正について(平成31年3月25日府政防第471号)  【内閣府】「災害救助費負担金の国庫負担について」の一部改正について(平成31年3月27日府政防第376号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fusuchi.html#h30_215">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fusuchi.html#h30_215</a></p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>
<p><b>6【内閣府】</b>  (1) 災害救助法(昭22法118)  (i) 借上型仮設住宅の供与(4条1項1号)については、以下のとおりとする。  ・被災地域の实情に応じた家賃相場等を平常時から十分に精査した上で、適切な家賃上限額が設定されるよう、全国会議等を通じ、改めて地方公共団体に2019年度中に周知する。  ・借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、全国会議等を通じ、地方公共団体に2019年度中に周知する。</p>	<p>—</p>	<p>被災地域の实情に応じた家賃相場等について、適切な家賃上限額が設定されるよう、地方公共団体に周知した。  また、借上型仮設住宅に関する国と都道府県との個別協議が円滑に行われるよう、過去の事例や個別協議の要点等を、地方公共団体に周知した。</p>	<p>【内閣府】令和元年度災害救助法等担当者全国会議資料  【内閣府】賃貸型応急住宅の供与に係る事前準備及び訓練実施のための手引き(令和2年5月内閣府政策統括官(防災担当))</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fusuchi.html#h30_216">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fusuchi.html#h30_216</a></p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)</p>
<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	218	05_教育・文化	指定都市	熊本市	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	教育職員免許法第3条の2、第5条第7項	「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直し	教育職員免許法第3条の2第2項に規定している「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出義務」の見直しを提案するもの。	教育職員免許法第3条の2第2項の規定により、特別非常勤講師(専門的な知識経験等を有する者を非常勤職員として雇用するもの)を任命し、又は雇用しようとする者は、あらかじめ、文部科学省令で定めるところにより、その旨を第5条第7項で定める授与権者(都道府県教育委員会)に届け出なければならないことになっている。 各市町村で雇用しているにも関わらず、雇用した旨を都道府県教育委員会に届出る旨が同法に規定されているため、必要書類の作成等の事務の負担が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	219	02_農業・農地	指定都市	熊本市	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、 ①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。 ②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。 ③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照) 以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。	被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。 例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。 また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。 実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	220	06_環境・衛生	指定都市	熊本市	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	221	03_医療・福祉	都道府県	宮城県、三重県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法施行令第38条	児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し	児童福祉施設の実地検査について、対象施設が増加している中、限られた職員数で検査を効果的・効率的に実施し、児童福祉施設の質の向上を図っていくためには、地域の実情に応じた実地検査の実施が必要であると考えられる。そのため、例えば、過去の監査において指摘がない(少ない)施設や、実施状況を勘案し、施設の運営に大きな問題がない「優良施設」と認められる場合等には、都道府県の判断で弾力的に検査を実施できるよう、実施頻度に関する規定を見直す等運用の改善を図られたい。 ※認可外保育施設については、通知により弾力的運用が認められている	「実地検査」を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は容易ではなく、1施設あたりの監査に充てることができる時間・労力を削減せざるを得ない状況となりつつある。そのため、安全対策、処遇、会計処理の状況等を適切に検査することが難しくなる恐れがある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
6【文部科学省】 (4)教育職員免許法(昭24法147) (i)特別非常勤講師の任用に係る届出(3条の2第2項)については、学校等の事務負担軽減の観点から、届出に係る提出書類の簡素化が可能であることを、都道府県教育委員会に2018年中に周知する。 [措置済み(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)]	—		【文部科学省】特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について(平成30年11月29日付け文部科学省総合教育政策局教育人材政策課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_218">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_218</a>	
6【農林水産省】 (4)農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169) (i)農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。	—	告示を改正し、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を、補助対象外経費の記載を要さない様式へ改正した。	【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第559号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_219">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_219</a>	農林水産省農村振興局整備部防災課
6【経済産業省(5)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【経済産業省(3)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。)において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。	市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討を行った。また、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」や令和3年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を踏まえて、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日に公布された。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、政省令・告示が令和4年1月19日に公布され、同年4月1日に施行された。	【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_220">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_220</a>	経済産業省産業技術環境局資源循環経済課容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (xi)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164) (i)児童福祉施設に対する施設監査(施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。)については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、監査事務の効率化に関する優良な取組事例を地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)]	指導監査を効率的に実施している自治体の取組や、指導監査の効率化の取組を検討するに当たったの留意点等を自治体に周知した。	【厚生労働省】「保育所の指導監査の効率的・効果的な実施に向けた自治体の取組等に関する研究会報告書」について(周知等)(令和2年7月3日付け厚生労働省子ども家庭局保育課長事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_221">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_221</a>	厚生労働省子ども家庭局保育課



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	222	06_環境・衛生	都道府県	宮城県、三重県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法施行規則第13条	国定公園特別保護地区内の外来生物である植物の駆除に係る許可を不要とすること	国定公園特別保護地区内において、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を与えている。特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除する行為について、許可を要しない行為として頂きたい	近年、国定公園内で、フランスギク・セイヨウタンポポなどの外来植物が増加しており、自然景観や在来植物等の生態系に大きな影響を与えている。国定公園特別保護地区内において特定外来生物以外の外来生物である植物を駆除しようとする者は、都道府県知事に許可を得る必要がある。許可申請の際には、駆除する場所(範囲)や本数を明示しなければならず、許可された場所(範囲)や本数を超過して駆除ができない。そのため、例えば、実際の現場においては、許可された範囲以外に外来植物が植生していた場合でもその場で駆除ができないなど、柔軟な対応が難しくなっている。なお、外来植物の駆除について、公園事業に位置づけることも検討したが、特定の場所で、特定の行為を行うことを定める必要があるため、範囲が限定されるうえ、公園計画を変更する必要があり、それを変更するまでに時間を要する。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	223	05_教育・文化	都道府県	高知県、愛媛県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	学校教育法施行規則第86条	高等学校の遠隔教育におけるオンデマンド型授業の実施に係る規制緩和	高等学校の遠隔教育において、不登校や療養・障害により長期間通学が困難な生徒に限り、オンデマンド型授業を「特別的教育課程」とみなして単位認定を認めている。一方、物理や数学Ⅲなど大学受験に必要な教育課程が編成されていない中山間地域の小規模校の生徒が、当該科目をオンデマンド型授業で学ぶ場合は、単位認定が認められていないことから授業時間内での対応ができず、その他の教科の加力補習を行う放課後や休日に、さらに時間を割いて学習することになり、生徒の負担が大きい。また、中山間地域の小規模校に大学受験に必要な教育課程が編成されていないことにより、その地域に住む大学進学希望の生徒は地域外の進学校に通学(場合によっては転居)する実情があり、中山間地域の高校の小規模化・地域の過疎化が進行している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>	
H30	224	06_環境・衛生	町	菟野町、三重県	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第20条第3項 自然公園法施行規則第11条第6項	国定公園の指定日前から存在する建築物について、改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行う場合であっても、長期間経過後、同じ場所に建築物を設置する際に、元々同じ場所に存在していた建築物を既存建築物とみなして、その規模を超えない建築物が建てられるよう許可基準の緩和を求める。	菟野町の湯の山温泉街は、国定公園に指定される前から温泉街等が形成されており、当時存在していた建築物は自然公園法による制限から外れ、改築、建替え等の基準は、既存の建築物の規模を超えないものとされている。当該温泉街の建物は、廃屋となっているものが多いため、温泉街景観保全以外にも、衛生・防犯・防災上の様々な支障をきたしており、当町においてその撤去が課題となっている。町としては、所有者等に撤去を積極的に進めてもらいたいところではあるが、例えば、既存建築物の取り壊し直後に建替える場合は、県において許可できる場合がある一方、建築物の改築、建替え等の計画がない状態で既存建築物の取り壊しを行い、数年後に建築物を設置しようとする場合は、更地に建築物を新築するものとみなし、自然公園法に基づく第二種特別地域の許可基準(容積・建ぺい率等)を適用せざるを得ず、同規模の建築物の建設許可を出すことができない。この既存建築物を撤去して長期間経過後の建築物の設置に厳しい許可基準が適用されることが支障となり、廃屋等の撤去・建替えが進まない状況である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>	
H30	225	09_土木・建築	都道府県	栃木県、福島県、群馬県	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	統計法第16条 統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国土交通省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、都道府県への法定受託事務としているが、経費及び事務手続の面で非効率である。(具体例) ・都道府県は、国の説明会に出席し、都道府県が行う事務の説明を国から受け、その内容を業者に再委託することになる。 ・調査方法の疑問等、県委託業者から受けた質問について、県は国に対応の確認をしており、国の指示がないと調査が進行しない。 ・都道府県、国においてそれぞれが、外部委託を行っているが、国が一括で外部委託を行えば、これらの事務が省略でき効率的である。 ・調査票未提出法人に対する督促について、1回目を国土交通省が、2回目以降を都道府県が実施することとなっているが、調査を受ける法人にとって、調査の実施主体がわかりにくい。  (都道府県業務) 都道府県内の会社法人以外の法人の名簿整備、宛先不明法人の住所等の調査、調査票の受付整理(システム入力)等  (国土交通省業務) 会社法人、全国規模の会社法人以外の法人の名簿整備、調査票の発送等	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	226	05_教育・文化	都道府県	栃木県、福島県、群馬県、新潟県	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第49条の3	宗教法人の解散に伴う清算手続における公告回数見直し	宗教法人法第49条の3第1項に定める清算手続における公告について「少なくとも三回の」を削除し、1回の公告で可とすること。	法定受託事務として、都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の認証事務を行っている。近年は、高齢化や後継者不足等により不活動状態にある宗教法人が増加しており、不活動状態の解消や法人格の整理が課題となっている。法人格の整理の方法として、宗教法人法では法人の申請による任意解散や、所轄する都道府県知事による裁判所への解散命令請求の方法があり、これらの解散手続における清算において、官報による3回の公告が必須となっている。しかし、前述のような不活動状態にある法人は資力が無い場合が大半であるため、1回あたり約3万円を要する官報公告を3回行うのは金銭的にも事務処理としても大きな負担であり、解散手続を躊躇する法人があるなど、法人格の整理遂行の支障となっている。なお、特定非営利活動促進法では、平成23年の法改正により「少なくとも三回」との規定が削除され、1回の公告が必要となっている。	—
H30	227	02_農業・農地	都道府県	栃木県、新潟県	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	・農地中間管理事業の推進に関する法律第18条、第19条	農地中間管理事業における各種事務簡素化	(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 都道府県知事は、農地中間管理機構から農用地利用配分計画について認可申請があった時は、その旨を公告し、同計画を2週間公衆の縦覧に供しなければならないが、当該縦覧を廃止する。  (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 (1)記載のとおり、機構は配分計画について都道府県知事の認可を受けなければならないが、基盤強化法と同様、市町村公告で認められることとし、当該認可を廃止する。	(1)農用地利用配分計画の縦覧廃止 (2)農用地利用配分計画の知事認可廃止 【現行制度】 農地中間管理機構は農地中間管理権を有する農用地等について貸借権等の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用配分計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 都道府県知事は、上記認可の申請があったときはその旨を公告し、配分計画を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項、第3項) 【支障事例】 ・事務手続きに長期間を要する。(機構による借入れから借り手への貸付けまで約4か月要している) ・都道府県や市町村に過重な事務負担が生じている。 ・手続きが煩雑で、農業者等が農地中間管理事業の活用を敬遠している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【文部科学省】 (1)学校教育法(昭22法26) 高等学校の授業におけるデジタル教材の使用については、生徒がいる教室内に当該教科の免許状を保有する教員がいる場合、オンデマンド教材等のデジタル教材を使用した授業を行うことが可能であることを明確化するため、都道府県教育委員会等に2018年中に通知する。 [措置済み(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)]	—	—	【文部科学省】「遠隔教育の推進に向けた施策方針」の策定について(通知)(平成30年9月20日付け文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_223">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu-tsuchi.html#h30_223</a>	—
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (18)統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令3> 5【国土交通省(19)】 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 [措置済み(令和3年予備調査において実施)] ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。	国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 なお、法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。	—	—	国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課
—	—	—	—	—	—
6【農林水産省】 (7)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii)農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (iv)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【農林水産省】 (8)農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i)農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))] (iii)農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とすることにより、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]	農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。 また、農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、農用地利用配分計画によらず、市町村の農用地利用集積計画のみで賃借権の設定等を可能とした。	—	—	農林水産省経営局農地政策課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	228	03 医療・福祉	一般市	沖縄市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、子ども・子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	○事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。 ○現在特区において、特区小規模保育事業(※1)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。 ※1 国家戦略特区法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。 ○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。	○事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増えているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3～5歳児は受け入れられない。 ○本市では、地域型保育事業の連携施設については私立保育園による対応が困難なため、基本的に公立保育所が担っているが、施設数に限りがあることから確保に苦慮している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	229	03 医療・福祉	都道府県	三重県、宮城県、広島県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、認定子ども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携型認定子ども園整備に係る交付金制度の一元化	幼保連携型認定子ども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。 一方、その施設整備に係る補助制度は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定子ども園施設整備交付金(文部科学省)」と分かれている。 一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であることから、これら2つの補助制度の所管及び予算を一本化すること。	施設整備費の所管省庁が分かれていることで、申請書類を双方作成しなければならず、また、単一施設であるにも関わらず共用部分は按分して積算する必要があるなど、非効率な事務作業が生じている。 また、それぞれ別々の交付金であるため、各省庁の予算状況により、一方は圧縮が分かることがあることや、幼稚園から認定子ども園に移行する場合、1号認定の定員は増えない(減る)ことが多く、その場合、補助対象経費として大規模修繕部分しか認められないため、増築した部分については文部科学省の補助対象とならないなど、施設整備の推進に支障をきたしている。	—
H30	230	03 医療・福祉	一般市	館山市	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	保育教諭の経過措置の延長	幼保連携型認定子ども園の職員配置基準に係る特例措置の期間延長	現在、幼保連携型認定子ども園において勤務する保育教諭は、保育士か幼稚園教諭のいずれもの資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。本市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけしているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が必要な資格を取得することは困難な状態となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定子ども園への円滑な移行や、幼保連携型認定子ども園における保育等が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった住民に混乱が生じることが予想される。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	231	01 土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第9条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、広域地方計画協議会への関西広域連合の参画、策定権限の関西広域連合へ移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するべきである。	—
H30	232	01 土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	国土形成計画法第11条	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。 しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合に意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。 この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。 また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。 以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、一義的には国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲すべきであるが、これが困難である場合、近畿圏広域地方計画協議会への参画を認める、あるいは現在協議会のメンバーでない計画区域内の市町村に認めていると同様の提案権を関西広域連合に付与すべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (i)事業所内保育事業(児童福祉法6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)については、地域の実情を踏まえ、満3歳以上の児童の受入れ等が可能であることを明確化するため、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p> <p>(ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業(同令43条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。以下同じ。)について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とすることについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・保育所型事業所内保育事業(同令43条)について、満3歳以上の児童の受入れを行っている場合には、連携施設の確保を不要とする。 [措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))]</p>	<p>・事業所内保育事業については、地域の実情に応じて満3歳以上の児童の受入れが可能であることを明確にした。 ・保育所型事業所内保育事業について、満3歳以上の児童を受け入れている場合には、連携施設の確保を不要とした。</p>	<p>【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について(平成31年3月29日付け内閣府子ども・子育て本部参事官、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_228">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_228</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
—	—	—	—	—	—
<p>6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することとし、所要の措置を講ずる。</p>	—	<p>幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。</p>	<p>【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_230">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_230</a></p>	<p>内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	233	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条	近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきである。	—
H30	234	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	近畿圏整備法第9条、第10条	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与	近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たって関西広域連合への意見照会が行われず、結果的に関西広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、近畿圏広域地方計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は関西広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能であるほか、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、一義的には近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を関西広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化を図るために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、関西広域連合にも付与すべきである。	—
H30	235	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第5条第4項	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。都市計画区域の指定については、現在、府県内の区域指定の場合は府県の権限となっているものの、二以上の府県の区域にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても府県域を超える場合においては、国が関与することのないよう、府県単位で区域指定が行われてきた。本来一体である地域が区域指定によって分断されることが望ましくないことは言うまでもないところ、設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立ってそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。したがって、複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	236	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	農林水産省	A 権限移譲	森林法第25条、第26条	複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲等	重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。	解除申請については、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3箇月という標準処理期間が定められているものの、実際はこれを大幅に上回る期間を要している。また、指定申請についても、標準処理期間の定めはないものの、進達から予定通知までに1年6箇月を要している事例もあり、申請者等からの問い合わせに苦慮するケースが多数見受けられる。加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、現地の状況を説明するための詳細な資料の作成が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増加を助長している。この点について、設立から7年が経過し、農林水産振興を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。したがって、複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限を関西広域連合に移譲すべきである。なお、過去の提案において懸念されている権限の移譲による生じる国土の保全や国民の生命・財産の保護に支障を来す事態については、同意を要する国との協議とする等により解決されると考える。	—
H30	237	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第20条第3・6・7・8項、第21条第3・6・7項、第22条第3・6・7項、第23条第3項第7号、第24条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条	国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限(連合域内の山陰海岸国立公園)について、関西広域連合への移譲を求める。	法定受託し府県を経由している地方環境事務所長権限案件の場合、景観回復のための樹木の伐採といった軽微な案件にも関わらず、処理期間が1～2ヶ月程度かかるなど、事務処理に時間を要している。この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。したがって、国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	238	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	自然公園法第7条第2項、第8条第2項	国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定等権限について、関西広域連合への移譲を求める。	国定公園の保全と活用をめぐる価値観の多様化やニーズは急速に変化しており、地域の環境保全の責任を担っている地方自治体のイニシアティブなしには充実した管理運営は望めない状況にある。しかしながら、現行の制度は、国が公園区域を指定し、公園計画を決定したうえで、当該計画に基づき府県が管理することとなり、地方自治体の自主性・主体性が発揮しにくいものとなっている。また、例えば平成18年に兵庫県が氷ノ山後山那岐山国定公園について湿原・草原が失われている地域の自然再生施設の追加等を行う軽微な計画変更を行おうとしたところ、事前協議から環境大臣への申出(平成17年8月19日)から決定(平成18年8月1日)まで約2年近く要したほか、現地状況の説明のために詳細な資料作成、調査等が必要とされたように、軽微な公園計画の見直しを躊躇せざるを得ない状況にあり、機動的な対応ができていない。この点について、設立から7年が経過し、広域環境保全を含む7つの分野事務などあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている関西広域連合であれば、これらの課題を解消し、円滑かつ効率的な処理が可能である。なお、自然公園を指定する主体が公園計画を決定する必要性はなく、公園計画を作るものが管理することで、より主体的で責任ある管理が可能となる。また、関西広域連合に権限を移譲した場合であっても、自然公園法等の基準のもと公園計画決定することによりは、一定の国の関与を残す必要があるのであれば、同意を要しない協議などで対応できると考える。	—
H30	239	07_産業振興	その他	関西広域連合	農林水産省、経済産業省、国土交通省	A 権限移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第4条第1・4・8項、第5条第1項・2項、第7条第1・2項、第26条	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限の移譲	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に係る事務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	240	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条第1項、第5条第1・3項	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限の移譲	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に係る事務・権限のうち、二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定の取消のように府県をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	241	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	中小企業等経営強化法第8条第1・3項、第9条第1・2項、第46条第1・4項、第47条第1項	中小企業等経営強化法に係る事務・権限の移譲	中小企業等経営強化法に係る事務・権限のうち、経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等のように府県をまたぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県知事の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	242	07_産業振興	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(販売事業)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令等のように府県を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	243	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条第1項、第6条、第8条、第10条第3項、第14条第2項、第16条第3項 等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲(保安業務等)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令のように府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	244	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条～8条、第9条第3項、第10条～12条、第14条～第16条、第17条第2項、第17条の2・3、第27条、第28条、第29条第1項、第30条、第33条	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限の移譲	電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務・権限のうち、電気工事業の登録、登録の取消、差止命令第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	245	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	高圧ガス保安法第20条第1項ただし書、第22条第1項第1号、第58条の22・23の第1・3項、第58条の24・27・29・30、第61条第2項、第62条第2項 等	高圧ガス保安法に係る事務・権限の移譲	高圧ガス保安法に係る事務・権限のうち、製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	246	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	経済産業省	A 権限移譲	火薬類取締法第15条第1項ただし書、第35条第1項第1号、第45条の28、第45条の29第1・3項、第45条の30・31・33・34・36、第45条の37第1項、第53条第1項第1・5・7・8号	火薬類取締法に係る事務・権限の移譲	火薬類取締法に係る事務・権限のうち、火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定のように府県域を跨ぐために中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	247	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建設業法第3条第1項、第3条の2第1項、第5条、第7条、第11条第1～5項、第12条、第13条、第15条等	建設業法に係る事務・権限の移譲	建設業法に係る事務・権限のうち、建設業の許可、営業停止、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	248	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	宅地建物取引業法第1条第1・3項、第3条の2第1項、第4条第1項、第6条、第8条第1・2項、第9条、第10条、第11条第1項、第25条第4・6・7項 等	宅地建物取引業法に係る事務・権限の移譲	宅地建物取引業法に係る事務・権限のうち、宅地建物取引業の免許、免許の取消、許可の取消のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	249	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	不動産の鑑定強化に関する法律第23条第1項、第24条、第25条、第26条第3項、第27条第2項、第28条、第29条第1項、第30条、第31条第1・2項、第32条第2項、第41条 等	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限の移譲	不動産の鑑定評価に関する法律に係る事務・権限のうち、不動産鑑定業者の登録、懲戒処分、勧告のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	250	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	土地収用法第18条第1項、第19条第1・2項、第20条、第21条第1・2項、第22条、第23条第1・2項、第24条第1・3項、第25条第2項、第25条の2第1項、第26条第1～3項、第26条の2第1項、第27条第1～4・6・7項 等	土地収用法に係る事務・権限の移譲	土地収用法に係る事務・権限のうち、事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	251	09_土木・建築	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	建築基準法第6条の2第1項、第7条の2第1項、第77条の18第3項、第77条の20、第77条の21第1～3項、第77条の22第1・2・4項、第77条の23第1項 等	建築基準法に係る事務・権限の移譲	建築基準法に係る事務・権限のうち、建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理のように府県域を跨ぐために近畿地方整備局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	252	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第7条、第11条第1項、第12条第1・3項、第14条第1項、第15条、第17条、第18条第1項、第19～21条、第22条第1項 等	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限の移譲	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に係る事務・権限のうち、大深度の使用認可のように府県域を跨ぐために国土交通省の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	253	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	環境省	A 権限移譲	土壌汚染対策法第3条第1項、第35条、第36条第3項、第37条第1項、第39条、第40条、第43条、第43条、第54条第1・5項、第56条第1	土壌汚染対策法に係る事務・権限の移譲	土壌汚染対策法に係る事務・権限のうち、指定調査機関の指定・監督のように府県域を跨ぐために地方環境事務所等の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あらゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、前述の実績を踏まれば円滑な事務の執行に支障は生じないことから、府県をまたぐ場合の権限を関西広域連合に移譲すべきである。	—
H30	254	03_医療・福祉	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	保健師助産師看護師法施行令第3条第5項	准看護師籍登録等事務の見直し	准看護師の籍訂正については、申請する場合、「就業地の都道府県知事を經由しなければならない」とされているが、実情を踏まえ、運用の弾力化を図るため、就業地の經由を必須条件としないことへの見直しを求める。	准看護師免許の主な手続きとしては、准看護師籍訂正と免許証の書換え・再交付がある。免許証の書換え・再交付申請については「就業地の都道府県知事を經由してすることができる」とされている一方、籍訂正の申請については、「就業地の都道府県知事を經由しなければならない」とされている。申請の經由により、就業地及び免許発行元の都道府県において申請書及び添付書類の確認並びに書類の転送等、事務の重複が生じているところである。関西広域連合においては、域外の都道府県知事交付の准看護師免許に係る申請約200件のうち、籍訂正に係る申請が約170件と8割以上を占めている。このような状況を鑑み、准看護師籍訂正の申請について、免許証の書換え・再交付と同じく「就業地を經由してすることができる」と改めることにより、申請者が免許発行元の都道府県に直接申請できるようになり、手続きに要する期間が短縮される。以上のことから、准看護師の籍訂正について、利用者の利便性の向上及び就業地の都道府県の負担軽減を図るため、「就業地経由」の義務付けの見直しを求める。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	255	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	調理師法第3条第2項	調理師試験受験資格の緩和	調理師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。(参考) 関西広域連合域内において、調理師試験の受験者数は、年間約5,000人から約6,300人程度で推移。	—
H30	256	06_環境・衛生	その他	関西広域連合	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	製菓衛生師法第5条第2項	製菓衛生師試験受験資格の緩和	製菓衛生師試験の受験資格について、現行の規定により定められている「新制中学校を卒業している者。又はこれと同等以上の学力を有する者。」の学歴要件について撤廃することを求める。	調理師試験の受験資格としては、実務経験2年以上に加え、中学校卒業以上の学歴要件が定められている。この学歴要件があるため、受験者は受験時の添付書類として「卒業証明書」(氏名等変更がある場合は戸籍抄本等が必要)の提出が必要である。しかしながら、この学歴要件については、①義務教育制度によりほとんどの者が中学校を卒業している中で、中学校卒業以上の要件を課すことは形骸化しており、他の資格の多くは中学校卒業要件を課していないこと、②調理師として必要な食の安全及び衛生に関する知識の習得状況は、調理師試験で確認されていることから、不要であると考えられる。さらに、当該学歴要件を撤廃することで卒業証明書が不要となり、受験者の利便性の向上、試験事務及び卒業証明書発行に係る学校事務の負担軽減につながる。以上のことから、受験資格の学歴要件撤廃を求める。(参考) 関西広域連合域内において、製菓衛生師試験の受験者数は、年間約1,900人から約2,100人程度で推移。	—
H30	257	10_運輸・交通	その他	関西広域連合	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	通訳案内士法施行規則第16条第2項	通訳案内士登録業務の見直し	通訳案内士登録の際に提出を求めている書類の見直し	通訳案内士の登録に当たっては、必要書類として、通訳案内士法施行規則第16条において、申請書、健康診断書、合格証書の写し及び履歴書等の提出を義務づけている。このうち、健康診断書については、同規則第17条に規定される「精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。)とする」ではないことの証明を求めるものであるが、申請者が医師から専門外の分野であること等を理由に診療を断られる事例が発生している。その他、精神科等での受診の要否、定期健康診断書での代用の可否の問い合わせ等、登録申請書類のうち、最も多くの問い合わせが寄せられている。健康診断書については、口述試験において、通訳案内の現場に必要なコミュニケーションを図るための実践的な能力を判定していることに鑑みれば、登録申請時点で医師による診断を不要としても大きな影響は出ないものと考えられる。また、履歴書については、登録事務、またそれ以降においても使用されておらず、申請手続において提出させる理由が不明確であり実務上の必要性が乏しいと思われる。以上のことから、申請者の利便性の向上及び行政効率化の観点に立ち、健康診断書及び履歴書を提出書類から省くなど制度の見直しを求める。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekkai.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekkai.html</a>
H30	258	01_土地利用(農地除く)	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	国土形成計画法第10条	広域地方計画協議会の事務局機能の移管	広域地方計画協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。しかしながら、現在の「関西広域地方計画」については、策定するに当たって関西広域連合として意見を申述する場を設けていただき、その趣旨を踏まえていただいた部分はあるものの、根本的には国が主導する、東京の視点に立った全国計画の地方版であると言わざるを得ない。また、関西広域連合に正式な提案権は付与されなかった。この点について、関西広域連合は設立から7年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきており、それぞれの利害を調整しながら関西全体の発展に繋がる計画を主体的に策定できる能力を有している。また、関西広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、構成府県市のみならず管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。以上のことから、地方創生の更なる推進を図るためにも、国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合に移譲するとともに、広域地方計画協議会の事務局機能についても移管すべきである。	—
H30	259	11_その他	その他	関西広域連合	国土交通省	A 権限移譲	港湾法第50条の4	港湾広域防災協議会の事務局機能の移管	港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合が担うことができるように法改正を求める。	関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立から7年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところであり、港湾については、広域インフラ検討会の中に港湾部会を設置し、大阪湾港湾の連携や関西主要港湾の「防災機能」等の連携の方向性を取りまとめ、第3期広域計画においても「機能強化の観点から連携施策の方向性の検討していく。」としているところである。地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであること、関西広域連合には日本海側に港を有する京都府及び鳥取県も参画しており、当該地域をも対象としたより広域的な観点から港湾機能の継続の検討が可能となることから、港湾広域防災協議会の事務局機能を関西広域連合に移管すべきである。なお、協議会の事務局機能を関西広域連合に移管することにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり(関西広域連合の分野事務の一つには防災も含まれている)、行政の効率化を図ることもできると考える。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【国土交通省】 (4)通訳案内士法(昭24法210) 通訳案内士の登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【国土交通省】 (5)通訳案内士法(昭24法210) 通訳案内士の登録申請時の添付書類(施行規則16条2項)については、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す。 [措置済み(通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令(平成31年国土交通省令第33号))]</p>	<p>通訳案内士の登録申請時の添付書類について、申請者及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直した。</p>	<p>【国土交通省】通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令(国土交通省令第33号) 【国土交通省】「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」の一部改正について(平成31年4月10日付け観参第826号) 【国土交通省】通訳案内士法第4条各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書について(平成31年4月10日付け観光庁参事官(観光人材政策担当)事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_257">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_257</a></p>	<p>観光庁観光産業政策課観光人材政策室</p>
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	260	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項第291条の2第4項	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じることが求められる。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に對し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市から持ち寄ることが必要であると考えている。しかしながら、持ち寄る段階では関連する権限は国にあり、関西広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、持ち寄り、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、法律に規定があるものの、形骸化している。については、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。	—
H30	261	11_その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第291条の2、第291条の3、第291条の4	広域連合の規約変更における大臣許可手続きの弾力化	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とすること。	広域連合の規約の変更を許可制から届出制に改めることに関しては、総務省から過去に以下の指摘がなされたところである。 ①広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する蓋然性が高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属しないと判断することはできない(H28) ②許可に当たっては、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその妥当性をも判断しているところであり、届出制では総務大臣がその適法性・妥当性を判断することができず(H29) しかし、①について、広域連合では、構成府県市の事務を持ち寄ることができるとされており、本件に関しては、事務権限はすでに地方にあるため該当しない。 ②についても、広域連合の規約変更に当たっては、その可否について広域連合及び構成団体並びに関係機関等とも協議を重ね、更に構成団体等の議会において、住民の福祉の増進や事務処理の効率化等の見地から審議し、議決を得ていることから、その妥当性は地方において十分に判断されている。この点を考えれば、総務大臣に重ねて適法性、妥当性を判断いただく必要があるのか疑問である。 以上、本件に関し、規約変更に係る許可制を届出制に改めることに問題はないと考える。また、地方分権の観点からいえば、広域連合制度の趣旨を考慮すれば、速やかに課題に対応できるように制度を整備していくことがより地方分権に資すると考える。なお、地方自治法第291条の3では総務大臣許可が不要な場合が限定的に規定されていることから、当該項目に追加されることを望む。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	262	08_消防・防災・安全	その他	関西広域連合	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法施行令第3条	災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にすること。	災害救助法に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、内閣府告示で定められており(いわゆる一般基準)、これと異なる基準を適用する場合には、施行令により、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定める(いわゆる特別基準)とされているが、気候、風土や生活習慣等の地域特性や、被害の規模・様相に柔軟に対応するためには、被災自治体の判断が尊重されるべきである。また、災害時には被災者のニーズに可及的速やかに対応すべきであり、都度内閣総理大臣への協議を必要とする現行制度は、現場の実情を踏まえたものとは言えない。実際、協議に時間を要しているとの意見や、過去の災害で認められた事例であっても特別協議を要するなど、被災地域に裁量の余地がなく、被災地の実情に応じた対応が困難であったとの意見もある。したがって、災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実にすることを求める。	—
H30	263	11_その他	村	筑北村	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地方創生推進交付金交付要綱	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、間接補助を行う場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末まで間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方創生交付金は複数年にわたって交付がなされるものであり、また一定の要件を満たせば人件費や事務所賃料、光熱水費等に充てることも可能であるが、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分の経費に充てることが事実上できなくなり、事業実施(目的の達成)に支障が生じている。 また、地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項において概算払いの規定(現在の運用では財務省主計局の指導があることを考慮し原則交付決定額の90%を上限)があり、仮に交付決定額の全額概算払いが可能となっても、間接補助金の交付完了日の考え方が見直されなければ、切れ目ない支援ができない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	264	11_その他	中核市	金沢市	総務省	B 地方に対する規制緩和	国勢調査令	国勢調査の調査員事務を委託可能とする規制緩和	平成27年の国勢調査市町村事務要領で、共同住宅や社会福祉施設への委託を可能とする記述が追加されたように、特に支障となっている、中山間地等において、調査の対象範囲・区割・契約期間について、市町村と委託業者双方の協議をもって定めることとする規定を盛り込むことを求める。委託先の例としては、毎日郵便配達等を行っている日本郵便株式会社などを想定している。加えて、対象地域への事前周知については、市町村が行うこととされた。(なお、中山間地等において試験的に実施し、委託先や状況を検証の上、対象地域を全域に拡大	本市では、調査員確保のための募集活動は行っているものの、景気の上向きや調査困難世帯の増加などに伴い、国勢調査調査員の登録者数は減少しており、(H27:527名→H28:479名)調査員の確保に苦勞をしている。特に、中山間地域では、住民の高齢化等の要因も加わり、調査員の確保はさらに厳しい状況である。小学校校下に1人も調査員がいらない地域もあり、調査に支障がでている。 また、平成22年度実施の国勢調査から郵便による回答が、平成27年度実施の国勢調査から、インターネットでの回答も可能となり、選択肢が増えたものの、未回答率は上昇しており、対象世帯への定期的な接触がますます重要となっている。そこで例示する、日本郵便株式会社などに委託が可能となれば、郵便局の定期的な訪問と住民にとって身近な存在であることが、回答率の増加にも期待できること及び郵便局のネットワークを活用した業務の拡大や行政との連携が模索されている傾向を踏まえ本提案をするものである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
<p>6【総務省】  (12)統計法(平19法53)  (iii)国勢調査(5条2項)調査員事務の外部委託については、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>					

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	265	09_土木・建築	都道府県	岩手県、二戸市、岩手町	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	宅地建物取引業法施行規則第14条の10、第14条の11	宅地建物取引士における旧姓使用について	宅地建物取引業法施行規則第14条の11に規定されている宅地建物取引士証の記載事項のうち、宅地建物取引士の氏名について、旧姓の記載を可能とすること。	本県としては、男女共同参画の推進と女性の活躍支援を行っていく立場であるが、都道府県が登録や交付等の事務を行っている宅地建物取引士においては、旧姓の使用が認められていない状況で、宅地建物取引士として活躍する方(特に女性の方)の改姓によるキャリアの分断が懸念される。他の多くの国家資格(建築士、弁護士等)において、旧姓の使用が認められている状況を鑑みると、宅地建物取引士においても旧姓使用を可能とすべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	266	11_その他	都道府県	岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、一戸町	総務省	B 地方に対する規制緩和	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・個人番号カード交付事業費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条 ・個人番号カード交付事務費補助金交付要綱 第5条、第6条、第12条、第14条	個人番号カード交付事業費補助金・事務費補助金に係る運用改善	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、以下の改善を求める。 (1) 早期の交付決定(4月～9月までの上半期実績を基に、遅くとも12月には交付決定する。) (2) 補助事業実績報告書様式第10号(市町村→県)及び第12号(県→総務省)に記載する総務省の交付決定通知を特定できるよう指示してほしい。 なお、総務省からの文書を基に、県から市町村に通知しているため、総務省の文書番号を特定できれば、県の文書番号も特定されるもの。 (3) 算定基準額算出のための調査を1回にする。	(1) 当該補助金は年度末ぎりぎりに交付決定されるため、事務処理期間が非常に短く、対応に苦慮している。 【平成29年度の場合】 ○3月29日(木)交付決定受理(この後、県→市町村へ通知。併せて所要額も調査依頼。) ○4月4日(水)所要額等調査の提出期限(市町村報告をとりまとめ、県→国への報告。※土日を含むため、実質3日程度の事務処理日程) ○4月6日(金)算定基準額公表(この後、所要額等調査を基に、国→県→市町村と実績報告の依頼。) ○4月10日(火)額の確定報告書の提出期限(市町村からの実績報告をとりまとめ、県→国への報告。※土日を含むため、実質1日程度の事務処理日程) (2) 交付に係る申請書・報告書等に記載すべき総務省からの指令(決定)文書が複数ある中、どれを書けば良いのかが分かりづらく各都道府県担当者によっても記載の仕方がそれぞれ異なっているようである。 (3) 年度末に市町村が所要見込額調査を実施し、その後交付申請を経て総務省から交付決定される。その後年度末から翌年度当初にかけて再度市町村が所要額調を行ったうえで実績報告を行う事務処理となっているが、これら手続が非常に煩雑で、かつ期間が短いため、市町村から多くの苦情が寄せられている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	267	03_医療・福祉	中核市	青森市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活困窮者自立支援法第5条、生活困窮者自立支援法施行規則第16条、「住居確保給付金の支給事務の手引き」、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答(問7-5)」	住居確保給付金の再支給要件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、傷病等により就職活動ができないまま当初支給期間が終了した者が、その後就職活動を再開し、支給要件を満たした場合に再支給できるようにすることを求める。	○住居確保給付金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第16条により、解雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主の都合による離職により経済的に困窮した場合に限り、認められている。 ○住居確保給付金の受給開始後、疾患により就職活動ができないまま当初支給期間(3か月)が終了した者について、その後に疾患の治癒により就職活動を行うことが可能となり、かつ、就職を容易にするため住居を確保するため必要があると認められる場合であっても、再支給することができない。 ○当市(当県)における有効求人倍率は全国平均を下回っており、また、保護率も全国平均を大きく上回っている。生活保護の受給開始後に経済的に自立する事例は多くなく、生活保護の受給前に生活困窮者に対して自立を促進していくことが重要である。 ○住居確保給付金は高い常用就職率があり、生活困窮者の自立支援策として有効である。 【参考】 ○平成29年時点の人口千人あたりの生活保護受給者の割合(%) 全国平均16.8%、青森県23.38%、青森市30.55%	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	268	03_医療・福祉	一般市	松原市	総務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法第229条	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	利用者負担額に係る審査請求について、議会に諮問するのではなく、地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問するよう措置されることを求めます。その理由については、右欄の「その他(特記事項)」に記載のとおりです。	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあつては、公の施設の使用料決定処分という性格を持つものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第4項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じること、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	—
H30	269	01_土地利用(農地除く)	一般市	松原市	国土交通省	A 権限移譲	都市計画法第15条第1項	区域区分の決定・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の移譲	都市計画法第15条第1項において「次に掲げる都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画 二 区域区分に関する都市計画」と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。	本市が市街化区域への編入を希望している区域であっても、大阪府が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【国土交通省】 (12)宅地建物取引業法(昭27法176) 宅地建物取引士証の記載事項(施行規則14条の11)のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、当該宅地建物取引士が希望する場合には、宅地建物取引士証に旧姓を併記することを可能とする旨を都道府県に対して周知する。 [措置済み(令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議)]	宅地建物取引士証に旧姓を使用することが可能であること、その記載方法は旧姓の併記とする旨、都道府県を対象とした会議にて周知した。 宅地建物取引士証に旧姓を併記することが可能である旨を都道府県に対して通知した。	【国土交通省】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議(1) 【国土交通省】令和元年11月12日宅地建物取引業法主管者協議会幹事県会議(2) 【国土交通省】宅地建物取引士証における旧姓使用の取扱いについて(令和2年3月18日付け国土動第133号)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_265">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_265</a>	国土交通省土地・建設産業局不動産課
6【総務省】 (17)個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金 個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金については、2018年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図る。	—	個人番号カード交付事業費補助金及び個人番号カード交付事務費補助金について、平成30年度交付分から毎年度2月末までに交付決定を行うとともに、各種照会のスケジュールを地方公共団体に事前に周知し、可能な限り照会期間を確保するなど、運用の改善を図った。	—	—	総務省自治行政局住民制度課
6【厚生労働省】 (34)生活困窮者自立支援法(平25法105) (ii)生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、傷病により求職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (35)生活困窮者自立支援法(平25法105) 生活困窮者住居確保給付金(6条)の支給については、令和元年度中に省令を改正し、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとする。	傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとするよう省令を改正した。	【厚生労働省】生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第22号)	<a href="https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_267">https://www.cao.go.jp/hunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu_suchi.html#h30_267</a>	厚生労働省社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	270	06_環境・衛生	都道府県	山形県	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	採石法第33条の4	地域環境の保全を考慮した採石法の改正(第33条の4「岩石採取計画」認可基準の改正)	採石業において、自治体が地域の環境に応じた判断を行い、水資源をはじめとする地域の多様な環境を将来の世代へ引き継ぐことが出来るよう、岩石採取計画認可において、水資源・景観・環境の保護等、環境に配慮した項目を認可基準に加えるよう採石法第33条の4を改正すること。(もしくは、採石法第33条の4に規定する認可基準を削除し、都道府県に認可基準を設定する権限を付与((都道府県知事が条例等により認可基準を定め、当該基準に従って処分を行うこと等)するよう採石法を改正すること。)	山形県遊佐町では、採石業の実施を巡り、業者と水資源の保全を訴える町民が対立している。遊佐町は「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」において、上記業者の採石業を「規制対象事業」に認定したが、業者は認定取消及び条例の無効を訴え係争中。また、山形県は、業者の「岩石採取計画認可申請(H28.11)」に対し、申請要件不備(町条例に基づく「規制対象事業に該当しない旨の通知」がない)を理由に拒否処分(H28.12)としたが、業者は処分取消を求め、公害等調整委員会(公調委)に裁定申請を行い係争中。公調委より、「係争証明書」の添付が不足書類を補うもので、県は採石法による実地審査を行うようとの指示があり、県で審査中。なお、採石法の認可基準には、水資源・景観・環境保護等に配慮する規定がなく、自治体は環境に重きを置いた判断ができない。環境保全等に関する条例によって採石業を規制する場合でも、司法が「無効な条例」と判断した場合には、規制することは出来ず、事業に着手されてしまう。一度損傷した水資源等を修復することは極めて困難であり、貴重な自然環境を保全するためには、岩石採取計画を審査する処分庁が、地域の自然環境を考慮した判断を行える仕組みが必要であり、根本となる採石法の改正が求められる。	—
H30	271	02_農業・農地	都道府県	山形県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	平成17年7月21日付け厚労省通知「農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて」	農林漁家民宿での食事提供について	農山漁村における交流人口の拡大による農林漁家所得向上、就業機会の創出と地域活性化を推進するため、農林漁家民宿で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考えている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁家民宿において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにしていただきたい。	農林漁家民宿が、ビジネスとして維持・発展していくためには、宿泊客の安定確保はもとより、宿泊客以外の観光客等に対しても郷土料理を中心とした食事を提供することによる安定的な収入確保が重要である。実際、規制緩和を利用して開業した事業者からは、宿泊を伴わない利用(体験と食事のみなど)に関する問合せが増え、宿泊者以外にも食事提供が可能となれば、年間利用客も増え、収入増や所得向上につながるという要望があがっている。また、農山漁村には、飲食店が少ないことから、風景や自然景観を楽しみながら地域の郷土料理を食べることができないなど、観光客のニーズへの対応不足が交流人口拡大の阻害要因の一つとなっている。現行、農林漁家民宿の宿泊者には飲食店営業許可の規制緩和の特例により、食事を提供することが可能であるが、宿泊者以外にも食事提供する場合には、当該許可施設を使用することはできず、新たに食事を提供するための専用の施設設備を整備し、飲食店営業許可を別途取得する必要がある。しかし、この場合、施設整備に対する負担が大きいため、整備を断念するケースが多いことから、これまでの宿泊者への食事提供の実績等を勘案し、農林漁家民宿に対する飲食店営業許可の更なる規制緩和が求められる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	272	09_土木・建築	市区長会	特別区長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条 国土交通省通知「都市局所管補助事業等にかかる財産処分承認基準について(国都総第2449号、H20.12.22)	国庫補助事業を活用して取得した財産の目的外使用の承認基準緩和について	国庫補助事業を活用して取得した道路用地等を目的外に使用する場合の補助金適正化法第22条に関する国土交通省基準の緩和を求める。現行の基準では、貸付等により収益がある場合、収益は補助対象施設の整備費及び維持管理費相当額を除き国庫に納付することとなっているが、これを緩和し、整備前においても将来の整備費等に充当する目的の基金に積み立てることをなどを条件に、地方公共団体の歳入にできるようにすることを求める。	【緩和の必要性】 国庫補助事業を活用して取得した財産を目的外で使用する場合として、例えば道路事業用地を取得した場合で、全ての道路予定地を取得完了するまでの間、先行して取得した土地を暫定的にコインパーキングやモデルルームなどに有償で貸し付ける、といったことが考えられる。しかしこの場合、まだ整備工事を行っていないため、施設整備費や維持管理費等は発生しておらず、収益発生額を国庫に納めなければならぬと解される。地方公共団体としては活用しても十分な歳入が得られないため、閉鎖管理したほうがよいという判断をせざるを得ないのが実情である。結果として土地のポテンシャルが活かされることない未利用地となり、不合理である。緩和により土地利用を推進するよう求めたい。	—
H30	273	11_その他	市区長会	特別区長会	財務省	B 地方に対する規制緩和	租税特別措置法第33条 譲渡所得等に係る課税の特例制度の運用に関する協力方について(依頼)(東局直資第152号、昭和52年8月15日)	租税特別措置法の課税の特例が適用された事業に供する土地の暫定活用の際の特例の取扱いの明確化	租税特別措置法の課税の特例の適用となる事業で、個人または法人の有する土地等の資産を買取りする場合、租税特別措置法の定めにより一定の要件を満たすケースでは被買取者の譲渡所得への課税の特例が適用される。この際、暫定活用として収益事業を行った場合でも、特例への影響がないという取扱いの明確化を求める。		—
H30	274	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(雇児発0905第2号)、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代替保育の連携施設の確保を求めないとする場合(事業実施場所において代替保育が提供される場合)の要件や運用上の取扱いを具体化、明確化すること。	1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国家戦略特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 2 代替保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、『連携施設の確保の例外』として、一定の要件を満たすときには、事業実施場所で代替保育が提供される場合、「事業規模を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を適切に確保することにより、代替保育の連携施設の確保を求めない」として基準が緩和されたところである。 現状、区市町村では、「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に支障が生じている(下例参照)。要件や運用上の取扱いを具体的かつ明確に示すことで、家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員の病欠・休暇等に備え、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能か)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	275	03_医療・福祉	市区長会	特別区長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間を延長すること。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「①保育内容の支援、②代替保育の提供、③卒園後の受け皿の設定」にかかる連携協力を行う施設(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。 本規定については、平成32年3月31日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な関与・調整を図っているところである。 しかし、特に、「卒園後の受け皿」では、連携候補先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設に限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿の不足(待機児童の発生)が生じている。このような状況により、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができず、結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (9)食品衛生法(昭22法233) 農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	農林漁業体験民宿における食事の提供について、都道府県等において営業施設の許可要件を定め、許可すること等を改めて周知した。	【厚生労働省】農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて(平成31年3月29日付け薬生食監発0329第3号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_271">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_271</a>	厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿の設定(同令6条3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できるようにするための方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【内閣府(4)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項)については、以下のとおりとする。 ・家庭的保育事業者等が保育所、幼稚園又は認定こども園との連携によって適切に確保しなければならない連携協力項目のうち、卒園後の受け皿(同令6条1項3号)については、企業主導型保育施設又は認可外保育施設(児童福祉法59条1項に規定する施設のうち、同法39条1項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものに限る。)であって、一定の要件を満たすものから確保できることとする。 [措置済み(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年厚生労働省令第49号))]	連携項目のうち卒園後の受け皿については、企業主導型保育事業所や市町村が独自で認証している保育所等から確保することを可能とした。	【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_274">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_274</a>	厚生労働省子ども家庭局保育課
6【内閣府(3)】【厚生労働省(7)】 児童福祉法(昭22法164)及び子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令61)のうち、連携施設(同令6条1項に規定する連携施設をいう。以下同じ。)に関する規定については、以下のとおりとする。 ・連携施設に関する経過措置(同令附則3条)の期間については、連携施設を確保しないことのできる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。	—	連携施設を確保しないことのできる経過措置期間を5年間延長した。	【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(平成31年3月29日付け厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成31年3月29日号外厚生労働省令第49号) 【厚生労働省】家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準新旧対照表(平成31年3月29日厚生労働省令第49号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_275">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_275</a>	厚生労働省子ども家庭局保育課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	276	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年6月15日法律第77号)	幼保連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の併有要件(経過措置)の見直し	子ども・子育て支援新制度において、幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有することとされている。経過措置として、平成31年度末まではいずれかの免許・資格を持つ者は保育教諭になることができるとされているところ、同経過措置の期間の延長を提案する。	平成32年度以降は幼保連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必須となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと、また、幼稚園教諭免許を更新していない潜在保育士も数多くいることが想定されることから、施設の認可時において保育教諭の確保が困難となり、幼保連携型認定こども園の新設・移行が進まないことが危惧される。本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機関が国立大学1校のみであったことから、短大2校とも受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や県外大学の受講での対応分を含めても、受講者のニーズを考えると31年度末までの更新は非常に厳しい状況である。このままでは平成32年度時点でも免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。  (大分県の状況) ・31年度末までに受講しなければならない人数:529人(A) ・31年度末までに確実に受講できる人数:340人(B) ・未受講となるおそれのある者:189人(C=A-B)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	277	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後児童支援員認定資格研修での資格取得の制度の維持	今後研修ではなく、試験等での資格取得になれば、放課後児童支援員の人材不足がより深刻化し、研修自体をやめれば質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続を求めるもの。	平成27年度に設けられた放課後児童支援員制度に対応し、県では平成31年度までの5年間に計画的に放課後児童支援員認定資格研修を実施しているが、研修修了後の退職者も出てきている。一方で、放課後児童クラブは利用者が増加傾向にあり、新たな人材の採用が必要である。今後研修ではなく、試験等での資格取得になれば、放課後児童支援員の人材不足がより深刻化し、研修自体をやめれば質の確保が難しくなるため、現行の制度の継続が望ましい。	—
H30	278	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が定める放課後児童支援員の資格要件に係る実務経験年数の短縮  【参考】 基準省令第10条第2項第3号「2年以上児童福祉事業に従事した者」 同条第9号「2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事し市町村長が適当と認めた者」 同条第10号「5年以上放課後児童健全育成事業に従事し市町村長が適当と認めた者」	基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないとされている。当該研修の受講要件は複数あるが、このうち「実務経験年数」については、短縮を望む声が市町及び現場から多く寄せられている。具体的には、資格取得者が退職した場合、しばらくの間、新たに採用した者が放課後児童支援員になることができず、基準省令上の配置(2名以上)が難しくなる事態が生じている。また、放課後児童支援員たるべき人材の要素を備えるためには、必ずしも2年という期間が必要とは言えず、むしろ、実務に基づくノウハウ、児童・保護者や他の職員からの信頼関係等を踏まえて総合的に判断されるべきものとする。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	279	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)記1(3)(4)	要保護状態にある外国人が属する国の領事館等に対する、保護制度適用の確認事務の廃止	領事館等に対する保護制度適用の確認について、これまで確認したすべての国で保護措置が無く、また、定期的に調査を行っても未回答の国があり、確認事務自体が形骸化しているため、当該事務の廃止を求めるもの。	○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書等を県に報告するとともに、報告を受けた県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は援護を受けることができないことを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとなっている。 ○本県がこれまで確認した全ての国(中国など7か国)が、保護措置は無異との回答であり、確認自体が形骸化している。 ○照会しても、当該年度で最初の照会のみ回答し、その後は未回答の国(韓国)もある。 ○本県では年間20件程度の確認を実施している(1件の確認には2週間程度要している状況)。 ○生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日厚生省社会局長通知)は、自治体に対して、当分の間、外国人に対しても生活保護法に準じて保護を行うことを定めたものであり、この通知に基づき事務処理を行っている状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	280	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発第86号)	児童養護施設における家庭支援専門相談員の充実に係る要件の見直し	定員30人未満の児童養護施設に家庭支援専門相談員を2人配置した場合には、2人分の保護単価が支給されるようにされたい。	本県の児童養護施設は、自施設の入所児童の支援のみならず、住民に身近な施設(県内の児童相談所が3か所であるのに対し、児童養護施設は10か所)として、児童虐待等に関わる家庭支援において重要な役割が期待される。現に、被虐待児の8割から9割は施設に入所せず家庭で生活しており、在宅児童への支援が必要な状況である。しかし、定数1人の家庭支援専門相談員だけでは、入所児童に加えて、地域の児童の個々の特性やその家庭環境に応じたきめ細やかな支援が十分に行えない状況にある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-yosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-yosan.html</a>
H30	281	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	法務省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法、児童福祉法施行規則	保育士登録の取消しに係る本人通知に関する事務の運用改善	保育士登録の取消しに際して、収監等により所在が不明である場合には、法務部局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善されたい。	県内で、実刑判決を受けた保育士がおり、県として保育士登録を取り消す手続きを進めたが、当該保育士が収監されたため、登録取消しの通知の送付先が不明であった。収監先について法務局に問い合わせたところ、「法的な調査権に基づく照会ではなければ回答できない」とのこと。そこで、公示送達による通知の是非について、厚労省へ問い合わせたが、不利益処分であることから、適用については慎重に検討されたいとの趣旨の回答があった。また、保育士登録証の返納も求めることができなくなるため、公示送達による通知に至らなかったところである。現状、都道府県は、本籍地である市町村への犯歴照会により対象者の現住所を把握することはできるが、収監された場合については、その収監先を把握することが困難であり、都道府県における登録取消しの本人への通知という法的義務を果たすにあたって支障となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	282	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府	B 地方に対する規制緩和	地域少子化対策重点推進交付金実施要綱	地域少子化対策重点推進交付金の審査方式の簡略化	地域少子化対策重点推進交付金の審査方式を簡略化し、企画内容と費用の概算での審査をお願いしたい。	地域少子化対策重点推進交付金については、平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、「地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の充実」を図ることとされたところであるが、現在でも実際の審査においては積算の根拠等の確認といったやりとりで多大な労力を要しているのが現状である。	—
H30	283	03_医療・福祉	知事会	九州地方知事会、日本創生のための将来世代応援知事同盟	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱	幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金の一本化	幼保連携型認定こども園を整備する際の施設整備について、一種類の交付金又は補助金で対応できるようにしていただきたい。	現在、幼保連携型認定こども園の整備については、文科省が所管する認定こども園施設整備交付金と厚労省が所管する認定こども園施設整備交付金の2つの交付金を受ける必要がある。平成29年12月26日地方分権改革推進本部決定において、申請の書類の統一化を図るなどの事務負担軽減の方向性が示されたところであるが、申請を2省庁に行わなければならないこと、定員や整備面積に応じた複雑な按分計算を行わなければならないという問題は解消されていない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
6【内閣府(5)】【文部科学省(5)】【厚生労働省(13)】 教育職員免許法(昭24法147)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園における保育教諭の経過措置(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平24法66)附則5条)の期間については、保育士に対する幼稚園教諭免許取得の特例及び幼稚園教諭免許状保有者に対する保育士資格取得の特例も含め延長することし、所要の措置を講ずる。	—	幼保連携型認定こども園の保育教諭の資格要件等を緩和する特例を5年間(令和6年度末まで)延長した。	【文部科学省】教育職員免許法(令和1年6月14日号外法律第37号) 【文部科学省】教育職員免許法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(令和1年6月7日号外法律第26号) 【内閣府】【文部科学省】【厚生労働省】就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律新旧対照表(令和1年6月7日号外法律第26号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_276">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_276</a>	内閣府子ども・子育て本部 文部科学省総合教育政策局教育人材政策課 厚生労働省子ども家庭局保育課
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	—	放課後児童クラブに係る「従うべき基準」を参酌化し、国の基準を十分参照した上で、地域の実情に合った基準を条例で定めることを可能にした。	【厚生労働省】児童福祉法(令和1年6月26日付け号外法律第46号) 【厚生労働省】児童福祉法新旧対照表(令和1年6月7日法律第26号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_278">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_278</a>	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
6【厚生労働省】 (36)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、2018年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令元> 5【厚生労働省】 (43)外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、地方公共団体から領事館等からの過去の回答の有無等を踏まえ、確認の頻度等について適切に判断するものであることを地方公共団体に通知する。 [措置済み(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)]	外国人への生活保護の措置に関する領事館等への確認の頻度等について、過去の回答の有無等を踏まえ、地方公共団体が適切に判断するものである旨を通知した。	【厚生労働省】生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続について(平成31年3月29日付け厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_279">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu1suchi.html#h30_279</a>	厚生労働省社会・援護局保護課
—	—	—	—	—	—
6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (x)保育士の欠格事由(18条の5第2号)に該当することとなった者の保育士登録の取消しに関する事務について、当該者がいずれかの刑事施設に収容されていることが判明し、当該施設が不明であるため、保育士登録の取消通知ができない場合には、都道府県知事が法務省矯正局に文書で照会を行うことにより、収容先の施設を把握することができることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	284	02_農業・農地	知事会	九州地方知事会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条	農用地利用配分計画の知事認可における縦覧制度の廃止	農地中間管理事業による農用地等の賃借権の設定については、農用地利用集積計画及び農用地利用配分計画(以下「配分計画」という)の2つの計画作成が必要となり、公告縦覧の期間もあるため、農業者などから手続きが煩雑であるとの声が寄せられている。 農地中間管理事業の手続きの煩雑さを軽減するため、配分計画の知事認可における縦覧制度を廃止するよう求めるもの。	農用地の権利移動に係る関係法令には、農地中間管理事業の推進に関する法律、農地法、農業経営基盤強化促進法がある。 農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律)による農用地等の賃借権の設定については、農業経営基盤強化促進法や農地法に比べて手続きが煩雑であり、農業者などから事務改善や営農に支障を来しているとの声が寄せられており、農地中間管理事業の推進を妨げる要因の一つとなっている。 また、現行制度上でも、配分計画案については、市町農業委員会の意見等を確認しており、地域の農業者などの利害関係者とも調整を図ることができているため、縦覧制度を廃止しても特段の支障はないものとする。 なお、大分県では、農地中間管理事業が創設されて以降、縦覧期間中に利害関係者から意見書が提出されたことはない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>
H30	285	02_農業・農地	知事会	九州地方知事会	法務省、農林水産省	B 地方に対する規制緩和	債権管理回収業に関する特別措置法第2条 就農支援資金制度(青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法)	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加	債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権へ都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権を追加 都道府県の債権回収の円滑化を図る。	都道府県からの貸付金等を原資とした公益財団法人等の貸付債権は、債権管理回収業に関する特別措置法の特定金銭債権に該当しないことから、サービスへ当該債権の管理及び回収業務を依頼することができない。弁護士等へ管理及び回収業務を依頼することも選択肢としては考えられるが、サービスの場合に比べて費用が大幅に嵩む傾向があり選択が躊躇われるため、結果として円滑な債権回収に支障を来している。ついては、都道府県の債権回収の円滑化を図るため、当該債権を債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条第3号の例に準じて特定金銭債権へ追加することを求める。 【制度改正の必要性】 都道府県の債権回収の円滑化を図ること。 【具体的な支障事例】 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第102号)の施行に伴い廃止)に基づき青年農業者等育成センターが国及び都道府県からの貸付金を原資として貸付を行った就業支援資金について、多額の未収金が発生しているが、サービスへ管理及び回収業務を依頼する選択を取れないことが大きな要因となり、円滑な債権回収に支障を来している。(多くの都道府県で同様の例により未収金が発生している) 【制度改正により懸念される点】 特段想定されない。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>
H30	286	06_環境・衛生	知事会	九州地方知事会	環境省	B 地方に対する規制緩和	自然公園法第10条第2項	国立公園内の施設整備における国と地方公共団体の役割分担の明確化	三位一体改革以前に都道府県が整備した既存施設の改修を含む国直轄整備対象を明示し、施設については、国が直轄事業として実施していただきたい。	国立公園については、原則として国が公園事業を実施することとなり、また、平成17年の三位一体改革により、国の直轄事業の対象が明確化されるとともに、直轄整備に必要な経費が拡充されたが、改革以前に都道府県が国庫補助事業により整備した施設の老朽化等に伴う維持管理や更新のあり方については、環境省から方針が示されておらず、現在も引き続き県が所管し、維持管理を行っているところである。 しかし、これらの施設の中には補修や部分改修のレベルを超えた全面的な再整備が必要な施設があり、その対応に苦慮している。 当県では国立公園内の県の施設を国に譲渡が可能となった事例はなく、また、施設の廃止についても、利用者の安全性や利便性の確保等を考えると、相当の反発が予想されるため極めて難しい。廃止したことをもって必要性のない施設と解釈され、国による再整備が進まない可能性もある。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>
H30	287	01_土地利用(農地除く)	知事会	九州地方知事会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	統計法第16条 統計法施行令第4条	法人土地・建物基本調査の都道府県の事務の見直し	国土交通省が5年ごとに実施している「法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)」について、作業の効率性や調査を受ける法人の立場を考慮しながら、各都道府県が外部に再委託している事務は国が一括して外部委託するなど、都道府県の事務負担を軽減するよう都道府県事務を見直すこと。	本調査については、統計法第16条及び統計法施行令第4条に基づき、以下の区分で事務を行うこととされている。 〔都道府県〕 ・活動が都道府県内にとどまる「会社以外の法人」の名簿整備、督促(2回目・3回目)、調査票の回収・受付(形式審査)、データ入力 〔国土交通省〕 ・活動が全国展開している「会社以外の法人」及び「会社法人」の名簿整備、その他都道府県が実施する業務以外の業務 《支障事例》 ・民間企業へ委託して実施する単純事務についても、国が事務を行うこととされている事務もあれば、都道府県が事務を行うこととされている事務もあり、国と都道府県でそれぞれ民間企業への委託を行う必要があり非効率となっている。 ・都道府県が断片的に事務を行うこととされているため、調査を受ける法人にとっては、調査の各部分における主体が国か都道府県か分かりにくく、混乱やトラブルを招きかねない。 《非効率となっている具体例》 別紙のとおり 《調査対象法人の混乱やトラブルを招く恐れのある具体例》 別紙のとおり	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu_kekka.html</a>
H30	288	05_教育・文化	知事会	九州地方知事会	文部科学省	B 地方に対する規制緩和	宗教法人法第22条	宗教法人の役員から暴力団員等を排除するための宗教法人法の改正	宗教法人法第22条に定める「役員欠格」条項に、「暴力団員等」(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。)についての規定を設けること。	法定受託事務として都道府県知事は宗教法人法の規定に基づく宗教法人の設立認証や規則変更認証等を行っている際、設立認証を行う際、役員が宗教法人法第22条の欠格要件に該当しないことを確認しているが、暴力団員等については、欠格要件に含まれていないため排除することが出来ない。 【支障事例】 ・宗教法人は、宗教活動のほか同法第6条において公益事業を行うことができるとされ、同事業に関し、税制優遇が認められている。役員に暴力団員等が含まれる宗教法人や暴力団員等がその事業活動を支配している宗教法人は、その税制優遇措置を利用することで、その税優遇の趣旨に反し、暴力団その他の活動のための資金とする蓋然性がある。 ・宗教法人の公益事業と同様の公益目的事業を行うことを目的とする法人として、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」により認定される公益財団法人及び公益社団法人があるが、同法においては、上記理由等により、役員に暴力団員等が含まれること及び暴力団員等がその事業活動を支配している法人を公益財団法人等の欠格事由と規定しており、暴力団等の関与を排除出来ることとなっているが、宗教法人においては、それが出来ない。	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【農林水産省】 (7) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (ii) 農用地利用配分計画の案の縦覧(農地中間管理事業の推進に関する法律18条3項)については、廃止する方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令元&gt; 5【農林水産省】 (8) 農業経営基盤強化促進法(昭55法65)及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平25法101) (i) 農用地利用配分計画の案の縦覧については、廃止する。 [措置済み(農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第12号))]</p>	<p>農用地利用配分計画の案の縦覧を廃止した。</p>	—	—	農林水産省経営局農地政策課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【国土交通省】 (18) 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【国土交通省(19)】 統計法(平19法53) 法人土地・建物基本調査については、都道府県の負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。 ・令和5年に実施する当該調査に先立ち試行的に実施する令和3年の予備調査に係る事務については、国が処理する。 [措置済み(令和3年予備調査において実施)] ・当該調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>	<p>国土交通省において、「法人土地・建物基本調査令和3年予備調査」を実施。 なお、法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、令和4年度中に政令を改正し、令和5年から国が処理する。</p>			国土交通省不動産・建設経済局情報活用推進課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	289	10_運輸・交通	知事会	全国知事会、全国市長会、全国町村会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路運送法第78条</li> <li>道路運送法施行規則第3条の3</li> <li>道路運送法施行規則第49条</li> <li>「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について(平成30年3月30日自動車局長通知)」</li> <li>「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(平成30年3月30日自動車局長通知)」</li> <li>「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について(平成27年3月30日自動車局長通知)」</li> <li>「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて(平成28年3月31日自動車局長通知)」</li> <li>道路運送法第3条第1項第1号</li> <li>道路運送法第9条の2</li> <li>「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領について(平成26年3月26日自動車局長通知)」</li> <li>都市計画法第29条第1項第3号</li> <li>都市計画法施行令第21条第1項第6号</li> </ul>	地域の实情に応じてコミュニティバス等の円滑な導入を可能とする制度の構築	人口減少等の進展により、コミュニティバス等は地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の实情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築。	区域運行バス等として運行するコミュニティバス、自家用有償旅客運送等については、人口減少等の進展により、地域公共交通として主要な地位を占めるようになったが、法令上は従前のまま補助的かつごく例外的な位置付けのままとされ、その活用が本来期待される範囲に比べて著しく限定されているため、関係する法規制を横断的に見直し、地域の实情に応じた地域交通の円滑な導入を可能とする制度を構築することが必要である。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	290	11_その他	一般市	大村市	内閣府、総務省	B 地方に対する規制緩和	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第13条</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第13条～第16条</p> <p>通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領 第3-2-(1)-ウ(エ)</p> <p>地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律 第二条</p>	住民が負担を感じることはない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	<p>①交付時来庁方式において代理人が来庁し、顔写真付きではない身分証を提示した場合は、カードを本人限定受取郵便にて発送することを可能とする。</p> <p>②新たな交付方法として、マイナンバーカード交付における一部の事務を、郵便局(郵便局員)でも行うことが出来る方を策定する。具体的には、市区町村の職員に代わり、カードの写真と申請者との同一性の確認を行うことが郵便局員でも可能となるよう、「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律」に当該事務を追加するなどの所要の法律改正を行う。</p>	<p>【制度改正の経緯】</p> <p>マイナンバーカードの交付事務については法定受託事務となっており、全国の市区町村が実施している。マイナンバーカードは運転免許証と同様に公的な身分証となるため、カードの交付に際し厳格な本人確認を要すが、本人が疾病や障害等により来庁できない場合に認められている代理人への交付手続が実情に応じていない。</p> <p>【支障事例】</p> <p>現在、入院等でやむを得ず来庁出来ない場合は、申請者の代理人が必要書類を窓口で提示することで、カードの交付を行っているが、代理人が提示する必要書類において、申請者自身の顔写真付き身分証がない場合、交付が出来ず、マイナンバーカードをお渡しすることが出来ない。</p> <p>マイナンバー制度の普及・促進にはマイナンバーカードの交付は必須事項であることから、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方を検討する必要がある。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	291	03_医療・福祉	都道府県	香川県	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	難病の患者に対する医療等に関する法律第5条	指定難病医療費助成制度の自己負担上限額管理制度の見直し	自己負担上限額管理制度は、管理票を交付する都道府県はもとより、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関において多大な事務負担となっており、記載漏れや記載誤りの発生しやすい制度となっている。従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上限額を管理する制度にすることで、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	自己負担上限額管理制度(受給者ごとに1か月の自己負担額の上限を設ける制度)は複数の医療機関を利用する場合を想定して、受給者証とともに交付された自己負担上限額管理票に、各医療機関において、診療ごとに医療費を記載することとなっている。このことは、管理票を交付する県のみならず、管理票を持参する患者、管理票の記載を行う医療機関においても多大な負担を強いられるとともに、記載漏れや記載誤りなども発生するとの声もある。例えば、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように、医療機関ごとに上限額を管理する制度(レセプト単位での管理)にすることで、各医療機関の会計コンピュータ上の管理に対応でき、医療機関等の負担や支給誤り等を防止することになる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	292	11_その他	指定都市	浜松市、裾野市	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第244条及び第244条の2	指定管理者制度の対象となる「公の施設」の拡大	地方自治法第244条の2第3項に規定される指定管理者に管理を行わせることができる施設の対象範囲について、条例を定めれば、「公の施設」とされていない施設でも指定管理者制度を導入できるよう規制緩和を求める。	地方自治法第244条の2に規定される指定管理者制度は、その導入対象を「公の施設」と限定している。当該施設は同法第244条において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されていることから、学校給食センターや廃棄物処理場に適用することができない。当市では行政改革の一環として指定管理者制度を含めた民間活力の導入を積極的に進めており、指定管理者制度を活用するメリットとしては、委託する業務を限定し仕様を定める必要がないため、民間事業者の創意工夫により、仕様書に定められた業務以上のサービス提供やノウハウを活かした施設運営が期待できる点であると認識している。この点、学校給食センター等において市民サービスの向上、財政コストの低減が期待できる。さらに、当市では市清掃工場と隣接する市総合水泳場を有しており、清掃工場からの熱や蒸気を総合水泳場の温水プールに利用しているが、現在、清掃工場は委託契約、総合水泳場は指定管理で管理運営している。清掃工場に指定管理制度を適用できれば、水泳場と一体的な管理が可能となり、より効率的な運営を行うことができると考える。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p><b>6【国土交通省】</b> (9)道路運送法(昭26法183) 自家用有償旅客運送者(79条)による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る78条3号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者(又はそれを代表し得る者)等を構成員を含む協議会等(地域公共交通会議(施行規則9条の2)を含む。)の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に2018年度中に通知する。</li> <li>・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。</li> <li>・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、引き続き検討する。</li> </ul> <p>(16)都市計画法(昭43法100) (i)地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議(道路運送法施行規則(昭26運輸省令75)9条の2)等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p>	—	<p>自家用有償旅客運送者による少量貨物に係る許可については、地域公共交通会議等で協議が調えば許可に際し関係者の意見の聴取が不要な旨を通知した。</p> <p>地方公共団体・地方整備局への情報提供を通じて迅速・柔軟な許可の運用に努めることとし、許可の在り方について引き続き検討する。</p> <p>コミュニティバスの用に供する施設について開発許可が不要な建築物を規定した施行令21条26号(地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設)に該当し得る旨を通知した。</p>	<p>【国土交通省】「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正について(平成31年3月29日付け国自旅第304号、国自貨第156号)</p> <p>【国土交通省】コミュニティバスの用に供する施設に係る開発許可制度上の取扱いについて(技術的助言)(平成31年3月29日付け国都計第149号)</p> <p>【国土交通省】「自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて」の一部改正に係る取扱いについて(令和2年1月22日付け自動車局貨物課長事務連絡)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_289">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_289</a></p>	<p>国土交通省都市局都市計画課</p> <p>国土交通省自動車局貨物課</p>
<p><b>6【総務省】</b> (14)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)</p> <p>(iv)郵便局の更なる活用については、個人番号カードの交付について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続を完了することが可能であることを、地方公共団体に2018年度中に通知する。</p> <p>また、地域のニーズに応じた生活に身近な場所での申請受付や申請補助、交付方法について、地方公共団体の協力を得て検討し、優良な取組事例を2019年度中に公表する。</p>	—	<p>個人番号カードの交付事務について、市区町村窓口以外の場所であっても、市区町村の職員が本人確認を行うことにより、取得手続が可能である旨を通知した。</p> <p>また、マイナンバーカード交付円滑化のための優良事例について「マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)」を作成し、HP等で公表した。</p>	<p>【総務省】出張申請受付方式(企業等一括申請方式)及び出張申請サポート方式の推進について(平成31年1月31日付け内閣府大臣官房番号制度担当室参事官、総務省自治行政局住民制度課長事務連絡)</p> <p>【総務省】マイナンバーカードの申請・交付方法</p> <p>【総務省】マイナンバーカード取得促進のための先進事例集(その4)(令和2年2月18日総務省自治行政局住民制度課)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_290">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_290</a></p>	<p>総務省自治行政局住民制度課</p>
<p><b>6【厚生労働省】</b> (35)難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) (i)指定難病の医療費助成(5条)に係る自己負担上限額を管理する制度については、自己負担上限額管理票への記載漏れや誤記入等を防止する観点から、その記載方法を地方公共団体に2019年中に改めて周知し、制度の適正な実施が図られるよう努める。</p>	—	<p>自己負担上限額管理表について、記載方法を改めて通知した。</p>	<p>【厚生労働省】特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法等について(令和元年6月26日付け厚生労働省健康局難病対策課事務連絡)</p> <p>【厚生労働省】特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について(指定医療機関用)(令和元年6月厚生労働省健康局難病対策課)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_291">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_291</a></p>	<p>厚生労働省健康局難病対策課</p>
<p><b>6【総務省】</b> (1)地方自治法(昭22法67) (ii)普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設(244条)に該当しない施設について、包括的民間委託等による施設の効率的かつ効果的な運営管理を行おうとする地方公共団体の検討に資するよう、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に2018年度中に周知する。</p>	—	<p>普通地方公共団体が設ける施設のうち、公の施設に該当しない施設について、地方公共団体における先進的な取組事例を整理し、地方公共団体に周知した。</p>	<p>(参考:総務省)地方公共団体における行政改革の取組(平成31年3月29日公表)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_292">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_292</a></p>	<p>総務省自治行政局市町村課行政経営支援室</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	293	11_その他	町	矢巾町	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第21条第1項及び第5項 公職選挙法施行令第12条 住民基本台帳法第6条第1項 住民基本台帳法第14条第1項	公職選挙法第21条第1項の規定の見直し	公職選挙法第21条第1項の規定を「住民基本台帳法第6条第1項により、住民基本台帳に記載された満18歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き3か月以上その台帳に記載されている者」とする。	公職選挙法施行令第10条の2において、「被登録資格を有する者を常時調査し、その確認が得られない者を選挙人名簿に登録してはならない」とあるが、全ての選挙人を常時調査することは、極めて困難であり、全国1,741の市区町村の選管を対象に実施した総務省の調査においては、わずか40の市町村でしか居住調査ができていないのが現状である。選挙人名簿登録者数が極めて少ない場合であれば、調査可能と思われるが、調査を実施している選管と実施できていない選管とで対応が異なれば、選挙人に対して不平等が生じる。もとより、住民基本台帳法第14条第1項の規定により、市町村長は住民基本台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じなければならないこととなり、居住実態に誤りがないよう努めていることから、当該台帳に記載された情報をもとに選挙人名簿を作成したとしても支障はない。また、当該問題は国会でもたびたび議論されており、平成30年2月23日の予算委員会第二分科会では総務大臣から「調査結果を見て前向きな方向性を模索してみたい」旨の御答弁があったところであるが、現場の選挙管理委員会からも制度改正を望む。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	294	11_その他	市区長会	中核市市長会	総務省	B 地方に対する規制緩和	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)	PFIを活用した施設整備を行う場合の交付税措置があることの明示	PFIを活用して、集約化・複合化、転用等による施設整備を行った場合、公共施設等適正管理推進事業債を利用して施設整備を行う場合と同等の交付税措置があることの明示。	—	—
H30	295	03_医療・福祉	市区長会	中核市市長会	内閣府、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	児童福祉法第56条の4の3、認定こども園施設整備交付金交付要綱、厚生労働省保育所等整備交付金交付要綱	認定こども園に係る施設整備財源の一元化	認定こども園の施設整備にあたっては、幼稚園部分は文部科学省、保育所部分は厚生労働省からの交付金となっていることから、その財源を統合し、内閣府において交付決定することを求めるもの。	【支障事例】 単体の認定こども園の施設整備にも関わらず、二つの交付金に係る事務が発生している。このため、一体での施設整備計画でありながら、一方は採択、一方は不採択となる困難案件も生じた。この件については、不採択となった交付金相当額を補助事業者側が負担することで、施設整備が可能となったが、負担額によっては、施設整備自体が不可能となることも予想される。また、この件以外にも、文部科学省部分の交付金が満額交付とならなかったため、差額を補助事業者が負担した件もあり、各市の進める待機児童対策や認定こども園の推進に大きな支障となっている。	—
H30	296	01_土地利用(農地除く)	市区長会	全国市長会	国土交通省	B 地方に対する規制緩和	都市計画法施行令第25条第1項第6号 都市計画運用指針(第8版)[都市施設(IV-2-2 II B.1.)]	市町村が地域の实情に応じて公園の設置を判断できるよう枠付けの廃止・緩和	都市公園等の設置について法令等により大都市部の状況を前提として一律に基準が定められているが、人口減少、都市のコンパクト化など地域の社会状況に即した公園の適切な設置を市町村が自ら判断できるよう、制度を見直すこと。	都市計画法施行令第25条第1項第6号では、開発行為の許可基準として、開発区域の面積が0.3ha以上5ha未満の開発行為について、面積の3%以上の公園、緑地又は広場を設けることが義務付けられている。そのため、開発行為ごとに小規模な公園等が必要以上に多数設置されている。また、公園等の必要性の判断のもととなる開発区域の周辺の状況について、許可権者の都道府県と管理を引き受ける地元市町村との判断が異なり、周囲に田園や山林等の自然が多いにも関わらず、公園等が多数設置され、市町村は住民の利用が少ない多くの公園の管理に苦慮している。市町村自らが定める公園等の設置基準に基づき、公園等の設置が不要と判断した場合には設置を求めないことを同施行令第29条の2第2項第3号に規定する緩和基準に追加するなど、制度を見直すべきである。また、都市計画運用指針では、街区公園は誘致距離250mを標準として配置することが望ましいと定められており、特段の例外的事情のない限り通常は、各自自治体はこの規定に沿った判断をするよう実体的に枠付けられている。このため、市街地のすぐ近くに田園・緑地等が広がっているにもかかわらず、公園を多数配置することとなり、実情に合っていない。このため、誘致距離について、廃止又は大都市部を前提とした基準以外に農村部等の地域の实情に合った基準を選択できることとし、市町村が地域の状況に応じた公園の配置を判断する制度に見直すべきである。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	297	03_医療・福祉	指定都市	相模原市	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の12の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理における「マイナンバー」による情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務における「所得区分」を収集可能としていただきたい。	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を送付することができず、医療受給者証発行までに時間を要している一因となっている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	298	07_産業振興	都道府県	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	経済産業省	A 権限移譲	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条 同法施行令第3条	小規模事業者支援法に基づく経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限の都道府県への移譲	商工会及び商工会議所による経営発達支援計画に係る経済産業大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】 経営発達支援計画の認定を受けた団体であっても、認定計画に基づく伴走型補助事業の補助額ゼロ査定を受けることもあり、その理由も示されないため、着実な計画実施に大きな支障をきたす恐れがある。 【制度改正の必要性】 現在、県内の承認計画団体は8割を超え、計画認定の意義は着実な事業実施とPDCA管理に移行されているが、国において、膨大な数の計画のきめ細かな管理を行うことは困難と考えられるため、基盤整備計画の例と同様に都道府県が認定し、PDCA管理することが望ましい。 【新たな情勢変化】 国において経営発達支援計画も含めた小規模事業者政策の見直しが検討されているほか、未来投資戦略2018においても、小規模事業者に対する「都道府県、市町村とも連携した地域一体となった支援体制の強化・確立を目指す」とこととされている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	299	03_医療・福祉	都道府県	広島県、宮城県、三重県、愛媛県、中国地方知事会	内閣官房、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエンザ等対策特別措置法第10条	抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄	抗インフルエンザウイルス薬について、国及び都道府県の備蓄量(行政備蓄)を削減し、メーカー及び卸売業者の備蓄量(流通備蓄)を増加することを求めるもの。	—	—

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【国土交通省】 (16)都市計画法(昭43法100) (iv)開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準に係る施行令25条6号ただし書の適用については、開発区域の周辺に公共空地として存続することが担保されている緩衝緑地等が存する場合もその対象になり得ること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に2019年中に周知する。	—	都市計画法施行令25条6号ただし書の適用について、開発区域に隣接して緩衝緑地等が存在する場合についても適用できる場合があること、公園等の管理者となる市町村(特別区を含む。)と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を周知した。	【国土交通省】国・地方公共団体が参画する担当者会議資料	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_296">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_296</a>	国土交通省都市局都市計画課
6【内閣府(14)】【総務省(15)】【財務省(5)】【文部科学省(14)】 【厚生労働省(33)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)及び難病の患者に対する医療等に関する法律(平26法50) 指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。					
4【経済産業省】 (4)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(5条)に係る事務・権限については、有識者の意見等を踏まえつつ、国及び都道府県の連携方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果や当該制度の運用状況、都道府県等の意見を踏まえつつ、必要な措置を講ずる。	<令元> 5【経済産業省】 (6)商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平5法51) 経営発達支援計画の認定(7条)については、商工会又は商工会議所が市区町村と共同して計画を作成するとともに、経済産業大臣が計画を認定しようとするときは、都道府県知事の意見を聴くこととする。 [措置済み(中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律(令和元年法律第21号))]	商工会又は商工会議所が市区町村と共同して経営発達支援計画を作成し、経済産業大臣が計画を認定する際には都道府県知事から意見を聴くよう法改正した。	【経済産業省】商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 新旧対照表(抜粋)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_298">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_tsuchi.html#h30_298</a>	中小企業庁小規模企業振興課
—	—	—	—	—	—

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	300	11_その他	都道府県	広島県	内閣府	A 権限移譲	地域再生法第5条	地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限の都道府県への移譲	市町村が作成する地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る地域再生計画の内閣総理大臣の認定権限について、都道府県知事に移譲する。	【支障事例】 広島県内においては、エリアマネジメント活動に必要な財源確保の課題がある中、エリアマネジメント団体が継続的に地域の価値を高める活動が実行できるよう、県は市町と連携して取組への支援を行っているが、今回の法改正により、県と市町の一体的な取組に支障を生じる恐れがある。  また、エリアマネジメントは、特定のエリアにおいて行われるものであるが、エリアマネジメント活動を通じてにぎわいを創出し地域の価値を高めていくためには、市町村域外を超えて人の流れを創出するなど、都道府県全体へ効果を波及させていくことも重要となってくる。さらに、都市計画など、県の権限等との整合性を図る観点も不可欠であり、移譲を受けた都道府県(手上げ方式で移譲された場合を含む)が認定事務を行うことで、広域的な視点でより効果的かつ地域の実態に即した計画とすることができる。  ■県・市連携の取組例 ＜広島市との連携＞ 本県は広島市とともに、中長期的な視点で広島市の都心の将来像や目指す姿、その具体化に向けた施策等を示す「ひろしま都心活性化プラン」を共同で策定している。その中の具体的な施策「市民、企業、行政などの連携・協働によるまちづくり」を掲げ、先導的な取組としてエリアマネジメント活動の支援を、本県と広島市が連携して行っている。  ＜福山市との連携＞ 福山駅が福山市の「顔」として、また、備後圏域の玄関口として、市民、事業者、行政がめざす福山駅前の姿を共有し、連携して再生に取り組んでいくための方向性を示すため、福山市と連携し、「福山駅前再生ビジョン」を策定し、今後、具体的な取組を行っていくところである。	—
H30	301	07_産業振興	指定都市	札幌市	経済産業省	B 地方に対する規制緩和	計量法第16条及び第72条計量法施行令第18条及び別表第3	水道メーターの検定有効期間の規制緩和	電磁式を含む水道メーターの検定有効期間の8年以上への延長		—
H30	302	11_その他	都道府県	鳥取県、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合(鳥取県他61団体の長)※代表:鳥取県知事 平井 伸治	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方公務員法第38条	地方公務員が副業をできる要件の緩和及び基準の明確化	営利企業等の従事(いわゆる「副業」)については原則禁止で例外的に許可により認める考え方だが、許可制から届出制に改正し、地域で求められている社会貢献活動に積極的に参画できるよう促す。	少子高齢化・人口減少が進む地方では、限られた人材で地域を支えなければならないが、地方公務員は、原則「副業」が禁止されており、公益性のある無償の活動であっても、報酬を得て活動を行うためには任命権者の許可を得る必要がある。許可の基準は地方自治体の人事委員会に決定権があるとされているが、法律で原則禁止が謳われている上に、任命権者の許可が必要とされているため、公益性のある活動であって何らかの報酬が出る活動について、自治体として明確な基準を設け、積極的に促進させにくい傾向にある。このため、許可制から届出制にすることで、職員が自発的に活動をしやすい環境を整備された。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	303	11_その他	中核市	宮崎市	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第201条の14	選挙運動の期間前に掲示された政治活動のための「のぼり」の撤去を可能とする	公職選挙法201条の14(選挙運動の期間前に掲示されたポスターの撤去)について、撤去対象に「のぼり」を追加するため、法文中の「ポスター」を「文書図画」とする。	選挙の候補予定者を2人の弁士の1人として写真入りで紹介した政党等主催による政談演説会の告知ポスター(以下「2連ポスター」。)については、公職選挙法201条の14に基づき、当該ポスターにその氏名又はその氏名が類推されるような事項を記載された者が当該選挙において候補者となったときは、その日(告示日)のうちに、これを撤去しなければならないとされている。一方、2連ポスターと同じ図案の「のぼり」(以下「のぼり」)については、直接的に規制する規定が公職選挙法にない。このため、平成30年1月執行の本市市長選挙において、候補者となった者が掲載されたのぼりが、選挙運動期間中も引続き掲示され、市民から苦情や問合せが多く寄せられたが撤去させることができなかった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	304	01_土地利用(農地除く)	市区長会	指定都市市長会	財務省	B 地方に対する規制緩和	国有財産法第22条第1項及び第2項	国有地の無償貸付における要件緩和	国有地の無償貸付による自治体での活用にあたり、利益を得る行為が制限されていることから、PPP等官民連携による当該行為が可能となるよう制度改正を求めるもの。	国有地の無償貸付による自治体での活用を検討するにあたり、国有財産法において利益を得る行為が制限されている。このため、現行の規定で利用計画の検討を行った場合、維持管理経費程度の収益は認められるようではあるが、それ以外の収益(例えば初期投資相当額など)が困難となることから、官民連携事業の推進に支障を来す可能性が高い。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	305	05_教育・文化	市区長会	指定都市市長会	総務省、文部科学省	B 地方に対する規制緩和	地方独立行政法人法第21条第2号・70条	公立大学法人の所有する土地等の第三者貸付を可能とするための規制緩和	国立大学法人法の改正に伴い、平成29年4月より、国立大学法人においては、文部科学大臣の認可を受けて、土地等の第三者貸付が可能となっている(国立大学法人法第34条の2)ことから、公立大学法人においても国立大学法人と同様に資産の有効活用を図り、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることできるようにするため、地方独立行政法人法の改正を提案するもの	公立大学は、国立大学と並び我が国の高等教育にとっては欠かせない重要な存在となっており、今後、我が国の教育研究水準の一層の向上に取り組むためには、公立大学における教育研究活動の充実とそための財政基盤の強化が必要である。 そのような中で、国立大学法人は、法改正により資産の有効活用を図ることができるようになり、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てることできるようになった。一方、公立大学法人は、地方独立行政法人法第70条により、「大学の設置及び管理」及び「これに附帯する業務」以外の業務を行ってはならないとされている。 ある公立大学では、資産の有効活用及び福利厚生の充実を目的として、キャンパス内の土地にキャンパス内外から利用可能なコンビニの設置を検討したが、地方独立行政法人法第70条の「附帯する事業」の範疇ではないため、その設置ができない状況にある。 この現状では、国立大学法人には認められている、資産の有効活用(土地の第三者への貸し出し等)による自己収入の確保が困難であり、教育研究水準の一層の向上に取り組もうとしている公立大学法人の自主・自律的な運営を阻害している。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	306	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱 5、別表1—2、別表1—3、次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて 3(2)	「次世代育成支援対策施設整備交付金」の事務の簡素化	○次世代育成支援対策施設整備交付金に係る厚生労働省との協議・申請段階において、整備区分が大規模修繕又は防犯対策強化整備事業の交付基準である、公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積もりと、民間工事請負業者2者の見積もりを比較して、いずれか最も低い方の価格を基準とするとされている要件について、民間工事請負業者2社の見積もりを廃止すること。	○市有施設の改修にかかる補助金・交付金の申請において、民間事業者の見積もり徴収を要件とする事例は極めてまれであり、またその内、民間見積価格を採用した例もほとんどないことから、必須とは考えられない見積もりを徴収している。 ○また、民間事業者の見積もりを徴収する場合、入札前に公共工事の内容(内容によっては、詳細な図面提供が必要)を一部民間業者に提供することになるため、当該業者にのみ準備期間を与え、入札において有利に働く可能性があるなど、公共工事における公平性の担保について懸念される。 ○当該交付金に係る年度毎に発出される協議開始の通知から協議書提出までの期間が短いことから、短期間での見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に労力を要するとともに、民間業者に対しても負担を強めている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【総務省】 (6) 地方公務員法(昭25法261) (ii) 職員の営利企業への従事等の制限(38条)については、職務専念義務、職務の公正の確保及び職員の品位の保持等を担保しつつ、地方公務員の社会貢献活動等への積極的な参画を可能とするため、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に2019年度中に必要な情報提供を行う。	—	職員の営利企業への従事等の制限について、地方公共団体における先進的な取組事例等について調査を行い、地方公共団体に必要な情報提供を行った。	【総務省】「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査(勤務条件等に関する附帯調査)」の結果等について(令和2年1月10日付け総行公第1号総務省自治行政局公務員部公務員課長通知) 【総務省】別添1(兼業に関する調査の集計結果) 【総務省】別添2(兼業に関する取組・事例) 【総務省】別添3(国家公務員関係法令)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_302">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_302</a>	総務省自治行政局公務員部公務員課
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
6【総務省(10)】【文部科学省(9)】 地方独立行政法人法(平15法118) 公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。 ・大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例について、公立大学法人等に2018年中に通知する。 ・大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。	—	・公立大学法人の土地等について、業務又は附帯業務として貸し付けることが可能な事例を通知した。 ・業務及び附帯業務に該当しない公立大学法人の土地等の第三者貸付を可能とした。	【総務省】【文部科学省】公立大学法人の土地等を貸し付ける場合の取扱いについて(平成30年12月25日付け総務省自治財政局財務調査課、文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡) 【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第26号) 【総務省】【文部科学省】地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律新旧対照条文	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_305">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_305</a>	総務省自治財政局財務調査課 文部科学省高等教育局大学振興課
6【厚生労働省】 (38) 次世代育成支援対策施設整備交付金 次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、地方公共団体へ事前に当該要綱を情報提供するとともに、予算成立後速やかに周知を行うこととする。	—	次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱について、地方公共団体へ交付金の次年度要綱を速やかに周知した。	【厚生労働省】平成31(2019)年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について(平成31年2月4日付け子発0204第2号厚生労働省子ども家庭局長通知) 【厚生労働省】「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について(平成31年3月22日付け子発0322第4号) 【厚生労働省】厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(平成31年3月22日付け子発0322第4号)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_306">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_306</a>	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	307	03_医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「子ども・子育て支援交付金交付要綱」中、別紙「放課後児童健全育成事業」	放課後健全育成事業に係る小規模児童クラブにおける補助基準額の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙「放課後児童健全育成事業」では、構成する児童の数ごとに補助基準額が定められており、児童数20人を境に大きな開きがある。</li> <li>よって、児童数20人以上の場合の補助基準額を基準としつつ、19人以下の小規模児童クラブに対する補助基準額について、構成児童数が1～19人の間に、実情に応じた新たな積算区分を設けるなど、激変が緩和されるよう交付要綱を見直すこと。(最も小規模となる児童クラブについては、現在、国において議論中の「職員配置基準の見直し」とあわせ解決を図る。)</li> <li>補助基準額の積算根拠を明示すること。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;  児童数19人の場合:2,797,000円  児童数20人の場合:3,906,000円  (19人の積算には、「小規模放課後児童クラブ支援事業交付金」559,000円を含む)</p>	<p>○国の配置基準では、児童数が20人未満の小規模児童クラブであっても、20人以上の児童クラブと同様に常時2名の支援員を配置した運営体制が必須である。財政支援の格差から人員確保が困難である中、開所時間や開所日数に影響を及ぼさないよう、人員配置に多大な労力を要している。</p> <p>(15人～19人の児童クラブ数:9クラブ/全193クラブ H29.4現在)</p> <p>○現在、20人を若干数上回っているような放課後児童クラブが、少子化等の影響で年度中もしくは将来的に19人以下になった場合、大幅な運営費の減少となり、安定的な事業運営に支障をきたす。</p> <p>(20人～25人の児童クラブ数:18クラブ/全193クラブ H29.4現在)</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html</a>
H30	308	06_環境・衛生	市区長会	指定都市市長会	環境省	B 地方に対する規制緩和	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第15条の2の5第2項) ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(第12条の7の16)	災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和	<p>廃棄物処理法第15条の2の5「産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例」について、現行で許可対象とされていない処理施設の内、特に石膏ボード(ガラスくず)の破碎施設を特例の対象と出来るよう所要の改正を求める。</p>	<p>廃棄物処理法第15条の2の5に規定される特例は、同法第15条の許可対象施設に該当しない施設には適用されない。このため、平成28年の熊本地震の際に発生した多種多量の災害廃棄物の処理に時間を要した。</p> <p>特に、廃石膏ボード(ガラスくず)については県外の民間の中間処理施設で処理することを検討したものの、同規定を適用できず、再資源化が可能な状態であっても最終処分せざるを得なかった。</p> <p>そもそも、石膏ボードの破碎施設は、家屋解体あるいは新築に伴い発生する産業廃棄物を想定しており、一般廃棄物処理施設の許可を出している自治体は少ないのが現状である。</p> <p>加えて、同法第2条の3第2項では「非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、(中略)分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。」とあるが、大規模地震災害の場合、多くの家屋が倒壊する蓋然性が高いため、石膏ボードや木くずは特に多量に発生することが予想される。</p> <p>また、廃石膏ボードを最終処分する場合、条件によっては硫化水素が発生することがある点からも、受け入れ可能な施設において速やかに再資源化することが望ましいといえる。</p> <p>なお、本来的には、災害時には自治体の適正な判断のもとで全ての「産業廃棄物許可対象以外の処理施設」が特例の対象となることを望むが、過去の被災経験から特に制度の支障を感じた廃棄物について提案するものである。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	309	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害救助法・局長通知	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化	<p>災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書式」の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。</p>	<p>現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書式」は多岐にわたっており、作成に多くの時間を要するものとなっている。</p> <p>また、書式の内容も複雑なものが多く、例えば監査を受ける際の資料について、個人ごとや日ごとに作成しなければならず、作業量が膨大であった。特に生活必需品の「輸送記録簿」は、「いつ」「どこに」「誰の分を」「いくらで」届けたかを記録しなければならず、災害救助を行いながら、個々の記録作業に追われることで、迅速な救助対応に支障をきたしている。</p> <p>【例】  避難所設置費用を例にあげると、様式6で購入した物の品名・金額を記載し、様式7では避難所ごとの支出額を記載する必要があるが、避難所ごとの支出額が不要であれば、様式7は省略できるのではないかと。また、混乱期において、現場(避難所等)で物品の受け払い等を細かく管理することは現実的に困難であり、特に単価が小額かつ数が多くなる内容の救助項目(様式6.9.11.18等)については、総括的な内容を記載すれば足りるよう簡略化していただきたい。</p> <p>様式22(輸送記録簿)においては、「生活必需品」を支給した世帯(12,000世帯)について、輸送日、輸送先、輸送額などを全て記載する必要があった。</p> <p>輸送自体は配送業者が行っていたため、データの摺り合わせ等を含めて作成に5ヶ月程度要した。配送業者が作成する請求書等をもって様式の作成の代わりにするなどの見直しも含めて検討して頂きたい。</p> <p>加えて、各様式に明確な記載例を明示いただくとともに、災害の有無に関わらず、事前に周知していただきたい。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	310	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	内閣府告示第228号第4条	災害救助法における生活必需品の支給基準の見直し	被災者へ支給する生活必需品の「支給基準」を、現行の「り災区分」に依らない別のものにする様に見直しを提案するもの。	<p>災害救助法による生活必需品の支給について、支給対象となる被災者は、「内閣府告示第228号第4条」及び「災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月11日付け社施第99号)」の様式に記載があるように、家屋被害が半壊又は全壊等と認められた者に限られるような形となっている。</p> <p>実際の救助事務においては、り災証明書以外に「り災区分」を証明する手段が無いため、り災証明書を発行して対応しているのが現状である。しかし、激甚災害等の大規模災害時には、災害発生日から10日以内に、被災者全員に罹災証明書を発行し、生活必需品を支給することは困難である。</p> <p>生活必需品の「支給基準」に「り災区分」を用いることは、生活必需品の迅速な支給を阻害しており、「被災者の迅速な救助」という制度の趣旨に反している。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka_vosan.html</a>
H30	311	02_農業・農地	市区長会	指定都市市長会	農林水産省	B 地方に対する規制緩和	○農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条 ○(同法律)施行規則第7条 ○農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(告示 改正 平成12年3月30日農林水産省告示第448号)の「5. 災害復旧事業補助計画書」	農地等災害復旧事業における補助金申請書類の簡素化	<p>被災農地等の災害復旧事業のために申請する補助金の申請書類が複雑であるため、</p> <p>①補助計画書上には、補助対象経費のみを記載すること。</p> <p>②複数年度にまたがる事業については、最終年度の事業費は総事業費から前年度までの事業費の差し引きによって算出すること。</p> <p>③より記載しやすく、間違いが起きにくいレイアウトへ変更すること。(別紙参照)</p> <p>以上の3点について様式の簡素化を提案するもの。</p>	<p>被災農地等の災害復旧事業では、各自治体で補助金の申請を行う際に、農林水産省が指定した「補助計画書」を作成する必要がある。この補助計画書の様式は非常に複雑である上に、数値を記載するための取り決めが多く、資料の作成に苦慮している。</p> <p>例えば、同資料を作成する上で、復旧事業に必要な工事費(補助対象事業費)の他に、工事費に応じて算出する工事雑費(補助対象外経費)を記載する必要があるが、本工事に先駆けて応急工事を行った場合については、応急工事における工事費と工事雑費、本工事における工事費をすべて合算し工事費として記載しなければならず、工事費(補助対象事業費)に応じて補助がある中で、一部工事雑費(補助対象外経費)が含まれることとなり、本来の補助対象事業費の算定に苦慮している。</p> <p>また、年度を跨いで補助金事務を行うものについては、事業費を年度毎に算出して、その総計を総事業費として算出しなければならないため、総額として算出した額と差が生じるなど、チェックや算定に手間が生じている。</p> <p>実際に各市町村で内容の誤りが頻発しており、本市でもミスが無いようにするため、資料の作成や内容の確認に相当な時間を要している。</p>	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【環境省】</b>  (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)  非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。  また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。  あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令2&gt;  <b>5【環境省】</b>  (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭45法137)  (i) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知する。  【措置済み(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡)】  (ii) 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とする。  【措置済み(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号))】</p>	<p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例(9条の3の3)については、その手続において必要な事項を定めた条例の制定に資するよう、条例の制定事例を地方公共団体に通知した。また、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理の特例(15条の2の5)については、省令を改正し、非常災害により生じた廃棄物を処理するときは、当該施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず、当該施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を対象とすることとした。</p>	<p>【環境省】「廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例」の策定について(令和2年3月31日付け環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室事務連絡)  【環境省】条例制定事例集  【環境省】(通知)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(令和2年7月16日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長、廃棄物規制課長通知)  【環境省】(概要)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令について(令和2年7月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課、廃棄物規制課)  【環境省】(条文)廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和2年環境省令第18号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_308">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_308</a></p>	<p>環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課</p>
<p><b>6【内閣府】</b>  (1) 災害救助法(昭22法118)  (ii) 救助事務の処理に必要な帳簿書式等については、災害時の地方公共団体の事務手続が効率的に行われるよう、作成方法の明確化等を図るとともに、必要に応じて記載内容の見直しを行うなど、2019年度中に必要な措置を講ずる。</p>	—	<p>炊き出し供与状況について領収書の添付を可能とする等、救助事務の処理に必要な帳簿書式の記載内容を簡素化した。</p>	<p>【内閣府】「災害救助法による救助の実施について」の一部改正について(平成31年3月25日府政防第471号)  【内閣府】「災害救助費負担金の国庫負担について」の一部改正について(平成31年3月27日府政防第376号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_309">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_309</a></p>	<p>内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)</p>
—	—	—	—	—	—
<p><b>6【農林水産省】</b>  (4) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭25法169)  (i) 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書(施行規則7条)の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018年度中に告示を改正する。</p>	—	<p>告示を改正し、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書等の様式を、補助対象外経費の記載を要さない様式へと改正した。</p>	<p>【農林水産省】農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件の一部を改正する件(農林水産省告示第559号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_311">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fu_suchi.html#h30_311</a></p>	<p>農林水産省農村振興局整備部防災課</p>

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	312	06_環境・衛生	市区長会	指定都市市長会	経済産業省、環境省	B 地方に対する規制緩和	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条・第10条	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業の省略	容器包装リサイクル制度における市町村による選別作業を省略することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。	容器包装リサイクル制度では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第6条及び第10条を基に市町村が分別収集の一環として選別作業を行うとともに、再商品化事業者も再商品化工程の中で重ねて選別作業を行っている。本提案では、市町村による選別作業を省略し、再商品化事業者が行う選別作業へ一体化することにより、市町村の処理費用低減及び中間処理費用の合理化を図ることを求める。 【具体的な支障事例】 選別作業を一体化する場合と比べて、市町村の処理費用が嵩んでいる。 また、中間処理費用が嵩むことにより、再商品化の促進を阻害する要因の一つとなっている。 【制度改正による懸念点】 市町村によっては、諸般の事情により選別作業の一本化を必ずしも望まない場合が想定されるため、地域の自主性により選択的に制度を適用することが出来るようにする必要があると考えられる。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>
H30	313	08_消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	B 地方に対する規制緩和	災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第3項	災害援護貸付金の据置期間及び償還期間の延長	自治体が被災者の生活再建のために貸付ける「災害援護資金」の償還期間について、見直しを提案するもの。	災害援護資金貸付金は、借りてから3年の「据置期間」の後、7年間で償還する必要がある。しかし、震災から2年経過した今でも仮設住宅に住み、元の生活を取り戻せない被災者が多く、低所得者を対象とした当制度において、援護資金を借りてから3年で生活を立て直すことは困難である。 また、据置期間は2年間の延長が可能だが、10年の返済終了期限は変わらないため、残りの5年間で償還しなければならず、据置期間を延長しても債務者の金銭的負担は緩和されない。については、据置期間の延長とそれに伴う償還期間の延長をご検討いただきたい。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka-vosan.html</a>
H30	314	02_農業・農地	一般市	見附市	農林水産省	A 権限移譲	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農業振興地域整備計画の変更に係る知事同意の撤廃	都道府県知事が指定した農業振興地域の区域の全部、又は一部が存する市町村は、その区域内の農業振興地域について農業振興地域整備計画を策定をしなければならず、策定・変更にあたっては知事に同意を得る必要があるが、一定規模面積以下の農振除外の取り扱いについては、農地転用許可権限の委譲と同様に、農振除外の知事同意を撤廃する。	【支障事例】 現在、地方都市では少子高齢化の進展に伴い、農業の就労人口は減少し、かつ、従事者の高齢化が進み、不作付地が増加する傾向にある。土地利用のニーズとしては、農地としての土地利用ニーズは少ないが、農地以外の商業、工業、住宅としての土地利用ニーズは依然として高い状況にある。上記の問題の課題解決に向けた、集落再編や持続可能な農業、農村に向けた、地域の実情やニーズに応じた土地利用が速やかにできない状況である。 そうした中で、地域が責任をもって判断し、この区域は守る農地、この区域は開発地へ転換していくなど、農業経営や食料生産数量を考慮しつつ、地域の実情やニーズに応じた土地利用や都市計画のようなコンパクトシティを推進する必要がある。 以上のことから、積極的に農振除外を進める必要があるが、農振除外に伴う農業振興地域整備計画の変更にあたり、都道府県知事同意に時間を要している。 【参考】 政府の経済財政運営基本方針「骨太の方針」17年版において、明記されていた「食糧安全保障の確立」の文言は消えたほか、平成30年からは国策であった国による従来の米の生産調整政策が廃止され、農家の経営感覚に基づく生産が可能となった。 さらに国からの米の直接支払交付金がなくなるなど、国の農業に対する関与が薄くなっている状況において、農地だけは守るといっては地域の実情に即していないと思われる。	—
H30	315	03_医療・福祉	一般市	米子市	内閣府	B 地方に対する規制緩和	子ども子育て支援法	子ども・子育て支援給付費(委託料)の請求等に係る業務の効率化	子ども・子育て支援制度に基づく、施設型給付費の支払いのための事業者・自治体間のデータ交換について、国におかれて、計算フォームの開発・配布を行うなど地方の事務作業の効率化を図ることを求める。	—	
H30	316	03_医療・福祉	一般市	今治市	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法 介護保険法施行規則 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の見直し	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付など情報連携が想定されない申請・届出において個人番号(マイナンバー)の記入を求める規定を見直すこと	・介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が説明できない。 ・マイナンバーの記入にあたってはマイナンバーカード等による本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないのではないかと不安を与えている。 ・介護事業者が代理申請する場合においても、マイナンバーの管理や代理申請の条件が厳しく負担が大きいことから、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事務が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/teianbosyu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
<p>6【経済産業省(5)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目標として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>&lt;令3&gt; 5【経済産業省(3)】【環境省(7)】 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) 市町村が行うプラスチック製容器包装廃棄物の再商品化に向けた選別作業については、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令3法60。以下この事項において「法」という。)において、再商品化計画の認定を受けた市町村は、当該選別作業を実施することなく、再商品化実施者に選別作業を委託できる(法35条)ところ、法は公布(令和3年6月11日)後1年以内に施行することとされており、今後、関係政令を整備の上、速やかに施行する。</p>	<p>市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討を行った。また、令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」や令和3年1月に取りまとめられた「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」を踏まえて、令和3年3月政府としてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案を閣議決定。令和3年6月4日に成立、同月11日に公布された。令和3年8月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第9回、第10回)において、政省令・告示案を審議いただき、令和3年10月から11月にかけてパブリックコメントを実施。令和3年11月に開催した中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議(第11回)において、パブリックコメントを踏まえて修正した政省令・告示案を審議いただいた上でとりまとめ、政省令・告示が令和4年1月19日に公布され、同年4月1日に施行された。</p>	<p>【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令(令和4年1月19日付け政令第25号) 【経済産業省】【環境省】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行規則(令和4年1月19日付け経済産業省環境省令第1号)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_312">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_312</a></p>	<p>経済産業省産業技術環境局資源循環経済課容器包装リサイクル担当 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室</p>
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
<p>6【内閣府(13)】【厚生労働省(32)】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (iv)個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。 ・介護保険法施行規則(平11厚生省令36)に規定する被保険者証(同令27条1項)等</p>	—	<p>被保険者証等の再交付申請において、運転免許証等の書類により本人確認ができた場合は、申請書への個人番号の記載を省略可能とした。</p>	<p>【厚生労働省】介護保険最新情報vol.741(令和元年9月30日付け厚生労働省老健局介護保険計画課)</p>	<p><a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_316">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/h30fushuchi.html#h30_316</a></p>	<p>内閣府大臣官房番号制度担当室 厚生労働省老健局介護保険計画課</p>



年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
H30	317	11_その他	一般市	今治市	総務省	B 地方に対する規制緩和	・地方税法施行規則 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	給与支払報告書における配偶者特別控除対象者の個人番号を記入する欄の追加	給与支払報告書(地方税法施行規則様式 第十七号様式別表)を、配偶者特別控除対象者の個人番号(マイナンバー)を記載する様式に修正すること。	社会保障・税番号制度の開始に伴い、事業主から市へ提出される「給与支払報告書(地方税法施行規則様式第十七号様式別表)」に、受給者やその配偶者、扶養親族の個人番号(マイナンバー)の欄が追加された。 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用に当たってはその被扶養者の特定が重要であり、当市ではマイナンバーの利用による被扶養者特定により、業務の効率化を試行している。 しかし、配偶者特別控除対象者に限っては様式に欄がなく、摘要欄に「(配特)氏名」と記入するのみとなっており、マイナンバーを記入する欄がない。そのため、該当者のマイナンバーを1件ずつ住民基本台帳システムにより調査する作業が発生した(年間1000件程度)。 また、同世帯であれば住民基本台帳により配偶者であることが確認できるが、単身赴任等で他の市区町村に居住している場合には氏名だけでは対象者を特定できないため、事業主あるいは本人に対し、配特対象者の住所等を再確認する必要が生じている。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>
H30	318	03_医療・福祉	町	江府町	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	介護報酬における中山間地域等における小規模事業所加算の加算要件の見直し	山間地域等における小規模事業所加算の加算については、対象が小規模事業所に限られているが、これを人口密度等の条件を勘案し、小規模事業所以外にも適用できるように、加算要件の見直しを求めるもの	中山間地域においては、小規模な居住地及び集落が広範囲にわたっており、長距離や高低差の大きい集落間の移動・冬季における除雪(独居高齢者の玄関の雪かき等)など、負担がかかっているところである。この負担については事業所規模に比例して増しているものである。 中山間地域におけるサービス提供に関しては、中山間地域等に所在する小規模事業所がサービス提供を行う場合に加算があるほか、本来のサービス提供地域を超えて中山間地域等へサービス提供を行う場合にも加算が措置されているが、中山間地域等に所在する大規模事業所がサービスを提供する場合には加算が措置されておらず、上記の負担については事業所が負担しているのが現状である。 このように、大規模事業所に負担を強いている状態が続くことで、利用定員の減少・サービス提供範囲の見直しなど介護サービスの提供に支障を来すこととなるため、中山間地域等においても、人口密度等をふまえ一定の場合に大規模事業所でも加算が適用できるように見直しを求めるもの。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka-vosan.html</a>
H30	319	03_医療・福祉	中核市	那覇市	厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	介護保険法第24条の2第2項	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和	地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規、区変、更新申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	本市における介護認定調査員は、介護支援専門員の資格がなくても看護師、社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している調査員研修受講により介護認定調査業務を実施可能としている。 本市が委託している指定市町村事務受託法人への調査員に関しては、基礎資格として看護師、介護福祉士、歯科衛生士に加えて、介護保険法第24条の2第2項「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする」に基づき、介護支援専門員の資格を求めている。 指定市町村事務受託法人からは、市と同じ調査を行うことから、必要とされる資格要件について、市と同等にしたいと要望がある。 支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難としている。 さらに、「介護支援専門員」資格の更新研修(54時間)の期間中は「要介護認定調査」事務が滞り、その分、認定手続きの遅れが生じている。平成29年度は、委託法人の調査員4名が8日間の更新研修を受講。その結果、調査委託件数が64件減となった。	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosvu/2018/teianbosvu-kekka.html</a>

対応方針(閣議決定)記載内容 (提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等		国の担当部局
				URL	
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
6【厚生労働省】 (27)介護保険法(平9法123) (vi)要介護認定に係る調査(27条2項)については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<令2> 5【厚生労働省】 (30)介護保険法(平9法123) (i)要介護認定に係る調査(27条2項)については、省令を改正し、指定市町村事務受託法人(24条の2)が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者に当該調査を行わせることを可能とする。 [措置済み(老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号))]	指定市町村事務受託法人による要介護認定等の認定調査を行う者について、保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者を追加し、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることができること等を内容とする改正省令等を公布した。	【厚生労働省】老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第64号) 【厚生労働省】「老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令」の公布等について(令和2年3月31日付け厚生労働省老健局長通知)	<a href="https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.htm#h30_319">https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2018/h30fu1suchi.htm#h30_319</a>	厚生労働省老健局老人保健課